



令和3年版 豊島区の保健衛生

事業概要

豊島区

保健福祉部・池袋保健所

《 目 次 》

— 総 説 —

1. 沿 革	1
2. 保健所の位置と管轄区域	4
3. 保健所関係施設の概要	5
4. 組織と分掌事務	6
5. 職員配置	7
6. 人口のあらまし	9
7. 歳入・歳出決算	12

— 業務の概要 —

1. 衛生統計	14
2. 食品衛生	29
3. 環境衛生	50
4. 衛生害虫対策等	66
5. 薬 事	69
6. 医 務	72
7. 獣医衛生等	75
8. 生活習慣病対策と健康づくり	78

9. がん対策	95
10. 母子保健	108
11. としま鬼子母神プロジェクト	129
12. 精神保健	135
13. 歯科保健	144
14. 栄養指導	153
15. 健康危機管理	159
16. 感染症対策	165
17. 肝炎対策	190
18. 予防接種	193
19. 特定疾病対策	205
20. 公害健康被害補償	212
21. 保健師活動	218
22. 保健所実習	222
23. 休日・平日準夜診療	223
24. 在宅医療の推進	226
25. 豊島健康診査センター	229

— 附属機関等 —

1. 附属機関等一覧	232
2. 委員名簿	234
3. 財政補助団体一覧	240

凡 例

表中の表章記号は次のとおりである。

(平成 28 年度～令和 2 年度)

計数のない場合	0
事業のない場合	/

総 説

1. 沿 革

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
<p>昭和</p> <p>15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設</p> <p>19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称</p> <p>23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足</p> <p>28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称</p> <p>40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる</p> <p>48. 12. 6 豊島池袋保健所改築</p> <p>50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区長崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置</p> <p>50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定</p> <p>53. 3. 12 衛生部分庁舎完成</p> <p>53. 3. 31 長崎保健所改築</p> <p>62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設</p> <p>63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除</p> <p>平成</p> <p>元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室）</p> <p>2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室）</p> <p>3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設</p> <p>5. 4. 1 介護相談センター開設</p> <p>6. 10. 3 池袋保健所“AIDS知ろう館”開設</p> <p>8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設</p> <p>10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設）</p> <p>10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）</p>	<p>昭和</p> <p>12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行</p> <p>22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）施行</p> <p>23. 1. 1 食品衛生法（昭22法律第233号）施行</p> <p>23. 7. 1 予防接種法（昭23法律第68号）施行</p> <p>41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行</p> <p>58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行</p> <p>63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行</p> <p>平成</p> <p>元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法律第2号）施行</p> <p>6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正）</p> <p>7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行</p> <p>8. 4. 1 らい予防法廃止</p> <p>8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）</p>

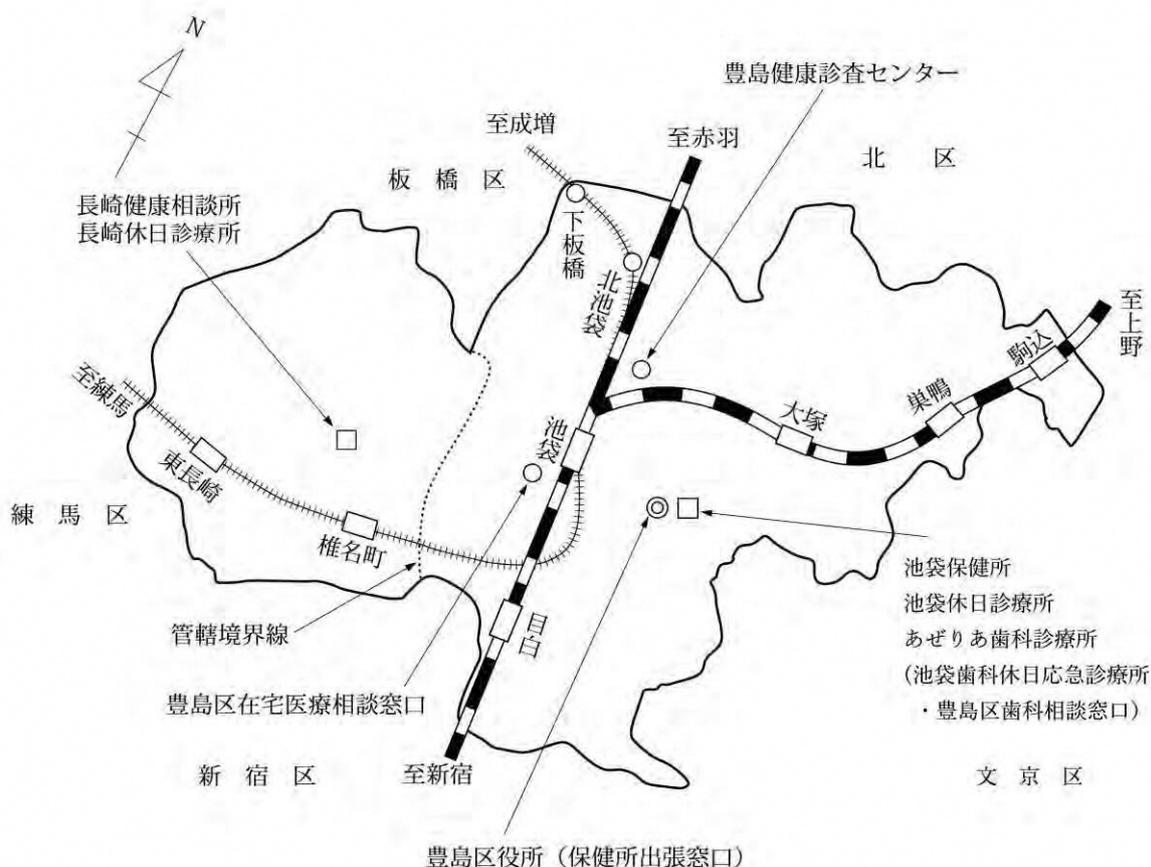
豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
<p>平成</p> <p>11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設 歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設</p> <p>11. 4. 1 口腔保健センター開設 (障害者等歯科診療事業開始) 組織改正 (衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係)</p> <p>11. 9. 1 豊島健康診査センター開設</p> <p>12. 4. 1 組織改正 (衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更)</p> <p>12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部)分庁舎改修</p> <p>14. 4. 1 組織改正 (池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置)</p> <p>18. 4. 1 事務移管 (共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管)</p> <p>18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設</p> <p>19. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編)</p> <p>20. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課において係再編)</p> <p>21. 4. 1 組織改正 (地域保健課・健康推進課において係再編)</p> <p>22. 4. 1 組織改正(がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合)</p> <p>23. 4. 1 組織改正 (生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止) 豊島区がん対策推進条例施行</p> <p>24. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。)</p> <p>25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行</p>	<p>平成</p> <p>11. 4. 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 施行 (伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の統合・改正)</p> <p>12. 4. 1 介護保険法 (平成9年法律第123号) 施行</p> <p>15. 5. 1 健康増進法 (平成14年法律第103号) 施行 (栄養改善法廃止)</p> <p>17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (医療観察法) (平成15年法律第110号) 施行</p> <p>17. 7. 15 食育基本法(平成7年政令第235号) 施行</p> <p>18. 4. 1 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 施行</p> <p>18. 10. 28 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) 施行</p> <p>19. 4. 1 がん対策基本法 (平成18年法律第98号) 施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第106号) 施行(結核予防法廃止、改正法に統合)</p> <p>20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律 (平成18年法律第83号) 施行 (老人保健法の一部改正)</p> <p>22. 1. 1 肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号) 施行</p> <p>23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律第95号) 施行</p> <p>25. 4. 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成24年法律第51号) 施行 (障害者自立支援法名称変更)</p>

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
<p>平成</p> <p>25. 4. 13 豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行</p> <p>27. 5. 7 池袋保健所“鬼子母神plus”開設</p> <p>27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設</p> <p>27. 11. 11 池袋保健所健康情報発信スペース“鬼子母神plus”リニューアルオープン</p> <p>28. 4. 1 組織改正（健康推進課、長崎健康相談所グループ制に移行）</p> <p>29. 4. 1 組織改正（生活衛生課グループ制に移行）</p> <p>30. 5. 7 長崎健康相談所改築工事に伴う仮移転（長崎3丁目6番24号⇒長崎2丁目27番18号）</p> <p>30. 6. 15 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行</p>	<p>平成</p> <p>25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）施行</p> <p>25. 12. 13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行</p> <p>27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行</p> <p>27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律一部施行</p> <p>27. 12. 25 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）施行</p> <p>28. 4. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条権限移譲</p> <p>30. 6. 13 食品衛生法の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）施行</p> <p>30. 6. 15 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）施行</p>
<p>令和</p> <p>元. 10. 15 池袋保健所仮移転（竣工日 元. 9. 30） （東池袋1丁目20番9号⇒東池袋4丁目42番16号）</p>	<p>令和</p> <p>2. 2. 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行</p> <p>2. 4. 1 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）全面施行 東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）全面施行</p> <p>3. 2. 13 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（施行通知）</p>

【令和2年度の主な取り組み】

- 2. 4. 7 豊島区新型コロナ対策室開設
- 3. 1. 15 組織新設（新型コロナウイルスワクチン接種担当課長）

2. 保健所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋4丁目42番16号 地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
	管轄区域 (9.268km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、西池袋4丁目(1～4番、7～11番、13～18番)・5丁目(1～24番)、池袋1・2丁目・3丁目(1・2番、4～10番、13・14番、19～71番)・4丁目、池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1～3丁目・4丁目(1～4番、17～23番、35・36番)
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎2丁目27番18号 (3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目(池袋管内除く)・5丁目(池袋管内除く)、池袋3丁目(池袋管内除く)、目白4丁目(池袋管内除く)・5丁目、南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所仮庁舎（令和元年10月15日より）豊島区東池袋4-42-16

建物竣工年月日：令和元年9月30日

敷地面積	3,880.39 m ²	重量鉄骨造、地上2階
建物面積	1階	1,787.66 m ² 鬼子母神plus、AIDS知ろう館、エントランス、池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所、池袋あうる薬局、子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール、X線室、健康教育室、講堂
	2階	1,787.66 m ² 所長室、事務室、会議室、衛生検査室、相談室、男女更衣室、倉庫
	計	3,575.32 m ²

2. 長崎健康相談所

豊島区长崎2-27-18（区民ひろば長崎複合施設地階・1階）…（改築工事に伴う仮移転所在地）

建物面積	地階	116.87 m ²	倉庫、作業室
	1階	525.54 m ²	事務室、更衣室、受付、診察室、歯科相談室、調理室、相談室
	計	642.41 m ²	

3. 休日診療所

施設名	電話	所在地	施設床面積	
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋4-42-16 （令和元年10月15日より） （池袋保健所仮庁舎1階）	診療所 待合室	88.73 m ²
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区长崎2-27-18 （区民ひろば長崎複合施設3階）	診療所 待合室	51.57 m ²
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋4-42-16 （令和元年10月15日より） （池袋保健所仮庁舎1階 あぜりあ歯科診療所内）	診療所 待合室	275.59 m ²

4. 組織と分掌事務

令和3年4月1日現在

保健福祉部	地域保健課	管理グループ	予算・決算のまとめ、保健所の連絡調整、条例・規則の立案請求、池袋保健所管理、休日診療所の管理運営、平日準夜間小児初期診療事業、衛生統計、三師会等との連絡調整、健康危機管理の総合調整	
		保健事業グループ	成人保健、健康づくり施策・食育事業、障害者等歯科診療、豊島健康診査センターとの連絡、人口動態調査、地域保健の評価 口腔保健センター関係事務	
		公害保健グループ	公害健康被害者の認定更新等事務、補償給付事務、公害保健福祉事業、予防事業、大気汚染による健康障害者医療費助成認定に関する事務、石綿健康被害救済申請事務	
		がん対策・健康計画グループ	がん対策の推進、がん対策条例及びがん対策推進計画、がん対策基金、地域医療体制の整備、健康プランの推進調整・評価、健康づくり施策の総合調整、地域保健の評価	
		移転計画グループ	保健所本移転に関すること、議会・委員会用資料作成、保健所機能拡充検討会議の運営、保健所作業部会の運営、移転に伴う三師会との連絡調整、外部業者との連絡調整、	
	生活衛生課	生活衛生グループ	予算・決算、獣医師会等との連絡調整、狂犬病予防、動物愛護思想の普及・啓発、獣医衛生	
		医務・薬事グループ	診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所・薬局・医療機器等の許可、届出受理、監視指導、毒劇物販売業者等の登録、立入検査、有害物質含有家庭用品の試買検査、診療所等医療施設及び薬局等の不利益処分、医師・看護師・准看護師等免許事務	
		環境衛生グループ	旅館・興行場・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所・墓地等の許可等及び監視指導、特定建築物・水道施設・住宅宿泊事業の届出受理及び監視指導、クリーニング師の免許事務、旅館等営業の停止命令、理容所・美容所等の閉鎖命令、特定建築物・水道施設の使用制限命令、住居衛生、水質及び環境等の検査、ねずみ・衛生害虫等の防除	
		食品衛生グループ	飲食店・飲食物製造販売等の営業許可及び監視指導、食中毒の予防及び調査、営業停止命令等、食品等の検査	
	池袋保健所 健康担当部長	健康推進課	管理・事業グループ	予算・決算、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、予防接種、養育・育成・精神・難病・小児慢性疾患等の医療助成、光化学スモッグ、子ども事故予防センター としま鬼子母神プロジェクト
			保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・感染症・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育
			感染症グループ	感染症予防、結核予防、性感染症及びエイズ予防、AIDS知ろう館、新型インフルエンザ等対策、放射線検査
			精神保健グループ	精神保健・自殺うつ予防、精神入院同意
			栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業
			医務グループ	保健予防（他課の所管に属するものを除く）、健康危機管理、研修医指導等
支援計画グループ			在宅人工呼吸器使用者の把握、災害時個別支援計画作成	
小児慢性移管準備グループ			小児慢性特定疾病医療給付事務移管準備	
統括保健師グループ			保健師及び保健活動の部署横断的調整（災害時含む）	
新型コロナウイルスワクチン接種担当課			新型コロナウイルスワクチン接種担当	新型コロナウイルスワクチンの調達、ワクチン接種会場の準備・運用・調整、国庫負担金事務
	管理・事業グループ	予算・決算、施設管理、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、予防接種、光化学スモッグ、養育・育成・精神・難病等の医療助成、小児慢性特定疾病医療給付事務移管準備		
長崎健康相談所	保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育		
	栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業		
	医務グループ	保健予防、健康増進		

5. 職員配置

令和3年4月1日現在 (単位:人)

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課 (新型コロナウイルス ワクチン担当含む)		長崎 健康相談所	
総数	116	(8)	26	(4)	32	-	47	(4)	11	-
		5		-		3		1		1
		35		9		12		10		4
事務	46	(6)	19	(4)	3	-	21	(2)	3	-
		2		-		-		1		1
		7		4		-		3		-
医師	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
衛生監視	27	-	-	-	27	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
検査技術	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
診療放射線	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		-		-		-		-		-
		1		-		-		1		-
保健師	28	(2)	3	-	-	-	19	(2)	6	-
		-		-		-		-		-
		7		4		-		1		2
栄養士	6	-	3	-	-	-	2	-	1	-
		-		-		-		-		-
		1		-		-		1		-
歯科衛生士	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		-		-		-		-		-
		2		1		-		-		1
環境技能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
心理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-
福祉	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
		-		-		-		-		-
		1		-		-		1(※)		-
業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長崎 健康相談所	
	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段	上段	下段
助産師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	4	-	-	-	-	-	3	-	1
看護師	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築技術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	(1)	-	(1)	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 池袋保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 各欄上段：（ ）内は兼務職員で外数。中段：再任用で外数。下段：会計年度任用職員で外数。

(注3) 長崎健康相談所長が医務係長事務取扱。

(※) 精神保健福祉士。

6. 人口のあらまし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口（単位：人）

年次	全 国	東 京 都	豊 島 区
28	125,020,252	13,207,000	294,774
29	124,648,471	13,273,000	297,763
30	124,218,285	13,340,000	300,179
元	123,731,176	13,405,000	300,756
2	123,250,274	13,442,000	298,129

(注) 出典：「人口動態統計(確定数の概況)」(厚生労働省)、「人口動態統計年報(確定数)」(東京都福祉保健局)。
ただし、令和2年については「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)及び「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による。

[2] 町別世帯と人口

(1) 池袋保健所管内

令和3年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積 (K㎡)
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 126,615	(人) 202,444	(人) 101,766	(人) 100,678	9.268
駒 込	9,896	17,634	8,508	9,126	0.752
巢 鴨	11,357	18,870	9,235	9,635	0.799
西 巢 鴨	7,807	12,888	6,364	6,524	0.547
北 大 塚	8,239	12,516	6,242	6,274	0.409
南 大 塚	10,737	16,530	8,088	8,442	0.607
上 池 袋	10,898	17,480	8,980	8,500	0.681
東 池 袋	13,065	19,661	10,215	9,446	0.935
南 池 袋	5,514	8,698	4,502	4,196	0.748
西 池 袋	8,122	12,753	6,439	6,314	0.803
池 袋	13,089	18,143	9,815	8,328	0.736
池袋本町	10,612	17,783	9,149	8,634	0.636
雑司が谷	5,490	9,178	4,499	4,679	0.404
高 田	6,939	11,523	5,638	5,885	0.494
目 白	4,850	8,787	4,092	4,695	0.717

(2) 長崎健康相談所管内

令和3年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積 (K㎡)
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 52,022	(人) 84,856	(人) 42,171	(人) 42,685	3.742
西 池 袋	2,783	4,006	2,023	1,983	0.137
池 袋	595	906	451	455	0.019
目 白	3,363	5,724	2,751	2,973	0.217
南 長 崎	12,844	20,684	10,358	10,326	0.812
長 崎	11,345	18,396	9,237	9,159	0.823
千 早	7,489	12,594	6,292	6,302	0.64
要 町	6,155	9,589	4,700	4,889	0.506
高 松	4,827	8,260	4,106	4,154	0.354
千 川	2,621	4,697	2,253	2,444	0.234

(注) 平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在 (単位:人)

年次	総数	男	女
29	27,060	13,938	13,122
30	29,010	14,957	14,053
元	30,223	15,242	14,981
2	29,672	14,907	14,765
3	26,458	13,265	13,193

令和3年1月1日現在 (単位:人)

国別	登録者数
中国	12,414
ベトナム	2,688
ネパール	2,388
韓国	2,339
ミャンマー	1,735
台湾	1,114
フィリピン	549
米国	412
その他	2,819
合計	26,458

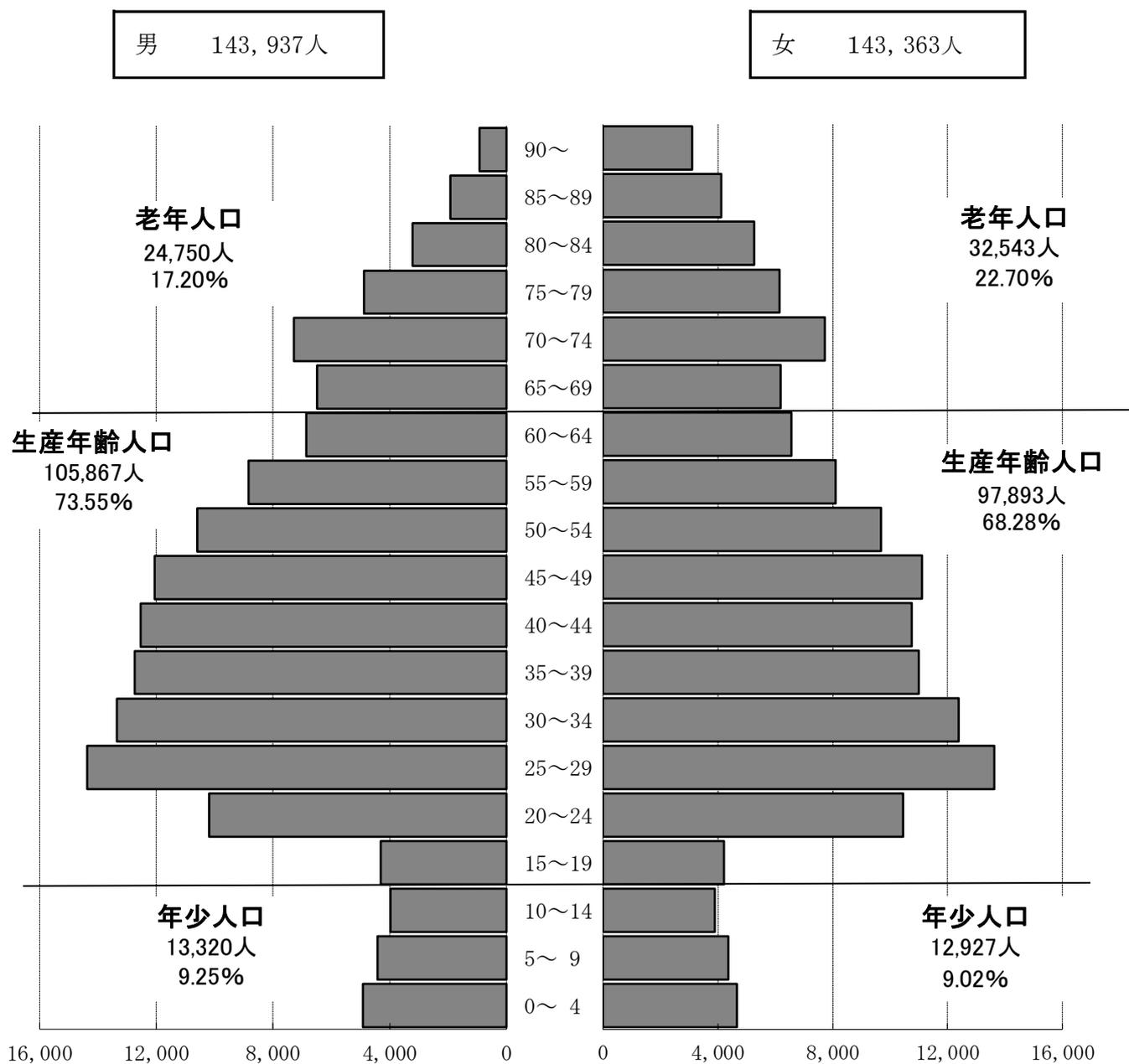
[4] 性・年齢階級別人口

令和3年1月1日現在 住民基本台帳人口 (単位:人)

区分 年齢	総数			池袋保健所			長崎健康相談所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	287,300	143,937	143,363	202,444	101,766	100,678	84,856	42,171	42,685
0～4	9,597	4,927	4,670	6,621	3,387	3,234	2,976	1,540	1,436
5～9	8,772	4,416	4,356	6,177	3,118	3,059	2,595	1,298	1,297
10～14	7,878	3,977	3,901	5,574	2,821	2,753	2,304	1,156	1,148
15～19	8,526	4,308	4,218	6,155	3,114	3,041	2,371	1,194	1,177
20～24	20,643	10,195	10,448	15,259	7,603	7,656	5,384	2,592	2,792
25～29	27,998	14,370	13,628	20,128	10,397	9,731	7,870	3,973	3,897
30～34	25,726	13,345	12,381	18,174	9,535	8,639	7,552	3,810	3,742
35～39	23,740	12,742	10,998	16,605	8,944	7,661	7,135	3,798	3,337
40～44	23,301	12,542	10,759	16,543	8,924	7,619	6,758	3,618	3,140
45～49	23,167	12,066	11,101	16,493	8,576	7,917	6,674	3,490	3,184
50～54	20,277	10,591	9,686	14,269	7,447	6,822	6,008	3,144	2,864
55～59	16,947	8,840	8,107	11,845	6,171	5,674	5,102	2,669	2,433
60～64	13,435	6,868	6,567	9,430	4,829	4,601	4,005	2,039	1,966
65～69	12,682	6,491	6,191	8,981	4,546	4,435	3,701	1,945	1,756
70～74	15,026	7,296	7,730	10,417	5,037	5,380	4,609	2,259	2,350
75～79	11,026	4,876	6,150	7,524	3,323	4,201	3,502	1,553	1,949
80～84	8,486	3,225	5,261	5,618	2,106	3,512	2,868	1,119	1,749
85～89	6,043	1,929	4,114	3,960	1,268	2,692	2,083	661	1,422
90～	4,030	933	3,097	2,671	620	2,051	1,359	313	1,046
100歳以上 (再掲)	126	10	116	82	6	76	44	4	40
年少人口 (0～14)	26,247 (9.14%)	13,320	12,927	18,372 (9.08%)	9,326	9,046	7,875 (9.28%)	3,994	3,881
生産年齢人口 (15～64)	203,760 (70.92%)	105,867	97,893	144,901 (71.57%)	75,540	69,361	58,859 (69.36%)	30,327	28,532
老年人口 (65～)	57,293 (19.94%)	24,750	32,543	39,171 (19.35%)	16,900	22,271	18,112 (21.36%)	7,850	10,272

(注) () 内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（令和3年1月1日現在）



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率 (%)
款	項				
	28 年 度	859,711	745,765	△113,946	86.7
	29 年 度	827,733	809,817	△17,916	97.8
	30 年 度	835,709	804,167	△31,542	96.2
	元 年 度	849,432	813,334	△36,098	95.8
	2 年 度	1,557,283	1,329,176	△228,107	85.4
	分担金及び負担金	373,481	330,412	△43,069	88.5
	負 担 金	373,481	330,412	△43,069	88.5
	使用料及び手数料	50,646	49,696	△950	98.1
	使 用 料	352	125	△227	35.5
	手 数 料	50,294	49,571	△723	98.6
	国庫支出金	595,193	379,370	△215,823	63.7
	国庫負担金	251,045	181,906	△69,139	72.5
	国庫補助金	343,531	197,464	△146,067	57.5
	国庫委託金	617	0	△617	0
	都支出金	258,980	287,645	28,665	111.1
	都負担金	12,208	13,504	1,296	110.6
	都補助金	245,606	273,456	27,850	111.3
	都委託金	1,166	685	△481	58.7
	財産収入	18	22	4	122.2
	財産運用収入	18	22	4	122.2
	寄附金	450	200	△250	44.4
	寄 附 金	450	200	△250	44.4
	繰入金	186	186	△0	100.0
	がん対策基金繰入金	186	186	△0	100.0
	諸収入	278,329	281,645	3,316	101.2
	貸付金元利収入	120,000	120,000	△0	100.0
	受託事業収入	106,788	111,679	4,891	104.6
	雑 入	51,541	49,966	△1,575	96.9

[2] 歳 出

(1) 一般会計

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款 項	目				
衛 生 費					
28 年 度		3,984,954	3,529,518	455,436	88.6
29 年 度		3,962,892	3,586,427	376,465	90.5
30 年 度		4,170,845	3,861,666	309,179	92.6
元 年 度		3,528,892	3,228,321	300,571	91.5
2 年 度		4,812,932	4,018,787	524,261	83.5
	衛生費	4,812,932	4,018,787	524,261	83.5
	地域保健費	2,062,201	1,790,246	271,955	86.8
	生活衛生費	81,783	49,860	31,923	61.0
	健康推進費	2,319,271	1,888,918	160,469	81.4
	長崎健康相談所費	349,677	289,763	59,914	82.9

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(注) 健康推進費は翌年度繰越額(269,884千円)がある。

(2) 介護保険事業会計

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款 項	目				
地域支援事業費					
30 年 度		26,441	26,306	135	99.5
元 年 度		27,775	26,273	1,502	99.5
2 年 度		28,740	25,716	3,024	89.5
	包括的支援事業・ 任意事業費	28,740	25,716	3,024	89.5
	在宅医療・ 介護連携推進事業費	28,740	25,716	3,024	89.5

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

業務の概要

1. 衛生統計

[1] 各種統計調査

(1) 人口動態調査（基幹統計）

出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態事象を計量的に把握し、保健衛生や文化水準の指標として重要な役目を果たすだけでなく、社会保障資料となる調査である。戸籍法及び死産の届出に関する規定によって区長が、上記事項を受理した都度、人口動態調査票を作成して、保健所、都道府県を経由して厚生労働省に報告される。保健所では、区民課より送付された人口動態調査票を基に集計を行ない、月に1回、東京都に送付する。

（豊島区についての詳細は、[2]人口動態統計 を参照）

(2) 人口動態職業・産業調査（基幹統計）

出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届書から職業、産業という社会経済的属性との関連を明らかにすることを目的として5年毎に実施している調査である。

(3) 国民生活基礎調査（基幹統計）

国民の保健、医療、年金、福祉、所得等国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、今後の厚生行政施策の企画立案の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。調査は、昭和61年から3年周期で行なう大規模調査と、中間年に、世帯の基本的事項について簡易な調査を行なう小規模調査がある。

大規模調査は「世帯票」「健康票」「介護票」「所得票」及び「貯蓄票」の5種類で構成され、中間年は「世帯票」「所得票」のみ。世帯票では世帯員の基礎的属性のほか、医療保険の加入状況、公的年金の加入状況、介護の要否、寝たきりか否かなど、健康票では入院や通院の状況、傷病名、健康の状況、健康管理の状況等を主に調査事項とし、介護票では要介護の方の介護度、居宅サービスの利用状況、負担費用などを調査している。（なお、所得票と貯蓄票の調査は東京都が行なう）

令和2年は新型コロナウイルス感染症の蔓延により調査中止となった。

(4) 医療施設調査（基幹統計）

全国における医療施設の分布及びその整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。動態調査と静態調査がある。

動態調査は、施設の開設、廃止、変更の届出等により作成した調査票を、毎月提出する。

静態調査は3年ごとに行なわれ、各施設の管理者の自計により、所在地、開設者、診療科目、設備概況、従事者数などを調査している。令和2年に実施、次回は令和5年に実施予定。

(5) 医師・歯科医師及び薬剤師調査（一般統計）

医師・歯科医師・薬剤師の従事場所、診療科名等による分布などを把握することを目的とする。隔年ごと、区内に住所を有する者及び区内に就業する者を対象に、12月31日現在の状況の届出票を回収する。また、区内に就業している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士もあわせて調査を行なっている。令和2年に実施。次回は令和4年に実施予定。

(6) 患者調査（基幹統計）

病院や診療所を利用する患者の傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、3年ごとに調査を実施。調査の客体は、全国の医療施設から層化無作為に抽出された医療施設である。

調査票は「病院（奇数）票」「病院（偶数）票」「一般診療所票」「歯科診療所票」「病院退院票」「一般診療所退院票」の6種類で構成され、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療科名、診療費支払方法、病床の種別、入院の状況、介助の状況、入院前の場所、退院後の行き先、転帰、手術の有無等を主に調査事項としている。令和2年に実施。次回は令和5年に実施予定。

(7) 受療行動調査（一般統計）

全国の医療施設を利用する患者について、受療状況や受けた医療に対する満足度を患者から調査することで、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。平成8年度を初年度として以後3年度毎の調査が定められている。

調査票は「入院患者票」「外来患者票」の2種類。出生年月日、受療経験、医療機関選択理由、情報源、治療期間を共通として、入院患者票では入院回数、入院待機期間、説明の有無と理解・満足度等、外来患者票では受診目的、通院時間経費、待ち時間、満足度を主な調査事項としている。

令和2年に実施。当区では2施設が調査対象となった。次回は令和5年に実施予定。

(8) 21世紀成年者縦断調査（一般統計）

調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等、厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者で、平成22年国民生活基礎調査の調査地区内の男女が調査対象。平成24年は区が行ない、平成25年からは国が直接実施。

(9) 中高年者縦断調査（一般統計）

調査対象となった男女の健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等、厚生労働行政施策の企画・立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。平成17年10月末時点で50～59歳であった男女を対象とし、前年の調査に協力を得られた者を調査対象としている。

平成21年まで区で行なっていたが、平成22年から国が直接実施。

(10) 社会保障・人口問題基本調査（一般統計）

国立社会保障・人口問題研究所が、5つのテーマを5年周期で行なっている調査。令和2年は「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の調査年であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による母体の国民生活基礎調査の中止に伴い、こちらは調査の1年延期となった。この調査は世帯の形成・変化等の世帯変動の実態及び要因の把握をし、施策立案の基礎資料となる。

(11) 国民健康・栄養調査（一般統計）

健康増進法に基づいて毎年実施しているもので、国民の栄養改善の方途を講ずる基礎資料を得ることを目的としている。調査項目は、対象世帯の各世帯員について、①身体状況、②栄養摂取状況、③生活習慣を調査するものである。調査客体は、国民生活基礎調査地区から無作為抽出法により地区を定め、その地区内において厚生労働省が調査世帯を指定することによって行なう。調査月は11月。（昭和21年～平成14年は、栄養改善法に基づいて実施）

（豊島区についての詳細は、14. 栄養指導[4] 国民健康・栄養調査 を参照）

(12) その他の統計

① 地域保健・健康増進事業報告（一般統計）

保健所の活動を中心とする管内の公衆衛生活動状況を把握することを目的とし、地域保健法に基づき保健所から報告される表式統計。報告される活動実績は、健康診断実施状況、環境衛生、食品衛生、結核予防、予防接種、母子衛生、栄養改善指導、衛生教育、保健師、試験検査、がん検診、精神保健等15種にわたる。平成19年度まで地域保健・老人保健事業報告の名称で実施されていた。

② 感染症発生動向調査（感染症法第12条・14条・15条による届出調査）

感染症患者を診断、若しくはその死体を検案した医師からの届け出に基づいて患者発生の状況を迅速、的確に把握するものとして実施されている。

③ 食中毒統計（食品衛生法第58条による届出調査）

食中毒患者を診断し、またはその死体を検案した医師からの届け出に基づいて食中毒の事件数、患者及び死者の発生状況を迅速、的確に把握するものとして実施されている。

④ 衛生行政報告例（一般統計）

公衆衛生、環境衛生、医務などの衛生関係行政の業務内容について、年報及び隔年報の形で、厚生労働省に報告する。現在、衛生検査、墓地、火葬場及び納骨堂、興行場、理容、食品衛生管理者など61種類にのぼる報告様式がある。

[2] 人口動態統計

(1) 結果の概要

① 出生

豊島区の出生数は、1,842人で、令和元年より94人減少し、出生率(人口千対)も6.2と減少した。東京都出生率7.4、全国の6.8と比較すると依然として低率である。また、一人の女性が何人の子供を出生するかという合計特殊出生率では東京都の1.13、全国の1.34に比較して、豊島区は0.90（暫定値）であり、依然として低率である。

② 死亡

豊島区の死亡数は、2,434人で、令和元年より87人増となり、死亡率(人口千対)は、8.2であった。また、東京都の死亡率は9.0、全国の死亡率は11.1であった。

豊島区の3大死因の死亡数と死亡率（人口10万対）は、

第1位	悪性新生物	684人（229.4）
第2位	心疾患	373人（125.1）
第3位	老衰	230人（77.1）

であり、昭和63年以降、平成7年と9年を除いて心疾患が、第2位を占めている。

③ 乳児死亡

豊島区の乳児死亡数は6人で、令和元年より2人増であり、乳児死亡率（出生千対）は、3.3と1.2増加した。また、東京都の乳児死亡率は1.4、全国の乳児死亡率は1.8であった。

④ 死産

豊島区の死産数は51胎で、令和元年より6胎減となり、死産率（出産千対）は、26.9と1.7減少した。また、東京都の死産率は20.4、全国の死産率は20.1であった。

⑤ 婚姻と離婚

豊島区の婚姻数は、1,963組で令和元年より374組減少した。婚姻率（人口千対）は6.6と1.2減少した。また、東京都の婚姻率は5.5、全国の婚姻率は4.3であった。

豊島区の離婚数は414組で令和元年より70組減少した。離婚率（人口千対）は1.39と0.22減少した。また、東京都の離婚率は1.55、全国の離婚率は1.58であった。

(2) 人口動態年次別数・率

区 分 年 次		全 国		東 京 都		豊 島 区		
		人 数	率	人 数	率	人 数	率	
出 生	28年	976,978	7.8	111,962	8.5	2,074	7.0	
	29年	946,065	7.6	108,990	8.2	2,109	7.1	
	30年	918,397	7.4	107,150	8.0	2,009	6.7	
	元年	865,239	7.0	101,818	7.6	1,936	6.4	
	2年	840,832	6.8	99,661	7.4	1,842	6.2	
再 掲	低体重児出生	28年		10,313	91.1	181	87.3	
		29年		9,905	90.9	214	101.5	
		30年		9,790	91.4	173	86.1	
		元年		9,386	92.2	165	85.2	
		2年		8,894	89.2	172	93.4	
死 亡	28年	1,307,748	10.5	113,390	8.6	2,389	8.1	
	29年	1,340,397	10.8	116,451	8.8	2,399	8.1	
	30年	1,362,482	11.0	119,197	8.9	2,456	8.2	
	元年	1,381,093	11.2	120,870	9.0	2,347	7.8	
	2年	1,372,648	11.1	121,137	9.0	2,434	8.2	
再 掲	乳児死亡	28年	1,928	2.0	222	2.0	6	2.9
		29年	1,761	1.9	169	1.6	3	1.4
		30年	1,748	1.9	183	1.7	4	2.0
		元年	1,654	1.9	146	1.4	4	2.1
		2年	1,512	1.8	135	1.4	6	3.3
	新生児死亡	28年	874	0.9	97	0.9	2	1.0
		29年	832	0.9	86	0.8	0	0
		30年	801	0.9	71	0.7	2	1.0
		元年	755	0.9	59	0.6	4	2.1
		2年	704	0.8	61	0.6	3	1.6
周産期死亡	28年	3,516	3.6	402	3.6	6	2.9	
	29年	3,308	3.5	373	3.4	5	2.4	
	30年	3,046	3.3	319	3.0	8	4.0	
	元年	2,955	3.4	308	3.0	8	4.1	
	2年	2,674	3.2	296	3.0	10	5.4	
再 掲	後期死産	28年	2,840	2.9	322	2.9	6	2.9
		29年	2,683	2.8	303	2.8	5	2.4
		30年	2,432	2.6	263	2.5	6	3.0
		元年	2,377	2.7	258	2.5	5	2.6
		2年	2,122	2.5	252	2.5	9	4.9
	早期新生児死亡	28年	676	0.7	80	0.7	0	0
		29年	625	0.7	70	0.6	0	0
		30年	614	0.7	56	0.5	2	1.0
		元年	578	0.7	50	0.5	3	1.5
		2年	552	0.7	44	0.4	1	0.5

年次		区 分		全 国		東 京 都		豊 島 区	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率		
死 産	28年	20,934	21.0	2,367	20.7	47	22.2		
	29年	20,358	21.1	2,298	20.6	53	24.5		
	30年	19,608	20.9	2,200	20.1	48	23.3		
	元年	19,454	22.0	2,303	22.1	57	28.6		
	2年	17,286	20.1	2,078	20.4	51	26.9		
再 掲	自然死産	28年	10,067	10.1	1,130	9.9	20	9.4	
		29年	9,738	10.1	1,095	9.8	22	10.1	
		30年	9,247	9.9	1,004	9.2	17	8.3	
		元年	8,997	10.2	966	9.3	19	9.5	
		2年	8,192	9.5	955	9.4	22	11.6	
	人工死産	28年	10,867	10.9	1,237	10.8	27	12.7	
		29年	10,620	11.0	1,203	10.8	31	14.3	
		30年	10,361	11.0	1,196	11.0	31	15.1	
		元年	10,457	11.8	1,337	12.8	38	19.1	
		2年	9,094	10.6	1,123	11.0	29	15.3	
婚 姻	28年	620,531	5.0	86,009	6.5	2,364	8.0		
	29年	606,866	4.9	84,991	6.4	2,271	7.6		
	30年	586,438	4.7	82,710	6.2	2,168	7.2		
	元年	599,007	4.8	86,059	6.4	2,337	7.8		
	2年	525,490	4.3	73,928	5.5	1,963	6.6		
離 婚	28年	216,798	1.73	23,472	1.78	498	1.69		
	29年	212,262	1.70	23,055	1.74	467	1.57		
	30年	208,333	1.68	22,705	1.70	477	1.59		
	元年	208,496	1.69	22,707	1.69	484	1.61		
	2年	193,251	1.57	20,783	1.55	414	1.39		
自 然 増 減	28年	△330,770	△2.6	△1,428	△0.1	△315	△1.1		
	29年	△394,332	△3.2	△7,461	△0.6	△290	△0.9		
	30年	△444,085	△3.6	△12,047	△0.9	△447	△1.5		
	元年	△515,854	△4.2	△19,052	△1.4	△411	△1.4		
	2年	△531,816	△4.3	△21,476	△1.6	△592	△2.0		

(注1) 出典：人口動態統計（東京都福祉保健局）。ただし、令和2年については「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)及び「人口動態統計年報速報(概数)令和2年」(東京都福祉保健局)による。

(注2) 豊島区の数は豊島区集計による概数であり、「人口動態統計」(東京都福祉保健局)の数値とは異なる。分母に用いた人口は「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による。

率 { 人口千対：出生、死亡、婚姻、離婚、自然増減
出生千対：低体重児出生、乳児死亡、新生児死亡
出産(出生+死産)千対：死産(総数・自然死産・人工死産)
出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対：周産期死亡(総数・後期死産・早期新生児死亡)

乳 児 死 亡：生後1年未満の死亡

新 生 児 死 亡：生後4週未満の死亡

後 期 死 産：妊娠満22週以後の死児の出産

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死 産：妊娠満12週以後の死児の出産

(3) 出生

□ 出生子数及び率（人口千対）

区分 年次	全 国		東京都		豊島区		池袋保健所		旧長崎保健所	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率
昭和50(1975)年	1,901,440	17.1	186,701	16.0	4,341	13.5	2,862	12.9	1,479	14.8
昭和55(1980)年	1,576,889	13.6	139,953	12.0	3,096	11.5	2,122	11.2	974	12.0
昭和60(1985)年	1,431,577	11.9	126,178	10.7	2,510	9.0	1,716	9.0	794	9.0
平成 2(1990)年	1,221,585	10.0	103,983	8.8	1,804	6.9	1,212	6.9	592	6.9
平成 7(1995)年	1,187,064	9.6	96,823	8.2	1,467	6.0	969	5.9	498	6.1
平成12(2000)年	1,190,547	9.5	100,209	8.3	1,525	6.1	1,094	6.3	431	5.6
平成17(2005)年	1,062,530	8.4	96,542	7.8	1,463	6.1	1,463	6.1		
平成22(2010)年	1,071,304	8.5	108,135	8.4	1,797	6.7	1,797	6.7		
平成27(2015)年	1,005,677	8.0	113,194	8.6	2,045	7.6	2,045	7.6		
平成29(2017)年	946,065	7.6	108,990	8.2	2,109	7.1	2,109	7.1		
平成30(2018)年	918,397	7.4	107,150	8.0	2,009	6.7	2,009	6.7		
令和元(2019)年	865,234	7.0	101,817	7.6	1,937	6.4	1,937	6.4		
令和2(2020)年	840,832	6.8	99,661	7.4	1,842	6.2	1,842	6.2		

□ 母の年齢階級別出生数・構成比の年次推移（豊島区）

区分 年次	総数	15歳未満		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45歳以上	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
平成22年	1,797	0	0.0	2	0.1	120	6.7	404	22.5	673	37.5	495	27.5	97	5.4	6	0.3
平成23年	1,864	0	0.0	9	0.5	108	5.8	413	22.2	765	41.0	467	25.1	99	5.3	3	0.2
平成24年	1,914	1	0.1	10	0.5	81	4.2	471	24.6	689	36.0	530	27.7	124	6.5	8	0.4
平成25年	2,025	0	0.0	8	0.4	79	3.9	424	20.9	743	36.7	609	30.1	152	7.5	10	0.5
平成26年	2,055	0	0.0	10	0.5	73	3.6	411	20.0	796	38.7	613	29.8	149	7.3	3	0.1
平成27年	2,045	0	0.0	11	0.5	81	4.0	426	20.8	774	37.8	589	28.8	155	7.6	9	0.4
平成28年	2,073	0	0.0	14	0.7	77	3.7	416	20.1	790	38.1	583	28.1	181	8.7	12	0.6
平成29年	2,109	0	0.0	15	0.7	77	3.6	429	20.3	815	38.6	621	29.4	145	6.9	7	0.3
平成30年	2,009	0	0.0	4	0.2	62	3.1	342	17.0	805	40.1	616	30.7	167	8.3	13	0.6
令和元年	1,937	0	0.0	5	0.2	73	3.8	392	20.2	784	40.5	507	26.2	169	8.7	7	0.4
令和 2年	1,842	0	0.0	2	0.1	47	2.6	318	17.3	731	39.7	575	31.2	163	8.8	6	0.3

(注) 率は、総数に対する構成比。

□ 合計特殊出生率

区分 年次	全 国	東京都	豊島区
平成22年	1.39	1.12	0.89
平成23年	1.39	1.06	0.91
平成24年	1.41	1.09	0.93
平成25年	1.43	1.13	0.99
平成26年	1.42	1.15	1.00
平成27年	1.45	1.24	1.00
平成28年	1.44	1.24	1.02
平成29年	1.43	1.21	1.04
平成30年	1.42	1.20	0.99
令和元年	1.36	1.15	0.95
令和 2年	1.34	1.13	0.90

(暫定値)

$$(注1) \text{ 合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \quad (\text{出生率}) \text{を合計したもの}$$

合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当する。

(注2) 豊島区の年齢別人口は、翌年1月1日現在の住民基本台帳5歳階級別人口による。

(注3) 令和元年の豊島区数値（出生数）は概数である。

(注4) 令和元年の全国数値及び東京都数値は、「人口動態統計月報年計（概数）の概況」（厚生労働省）による。

(4) 死亡

□死亡者数及び率（人口千対）

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区		池袋保健所		旧長崎保健所	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率
昭和50(1975)年	702,275	6.3	55,323	4.7	1,552	4.8	1,067	4.8	485	4.9
昭和55(1980)年	722,801	6.2	58,258	5.0	1,663	5.8	1,151	5.8	512	5.7
昭和60(1985)年	752,283	6.3	62,499	5.3	1,689	6.1	1,160	6.1	529	6.0
平成 2(1990)年	820,305	6.7	70,370	5.9	1,851	7.1	1,279	7.2	572	6.7
平成 7(1995)年	922,139	7.4	78,651	6.7	1,933	7.8	1,314	8.0	619	7.6
平成12(2000)年	961,653	7.7	83,849	7.1	1,960	8.3	1,371	8.5	589	7.7
平成17(2005)年	1,083,796	8.6	93,599	7.6	2,151	8.9	2,151	8.9		
平成22(2010)年	1,197,012	9.5	104,238	8.1	2,261	8.5	2,261	8.5		
平成27(2015)年	1,290,444	10.3	111,653	8.5	2,377	8.8	2,377	8.8		
平成28(2016)年	1,307,748	10.5	113,390	8.6	2,389	8.1	2,389	8.1		
平成29(2017)年	1,340,397	10.8	116,451	8.8	2,399	8.1	2,399	8.1		
平成30(2018)年	1,362,470	11.0	119,253	9.0	2,455	8.2	2,455	8.2		
令和元(2019)年	1,381,093	11.2	120,870	9.0	2,344	7.8	2,344	7.8		
令和 2(2020)年	1,372,648	11.1	121,137	9.0	2,434	8.2	2,434	8.2		

□主要死因の死亡数・率（人口10万対）

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区		
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	
悪 性 新 生 物	23年	357,185	283.1	32,114	249.5	669	233.6
	24年	360,963	286.6	32,921	254.9	693	240.9
	25年	364,872	290.3	33,349	256.9	679	234.2
	26年	368,103	293.5	33,820	259.3	665	226.5
	27年	370,346	295.5	33,530	255.3	681	253.3
	28年	372,986	298.3	34,017	257.6	707	239.8
	29年	373,334	299.5	34,030	256.4	667	224.0
	30年	373,547	300.7	34,113	255.7	666	221.9
	元年	376,425	304.2	34,082	254.2	603	200.5
	2年	378,356	307.0	34,213	254.5	684	229.4
心 疾 患	23年	194,761	154.4	15,808	122.8	360	125.7
	24年	198,836	157.9	16,807	130.1	392	136.3
	25年	196,723	156.5	16,664	128.4	366	126.2
	26年	196,925	157.0	16,956	130.0	385	131.1
	27年	196,113	156.5	16,938	129.0	387	143.9
	28年	198,006	158.4	16,992	128.7	362	122.8
	29年	204,837	164.3	17,713	133.5	359	120.5
	30年	208,210	167.6	18,182	136.3	382	127.3
	元年	207,714	167.9	18,473	137.6	393	130.7
	2年	205,518	166.7	18,276	136.0	373	125.1

年次	区分	全 国		東 京 都		豊 島 区	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率
脳 血 管 疾 患	23年	123,784	98.1	10,278	79.9	240	83.8
	24年	121,602	96.5	9,903	76.7	218	75.8
	25年	118,347	94.1	9,690	74.7	224	77.3
	26年	114,207	91.1	9,401	72.1	203	69.1
	27年	111,973	89.4	9,088	69.2	173	64.3
	28年	109,320	87.4	8,740	66.2	189	64.1
	29年	109,880	88.2	8,914	67.2	200	67.1
	30年	108,165	87.1	8,718	65.4	183	61.0
	元年	106,552	86.1	8,873	66.2	178	59.1
	2年	102,956	83.5	8,749	65.1	167	56.0
肺 炎	24年	123,925	98.4	10,149	78.6	230	78.0
	25年	122,969	97.8	10,110	77.9	191	65.9
	26年	119,650	95.4	9,743	74.7	194	66.1
	27年	120,953	96.5	10,000	76.2	225	83.6
	28年	119,300	95.4	9,981	75.6	211	71.5
	29年	96,841	77.7	7,961	60.0	159	53.3
	29年	96,841	77.7	7,961	60.0	159	53.3
	30年	94,654	76.2	7,902	59.2	157	52.3
	元年	95,518	77.2	8,158	60.9	142	47.2
	2年	78,445	63.6	6,504	48.4	118	39.6
不 慮 の 事 故	23年	59,596	47.2	2,745	21.3	70	24.4
	24年	41,031	32.6	2,810	21.8	66	22.9
	25年	39,435	31.5	2,767	21.3	59	20.4
	26年	39,029	31.1	2,721	20.9	70	23.8
	27年	38,306	30.6	2,616	19.9	59	21.9
	28年	38,306	30.6	2,570	19.0	54	18.3
	29年	40,329	32.4	2,843	21.4	48	16.1
	30年	41,213	33.2	2,903	21.8	66	22.0
	元年	39,184	31.7	2,914	21.7	74	24.6
	2年	38,069	30.9	3,082	22.9	75	25.2
自 殺	23年	28,874	22.9	2,910	22.6	83	29.0
	24年	26,433	21.0	2,575	19.9	47	16.3
	25年	26,063	20.7	2,620	20.2	61	21.0
	26年	24,417	19.5	2,443	18.7	48	16.3
	27年	23,152	18.5	2,290	17.4	50	18.5
	28年	21,017	16.8	2,045	15.5	38	12.8
	29年	20,465	16.4	1,936	14.6	42	14.1
	30年	20,032	16.1	2,021	15.1	45	15.0
	元年	19,425	15.7	1,920	14.3	55	18.3
	2年	20,222	16.4	2,008	14.9	50	16.8

区分 年次		全 国		東 京 都		豊 島 区	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率
結	23年	2,162	1.7	236	1.8	4	1.4
	24年	2,105	1.7	236	1.8	7	2.4
	25年	2,087	1.7	247	1.9	6	2.1
	26年	2,100	1.7	216	1.7	5	1.7
	27年	1,956	1.6	201	1.5	4	1.4
	28年	1,892	1.5	212	1.6	4	1.3
核	29年	2,306	1.9	241	1.8	6	2.0
	30年	2,204	1.8	219	1.6	3	1.0
	元年	2,087	1.7	203	1.5	6	2.0
	2年	1,909	1.5	207	1.5	3	1.0

(注1) 出典：「人口動態統計(確定数の概況)」(厚生労働省)、「人口動態統計年報(確定数)」(東京都福祉保健局)。

ただし、令和2年については「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)及び「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による

(注2) 豊島区の数は、豊島区集計による概数であり、「人口動態統計」(東京都福祉保健局)の数値とは異なる。分母に用いた人口は「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による。

□悪性新生物部位別死亡数・構成比の年次推移(豊島区)

区分 年次	総数	食 道		胃		結 腸		直腸S状結腸移行部及び直腸		肝 及 び 肝 内 胆 管		胆のう及びその他の胆道	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
28	707	26	3.7	82	11.6	74	10.5	26	3.7	40	5.7	28	4.0
29	667	28	4.2	74	11.1	77	11.5	25	3.7	44	6.6	16	2.4
30	666	25	3.8	58	8.7	72	10.8	33	5.0	47	7.1	23	3.5
元	603	33	5.5	51	8.4	57	9.5	30	5.0	46	7.6	26	4.3
2	684	25	3.7	83	12.1	70	10.2	32	4.7	37	5.4	21	3.1

区分 年次	膵		気管、気管支及び肺		乳 房		子 宮		前立腺		白血病		その他	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
28	68	9.6	146	20.7	30	4.2	13	1.8	21	3.0	11	1.6	142	20.1
29	62	9.3	138	20.7	33	4.9	10	1.5	14	2.1	13	1.9	133	20.0
30	59	8.9	134	20.1	25	3.8	9	1.4	22	3.3	18	2.7	141	21.2
元	58	9.6	124	20.6	23	3.8	16	2.6	19	3.2	8	1.3	112	18.6
2	66	9.7	124	18.1	32	4.7	9	1.3	28	4.1	20	2.9	137	20.0

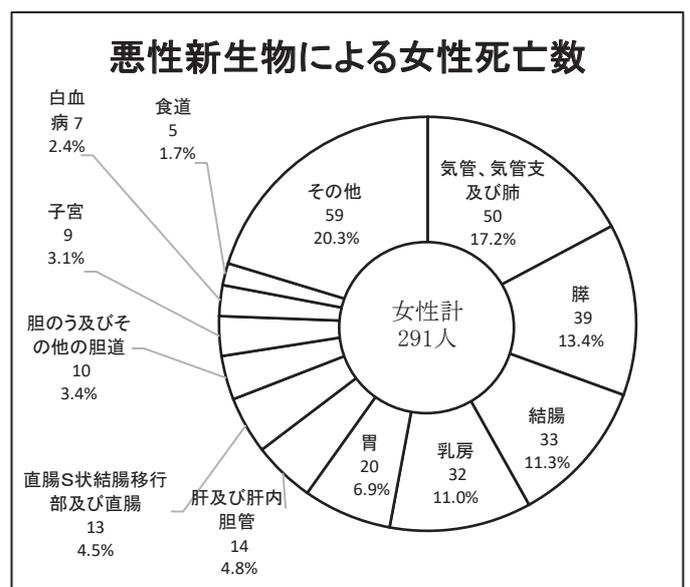
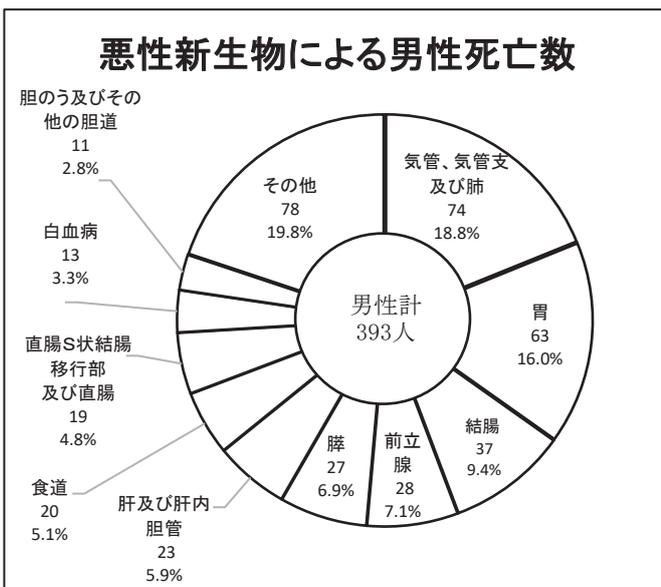
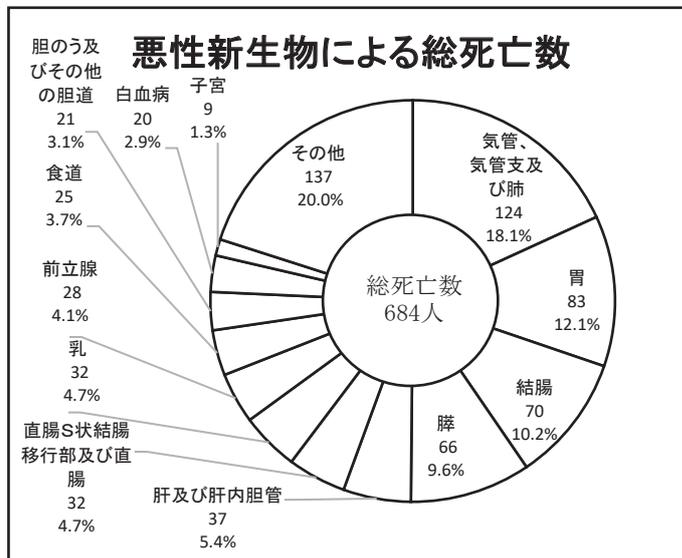
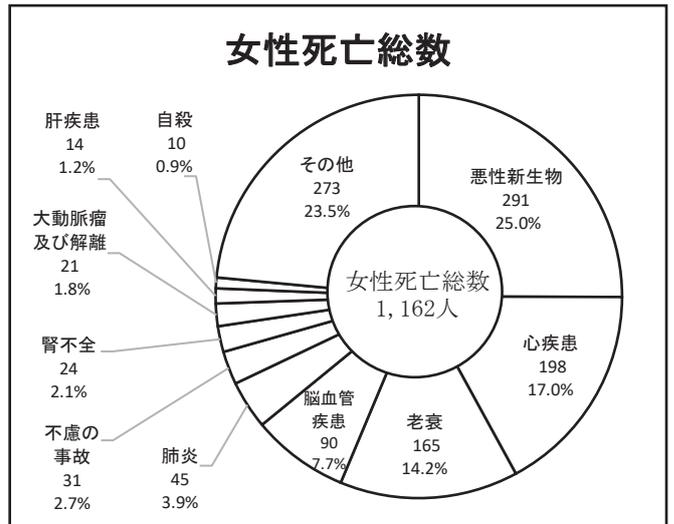
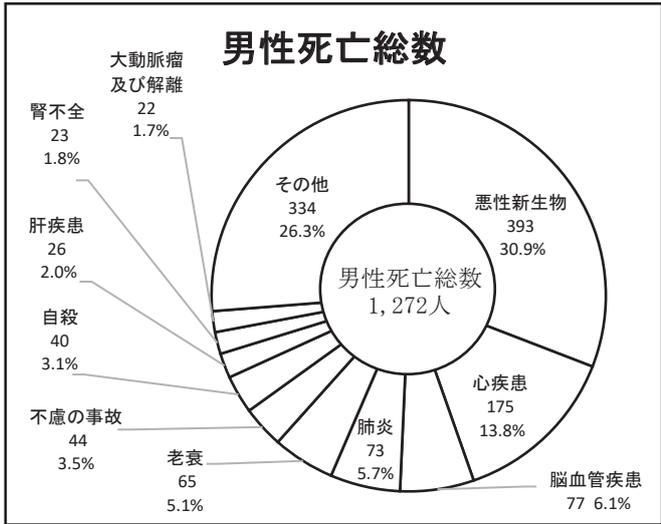
(注) 率は、総数に対する構成比。

□主要死因分類（豊島区）

令和2年分（単位：人）

死 因		区 分	総数	男	女
総		数	2,434	1,272	1,162
結		核	3	3	0
悪		性 新 生 物	684	393	291
再 掲	食 道		25	20	5
	胃		83	63	20
	結 腸		70	37	33
	直腸S状結腸移行部及び直腸		32	19	13
	肝 及 び 肝 内 胆 管		37	23	14
	胆のう及びその他の胆道		21	11	10
	膵		66	27	39
	気管、気管支及び肺		124	74	50
	乳 房		32	0	32
	子 宮		9	0	9
	前 立 腺		28	28	0
	白 血 病		20	13	7
そ の 他		137	78	59	
そ の 他 の 新 生 物		21	12	9	
糖 尿 病		18	13	5	
高 血 圧 性 疾 患		15	6	9	
心 疾 患		373	175	198	
再 掲	急 性 心 筋 梗 塞		32	21	11
	その他の虚血性心疾患		140	83	57
	不 整 脈 及 び 伝 導 障 害		32	16	16
	心 不 全		133	41	92
	そ の 他		36	14	22
脳 血 管 疾 患		167	77	90	
再 掲	く も 膜 下 出 血		25	6	19
	脳 内 出 血		60	37	23
	脳 梗 塞		80	34	46
	そ の 他		2	0	2
大 動 脈 瘤 及 び 解 離		43	22	21	
肺 炎		118	73	45	
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患		22	19	3	
喘 息		2	2	0	
肝 疾 患		40	26	14	
腎 不 全		47	23	24	
老 衰		230	65	165	
不 慮 の 事 故		75	44	31	
再 掲	交 通 事 故		3	2	1
	そ の 他		72	42	30
自 殺		50	40	10	
そ の 他 の 全 死 因		526	279	247	

□主要死因分類（豊島区）

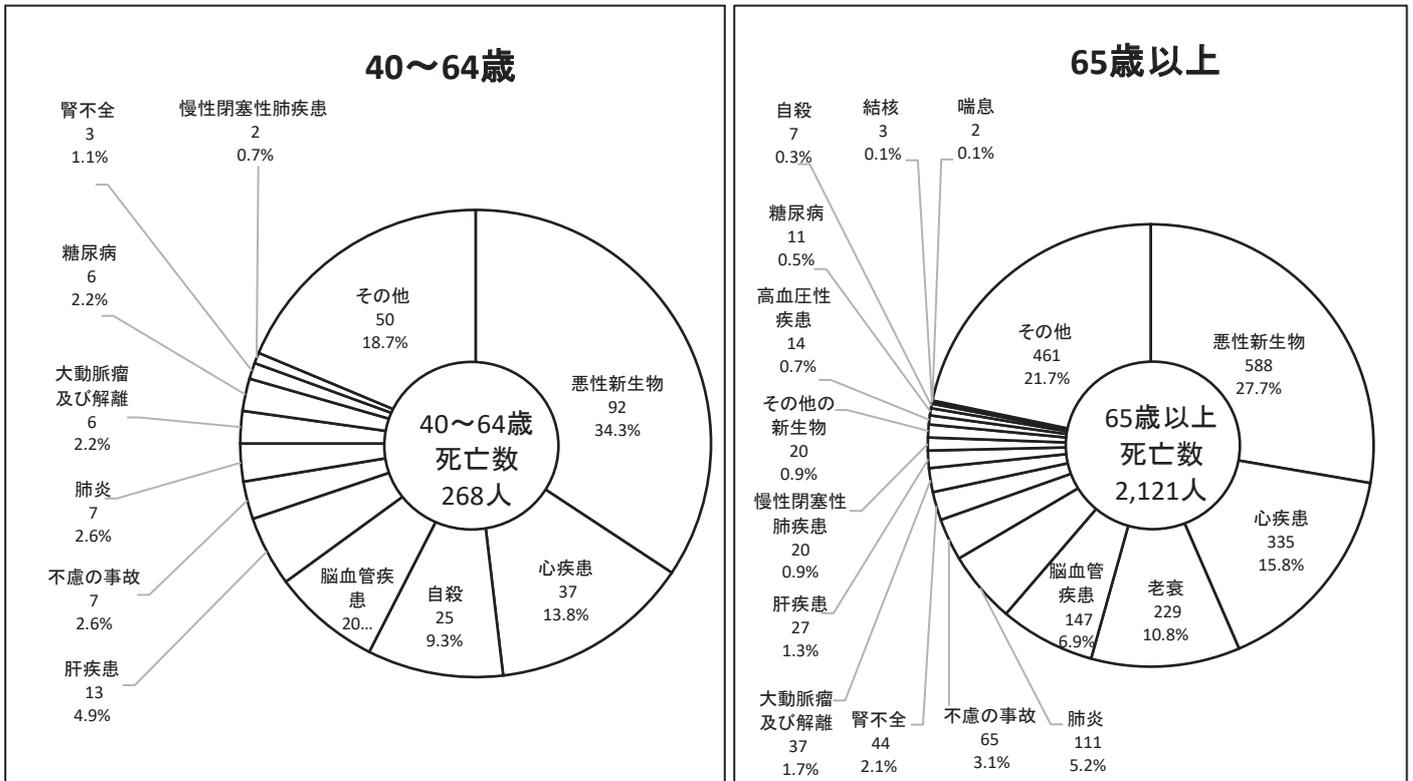
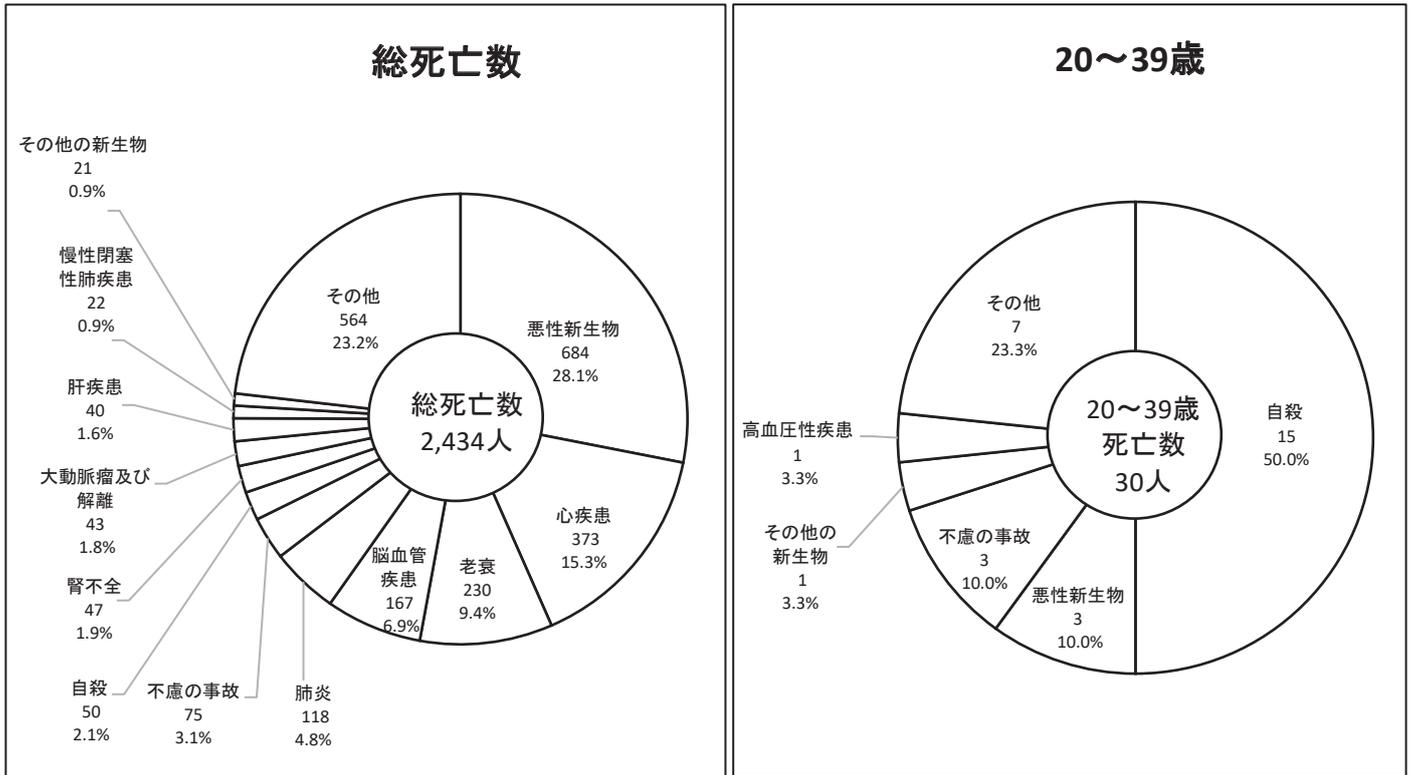


□主要死因分類（简单分類） 別5歳階級別死亡（豊島区）

令和2年分（単位：人）

死 因	年 齢	総数	年 齢																	80以上	不詳
			0	1	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75		
			4	5	9	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	79		
総数		2434	6	0	6	0	3	4	11	8	7	21	48	53	59	87	134	234	309	1444	0
結核		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
悪性新生物		684	0	0	1	0	0	0	0	2	1	7	10	13	23	39	57	109	110	312	0
再掲	食 道	25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	6	5	9	0
	胃	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	7	9	19	12	33	0
	結腸	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	5	1	6	8	9	35	0
	直腸S状結腸移行部及び直腸	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	1	4	4	17	0
	肝及び肝内胆管	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	4	6	6	16	0
	胆のう及びその他の胆道	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	13	0
	膵	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	4	9	16	34	0
	気管、気管支及び肺	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	6	4	8	22	18	59	0
	乳房	32	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	6	7	3	3	9	0
	子宮	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	0	4	0
掲	前立腺	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	5	17	0	
	白血病	20	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2	4	2	9	0
	その他	137	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	4	13	11	19	26	57	0
	その他の新生物	21	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	14	0
糖尿病	18	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	2	1	8	0
高血圧性疾患	15	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	12	0	
心疾患	373	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	7	7	6	15	23	26	37	249	0
再掲	急性心筋梗塞	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	4	3	3	1	15	0
	その他の虚血性心疾患	140	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	3	3	6	14	14	22	72	0
	不整脈及び伝導障害	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	28	0
	心不全	133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	8	9	109	0
その他	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	1	5	25	0	
脳血管疾患	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	4	3	6	4	18	32	93	0	
再掲	くも膜下出血	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	1	0	3	5	9	0	0
	脳内出血	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	2	4	10	12	25	0	0
	脳梗塞	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	13	59	0	0
	その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
大動脈瘤及び解離	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	2	7	6	22	0	
肺炎	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	2	4	7	12	88	0	
慢性閉塞性肺疾患	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4	15	0	
喘息	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
肝疾患	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	5	3	3	2	14	8	0	
腎不全	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	2	7	32	0	
老 衰	230	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	220	0	
不慮の事故	75	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	3	1	2	2	10	12	41	0
再掲	交通事故	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0
	その他	72	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	3	1	2	2	9	10	41	0
自殺	50	0	0	0	0	3	3	7	1	4	2	10	7	4	2	1	1	1	4	0	0
その他の全死因	526	6	0	2	0	0	1	2	2	2	7	9	9	13	12	32	44	63	322	0	

□主要死因分類（简单分類）別5歳階級別死亡（豊島区） 令和2年分



(5) 死産

□死産数及び率（出産千対）

(単位：胎)

年次	区分	全 国		東 京 都		豊 島 区	
		数	率	数	率	数	率
平成17(2005)年		31,818	29.1	2,841	28.6	41	27.3
平成22(2010)年		26,560	24.2	2,589	23.4	51	27.6
平成27(2015)年		22,617	22.0	2,406	20.8	45	21.5
平成28(2016)年		20,938	21.0	2,365	20.7	47	22.2
平成29(2017)年		20,358	21.1	2,297	20.6	53	24.5
平成30(2018)年		19,614	20.9	2,201	20.1	48	23.3
令和元(2019)年		19,454	22.0	2,200	20.1	57	29.4
令和 2(2020)年		17,286	20.1	2,078	20.4	51	26.9

□年齢階級別死産数・構成比の年次推移（豊島区）

(単位：胎)

年次	区分	総数	15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45歳以上	
			数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
28年		47	0	0.0	8	17.0	7	14.9	13	27.7	12	25.5	7	14.9	0	0.0
再掲	自然死産	20	0	0.0	1	5.0	2	10.0	8	40.0	5	25.0	4	20.0	0	0.0
	人工死産	27	0	0.0	7	25.9	5	18.5	5	18.5	7	25.9	3	11.1	0	0.0
29年		53	1	1.9	7	13.2	11	20.8	8	15.1	16	30.2	10	18.9	0	0.0
再掲	自然死産	23	0	0.0	1	4.3	4	17.4	2	8.7	12	52.2	4	17.4	0	0.0
	人工死産	30	1	3.3	6	20.0	7	23.3	6	20.0	4	13.3	6	20.0	0	0.0
30年		48	0	0.0	6	12.5	10	20.8	18	37.5	4	8.3	9	18.8	1	2.1
再掲	自然死産	17	0	0.0	0	0.0	3	17.6	8	47.1	2	11.8	4	23.5	0	0.0
	人工死産	31	0	0.0	6	19.4	7	22.6	10	32.3	2	6.5	5	16.1	1	3.2
元年		57	1	1.7	8	14.0	11	19.3	18	31.6	14	24.6	5	8.8	0	0.0
再掲	自然死産	19	0	0.0	0	0.0	2	10.5	7	36.9	8	42.1	2	10.5	0	0.0
	人工死産	38	1	2.6	8	21.1	9	23.7	11	28.9	6	15.8	3	7.9	0	0.0
2年		51	1	2.0	9	17.6	16	31.4	9	17.6	13	25.5	2	3.9	1	2.0
再掲	自然死産	22	0	0.0	0	0.0	8	36.4	6	27.3	6	27.3	2	9.1	0	0.0
	人工死産	29	1	3.4	9	31.0	8	27.6	3	10.3	7	24.1	0	0.0	1	3.4

(注) 率は、総数に対する構成比。

□人工妊娠中絶（豊島区）

（単位：胎）

年度	区分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計
28		175	758	559	395	300	146	9	0	0	2,342
29		284	1,319	835	573	435	190	19	0	0	3,655
30		314	1,615	894	585	431	235	18	0	0	4,092
元		384	1,786	1,036	605	503	196	17	0	0	4,527
2		332	1,619	935	546	427	216	17	0	0	4,092
	満7週以前	184	1,076	622	366	290	151	16	0	0	2,705
	満8週～満11週	145	535	306	174	127	62	1	0	0	1,350
	満12週～満15週	0	3	6	3	3	2	0	0	0	17
	満16週～満19週	2	3	0	2	4	1	0	0	0	12
	満20週・満21週	1	2	1	1	3	0	0	0	0	8
	不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）上記は母体保護法第25条に基づいて、豊島区内の医師より届出のあったものを集計。

2. 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食による衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることを目的としている。区では毎年度、区民の意見を参考に豊島区食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業の許可、届出の受理、監視指導、食品の検査、衛生講習会等を実施している。特に食中毒、苦情の発生時には、食品等事業者に対して、営業停止処分、改善指導など必要な措置をしている。

また、区民に対しても、最新の食品衛生情報、知識を提供するため、講習会、街頭相談等の消費者教育も実施している。

[1] 食品関係営業施設数及び監視指導数

(1) 食品衛生法に規定する営業

食品衛生法に基づき公衆衛生に与える影響が著しい飲食店等の許可及び監視指導を実施している。

年 度 \ 区 分		新規申請件数 (件)	更新申請件数 (件)	廃業届出件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28		1,475	868	1,496	9,944	15,785
29		1,663	894	1,619	9,988	14,946
30		1,603	811	1,677	9,914	13,681
元		1,591	775	1,613	9,892	12,455
2		1,544	1,000	1,366	10,070	7,777
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	6	13	2	104	36
	バー・キャバレー	130	38	83	639	355
	一般飲食店	625	473	698	4,992	3,668
	民生食堂	0	0	0	0	0
	すし屋	8	15	19	134	142
	そば屋	13	22	19	154	206
	仕出し屋	7	3	4	49	67
	弁当屋	33	22	33	211	298
	そう菜屋	31	31	19	261	316
	コンビニエンス等	0	0	1	2	0
	移動	0	1	0	3	1
	臨時	0	3	1	11	3
	許可ある集団給食	12	16	20	145	163
	自動車	23	4	14	114	27
	自動販売機	6	12	12	47	18
	天ぷら船	0	0	0	0	0
小計	894	653	925	6,866	5,300	

区 分		新規申請件数 (件)	更新申請件数 (件)	廃業届出件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
喫茶店営業	店 舗	46	12	47	121	124
	自 動 販 売 機	24	41	49	297	67
	自 動 車	1	0	1	9	1
	小 計	71	53	97	427	192
菓子製造業	パ ン 製 造 業	24	12	7	171	101
	生 菓 子 製 造 業	33	14	27	176	170
	その他の菓子製造業	119	25	76	342	293
	移 動	0	1	0	1	1
	臨 時	0	0	0	2	0
	自 動 車	6	0	3	21	6
	小 計	182	52	113	713	571
あ ん 類 製 造 業		0	0	1	1	2
アイスクリーム類製造業		36	7	38	90	141
乳 製 品 製 造 業		2	0	0	7	4
乳類販売業	専 業	1	3	1	18	14
	シ ョ ー ケ ー ス 売 り	63	64	57	542	208
	自 動 販 売 機	13	34	28	195	49
	自 動 車	0	0	0	1	0
	小 計	77	101	86	756	271
食 肉 処 理 業		2	3	0	25	25
食肉販売業	一 般	71	12	6	155	260
	包 装	65	50	48	388	184
	自 動 販 売 機	0	0	0	0	0
	自 動 車	0	0	0	1	0
	小 計	136	62	54	544	444
食 肉 製 品 製 造 業		1	0	0	16	10
魚介類販売業	一 般	28	11	8	114	447
	包 装	51	49	39	349	199
	自 動 車	0	0	0	1	0
	小 計	79	60	47	464	646
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		0	0	0	5	3
又は食品の冷凍 又は冷蔵業	冷 凍 業	0	0	0	5	2
	冷 蔵 業	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	5	2

区 分		新規申請件数(件)	更新申請件数(件)	廃業届出件数(件)	施設数	監視指導数(件)
清涼飲料水製造業		0	0	0	0	0
氷雪製造業	氷雪製造業	0	0	0	0	0
	〃(自動角氷製造機)	0	0	0	0	0
	〃(自動販売機)	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
氷雪販売業		0	1	0	8	1
しょうゆ製造業		0	0	0	1	0
ソース類製造業		1	0	0	3	1
酒類製造業		1	0	0	3	1
豆腐製造業		0	5	0	16	27
納豆製造業		0	0	0	0	0
麺類製造業		6	2	1	25	33
そうざい製造業		56	1	4	93	103
缶詰又はびん詰製造業		0	0	0	0	0
添加物製造業		0	0	0	2	0

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき食鳥肉の衛生水準を確保するため、食鳥処理施設の許可及び監視指導を行なっている。

なお、区内の食鳥処理施設はすべて年間処理羽数が30万羽以下の小規模食鳥処理業である。

年度	区分	新規申請件数(件)	廃業届出件数(件)	施設数	監視指導数(件)
28		0	0	7	15
29		0	0	7	13
30		0	2	5	7
元		0	1	4	6
2		0	0	4	5

(3) 食品製造業等取締条例に規定する営業

東京都食品製造業等取締条例に基づき、行商、つけ物製造業等の業種について許可及び監視指導を行なっている。

年 度 \ 区 分		新規申請件数 (件)	更新申請件数 (件)	廃業届出件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28		205	83	188	947	2,236
29		171	77	193	925	1,859
30		190	60	185	930	1,449
元		198	78	177	951	1,584
2		205	75	177	979	1,071
行 商	弁当等人力販売業	6	1	2	25	21
	菓 子	37		46	18	0
	豆腐及びその加工品	0		0	0	0
	ゆ で め ん 類	0		0	0	0
	アイスクリーム類	0		0	0	0
	魚介類及びその加工品	4		4	3	0
	小 計	47	1	52	46	21
つ け 物 製 造 業		2	1	0	13	3
製菓材料等製造業		0	0	0	2	0
粉末食品製造業		0	0	0	3	0
そう菜半製品等製造業		2	1	0	18	6
調味料等製造業		9	1	1	29	14
魚介類加工業		4	0	3	11	5
液卵製造業		0	0	0	0	0
食 料 品 等 販 売 業	一 般	101	50	86	597	813
	包 装	35	11	25	189	192
	包装（一時販売）	1	1	1	7	3
	自動販売機	4	9	9	58	13
	自 動 車	0	0	0	3	1
	小 計	141	71	121	854	1,022
卵選別包装業		0		0	3	0

(4) 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設

平成13年に食品製造業等取締条例が改正され、本施設が規定された。届出の受理及び監視指導を実施している。

年度	区分	規模	届出件数 (件)	廃止件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)	
28			20	8	181	207	
29			23	11	193	162	
30			20	18	195	169	
元			24	15	204	149	
2			9	9	204	173	
給 食	学校・幼稚園	I	0	0	0	0	
		II	0	1	13	12	
		III	1	1	20	16	
	病院・診療所	I	0	0	4	2	
		II	0	0	2	2	
		III	0	0	1	3	
	工場・事業所	I	0	0	5	5	
		II	1	1	2	2	
		III	0	0	0	0	
	児童福祉施設	I	2	2	51	50	
		II	3	2	57	45	
		III	0	0	0	0	
	社会福祉施設	I	0	0	14	11	
		II	1	1	2	2	
		III	0	0	0	0	
	ボランティア給食	I	0	0	6	3	
		II	0	0	0	0	
		III	0	0	0	0	
	その他	I	0	1	5	3	
		II	0	0	2	2	
		III	0	0	0	0	
	給食（届出以外）			1	0	20	15

(注) 規模欄のⅠ、Ⅱ及びⅢについては、施設ごとの供給食数に応じた分類である。

Ⅰ…1回20食以上50食未満又は1日50食以上125食未満の食事を供給する事業者

Ⅱ…1回50食以上300食未満又は1日125食以上750食未満の食事を供給する事業者

Ⅲ…1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する事業者

(5) ふぐの取扱い規制条例に規定する営業
 (ふぐ取扱所、ふぐ加工製品取扱施設)

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱所の認証申請、ふぐ加工製品取扱施設の届出の受理及び監視指導を行なっている。特に冬期において、死亡率の高いふぐによる食中毒の未然防止に努めている。

年度	区分	新規件数 (件)	廃業件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28		34	30	349	353
29		24	29	344	294
30		25	34	335	291
元		26	32	329	227
2		26	50	305	250
	ふぐ取扱所	3	12	60	79
	ふぐ加工製品取扱施設	23	38	245	171

(6) 食品衛生法施行細則に規定する営業

法、条例の適用を受けない食品製造業、食品販売業等については、食品の安全確保のため豊島区食品衛生法施行細則により営業の届出の受理及び監視指導を行なっている。

年度		区分	届出件数 (件)	廃業件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28			4	38	3,383	4,613
29			3	21	3,365	6,428
30			7	8	3,364	5,221
元			6	10	3,360	4,618
2			9	69	3,300	2,131
食品製造業 許可を要しない	製粉・精米・製麦業		0	0	100	17
	つけ物製造業		0	2	10	3
	その他	一般食品	1	16	29	66
		乳肉食品	0	0	3	2
	小計		1	18	142	88
食品販売業 許可を要しない	魚介類加工品販売業		0	1	313	104
	乳製品販売業		0	0	475	24
	アイスクリーム類販売業		1	16	287	51
	野菜果物販売業		0	1	402	124
	菓子(パンを含む)販売業		6	31	740	1,150
	主食販売業		0	0	148	73
	酒類・調味料販売業		0	0	233	162
	その他の食品販売業		1	2	221	333
	小計		8	51	2,819	2,021
・食器器具容器包装 おもちゃ	食器器具容器包装製造業		0	0	0	0
	食器器具容器包装販売業		0	0	52	0
	おもちゃ製造業		0	0	0	0
	おもちゃ販売業		0	0	27	0
	小計		0	0	79	0
添加物製造業			0	0	0	0
添加物販売業			0	0	252	14
生食用食肉取扱い報告			0	0	8	8

[2] 食品・器具・容器包装等の検査

(1) 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められている食品等、また東京都において措置基準の設けられている食品等を収去検査し、安全確保に努めている。

① 細菌検査（ウイルスを含む）

食中毒等の未然防止のため、細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、セレウス、カンピロバクター、O157等の検査を行なっている。

なお、「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検体数	都 健 康 安 全 研 究 セ ン タ ー			登 録 検 査 機 関		
			総数	否	不良	総数	否	不良
28		368	7	0	0	361	1	24
29		312	7	0	0	305	2	15
30		328	7	0	0	321	1	33
元		269	5	0	0	264	0	22
2		186	5	0 (0%)	0 (0%)	181	3 (1.7%)	12 (6.6%)
	魚 介 類	29	0	0	0	29	0	2
	魚 介 類 加 工 品	6	0	0	0	6	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	15	0	0	0	15	0	0
	乳・乳製品	5	5	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	20	0	0	0	20	3	0
	穀類・同加工品	21	0	0	0	21	0	2
	野菜類・果実及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	菓 子 類	15	0	0	0	15	0	1
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
	そう菜及びその半製品	33	0	0	0	33	0	1
	弁 当 類	42	0	0	0	42	0	6
	そ の 他 の 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0	0
	拭 取 り ・ 検 便	0	0	0	0	0	0	0

② 化学検査

食品及び器具、容器包装等について食品添加物、農薬、酸価、過酸化価、揮発性塩基窒素、重金属等の検査を行なっている。

なお、「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検体数	都健康安全研究センター		登 録 検 査 機 関		
			総数	否	総数	否	不良
28		173	5	0	168	0	0
29		171	5	0	166	0	0
30		191	5	0	186	0	0
元		183	5	0	178	0	0
2		136	5	0 (0%)	131	0 (0%)	0 (0%)
	魚 介 類	9	0	0	9	0	0
	魚 介 類 加 工 品	6	0	0	6	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	5	0	0	5	0	0
	乳・乳製品	5	5	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0
	穀類・同加工品	24	0	0	24	0	0
	野菜類・果実及び同加工品	15	0	0	15	0	0
	菓 子 類	20	0	0	20	0	0
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	15	0	0	15	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	27	0	0	27	0	0
	そう菜及びその半製品	0	0	0	0	0	0
	弁 当 類	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 食 品	10	0	0	10	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0
	器 具 ・ 容 器 包 装 ・ 玩 具	0	0	0	0	0	0

(2) 簡易検査

調理器具、従業員の手指、食品について、衛生水準の維持・向上を図るため、現場等で簡易検査を行ない、その結果に基づき食品・器具類の取扱、施設の管理等について指導している。

① 細菌検査

簡易ふき取りキット等による、大腸菌群、ブドウ球菌、腸炎ビブリオ等の検査を行なっている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出された場合をいう。

(単位：件)

年度	区分	総数	適	不良
28		3,977	3,458(87%)	519(13%)
29		3,241	2,824(87%)	417(13%)
30		3,732	3,323(89%)	409(11%)
元		3,514	3,196(91%)	318(9%)
2		574	495(86%)	79(14%)
	手 指	140	124(89%)	16(11%)
	器 具 類	434	371(85%)	63(15%)
	食 品	0	0(0%)	0(0%)

② 化学検査等

ATPふき取り検査、検鏡等による目視確認、官能検査等を行なっている。

(単位：件)

年度	区分	総数
28		13
29		11
30		11
元		69
2		899
	手 指	758
	食 品	3
	器具・包装類	138
	虫	0
	そ の 他	0

[3] 特別監視指導

(1) 夏季一斉監視

夏季は高温多湿で食中毒の多発時期である。このため、6月1日から8月31日までの期間に、食中毒の原因となりやすい食品の収去検査と業種別の一斉監視を都区共同で行ない、また講習会を実施し食中毒の未然防止に努めている。

特に、O157、ノロウイルスによる食中毒発生防止の観点から、学校給食等の大規模調理施設への監視指導及び衛生教育を重点的に行なった。

監視件数	3,032件
収去検査品目数（不良又は否となった品目数）	102（12）
講習会実施数（参加人数）	3回（121名）

（注）「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないもの。

(2) 歳末一斉監視

年末年始には多種類の食品が短期間に大量に流通するので、食品の取扱いが不衛生になりがちである。このため、11月から年末にかけて正月食品などの製造業、販売業の一斉監視及び収去検査を都区共同で行なっている。

監視件数	2,985件
収去検査品目数（不良又は否となった品目数）	57（1）
講習会実施数（参加人数）	1回（15名）

（注）「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないもの。

(3) 休日、夜間営業施設監視

土日、祝日には、縁日・祭礼等で臨時営業等の施設が多く出店している。これらの施設についても監視指導を行なっている。

また、ふぐ取扱所等の営業施設については夜間にかけて監視指導を行なっている。

年度	区分	回数(回)	監視指導数(件)
28		21	1,031
29		16	554
30		22	553
元		17	492
2		15	83

(4) 表示指導

食品の表示は、消費者が食品を選択するうえで、貴重な情報源となっている。このため、食品表示法では、包装された加工食品に、食品添加物・アレルギー物質・遺伝子組換え食品・期限表示・保存方法等の表示を義務付けている。不適正な表示の食品が流通することのないように日常より監視指導を行なっている。

(単位：件)

年 度		区 分	監視指導数
28			16,734
29			15,911
30			13,290
元			11,659
2			6,714
現場で発見した違反・ 不適正表示品目数	総 数		51
	内 容	無 表 示	6
		期 限 表 示	4
		所 在 地 ・ 氏 名	0
		添 加 物	4
		そ の 他	37

(注) 表中「その他」は、食品表示法、医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律の違反によるものも含む。

(5) 輸入食品対策

食生活の多様化などにより、国内で消費される食品のうち、輸入食品は、カロリーベースで6割を占めている。そのため、輸入食品の監視及び収去検査を実施し、その安全性確保に努めている。

① 細菌検査の結果

収去した食品の検査を実施した。なお「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検 体 数	都健康安全研究センター			登 録 検 査 機 関		
			総 数	否	不 良	総 数	否	不 良
28		5	0	0	0	5	0	0
29		2	0	0	0	2	0	0
30		6	0	0	0	6	0	0
元		17	0	0	0	17	0	0
2		9	0	0 (0%)	0 (0%)	9	0 (0%)	0 (0%)
	魚 介 類	6	0	0	0	6	0	0
	魚 介 類 加 工 品	3	0	0	0	3	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	乳・乳製品	0	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
	穀類・同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	野菜類・果実及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	菓 子 類	0	0	0	0	0	0	0
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
	そう菜及びその半製品	0	0	0	0	0	0	0
	弁 当 類	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0	0
	拭 取 り ・ 検 便	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲。

② 化学検査の結果

収去した食品の検査を実施した。なお「否」は食品衛生法違反、「不良」は表示違反及び国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検体数	都健康安全研究センター		登 録 検 査 機 関		
			総数	否	総数	否	不良
28		59	0	0	59	0	0
29		61	0	0	61	0	0
30		91	0	0	91	0	0
元		97	0	0	97	0	0
2		94	0	0 (0%)	94	0 (0%)	0 (0%)
	魚 介 類	4	0	0	4	0	0
	魚 介 類 加 工 品	3	0	0	3	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	0	0	0	0	0	0
	乳・乳製品	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0
	穀類・同加工品	14	0	0	14	0	0
	野菜類・果実及び同加工品	16	0	0	16	0	0
	菓 子 類	5	0	0	5	0	0
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	15	0	0	15	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	27	0	0	27	0	0
	そう菜及びその半製品	0	0	0	0	0	0
	弁 当 類	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 食 品	10	0	0	10	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0
	器 具 ・ 容 器 包 装 ・ 玩 具	0	0	0	0	0	0

(注) 表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲。

[4] 食中毒・苦情

食中毒・苦情の届出のあった場合にはその原因施設及び食品等の調査を行なっている。また原因が営業者にある場合には、施設及び食品等の取扱いについて改善指導の措置を行ない、事故の再発防止に努めている。

(1) 食中毒

食中毒が発生した場合は、原因施設・原因食品・原因物質を究明し、再発防止のために速やかに対処している。

□食中毒の発生状況（過去5年間）

年度	区分	発生件数(件)	患者数(人)
28		6	63
29		3	11
30		11	97
元		4	28
2		4	26

□内訳

区分 年度	発生年月日	患者数 (人)	原因食品	原因物質
28	28. 4. 24	8	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	28. 5. 16	9	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ
	28. 7. 31	12	うな重	黄色ブドウ球菌
	29. 1. 14	12	会食料理（不明）	ノロウイルス
	29. 1. 18	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	29. 1. 28	19	会食料理（不明）	ノロウイルス
29	29.10. 3	6	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	29.11.26	4	会食料理（不明）	ノロウイルスGⅡ
	30. 2. 17	1	酒類（洗浄剤）	化学物質（洗浄剤）
30	30. 5. 31	77	会食料理（不明）	ウェルシュ菌
	30. 6. 22	1	刺し身盛り合わせ	アニサキス
	30. 7. 25	2	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	30. 9. 2	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	30.10. 1	1	寿司	アニサキス
	30.10. 1	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	31. 2. 4	4	会食料理（不明）	黄色ブドウ球菌
	31. 2. 10	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	31. 3. 13	1	寿司	アニサキス
	31. 3. 14	1	シメサバ	アニサキス
31. 3. 16	1	ゴマサバ	アニサキス	
元	元. 8. 12	4	会食料理（不明）	カンピロバクター（推定）
	2. 3. 3	1	刺し身盛り合わせ	アニサキス
	2. 3. 13	16	給食	ノロウイルス
	2. 3. 27	7	寿司	ノロウイルス
2	2. 8. 28	2	会食料理（焼き鳥を含む）	カンピロバクター・ジェジュニ
	2.11.29	1	会食料理（しめさばを含む）	アニサキス
	3. 2. 22	22	会食料理（寿司を含む）	ノロウイルスGⅡ
	3. 3. 21	1	寿司（イワシを含む）	アニサキス

(2) 食中毒関連調査

区外で調査している食中毒及びその疑いについて、関係保健所からの依頼により、区内の患者及び施設の調査を行なっている。

□食中毒関連調査件数

年 度 \ 区 分	調 査 件 数(件)	調 査 対 象 者 数(人)	調 査 施 設 数(軒)
28	55	105	30
29	52	95	58
30	81	39	81
元	56	23	46
2	25	218	28

(3) 感染症関連調査

保育園・学校・高齢者福祉施設等で集団的に嘔吐・下痢等の症状を呈している患者が発生した場合、健康推進課と連携して原因施設・食品・患者等の調査を行なっている。

年 度 \ 区 分	調 査 件 数(件)	調 査 対 象 者 数(人)
28	0	0
29	1	54
30	0	0
元	0	0
2	0	0

(注) 調査の結果、感染症と決定した件数を計上している。

(4) 苦情処理

苦情には、異物混入、腐敗・変敗、カビの発生など食品に関するものと、取扱いや施設に関するものがある。「有症苦情」とは、下痢、嘔吐、発熱等の食中毒症状を呈したが、食品が原因と断定できなかったものである。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	苦 情 処 理 数	
28	175	
29	165	
30	164	
元	139	
2	141	
	異 物 混 入	15
	有 症 苦 情	36
	腐 敗 ・ 変 敗	2
	カ ビ の 発 生	0
	異 味 ・ 異 臭	8
	取 扱 不 良	12
	施 設 不 良	23
	そ の 他	45

(5) 食中毒・苦情に伴う検査

食中毒・苦情の届出により原因究明のため、食品、調理器具、従業員の手指、患者のふん便等の検査を実施した。

(単位：件)

年 度	区 分	検 体 数	検 体 数		
			都健康安全研究センター	区衛生検査担当	
28		835	835	0	
29		362	362	0	
30		635	635	0	
元		605	603	2	
2		314	310	4	
	細 菌	食品・水	27	25	2
		拭き取り（器具・手指等）	54	52	2
		ふん便・吐物等	73	73	0
		その他	28	28	0
	ウ イ ル ス	食品・水	21	21	0
		拭き取り（器具・手指等）	34	34	0
		ふん便・吐物等	65	65	0
		その他	0	0	0
	化 学	食品・水	12	12	0
		容器・器具	0	0	0
		その他	0	0	0

[5] 不利益処分

処分年月日	業 種	処分内容	処 分 理 由
28. 5. 13	飲 食 店 営 業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
28. 5. 30	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
28. 8. 24	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
29. 1. 17	飲 食 店 営 業	営業停止3日間 （自粛4日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
29. 2. 10	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
29. 2. 15	飲 食 店 営 業	営業停止3日間 （自粛4日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
29.10. 3	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
29.11.26	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30. 2. 17	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
30. 6. 8	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
30. 7. 3	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
30. 8. 14	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30.10. 4	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30.11.15	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30.11.21	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
31. 2. 15	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
31. 2. 27	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
31. 3. 26	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
31. 3. 26	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
31. 4. 9	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
元. 9. 6	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
2. 1. 31	食品の輸入業	販売禁止命令	違反食品の販売等（食品衛生法第10条の違反）（※）
2. 3. 17	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
2. 3. 31	飲 食 店 営 業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
2. 4. 16	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
2. 9. 30	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条の2第2項の違反）
2.12.14	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条の2第2項の違反）
3. 3. 4	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条の2第2項の違反）

（※）食品衛生法の一部を改正する法律の一部が令和2年6月1日に施行されたため、改正後の食品衛生法では第12条の違反となる。

[6] 食品衛生講習会

(1) 食品取扱従事者及び消費者を対象に講習会や街頭相談等を行ない食品衛生知識の向上にも努めている。

年度	区分	食品関係営業者		消費者	
		回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
28		44	2,448	11	631
29		38	2,298	14	794
30		37	2,071	13	1,714
元		38	1,953	7	652
2		10	367	0	0

(2) リスクコミュニケーション

豊島区食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、豊島区のパブリックコメント制度により、消費者及び事業者からの意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保している。

[7] 食の安全推進事業

広く区民に食の安全を普及・啓発するため、豊島区池袋食品衛生協会との共催により街頭相談及び池袋駅東口の百貨店への懸垂幕の掲示を行なっている。また平成27年度からは地域保健課が主催する「健康チャレンジ！」事業へ参加し、食品衛生クイズや手指の汚れ測定を実施することで食品衛生への知識の普及・啓発を行なった。(単位：人)

年度	内 容	参加人数
28	知って防ごう食中毒（食育イベント）12月	149
	街頭相談	329
	中央図書館特集展示（6月・12・1月）	
	センタースクエアパネル掲示（10月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	
29	知って防ごう食中毒（食育イベント）2月	792
	街頭相談	537
	中央図書館特集展示（6月・12・1月）	
	センタースクエアパネル掲示（10月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	
30	知って防ごう食中毒（食育イベント）12月	655
	街頭相談	503
	中央図書館特集展示（6月・1月）	
	懸垂幕の掲示（8月）	
元	知って防ごう食中毒（食育イベント）2月	(※)
	街頭相談	281
	中央図書館特集展示（7月・1月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	
2	知って防ごう食中毒（食育イベント）2月	(※)
	街頭相談	(※)
	中央図書館特集展示（1月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	

(※) 実施を中止。

[8] 食品衛生優良施設表彰

食品関連施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

年度	区分	表彰施設数
28		2
29		2
30		4
元		1
2		1

[9] 食品衛生推進員制度

食品衛生法第61条第2項の規定及び豊島区食品衛生推進員設置要綱により、食品等事業者の自主管理の推進及び区が行なう食品の安全確保事業の推進に協力する民間協力者を、区長が推進員として任期2年で委嘱している。なお、本事業は令和元年度より休止している。

年 度	内 容	回 数(回)	人 数(人)
28	講習会講師	7	(※) 558
	食品衛生推進員講習会・受講	2	18
	食品衛生推進会議	3	34
29	講習会講師	7	(※) 401
	食品衛生推進員講習会・受講	2	16
	食品衛生推進会議	3	30
30	講習会講師	5	(※) 431
	食品衛生推進員講習会・受講	2	15
	食品衛生推進会議	3	28

(※) 「人数」は講習会受講者数。

[10] 調理師・製菓衛生師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換え、再交付等の経由事務を行なっている。

□取り扱い件数

(単位：件)

年度 \ 区分		総 数	新 規	書 換	再交付
28		133	108	10	15
29		85	71	10	4
30		88	73	2	13
元		84	68	4	12
2		80	67	2	11
	調 理 師	72	59	2	11
	製 菓 衛 生 師	8	8	0	0

[11] 照会依頼への回答

刑事訴訟法、法人税法、弁護士法等の規定に基づき、警察、税務署、弁護士会等からの営業施設についての照会依頼に対し、文書を作成し回答を行なっている。

照会依頼1件当たりの回答対象は、数施設から数千施設に及ぶ。

年度 \ 区分	回答件数
28	209
29	271
30	206
元	228
2	128

3. 環 境 衛 生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について、許可及び届出受理等の業務を行なっている。

また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

なお、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談事業を行なっている。

また、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律及び条例に基づく許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

年度	区分	許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監 視 指 導 数 (件)
28		168	175	2,684	1,531
29		181	123	2,742	1,567
30		181	125	2,798	1,452
元		274	122	2,950	1,411
2		193	168	2,975	1,088
	理 容 所	10	18	202	28
	美 容 所	102	81	886	348
	ク リ ー ニ ン グ 所	10	19	234	125
	興 行 場	6	4	55	9
	旅 館 業	51	26	352	322
	公 衆 浴 場	1	3	70	75
	プ ー ル	0	0	116	33
	水 道 施 設	9	16	686	83
	温 泉 利 用 施 設	1	0	2	3
	墓 地 等	1	0	72	2
	特 定 建 築 物	2	1	300	60

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー及びコインシャワーについては、衛生水準を維持するため、それぞれ衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

年度	区分	届出 (件)	廃止等 (件)	施設数	監視指導数(件)
28		28	163	5,064	414
29		9	88	4,985	324
30		17	140	4,862	432
元		11	45	4,828	271
2		8	178	4,658	340
	貯水槽水道	5	168	4,524	186
	コインランドリー	3	10	124	143
	コインシャワー	0	0	10	11

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
28	計	104	91	975	571
	理容所	5	11	218	116
	美容所	99	80	757	455
29	計	95	63	1,007	502
	理容所	6	7	217	108
	美容所	89	56	790	394
30	計	83	60	1,030	299
	理容所	9	13	213	77
	美容所	74	47	817	222
元	計	96	51	1,075	346
	理容所	4	7	210	73
	美容所	92	44	865	273
2	計	112	99	1,088	376
	理容所	10	18	202	28
	美容所	102	81	886	348

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと一酸化炭素の測定を行なっている。

(単位：件)

年度	区分	理 容 所		美 容 所			
		検査 施設数	検査施設成績		検査 施設数	検査施設成績	
			適	不適		適	不適
28		4	4	0	43	43	0
29		3	3	0	6	6	0
30		1	1	0	2	2	0
元		8	8	0	14	14	0
2		0	0	0	0	0	0

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行なう施設を「取次所」、車両を用いて洗たく物の受け渡しのみを行なう取次業は「無店舗取次店」と称して届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
		28	計	9	19
28	一 般	2	6	112	61
	取 次 所	7	13	136	86
	無店舗取次店	0	0	3	0
29	計	6	12	245	121
	一 般	0	5	107	49
	取 次 所	3	7	132	72
	無店舗取次店	3	0	6	0
30	計	6	11	240	122
	一 般	0	4	103	56
	取 次 所	6	7	131	66
	無店舗取次店	0	0	6	0
元	計	12	9	243	118
	一 般	1	0	104	48
	取 次 所	11	9	133	70
	無店舗取次店	0	0	6	0
2	計	10	19	234	125
	一 般	2	10	96	57
	取 次 所	8	9	132	68
	無店舗取次店	0	0	6	0

② 空気検査

ドライクリーニングで使用する有機塩素系溶剤は、管理が不十分であると健康に影響を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため、施設内の有機塩素系溶剤の濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□有機塩素系溶剤空気測定

区分 年度	有機塩素系溶剤 (※) 使用施設数	検 査 施設数	検査施設成績(件)	
			適	不適
28	11	10	9	1
29	10	9	9	0
30	9	9	8	1
元	9	8	7	1
2	7	6	5	1

(※) 有機塩素系溶剤：テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）等

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の經由事務を行なっている。
(令和2年度の受付数2件)

④ コインランドリー

豊島区コインランドリー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
28	127	148
29	129	140
30	128	157
元	131	107
2	124	143

(3) 興行場

興行場法に基づき、映画館・劇場・音楽ホール等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

年度		区分	許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
28	計		32	32	44	88
		常設	2	3	42	51
		仮設	30	29	2	37
29	計		32	30	46	96
		常設	3	0	45	55
		仮設	29	30	1	41
30	計		33	31	48	93
		常設	3	1	47	54
		仮設	30	30	1	39
元	計		40	35	53	110
		常設	12	7	52	75
		仮設	28	28	1	35
2	計		6	4	55	9
		常設	3	0	55	6
		仮設	3	4	(※)0	3

(※) 令和3年3月末における仮設興行場営業許可施設数

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

年度		区分	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)	
				適	不適	炭酸ガス	粉じん
28			47	43	4	2	2
29			54	49	5	2	5
30			54	49	5	2	3
元			42	40	2	0	2
2			1	1	0	0	0
		常設	0	0	0	0	0
		仮設	1	1	0	0	0

(4) 旅館業

旅館業法に基づき、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

□施設数と監視指導数

年度		区分	許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
28	計		13	6	190	266
		ホテル	1	0	22	30
		旅館	5	3	143	193
		簡易宿所	7	3	25	43
29	計		16	8	198	329
		ホテル	1	1	22	25
		旅館	6	5	144	242
		簡易宿所	9	2	32	62
30	計		43	11	230	412
		旅館・ホテル	34	9	191	343
		簡易宿所	9	2	39	69
元	計		109	12	327	461
		旅館・ホテル	104	7	288	408
		簡易宿所	5	5	39	53
2	計		51	26	352	322
		旅館・ホテル	48	22	314	297
		簡易宿所	3	4	38	25

(注) 平成30年6月15日に改正旅館業法が施行されたことに伴い、ホテル営業と旅館営業が統合され、旅館・ホテル営業となった。

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき、公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、公衆浴場は、普通公衆浴場（銭湯）とその他の公衆浴場（個室付浴場並びにサウナ等の浴場）に分類している。

① 施設数と監視指導数

年度		区分		許可等 (件)	廃業等 (件)	施設数	監視指導数 (件)
		計	普通				
28	計			1	2	78	175
	普通			0	0	25	25
	その他	個室		0	0	22	89
		サウナ等		1	2	31	61
29	計			1	3	76	169
	普通			0	1	24	27
	その他	個室		0	0	22	84
		サウナ等		1	2	30	58
30	計			1	3	74	159
	普通			0	2	22	27
	その他	個室		0	0	22	75
		サウナ等		1	1	30	57
元	計			1	3	72	161
	普通			0	2	20	20
	その他	個室		0	0	22	90
		サウナ等		1	1	30	51
2	計			1	3	70	75
	普通			0	1	19	22
	その他	個室		0	0	22	7
		サウナ等		1	2	29	46

② 浴槽水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴槽水の水質検査を行なっている。

年度	区分	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)			
			適	不適	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸 菌群	遊離残留 塩素濃度
28		68	54	14	0	2	2	12
29		67	56	11	0	0	1	10
30		65	47	16	0	0	3	16
元		56	42	14	0	0	2	12
2		50	38	12	0	2	4	9
	普通	18	12	6	0	2	4	3
	その他	32	26	6	0	0	0	6

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度 \ 区分	施設数	監視指導数(件)
28	10	12
29	10	12
30	10	10
元	10	10
2	10	11

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。なお、プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施設数	監視指導数(件)
28	計	84
	営業プール	14
	小規模プール	70
29	計	106
	営業プール	14
	小規模プール	92
30	計	116
	営業プール	14
	小規模プール	102
元	計	116
	営業プール	14
	小規模プール	102
2	計	116
	営業プール	14
	小規模プール	102

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、営業プールに対し下記項目について、水質検査を行なっている。

年度 \ 区分	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)						
		適	不適	pH	濁度	カリウム消費量 過マンガン酸	残留塩素	大腸菌	一般細菌数	メタン 総トリハロ
28	29	23	6	0	0	3	1	0	3	0
29	28	20	8	3	0	4	1	0	2	0
30	28	22	6	1	0	4	1	0	0	0
元	26	19	7	0	0	6	1	0	0	0
2	20	16	4	0	0	3	1	0	0	0

小規模プールに対しては、残留塩素及び水温について簡易水質検査（検査数37件）を行なうとともに衛生管理に関する指導助言等を行なった。このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。令和2年度の受付数は18件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

年度	区分	施設数	監視指導数(件)
28		1	4
29		1	2
30		1	2
元		1	2
2		2	3

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

年度	区分	施設数	調査指導数(件)
28	計	68	6
	墓地	57	2
	納骨堂	11	4
29	計	70	3
	墓地	57	0
	納骨堂	13	3
30	計	71	3
	墓地	57	1
	納骨堂	14	2
元	計	71	1
	墓地	57	1
	納骨堂	14	0
2	計	72	2
	墓地	57	1
	納骨堂	15	1

[3] 大規模ビル（特定建築物）の衛生

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）では、建築物のうち特定用途（事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等）部分の延べ床面積が3,000㎡以上（学校は8,000㎡以上）の建築物を「特定建築物」と称し、所有者等に対し、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000㎡以上の特定建築物の届出受理、及び3,000㎡以上10,000㎡以下の特定建築物の立入検査等を行なっている。なお、10,000㎡を超える特定建築物の立入検査等は、東京都健康安全研究センタービル衛生検査担当が実施している。

また、建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

年度	区分	施設数		立入検査施設数(件)		図面審査 指導数(件)
		3,000㎡～10,000㎡	10,000㎡超	一般検査	その他(※)	
28		216	74	89	0	4
29		218	75	88	0	6
30		218	76	82	0	3
元		218	81	76	1	1
2		218	82	60	0	5

(※) その他とは、各特定建築物からの相談等により、臨時に立入検査を実施した件数

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

年度	区分	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項目別不適件数(件)							
			適	不適	帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫 防除	雑用 水	アスベ スト
28		89	34	55	13	13	23	12	6	4	0	1
29		88	34	54	18	6	11	6	9	8	2	0
30		82	35	47	16	6	14	5	7	2	0	0
元		76	37	39	26	4	13	9	8	7	1	1
2		60	28	32	24	3	10	0	3	0	0	0

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

年度	区分	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項目別不適件数(件)					
			適	不適	温度	湿度	炭酸 ガス	一酸化 炭素	粉じん	気流
28		88	34	54	4	27	39	0	1	1
29		88	23	65	1	32	39	0	3	1
30		82	32	50	1	25	37	0	2	2
元		76	24	52	5	32	26	0	0	0
2		60	22	38	0	36	5	0	0	0

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対し、法令内容、立入検査結果等についての講習会を5区共同（豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施している。

年度	区分	幹事区	区内施設 受講者数(人)
28		練馬区	100
29		中野区	85
30		杉並区	98
元		豊島区	105
2		板橋区	216(※)

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、稼働施設(216施設)にテキストを送付し、書面開催とした。

[4] 飲料水の衛生

水道は、日常生活を営む上で必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。

また、赤水(さび水)や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき、専用水道、簡易専用水道の確認や届出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	施設数	監視指導数(件)
28	計	703	80
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	702	80
29	計	700	135
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	699	135
30	計	694	148
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	693	148
元	計	693	70
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	692	70
2	計	686	83
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	685	83

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査が義務付けられている。

検査対象施設数とは、建築物衛生法に基づく管理が実施されている施設(235施設)を施設数から除外したものである。

年度	区分	施設数	検査対象施設数(件)	受検報告数(件)
28		702	473	364
29		699	466	324
30		693	462	348
元		692	457	340
2		685	450	336

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設（受水槽の有効容量が10m³以下のもの）では、飲料水の事故発生防止の為、所有者、管理者等の衛生管理知識向上を図る必要がある。

そこで、豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

年度 \ 区分	施設数	監視指導数(件)
28	4,927	254
29	4,846	172
30	4,724	265
元	4,687	154
2	4,524	186

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。なお、タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位：件)

年度 \ 区分	タンク水		井戸水	
	検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
28	15	1	1	0
29	27	9	0	0
30	15	2	3	0
元	17	0	0	0
2	69	1	1	0
細菌検査(2項目)	0	0	0	0
定期検査(10項目)	69	1	1	0
消毒副生成物	0	0	0	0
化学検査定性分析	0	0	0	0
化学検査定量分析	0	0	0	0
ビル管法に係る検査(15項目)	0	0	0	0

(4) 水質検査奨励月間事業

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱による年1回以上の水質検査の受検率を高めるために、平成6年度から毎年6月を「水質検査奨励月間」とし、検査受付日時の延長や料金の割引等を行なう事業を実施していた。

平成15年度頃は1,000件を超える検査受付数があったが、近年は350~360にまで減少していたことと、民間の検査機関で同等の検査が受検できることから、令和2年度より廃止した。

年度 \ 区分	検査受付数(件)	不適数(件)
28	365	5
29	345	8
30	360	7
元	350	2
2		

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、現場における指導を実施している。なお、令和元年度と2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話及び文書による指導を行なった。

年度	区分	現場指導実施数(件)
28		9
29		13
30		15
元		0
2		0

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、必要に応じて現場にて検知管等による簡易空気環境測定とともに室内空気環境の改善に関する助言等を行なっている。

[7] 苦情・相談

環境衛生関係営業施設に対して、所内指導及び苦情処理を行なっている。また、住民からの住居衛生等に関わる相談に応じている。

(単位：件)

年度	区分	苦情処理件数	所内指導・相談件数
28		13	5,980
29		117	6,189
30		137	5,979
元		42	6,366
2		39	5,427
営業施設等	理容所	0	239
	美容所	12	1,488
	クリーニング所	0	125
	興行場	0	90
	旅館業	20	1,516
	公衆浴場	5	259
	プール	0	59
	特定建築物	0	643
	水道施設	1	50
	貯水槽水道	0	403
	その他の業種	0	109
	計	38	4,981
	住居衛生等	室内空気環境	0
水質検査		0	107
井戸水		0	8
その他		1	328
計		1	446

[8] 特別調査

(1) レジオネラ症防止対策事業

レジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位：件)

年度	区分	検査検体数	
		公衆浴場 (浴槽)	営業プール [採暖槽(ジャクジー)]
28		48	12
29		61	10
30		55	10
元		39	9
2		58	10

旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼により有料でレジオネラ属菌検査を8件受付した。

(2) 貯水槽水道の実態調査

貯水槽水道について、新規施設の把握並びに連絡先不明施設の調査を126件実施し、施設概要及び連絡先の把握を行なった。

[9] 環境衛生関係検査総数

前項の室内空気環境測定、浴場・プール水検査以外にも、環境衛生関係営業施設等に対して、照度・温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症調査に同行した立ち入り4施設を含む。

年度	区分	検査施設数	検査項目数
28		645	8,134
29		626	7,809
30		603	8,040
元		610	8,256
2		421	3,800

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、住民、学生等への衛生教育にも努めている。

年度 \ 区分	総 数		営 業 者 等		住 民・学 生 等	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
28	11	464	10	444	1	20
29	10	335	9	334	1	1
30	12	406	10	376	2	30
元	10	392	8	354	2	38
2	4	279	4	279(※)	0	0

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催としてテキストを送付した216施設を含む。

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

年度 \ 区分	表彰施設数
28	3
29	3
30	3
元	3
2	3

[12] 不利益処分（保健福祉部生活衛生課）

令和2年度は不利益処分施設なし。

[13] 住宅宿泊事業（保健福祉部生活衛生課）

住宅を活用し、年間180日を超えない範囲で宿泊サービスの提供を可能とする「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日から施行された。この法律に基づき、区は、住宅宿泊事業の届出の受理及び法定の標識の交付等を行うこととなった。施行に際しては、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定した。

① 施設数と相談件数

年度 \ 区分	届出件数	事業廃止件数	届出住宅数	相談件数
30	676	19	657	6,871
元	434	118	973	4,636
2	100	263	810	2,502

② 苦情処理件数

年度 \ 区分	苦情処理件数
30	48
元	70
2	53

4. 衛生害虫対策等

蚊とハエ駆除対策やねずみ駆除対策を実施するとともに、各種衛生害虫等の相談指導や不明害虫等の検査を受け付けている。

[1] 蚊とハエ駆除対策【強化対策期間4月～10月】

(1) 雨水マス等対策

蚊が発生する公道、公園の雨水マス等を対象として巡回して薬剤投入を行なっている。巡回数は、強化対策期間内に区内4回としている。また、公道との境目の無い区有施設などで、雨水マス等から蚊等が発生する場合は、同様に薬剤を投入している。投入薬剤は、微量で効果があり、安全性の高い昆虫成長制御剤を使用している。

区分 年度	延べ散布か所数	散布量(kg)	作業班数(請負)
28	111,724	347.3	89
29	115,747	347.2	89
30	115,287	345.9	89
元	115,800	347.4	89
2	115,891	347.7	89

(注1) 原則、1,300か所/日処理を1班としている。

(注2) 2年度の雨水マス対象数は、約29,000か所である。

(2) 蚊の発生状況調査

蚊とハエ駆除対策の実施にともなう効果や、季節的生息状況等を把握するため、定点・定期による蚊発生状況調査等を実施している。

また、感染症媒介蚊のデングウイルス等の検査を実施している。

区分 年度	蚊捕獲数(匹)	デングウイルス等検査(※1)	調査回数(請負)
28	636	(-)	16
29	225	(-)	16
30	887	(-)	16
元	623	(-)	16
2	2,111	(※2)	16

(注1) 蚊の調査法：CDCドライアイス24時間調査法

(注2) 定点：都立雑司ヶ谷霊園(豊島区実施)・都立染井霊園(東京都実施)・区立小鳥のさえずる公園(豊島区実施)

(※1) デングウイルス等PCR検査は都立霊園捕獲蚊について実施(都健康安全研究センターに検査依頼)

(※2) デングウイルス等のPCR検査については、コロナウイルスPCR検査に負担をかけないため未実施。

ただし、都立染井霊園の6月～10月間の捕獲蚊については東京都が検査を実施している。

(3) 墓地対策

蚊が発生しやすい墓地については、管理者に対して、発生状況に関する情報提供や防除指導を行ない、墓地における蚊対策の効果的な実施を促進している。

(4) 自主駆除に対する支援

町会が自主的に行なう、蚊とハエの駆除等の発生源除去を目的とする町内清掃活動等に対しては、ポスター、チラシを作成し配付するなどの支援を行なっている。

[2] ユスリカ対策（対象：神田川周辺地区及びプール施設）

セスジユスリカは、主に汚れた河川に大発生し、アレルギー喘息の原因となることが知られている。現在の神田川等は水質改善が進み、発生は無くなっているが、目視による調査を不定期に行なっている。なお、室内温水プールにウスイロユスリカが多量発生した場合は改善指導を行なっている。

[3] スズメバチ類駆除対策

スズメバチ類は、公共への刺傷危険度が高い巣について、専門業者により駆除を行なっている。駆除の条件として、コガタスズメバチの場合は、地上から概ね4m以下の高さの営巣等としている。

（単位：件）

区分 年度	委託合計	スズメバチ類駆除	調査指導(※)
28	101	78	23
29	123	79	44
30	97	42	55
元	148	85	63
2	116	52	64

(※) 調査指導とは、ハチ種類調査、被害予防指導、知識普及をいう。なお、職員による調査指導を含まない。

[4] ねずみ防除対策【防除強化期間11月～3月】

11月と2月を「ねずみ駆除強化月間」と定め(13年度)、集中的に講習会や相談所を開設して防除指導や啓発を行なっている（元年度は保健所移転のため未実施、窓口対応のみ）。

[5] ねずみ・衛生害虫防除指導等の対策

窓口・電話相談により各種衛生害虫の防除指導を行なうとともに、必要により出張による調査や指導を行なっている。また、不明害虫やダニ等微細害虫の同定や検査を行なっている。保育園等でアタマジラミが集団発生した場合は、出張により園児等の頭髪検査なども行なっている。

さらに、相談の多いねずみ・衛生害虫等の防除講習会等を開催している。

(1) 講習会等・検査状況

区分 年度	講習会・研修会			相談所(委託)		窓口検査 (件) (※5)
	ねずみ・衛生害虫等講習会・研修会			ねずみ相談所(※2)		
	講習内容(※1)	回数	参加人数	回数	参加人数	
28	②③④⑦	5	140	4	60	40
29	①②④	3	96	4	63	64
30	①④⑥⑦	4	73	4	59	75
元	①④⑦	6	314	(※3)		71
2	④⑦	2	55	(※4)		94

(※1) 講習内容

- ①：知って得する虫などの講習会 ②：アタマジラミ講習会等 ③：蚊対策講習会（感染症媒介蚊対策講習会等）
④：ヘルパー・ケアマネジャー・ケースワーカー向け講習会等 ⑤：ねずみ駆除講習会 ⑥：トコジラミ研修会
⑦：その他

(※2) ねずみ駆除相談所は駆除専門業者による個別相談指導。

(※3) 令和元年度は保健所の移転により、相談所利用率の高い高齢者への負担（交通・距離）を考慮し中止した。

(※4) 令和2年度はコロナウイルス感染症対策として中止した。なお、相談は電話対応とした。

(※5) 検査の中に保育園・小学校のアタマジラミ検査並びに福祉窓口のコロモジラミ検査を含む。

(2) 福祉衛生対策

独居高齢者・身障者・介護保険対象者・生活保護者などで、自らねずみ・害虫駆除の対応ができない場合は、家族、介護事業所、福祉のケースワーカーなどに、改善に向けた適切なアドバイスを
行なっている。

(3) 相談・指導状況

(単位：件)

都福祉保健局 区分番号(※)		①					②		③	④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫
年度	区分	吸血昆虫					刺咬昆虫		ダ ニ 類	細菌付着 昆虫			接 触 昆 虫	不 快 昆 虫	不 快 動 物	農 林 害 虫 ・ 樹 木	食 品 衣 類 害 虫	木材害虫		ね ず み	そ の 他
		カ	ノ ミ	シ ラ ミ	そ の 他	ハ チ	そ の 他	ハ エ		ゴ キ ブリ	そ の 他	シ ロ アリ						そ の 他			
28	計	1,058	102	4	60	51	291	0	21	1	11	4	27	36	39	5	10	4	2	347	43
	窓口	950	59	4	60	37	285	0	20	1	11	4	25	35	39	4	10	4	2	313	37
	出張	108	43	0	0	14	6	0	1	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	34	6
29	計	1,017	55	7	30	68	314	1	21	15	22	2	12	27	40	2	2	14	0	374	11
	窓口	950	24	7	30	60	312	1	20	14	16	1	11	25	38	2	2	14	0	363	10
	出張	67	31	0	0	8	2	0	1	1	6	1	1	2	2	0	0	0	0	11	1
30	計	895	33	2	27	126	195	1	21	20	12	3	2	32	39	5	6	6	1	348	16
	窓口	768	1	2	27	95	138	1	21	20	10	3	2	31	38	5	6	6	1	345	16
	出張	127	32	0	0	31	57	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0
元	計	824	41	2	41	135	162	0	24	15	21	4	3	15	38	2	10	12	1	282	16
	窓口	698	28	2	37	123	99	0	22	12	12	3	3	15	37	2	10	12	1	266	14
	出張	126	13	0	4	12	63	0	2	3	9	1	0	0	1	0	0	0	0	16	2
2	計	845	34	6	13	108	223	2	18	9	19	14	13	23	37	6	9	3	0	295	13
	窓口	764	9	6	13	93	221	2	18	9	16	12	12	20	37	5	8	3	0	276	4
	出張	81	25	0	0	15	2	0	0	0	3	2	1	3	0	1	1	0	0	19	9
月 別 内 訳	4月	24	4	0	0	3	3	0	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	9	0
	5月	32	3	0	1	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	2	1	0	12	1
	6月	97	14	1	9	11	20	0	1	4	5	3	2	6	3	0	0	0	0	18	0
	7月	126	2	0	0	30	46	0	0	2	0	5	0	6	4	0	1	2	0	25	3
	8月	139	2	4	0	17	83	1	3	1	3	0	0	2	4	0	2	0	0	15	2
	9月	108	3	0	0	17	38	0	4	2	2	1	3	3	5	0	2	0	0	26	2
	10月	77	2	1	0	11	11	1	0	0	3	2	1	4	4	3	0	0	0	34	0
	11月	64	1	0	2	6	10	0	3	0	0	1	2	1	4	3	2	0	0	28	1
	12月	52	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	44	0
	1月	32	1	0	1	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	25	0
	2月	29	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	22	1
	3月	65	1	0	0	7	3	0	4	0	2	2	0	0	6	0	0	0	0	37	3

(注1) 区分については都福祉保健局区分番号と統一を図っている。

(注2) 害虫等の相談種類数は、約80~100種類である。

(注3) 出張(調査指導等)に委託業者による調査指導を含まない。例：ハチ調査、蚊調査

(※) 区分番号の①シラミの内訳：アタマジラミ 13件・コロモジラミ 0件及びケジラミ 0件

区分番号の①その他の内訳：トコジラミ 108件・その他 0件

区分番号の④その他の内訳：チョウバエ 13件・その他 1件

区分番号の⑤接触昆虫とは、ドクガ等(毒毛等)の有毒害虫をいう。

区分番号の⑤接触昆虫の内訳：チャドクガ幼虫 9件・ヤネホソバ 1件・蛾 2件・その他 1件

区分番号の⑥不快昆虫とは、ユスリカ等をいう。

区分番号の⑦不快動物とは、ヤスデ・クモ等をいう。

区分番号の⑩その他とは、殺虫剤等をいう。

5. 薬 事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、毒物及び劇物取締法等の法令にもとづき、薬局等の許可・監視指導、毒物劇物販売業等の登録・監視指導を行っている。また、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律にもとづき、家庭用品による健康被害防止を目的に試買検査を行なっている。

[1] 薬局等

医薬品医療機器等法等の関係法令に基づき、薬局等に対する許可、届出の受理、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため立入検査、収去検査を実施し、構造設備、品質管理等について監視指導を行なっている。また、これらに対する苦情処理及び相談に応じている。

なお、平成21年6月施行の法改正により、平成24年5月までに一般販売業及び薬種商販売業は店舗販売業に移行し、また、特例販売業も卸売販売業（東京都の事務）に移行するなどしたため、これらの業態はなくなった。

(1) 施設数及び監視件数等

（単位：件）

年度	区分	新規	更新	廃止	施設数	監視件数	違反件数
28		143	112	143	1,817	459	38
29		164	78	152	1,784	451	48
30		132	63	119	1,810	396	52
元		129	40	131	1,797	370	49
2		196	50	145	1,886	374	20
	薬 局	16	18	12	172	95	2
	薬局製剤	製造販売業	2	1	20	5	0
		製 造 業	2	1	20	5	0
	店 舗 販 売 業	14	2	15	106	29	4
	高度管理医療機器等 販売業、貸与業、販売貸与業	39	28	19	284	90	6
	管理医療機器 販売業、貸与業、販売貸与業	53		30	1,154	64	6
	麻薬小売業者	70		67	130	86	2

（注）平成28年度から、高度管理医療機器及び管理医療機器においては、販売業のみ、貸与業のみ、販売貸与業（販売業及び貸与業）の3業態をそれぞれ1件と計上する。

(2) 医薬品等の収去状況

収 去 品 目	品 目 数	試 験 結 果
医 薬 品	2	適
医 薬 部 外 品	1	適
化 粧 品	1	適
医 療 機 器	1	適

(3) 薬事講習会等の開催

令和2年度は近隣8区合同で薬事講習会に替えてテキストを作成し、全ての薬局（171軒）、店舗販売業者（107軒）を対象に配布した。

(4) インターネットによる医薬品販売の監視

平成26年6月12日から一般用医薬品の特定販売（インターネット販売）が認められたことを受け、インターネット販売用ホームページに必要事項が掲載されているかについての監視を120件実施。

(5) 危険ドラッグ販売店の状況

平成26年6月24日に池袋で発生した危険ドラッグを使用した者による死傷事故を受け、東京都等が実施する危険ドラッグ販売店（把握していた10店舗）への立入調査に同行した。平成27年1月までに7回（延べ33店舗）の状況確認を実施し、同月末に実販売店は0軒となった。

令和3年3月31日現在、新たな危険ドラッグ販売店（実販店）は把握されていない。

[2] 毒物劇物販売業等

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業等の登録及び諸届出の受理、並びに立入検査を行わない貯蔵設備、取扱責任者の管理状況、譲渡手続等について監視指導を行なっている。

□施設数及び監視件数等

(単位：件)

年度		区分	新規	更新	廃止	施設数	監視件数	違反件数
			28	3	27	14	226	43
29	6	18	9	223	46	8		
30	9	21	9	223	39	7		
元	7	7	8	222	28	1		
2	3	6	7	218	22	3		
毒物劇物販売業	一般販売業	3	6	6	122	19	2	
	農薬用品目販売業	0	0	0	0	0	0	
	特定品目販売業	0	0	0	1	0	0	
毒物劇物業務上取扱者		0		1	95	3	1	

[3] 薬事苦情相談件数

□件数

(単位：件)

年度	区分	薬局	店舗販売業	高度管理医療機器等販売業・貸与業	毒物劇物販売業等
		28	8	1	0
29	6	0	0	0	
30	4	1	0	0	
元	12	3	0	0	
2	14	0	6	0	

[4] 家庭用品の安全確保

都区制度改革により、平成12年度から有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に係る事務が東京都から特別区へ移管された。

家庭用品による健康被害を防止するため、規制対象である繊維製品、一般家庭用品を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有量を検査し、規制している。

令和2年度は、23品目（繊維製品16品目、一般家庭用品7品目）を試買し、試験検査を実施。

□試買と検査結果

(単位：件)

規 制 対 象	試 買 品 目	検 査 項 目	検 査 数	違 反 数
織 維 製 品	下着、中衣、よだれかけ、靴下、外衣、寝具、寝衣、帽子	ホルムアルデヒド	16	0
一 般 家 庭 用 品	家庭用エアゾル製品	塩化ビニル、メタノール トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	3	0
	家庭用接着剤・家庭用塗料・家庭用ワックス	有機水銀 トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物	2	0
	住宅用洗剤	塩化水素、硫酸 落下・漏水等容器試験	1	0
	家庭用洗剤	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム 落下・漏水等容器試験	1	0

6. 医 務

医療法等関係法令に基づき、病院（受理・経由）、診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の医療施設に対する許可、諸届出の受理及び医療関係者免許申請書の受理・経由を実施している。また、これらに対する住民の苦情及び相談に対応している。

[1] 医療施設の概要

医療法及び関係法規に基づき、許可・届出の受理を行なっている。

(1) 医療関係施設

(単位：件)

年度 \ 区分		開 設	廃 止	施 設 数
28		123	116	1,588
29		126	97	1,617
30		137	114	1,639
元		139	103	1,675
2		122	112	1,685
(令和3年3月31日現在)	病 院	0	0	14
	一 般 診 療 所	49	42	487
	歯 科 診 療 所	14	19	317
	助 産 所	0	0	2
	施術所(あ・は・き)	25	26	374
	施 術 所 (柔)	14	18	187
	出張施術業務	19	5	242
	歯 科 技 工 所	1	2	62

(注) 施術所(あ・は・き・柔)については

あ：あん摩マッサージ指圧師、は：はり師、き：きゅう師、柔：柔道整復師

(2) 区内病院及び診療所 病床数

(単位：床)

年 度 \ 区 分	病 床 数	
28	1,792	
29	1,785	
30	1,760	
元	1,757	
2	1,757	
	病 院	1,651
	一 般 診 療 所	106

2次医療圏(豊島区・北区・板橋区・練馬区)ごとに基準病床数が定められており、病床数変更には都の許可を要する。

(3) その他

法人による診療所の開設、病床の使用にあたっての許可事務を行なっている。

(単位：件)

区分	令和2年度 件数
巡回診療等受理数 (※)	557 (417)
二か所管理許可	1
他の者管理許可	0
開設許可	27
病床使用許可	0
一部変更許可	11

(※) カッコ内は受理数のうち豊島区で巡回診療等を行う件数

[2] 医療従事者免許

医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の免許の申請・籍訂正・書換・再交付等の経由事務を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
28	457	76	22	76	30	7	149	28
29	406	56	27	54	27	10	150	24
30	454	83	31	101	26	7	145	14
元	679	105	30	112	67	17	255	18
2	715	139	36	78	78	17	282	25
新規	194	67	14	29	4	3	39	7
籍訂正	246	33	9	23	37	7	117	7
書換	247	34	8	23	37	7	118	7
再交付	23	2	4	2	0	0	8	4
抹消・返納	5	3	1	1	0	0	0	0

区分 年度	臨床検査技師	衛生検査技師	診療放射線技師	作業療法士	理学療法士	歯科技工士	視能訓練士
28	26	0	11	11	21	0	0
29	18	0	11	13	16		0
30	13	0	6	5	15		8
元	17	0	11	13	26		8
2	19	0	11	9	19		2
新規	9		9	6	7		0
籍訂正	5	0	1	1	5		1
書換	5	0	1	1	5		1
再交付	0	0	0	1	2		0
抹消・返納	0	0	0	0	0		0

(注) 事務処理特例交付金における医師等の籍訂正書換申請件数について、元年度より籍訂正・書換を同時におこなっても、申請2件と計上することになり、元年度より件数が増加している。

[3] 救急医療機関

救急医療機関の決定は、病院の申出により保健所・消防署・医師会の意見書及び審査会の意見を踏まえ都知事が行なっている。保健所では、人的・構造設備上の調査を行ない、その結果を意見書として都知事に提出している。

□救急告示医療機関（13カ所）

令和3年4月1日現在

名 称	所 在 地	電 話
医療法人社団育生會 山口 医 院	豊島区西巣鴨1-19-17	(3915) 5885
医療法人社団日心会 総合病院一心病院	豊島区北大塚1-18- 7	(3918) 1215
東京都立大塚病院	豊島区南大塚2- 8- 1	(3941) 3211
岡 本 病 院	豊島区東池袋2- 5- 5	(3987) 6580
医療法人社団生全会 池 袋 病 院	豊島区東池袋3- 5- 4	(3987) 2431
医療法人社団卓秀会 平塚胃腸病院	豊島区西池袋3- 2-16	(3982) 1161
医療法人社団雙和会 原整形外科病院	豊島区西池袋3-36-23	(3988) 5005
社会医療法人社団大成会 長 汐 病 院	豊島区池 袋1- 5- 8	(3984) 6161
医療法人社団瑞雲会 高田馬場病院	豊島区高 田3- 8- 9	(3971) 9800
医療法人社団豊迪会 大 同 病 院	豊島区高 田3-22- 8	(3981) 3213
医療法人社団仁泉会 としま昭和病院	豊島区南長崎5-17- 9	(3953) 5555
要 町 病 院	豊島区要 町1-11-13	(3957) 3181
豊島中央病院	豊島区上池袋2-42-21	(3916) 7211

(注) 休日診療所については、P. 221に掲載。

[4] 医療苦情相談

医療関係施設に関わる苦情・相談を受理している。

(単位：件)

年 度	区 分	診療所	歯科診療所	施術所 (あ・は・き)	施術所(柔)
28		63	15	1	4
29		37	5	6	4
30		56	9	1	1
元		85	14	5	1
2		86	25	3	4

(注) 施術所(あ・は・き・柔)については

あ：あん摩マッサージ指圧師、は：はり師、き：きゅう師、柔：柔道整復師

[5] 衛生検査所の登録業務

衛生検査所の登録、諸届出の受理及び精度管理専門委員の同行による監視指導を実施している。

(単位：件)

年 度	区 分	新 規	廃 止	施 設 数	立入検査
28		0	0	1	1
29		0	0	1	0
30		0	0	1	1
元		0	0	1	0
2		0	0	1	1

(注) 2年度に1度、定例監視を行なっている。

7. 獣医衛生等

獣医衛生等の事務は、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録により鑑札交付と狂犬病予防注射の注射済票交付業務、動物の愛護及び管理に関する法律や東京都動物の愛護及び管理に関する条例等に基づく動物の適正飼養、動物愛護の思想の普及・啓発、地域猫活動に対する不妊去勢手術費一部助成事業などの業務である。

[1] 飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法では、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することを目的として、毎年1回狂犬病予防注射を接種しなければならないと規定している。わが国では昭和33年以来、狂犬病の発生はないが、海外では依然として多くの国々で狂犬病による死者が出ており、流入に備え予防接種率を向上させる必要がある。

保健所では4月初旬に狂犬病予防週間を設け、東京都獣医師会豊島支部に委託し定期集合注射を実施している。

なお、飼い犬の登録をしていない者に対しては、区の広報紙、区ホームページ等や獣医師を通じて登録の促進に努めるとともに、狂犬病予防注射を行っていない犬の所有者に対しては督促を行ない、狂犬病予防注射の完全実施を目指している。

区分 年度	対象数 (頭) (※)	鑑札交付数(件)				注射済票交付数(件)		
		総数	登録	再交付	交換	総数	交付	再交付
28	7,786	878	632	90	156	6,183	6,169	14
29	7,748	925	683	103	139	6,093	6,081	12
30	7,687	871	620	95	156	6,046	6,032	14
元	7,609	829	584	95	150	5,951	5,935	16
2	7,775	977	751	63	163	5,829	5,822	7

(※) 対象数は各年度末現在の数。

[2] 犬舎等の施設数

豊島区化製場等に関する法律施行条例により、法令で指定する動物を飼養又は収容する施設を設置し都条例で規定する以上の動物を飼養又は収容する場合は、区長の許可を受けなければならない。保健所では、これらの施設の衛生を確保するため、許可時に、立ち入り検査を行なっている。

(単位：件)

年度	許可	廃止	施設数
28	0	0	1
29	0	0	1
30	0	0	1
元	0	0	1
2	0	0	1

[3] 犬によるこう傷事故

犬による人の生命又は身体に侵害（こう傷事故等）があったとき、飼い主は適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故発生時から24時間以内に、保健所に届け出なければならないとされている。保健所では事故届を受けた際、飼い主に対し指導を行ない、事故の再発防止に努めている。

年度	区分	こう傷事故数 (件)	被害者数 (人)	畜犬登録の有無 (件)			狂犬病予防注射の 接種状況 (※) (件)	
				有	無	不明	接種済	未接種
28		7	7	7	0	0	7	0
29		1	1	1	0	0	1	0
30		6	6	4	2	0	4	2
元		1	1	1	0	0	1	0
2		8	8	8	0	0	4	4

(※) 未登録犬・未注射犬については、事故届出後に登録及び注射済票交付済み。

[4] 苦情処理

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすようなことのないよう努めなければならないと規定されている。しかし、近年マナーの悪い飼い主による不始末のために、汚物汚水・悪臭等の苦情が後を絶たない。

保健所では、広報紙、区ホームページ等を利用したマナー啓発を行なっているほか、苦情者には啓発プレート交付などを行なっている。

(単位：件)

年度	区分	犬の苦情					ねこの苦情					その他の苦情	合計	
		総数	放し飼い	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	汚物汚水	悪臭	鳴き声			その他
28		69	2	5	0	4	58	79	20	12	0	47	2	150
29		113	1	6	1	3	102	99	28	9	5	57	1	213
30		72	2	4	0	15	51	71	40	0	2	29	3	146
元		79	1	4	3	6	65	78	23	6	7	42	5	162
2		99	1	21	1	7	69	156	76	2	7	71	13	268

[5] 人と動物の共生

(1) 地域猫活動を行なう地域協議会

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を軽減させるため、適切な給餌、糞尿対策及び不妊去勢手術の実施に取り組み、飼い主のいない猫を一代限りで見守る活動である。

豊島区では、町会の了承の下、地域ぐるみで地域猫活動を行なう地域協議会が設立されている。

(単位：件)

年度	新規地域協議会承認数	地域協議会数 (※)
28	4	30
29	4	34
30	4	38
元	2	40
2	2	42

(※) 各年度末現在の数

(2) 地域猫活動に対する不妊去勢手術費一部助成

平成19年度11月から、地域猫活動に対し不妊去勢手術費一部助成を行なっている。

(単位：頭)

年度	区分	助成数			合 計
		オス	メス	麻酔のみ	
28		144(118)	236(199)		380(317)
29		116(98)	189(161)		305(259)
30		95(77)	146(115)	2(1)	243(193)
元		66(39)	106(79)	1(1)	173(119)
2		105(84)	123(98)	1(1)	229(183)

(注) カッコ内は地域協議会活動地域での助成頭数(内数)

[6] 犬の捕獲、動物の引取り・収容等

犬の捕獲及び動物の引取り・収容は東京都動物愛護相談センターが対応している。飼い主不明の犬に対する通報が保健所に寄せられた場合、同センターに連絡を行ない収容を依頼している。収容後は、収容状況の周知を行なうため一定期間の公示を実施している。

(単位：頭)

年度	区分	犬の捕獲 (公示)	ねこの収容 (公示)	犬の返還	ねこの返還
28		2	9	0	1
29		4	5	2	0
30		2	2	0	0
元		0	6	0	0
2		0	10	0	0

8. 生活習慣病対策と健康づくり

区民の健康を保持・増進するために、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療以外の保健事業として健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施している。

[1] 健康手帳の交付（健康増進法第17条第1項）

健康診査の記録その他、生涯にわたる健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康手帳を交付している。

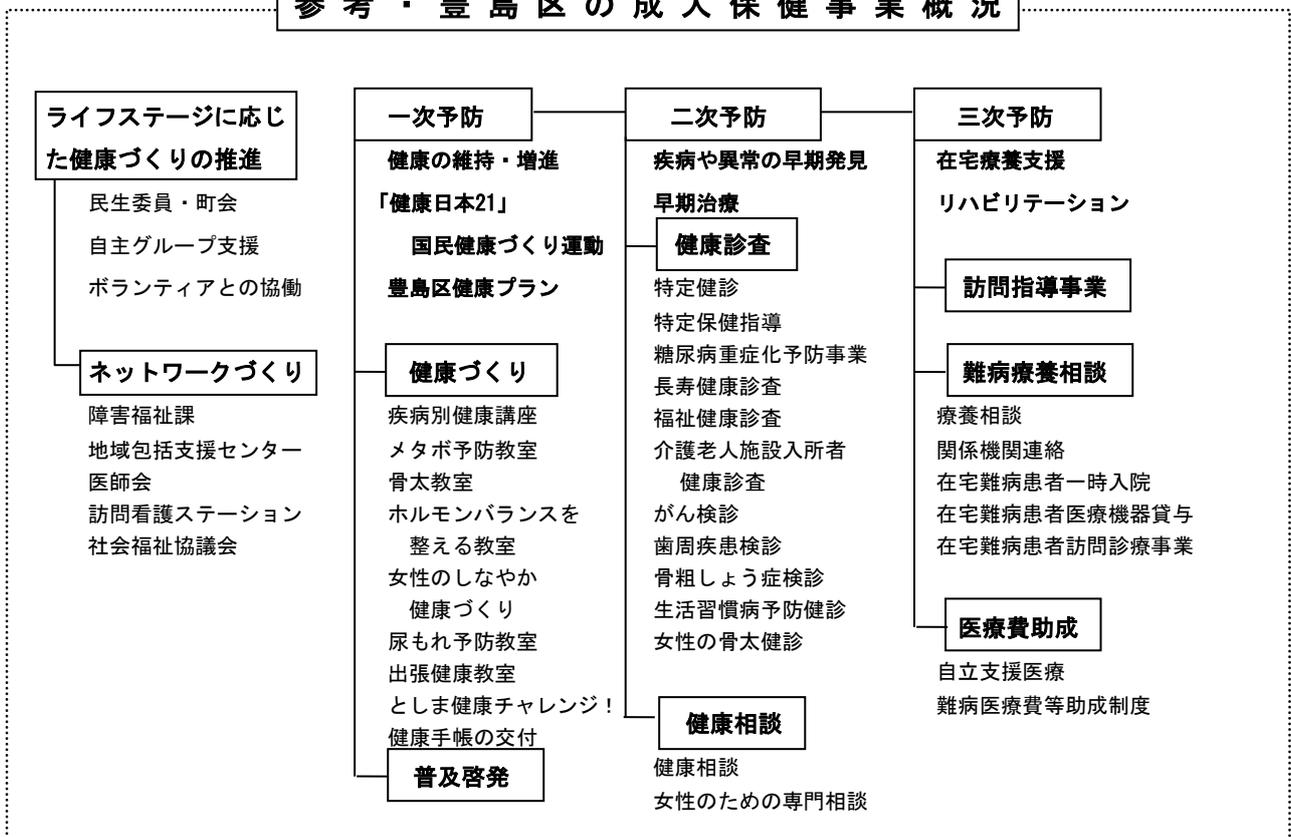
平成26年度からは、豊島区独自の健康手帳を作成して配布している。

□交付状況

(単位：人)

年度	区分	75歳以上の後期高齢者医療加入者	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者	左記以外の40歳以上で交付を希望した者	計
28		15	39	9	63
29		43	43	21	107
30		43	57	13	113
元		37	31	19	87
2		10	13	9	32

参考・豊島区の成人保健事業概況



[2] 健康教育（健康増進法第17条第1項）

(1) 若年世代からの健康づくり教育

生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進に資するため、健康教育を行なっている。

年度	区分	健康教室		歯科教室 (講演会)	
		回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
28		10	149	1	26
29		11	192	1	36
30		12	174	1	37
元		4	62	1	43
2		4	33	1	21
	池袋	3	27	1	21
	長崎	1	6		

□令和2年度の健康教室・歯科教室テーマ

テーマ	会場	回数	参加者数
美と健康の秘訣は腸にあり ～腸内環境を整え免疫力アップ～	池袋	1	10
プチ不調をやっつけよう！ ～ステイホームでも体を動かし、 ストレス解消・免疫力UP～	池袋	1	10
プチ不調をやっつけよう！ ～元気な毎日を過ごすための 免疫力アップ食事術～	池袋	1	7
メタボリックシンドローム予防教室	長崎	1	6
知っておきたい！口臭・歯ぎしり・顎関節症	池袋	1	21

(注) 歯科教室は、池袋保健所のみで実施。

(2) 出張健康教室

地域の企業や事業所からの要請により、健康教育を行なっている。

□令和2年度の健康教室

テーマ	回数	参加者数
熱中症から身体を守ろう	1	31
感染症予防 ～インフルエンザを中心に～	1	23

(3) 集団健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的に、集団健康教育を実施している。

〔対象〕 40歳から64歳の者

区分 年度	一般		歯周疾患		ロコモティブシンドローム (運動器症候群)		慢性閉塞性肺疾患 (COPD)		病態別		薬	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
28	29	1,266	1	50	4	64	1	36	7	234		
29	28	1,460	1	93	4	58	3	103	9	501		
30	28	2,072	1	76	4	42	2	70	7	341	1	76
元	23	1,591	1	83	0	0	1	9	7	366	1	96
2	12	577	1	47	0	0	2	5	5	92	0	0

[3] 健康相談 (豊島区健康相談事業実施要綱・健康増進法第17条第1項)

健康相談事業

心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣病の予防のため運動・栄養・休養・禁煙など健康管理に必要な相談を行なっている。池袋保健所では、健康相談と生活習慣病予防健診(男性)・女性の骨太健診結果の相談を同時開催している。

□相談状況

区分 年度	健康相談 事業		相談件数内訳						随時 健康 相談
			(医師相談)		(保健相談)		(栄養相談)		
	回数 (回)	来所者 延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	延人数 (人)
28	24	156	12	76	24	51	24	114	471
29	24	143	12	69	24	47	24	126	144
30	24	99	12	59	24	66	24	67	192
元	24	94	11	26	23	19	23	49	200
2	22	34	10	10	22	15	22	33	233
池袋	10	11	10	10	10	9	10	10	77
長崎	12	23			12	6	12	23	13
地域保健									143

(注) 平成24年度から、生活習慣病予防健診時に、禁煙個別健康相談を実施。内訳は来所者の相談内容による。

[4] 健康診査

(1) 長寿健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第125条）

生活習慣病予防などの健康保持増進のため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、区医師会に委託し、8～11月及び12月に健康診査を実施。対象は後期高齢者医療制度加入者と年齢到達により、年度中に加入する方。一般検査として、問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査を全員に実施し、追加検査として、心電図（偶数年齢の者）、胸部X線検査（全員）を実施した。

□ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受診者数				指導区分			
		一般検査		計	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		外来	訪問						
A	B	C	D (B+C)	D/A					
28	26,377	12,944	167	13,111	49.7	403	3,772	8,936	13,111
29	26,795	13,065	183	13,248	49.4	408	3,931	8,909	13,248
30	27,287	13,413	150	13,563	49.7	365	3,982	9,216	13,563
元	27,461	13,249	150	13,399	48.8	318	3,804	9,277	13,399
2	27,537	13,072	178	13,250	48.1	317	3,848	9,085	13,250

□ 主な検査結果（延人数）

（単位：人）

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
28	5,224	6,480	4,532	1,741	4,147	1,874	3,534	2,595
29	5,453	6,746	4,650	1,825	4,043	2,077	3,538	2,570
30	5,758	7,042	4,848	1,841	4,101	2,059	3,603	2,526
元	5,727	7,657	4,743	1,747	5,057	2,041	3,436	2,411
2	5,713	7,620	5,023	1,756	4,157	1,988	3,717	2,275

(2) 介護老人施設入所者健康診査

区施設入所者に健診を実施し、その健診結果を施設入所者の健康状態の把握や健康管理に生かすことで、生活習慣病の予防、施設入所者の健康の保持に寄与することを目的とした事業である。対象は介護老人福祉施設、介護老人保健施設（区に住所を有する者）入所者。問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査、胸部X線検査を7・8月に実施した。

□ 受診状況 (単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者		指導区分			
		受診者数	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		A	B				
28	876	811	92.6	7	449	353	809
29	889	829	93.3	15	387	427	829
30	942	878	93.2	15	474	389	878
元	959	901	94.0	31	503	367	901
2	967	906	93.6	8	578	320	906

(注) 平成28年度の受診者数には指導区分が判定不能の方が2名含まれる。

□ 主な検査結果 (延人数) (単位：人)

区分 年度	脂質代謝障害	腎尿路系疾患	高血圧動脈硬化性疾患	肝機能障害	糖代謝障害	核酸代謝疾患	心冠動脈系疾患	貧血
28	251	423	150	77	227	84	299	309
29	244	449	124	83	243	82	319	297
30	282	494	153	85	264	83	381	330
元	277	516	175	83	303	75	345	346
2	277	521	126	89	264	96	288	340

(注) 平成27年度から特別養護老人ホーム「千川の杜」、平成28年度から特別養護老人ホーム「東池袋桑の実園」が追加。平成30年度から老人保健施設「アバンセ」が追加。

(3) 特定健康診査・特定保健指導

平成19年度まで老人保健法の基本健康診査として節目健診・高齢者健診を実施してきた。

平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成20年4月1日から医療保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導を実施することとなった。豊島区においては、区国民健康保険の40歳～74歳の加入者を対象に実施する。

① 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）

特定健康診査とは、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査をいう。区においては、特定健康診査実施時に、生活習慣病の予防・早期発見の観点から区独自項目も追加して健康診査を実施している。

□特定健康診査受診状況

(単位:人)

区分 年度	対象者数	受診者数				指導区分(健診全体)			
		基本健診 その1		計	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	有所見計
		外来受診者	訪問受診者						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
28	49,089 (41,717)	19,183	10	19,193 (17,355)	39.1 (41.6)	1,448	7,296	10,449	19,193
29	46,736 (39,742)	17,714	14	17,728 (16,226)	37.9 (40.8)	1,305	6,791	9,632	17,728
30	44,856 (37,971)	17,118	6	17,124 (15,564)	38.2 (41.0)	1,215	6,315	9,594	17,124
元	42,380 (36,650)	15,779	5	15,784 (14,518)	37.2 (39.6)	961	5,777	9,046	15,784
2	41,027	13,805	4	13,809	33.7	829	4,980	8,000	13,809
40～49歳	9,712	1,620	1	1,621	16.7	246	696	679	1,621
50～59歳	9,093	2,335	1	2,336	25.7	177	988	1,171	2,336
60～64歳	4,529	1,610	0	1,610	35.5	100	583	927	1,610
65～74歳	17,693	8,240	2	8,242	46.6	306	2,713	5,223	8,242

(注1) 年齢基準日は令和3年3月31日。ただし、昭和20年10月1日から昭和21年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

(注2) () は国へ報告する数値(年度途中の異動者を除いたもの)。令和2年度分は、翌年11月に確定する。

□主な検査結果

(単位:人)

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧 動脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 障害	心冠動脈 系疾患	貧血
28	9,975	6,579	4,523	3,742	4,103	2,229	2,185	1,631
29	9,429	6,394	4,237	3,502	3,636	2,311	2,081	1,506
30	9,093	6,220	4,234	3,342	3,370	2,169	2,235	1,320
元	8,680	5,965	3,918	3,053	3,976	2,113	1,949	1,235
2	7,699	5,226	3,648	2,854	2,839	1,856	1,834	951
40～49歳	817	504	126	334	106	210	44	105
50～59歳	1,444	762	386	568	338	352	112	141
60～64歳	929	558	397	370	288	211	215	95
65～74歳	4,509	3,402	2,739	1,582	2,107	1,083	1,463	610

(注1) 年齢基準日は令和3年3月31日。ただし、昭和20年10月1日から昭和21年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

□メタボリックシンドローム判定と保健指導の階層化

(単位：人)

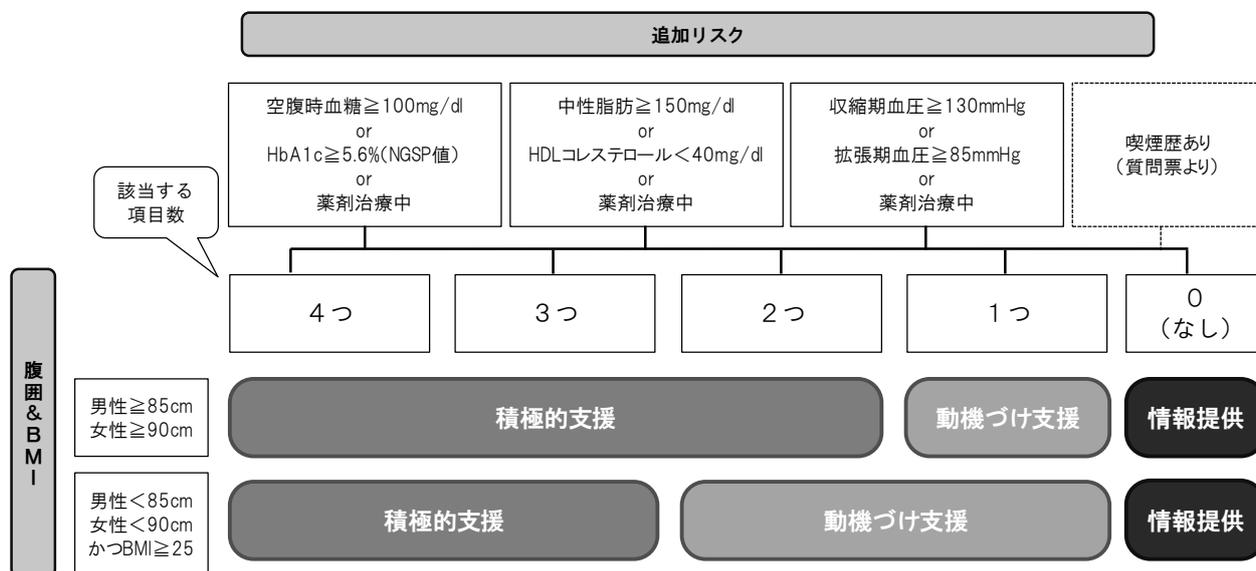
区分 年度	メタボリックシンドローム判定					保健指導の階層化					
	基準 該当 A	予備群 該当 B	非該当		判 定 不 能 D	計 E (A+B+C+D)	積極的 支援	動機づ け支援	情報 提供	判 定 不 能	計
			C	非該当の 割合(%) (C/E)							
28	3,227	2,016	13,932	72.6	18	19,193	741	1,574	16,870	8	19,193
29	2,960	1,946	12,801	72.2	21	17,728	656	1,502	15,559	11	17,728
30	3,012	1,952	12,143	70.9	17	17,124	641	1,474	15,000	9	17,124
元	2,743	1,788	11,237	71.2	16	15,784	571	1,349	13,854	10	15,784
2	2,655	1,575	9,566	69.3	13	13,809	509	1,234	12,056	10	13,809

② 特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律第24条）

特定保健指導とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群と判定された者に対して、専門のスタッフ（保健師、管理栄養士等）が行なう生活習慣の改善のための継続的な支援をいう。特定健康診査の結果により、下図の基準により生活習慣病のリスクに応じて「情報提供」・「動機づけ支援」・「積極的支援」の3つに区分（「階層化」という。）し、階層化の結果、保健指導該当者には「積極的支援」、予備群には「動機づけ支援」を実施する。

本区においては、特定保健指導事業者に事業を委託して実施している。

□特定保健指導の階層化基準



(注1) 65歳以上の方で、1つ以上該当した方は、すべて「動機づけ支援」の対象となる。

(注2) 生活習慣病に関する服薬中の者は、「積極的支援・動機づけ支援」に該当した方でも、「情報提供」の対象となる。

□特定保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定 健診 受診者	特定保健指導対象者			初回面接終了者			評価終了者			特定 保健 指導 実施率 (%)	
		計	動機 づけ 支援	積極 的 支援	計	分割 実施	動機 づけ 支援	積極 的 支援	計	動機 づけ 支援		積極 的 支援
28	19,193 (17,355)	2,237 (2,107)	1,509 (1,422)	728 (685)	595 (559)		453 (429)	142 (130)	558 (529)	450 (428)	108 (101)	24.9 (25.1)
29	17,728 (16,226)	2,090 (1,977)	1,445 (1,376)	645 (601)	590 (558)		454 (430)	136 (128)	551 (526)	454 (433)	97 (93)	26.4 (26.6)
30	17,124 (15,564)	2,056 (2,320)	1,422 (1,694)	634 (626)	508 (481)		390 (374)	118 (107)	487 (449)	390 (363)	97 (86)	23.7 (19.4)
元	15,784 (14,518)	1,864 (1,786)	1,298 (1,250)	566 (536)	373 (357)		303 (300)	70 (57)	349 (343)	291 (296)	58 (47)	18.7 (19.2)
2	13,809	1,703	1,203	500	501	169	388	113				

(注1) () は、国への報告の数値(国保途中加入者、特定保健指導中断者除外)

(注2) 特定保健指導対象者は特定健診受診者数から75歳と国保資格喪失者(年度途中)を除いた数

(注3) 評価終了者数は、特定保健指導開始から終了まで6ヶ月以上を要するため、翌年度9月以降に確定する。

(注4) 令和2年度から、特定健診当日に初回面接①、後日に初回面接②を実施する分割実施を開始した。

(令和2年度は、当日保健指導対象者1,153人のうち、医療機関での初回面接①実施者252人)

(4) 糖尿病重症化予防事業(健康増進法第17条第1項)

生活習慣病重症化予防事業の一環として、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成26年4月一部改正)、「豊島区国民健康保険第二期データヘルス計画」(平成30年3月策定)に基づき、平成27年度から糖尿病重症化予防事業を行なっている。

① 糖尿病予防のための保健指導

国保特定健康診査の結果、糖尿病予備群(特定保健指導対象者を除く)である者を対象に、糖尿病発症予防を目的とした集団指導及び個別指導を実施している。

□糖尿病予防のための保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定健 診受診 者	糖尿病 予防保 健指導 対象者	集団指導 ^(注1)			個別指導				糖尿病予 防のため の保健指 導実施率
			対象者	回数	参加者	初回 指導 参加者 (注2)	継続 指導 参加者 (注3)	計	6ヶ月後 評価まで の終了者 (注4)	
28	19,193	3,167	2,944	13	333	357	111	468	427	14.8%
29	17,728	2,490	2,165	13	254	265	146	411	368	16.5%
30	17,124	1,940	1,611	13	229	216	149	365	320	18.8%
元	15,784	3,421	2,883	10	270	315	181	496	469	14.5%
2	13,809	1,746	1,354	16	137	134	147	281		16.1%

(注1) 集団指導は昨年度までに集団指導を受けたことのない方のみを実施。

(注2) 個別指導初回指導参加者：前年度までに集団指導を受講したことがない方。

(注3) 個別指導継続指導参加者：前年度までに集団指導を受講済みの方で、当該年度も保健指導対象者となった方。

(注4) 個別指導は翌年度の4月まで実施するため、6ヶ月後評価までの終了者(督促終了含まず)は翌年度の11月に確定する。

② 糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨

国保特定健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、医療機関への受診勧奨及び、保健指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況 (単位：人)

区分 年度	特定健診受診者	受診勧奨対象者	受診勧奨実施者
28	19,193	929	616
29	17,728	782	509
30	17,124	622	448
元	15,784	946	699
2	13,809	509	445

(注) 受診勧奨実施者数には、調査票により医療機関受診状況を把握したものを含む

□糖尿病ハイリスク未受診者の保健指導実施状況 (単位：回)

区分 年度	保健指導 (延数)			栄養指導 (延数)	
	面接	電話	訪問	面接	電話
28	2	441	0	0	0
29	3	432	0	0	0
30	5	413	0	0	0
元	1	376	0	0	2
2	3	329	0	0	9

(注) 当該年度の保健指導は翌年度の5月まで実施

(5) 福祉健康診査

区生活保護受給者、中国残留邦人の方の健康診査は、平成20年度から、生活習慣病予防健診として実施していたが、平成23年度から、特定健康診査、長寿健康診査に準ずる健康診査として、40歳以上の区生活保護受給者、中国残留邦人、東日本大震災避難者の方を対象に福祉健康診査を実施している。

□福祉健康診査受診状況

(単位:人)

区 分 年 度	対 象 者 数	受診者数				指導区分(健診全体)			
		基本健診その1		計	受 診 率 (%)	異 常 な し	経 過 観 察	要 医 療	有 所 見 計
		外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
28	5,322	978	17	995	18.7	36	250	709	995
29	5,336	969	20	989	18.5	33	255	701	989
30	5,431	1,001	13	1,014	18.7	35	244	735	1,014
元	5,292	950	25	975	18.4	23	213	739	975
2	5,282	1,011	18	1,029	19.5	29	267	733	1,029
40～49歳	599	75	0	75	12.5	6	38	31	75
50～59歳	901	118	0	118	13.1	6	31	81	118
60～69歳	1,062	193	0	193	18.2	5	48	140	193
70～79歳	1,803	358	4	362	20.1	10	80	272	362
80歳以上	917	267	14	281	30.6	2	70	209	281

□主な検査結果

(単位:人)

区 分 年 度	脂質代謝 障害	腎尿路 系疾患	高血圧 動脈硬化 性疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代 謝疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
28	498	440	301	209	357	173	211	199
29	524	461	290	215	353	182	198	199
30	506	465	343	218	332	163	231	195
元	508	519	326	206	412	174	201	188
2	565	522	364	223	367	170	252	171
40～49歳	52	24	12	20	11	11	1	8
50～59歳	76	41	35	39	35	19	5	12
60～69歳	118	90	60	62	71	45	37	30
70～79歳	181	195	151	59	144	56	106	53
80歳以上	138	172	106	43	106	39	103	68

(6) 生活習慣病予防健診（男性）・女性の骨太健診（豊島区生活習慣病予防健診実施要綱・豊島区女性の骨太健診実施要綱）

① 健診個別通知

健康教育の重点対象として、25歳・30歳・35歳に個別に健診案内、健康づくりに関する案内を発送している。

[健診対象者] 20歳から39歳

□個別通知状況

(単位：人)

区分 年度	[個別通知] 案内発送数		
		生活習慣病予防健診 (男性)	女性の骨太健診 (女性)
28	17,512	9,250	8,262
29	17,910	9,340	8,570
30	17,830	9,350	8,480
元	17,985	9,254	8,731
2	17,475	9,087	8,388

(※) 平成26年度個別通知発送数については、平成27年度から新たに加わる25歳健診対象者のうちの第1回実施対象者への通知数を含む。

② 男女別測定、健康講座実施状況

健診時、男性には体組成成分測定、女性には骨密度測定を実施し、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、男女別の健康講座を実施している。

[健康講座]

男性：「生活習慣病を予防しよう」(保健師・栄養士・歯科衛生士)

女性：「知っていて欲しいこと～女性の健康のために～」(助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士)

※平成26年9月～としま鬼子母神プロジェクト事業開始により講座内容にライフプラン形成のための健康に関する情報を追加した。

□健診受診者数

(単位：人)

区分 年度	回数	受診者数	体組成成分 測定者数	骨密度 測定者数	健康講座 受講者数	呼気一酸化 炭素濃度 測定者数	メンテナンス 体操 参加者数
28	12	733	300	429	733	110	334
29	12	769	304	463	769	88	400
30	12	738	309	426	738	83	407
元	11	699	276	419	654	57	
2	10	462	185	276	399		
男性	10	185	185		153		
女性	10	277		276	246		

(注1) メンテナンス体操は平成30年度で終了。

(注2) 令和2年4月、5月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健診中止。

(注3) 令和2年6月、7月は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康講座中止。

(注4) 令和2年3月より新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、呼気一酸化炭素濃度測定中止。

③ 健診結果

□総合判定別結果

区分		年度	受診者	異常なし	軽度異常	要指導・ 要再検査	要医療	
		28	733	151	94	290	198	
		29	769	162	146	306	155	
		30	738	133	120	310	175	
		元	699	144	98	327	130	
		2	462	95	73	191	103	
男性	20歳代		42	7	14	10	11	
	30歳代		143	22	27	52	42	
	個別 再掲 通知者	25歳		24	4	9	6	5
		30歳		42	6	14	15	7
		35歳		56	13	8	15	20
計		185	29	41	62	53		
女性	20歳代		52	17	7	22	6	
	30歳代		225	49	25	107	44	
	個別 再掲 通知者	25歳		35	12	6	12	5
		30歳		87	28	7	39	13
		35歳		77	10	13	38	16
計		277	66	32	129	50		

(注) 平成28年度から、男女共通の人間ドック基準判定の結果を掲載。

□要指導者（健康相談対象者）、健康相談来所者数（健康相談より再掲） (単位：人)

区分		健診 受診者	要指導	来所者	要医療	来所者	医療機関 受診者
年度							
28	男性	300	84	7	100	8	11 (※)
	女性	433	160	25	98	5	16 (※)
29	男性	304	92	10	84	4	
	女性	465	155	32	71	0	
30	男性	309	106	11	84	4	
	女性	429	159	22	91	5	
元	男性	276	104	10	60	1	
	女性	423	181	11	70	0	
2	男性	185	58	4	53	0	
	女性	277	105	4	50	1	

(※) 平成27、28年度のみ要医療・要再検査判定者には受診勧奨の文書を送付し、受診の有無及び、結果を返信してもらっている。受診が確認できた者のみ計上。

□主な検査結果

(単位：人)

年度	区分	受診者						(再掲) 骨密度測定 若年齢比較 79%以下	
			脂質代謝 異常	高血圧	肝機能 障害	糖代謝 異常	貧血		
28		733	61	5	44	3	17	12	
29		769	44	3	36	1	10	18	
30		738	54	8	41	6	20	10	
元		699	41	3	34	3	9	9	
2		462	31	5	34	1	9	6	
男性	20歳代	42	2	0	6	0	1		
	30歳代	143	14	3	25	1	0		
	個別 再掲 通知者	25歳	24	1	0	3	0		1
		30歳	42	2	1	3	0		0
		35歳	56	7	1	12	1		0
	計	185	16	3	31	1	1		
女性	20歳代	52	2	0	1	0	0	1	
	30歳代	225	13	2	2	0	8	5	
	個別 再掲 通知者	25歳	35	2	0	1	0	0	1
		30歳	87	5	0	0	0	3	0
		35歳	77	2	1	0	0	4	4
	計	277	15	2	3	0	8	6	

(注) 要医療の有所見者数を計上。骨密度測定は女性のみ実施。

□保健指導（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）

健診結果に応じて、保健師・管理栄養士がメタボリックシンドロームの予防・改善に役立つ情報提供やアドバイスなどの専門的支援を行なっている。

(単位：人)

年度	区分	生活習慣病予防健診受診者		福祉健康診査受診者	
		初回指導	フォロー指導（延）(※)	初回指導	フォロー指導(延)(※)
28		1	1	0	0
29		0	0	0	0
30		2	0	0	0
元		1	1	0	0
2		2	1	0	0

(※) フォロー指導は動機付け支援（6か月）と積極的支援（3か月・6か月）を含む。

(注) フォロー指導における動機付け支援・積極的支援の基準値は、「特定保健指導の階層化基準」に準ずる。フォロー指導者は前年度からの継続者も含む。

(7) 眼科検診

平成30年度より緑内障、加齢黄斑変性、糖尿病網膜症等の早期発見、早期治療を目的として45歳、55歳の区民を対象に実施。特定健康診査と福祉健康診査の対象者は、各受診券に案内を同封。

□検診結果（総合判定）

（単位：人）

年度	区分	対象者	受診者	異常なし	経過観察	要精密検査	要治療
30	45歳	4,798	231	168	38	20	5
	55歳	3,347	269	169	43	46	11
元	45歳	4,845	196	152	16	25	3
	55歳	3,444	286	187	44	44	11
2	45歳	4,758	143	104	18	15	6
	55歳	3,776	214	151	33	27	3

□所見

（単位：人）

年度	区分	白内障	緑内障	糖尿病網膜症	黄斑変性症	その他
30	45歳	11	22	3	2	38
	55歳	41	42	2	5	41
元	45歳	11	24	2	2	16
	55歳	43	47	2	7	36
2	45歳	4	18	2	0	20
	55歳	28	27	0	4	28

（注）複数の所見を有する方がいるため、総合判定と所見は人数不一致。

[5] 訪問指導事業（健康増進法第17条・19条の2）

心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の指導が必要であると認められる方に保健師・理学療法士等が家庭を訪問し、本人及びその家族に対し、指導することにより、健康の保持増進と心身の機能低下防止、在宅生活の向上を図ることを目的とする。

〔対象〕 40～64歳までの方

□ 訪問指導件数

（単位：人）

区分 年度		高齢者福祉課		池袋		長崎		合計	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
28		28	46	64	167	32	134	124	347
29		22	83	60	162	47	154	129	399
30		14	25	71	181	39	147	124	353
元		12	26	65	266	24	88	101	380
2		8	15	73	108	18	67	99	190
職種	保健師	6	8	73	108	18	67	97	183
	理学療法士	2	7					2	7

[6] 骨粗しょう症対策・女性のしなやか健康づくり

女性の寝たきり要因の1つには、転倒・骨折があげられる。その病因となる骨粗しょう症を予防するためには、若い時からの注意が必要であるとともに、高齢者においては、転倒予防の対策が必要である。そこで、各ライフステージに基づいて具体的に指導（一部検診）を実施している。

(1) 骨粗しょう症検診

豊島健康診査センターで骨塩定量検査のみを実施し、区内指定医療機関で問診による判定、説明及び指導を行なう。

〔対象〕 40、45、50、55、60、65、70歳女性

（単位：人）

区分 年度		豊島健康診査センター（検査）				区内医療機関（問診・診断）				
		受診者数	異常なし	要指導	要精検	受診者数	異常なし	相談・指導	再検・精検	要投薬治療
28		2,359	1,305	753	301	1,094	559	305	93	137
29		2,866	1,583	940	343	1,151	578	338	94	141
30		2,860	1,585	939	336	1,252	651	351	92	158
元		2,778	1,582	918	278	1,233	659	370	82	122
2		2,476	1,498	734	244	1,112	644	291	69	108

（注）平成29年度は受診期間外検診1人分をプラスした。

(2) 女性のしなやか健康づくり

① 女性の骨太健診(池袋保健所)

「豊島区女性の骨太健診実施要綱」に基づき、健康診査を受ける機会が少ない、若い世代の女性を対象に骨密度測定(超音波)を含めた健診及び健康講座を実施している。

女性の骨太健診は、[4]健康診査(6)生活習慣病予防健診・女性の骨太健診を参照。

② 乳幼児を持つ母親の骨密度測定及び栄養指導

最大骨量のピークは20～30歳代といわれ、若い頃からの骨づくりが大切である。そのため、若い母親が来所する乳幼児健康診査の機会をとらえ、食事の大切さ、骨づくりについて栄養士が働きかけている。また、乳児健康診査時や3歳児健康診査時には母親の骨密度測定(超音波)を実施し、骨づくり及び健康づくりのきっかけとしている。

□事業実績

年度	乳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導		1歳6か月児健康診査時 個別指導		3歳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
28	36	1,365	36	1,770	36	1,070
29	36	1,493	36	1,659	36	1,191
30	36	1,408	36	1,779	36	1,175
元	31	1,204	36	1,738	36	1,248
2	24	897	38	1,710	36	1,409
池袋	16	590	25	1,129	24	924
長崎	8	307	13	581	12	485

③ 女性のしなやか健康づくり (実施) 長崎健康相談所

女性の生涯にわたる健康づくり、ひいては家族の健康づくりを推進するため、ライフステージ別に骨密度測定や運動実技を中心とした健康づくり教室を実施している。

□事業実績

年度	女性の健康づくり教室 「ホルモンバランスを整える」		骨粗しょう症予防教室 (2日制×2回) (※)	
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
28	2	26	4	64
29	3	45	4	58
30	4	50	4	42
元	2	21	4	32
2	2	13	2 (※)	9

(※) 令和2年度より1日制×2回 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員の見直しをして開催した。

[7] としま健康チャレンジ！事業

「いつでも、だれでも、どこでも」をモットーに、区民が健康事業に参加することにより、健康を意識したライフスタイルを確立し、健康増進と生活習慣病を予防することをねらいとする。(平成21年度から開始)

① 事業概要

講演会や運動講座等のプログラム等に参加することによって、既定のポイントを集めるとマイレージカードと交換ができ、カードを区内協賛店で使用することで様々なサービスを受けることができる事業である。健康診断やがん検診の受診結果を提出した区民にもポイント付与することで、受診率向上を図っている。各店舗がマイレージカードと引き換えに提供するサービスは、本事業の趣旨に賛同した健康チャレンジ！応援団（企業・団体等）が無償で提供するものである。

② 実施状況

区分 年度	知ってチャレンジ！					やってチャレンジ！						
	講演会及び イベント	画及び食育 実践企 画	食育実践企 画	保健所事業	応援プロ グラム	マイ コース (検診)	測定会	体育協 力 施設	運動講 習会	健康ウ ォー クラリ ー	マイ コー ス (※1)	応援団 企画 講習会
	回数 人数	回数 (再掲) 人数 (再掲)	回数 (再掲) 人数 (再掲)	回数 人数	回数 人数	回数 人数	施設数	回数 人数	回数 人数	種類 人数	回数	
28	16 10,357	5 1,065	9 162	334 5,824	- -	7 795	23	12 323	621	7 1,850	565	
29	17 6,698	5 1,401	10 211	262 5,014	170 602	7 987	24	13 403	603	5 1,800	231	
30	17 6,336	5 1,755	8 119	184 3,922	220 808	7 1,395	25	13 370	574	5 2,000	196	
元	10 6,158	3 368(※2)	10 184	103 3,238	- 928	6 1,204	27	11 324	-	5 1,482	303	
2 (※2)	5 201	2 45	10 104	125 1,764	- 955	2 354	25	7 128	-	5 1,444	138	

(※1) 令和元年度より、ポイントシールの配布件数で統一。

(※2) 新型コロナウイルスの感染拡大防止による事業の中止のため、昨年度比大幅減少。

□事業実績

区分 年度	マイレージ カード	チャレンジ 講演会等(※)		測定会		お楽しみ抽選会		健康チャ レンジ 応援団
	発行枚数 (枚)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	登録団体数
28	1,060	16	10,357	7	795			236
29	1,374	17	6,698	7	987			250
30	1,485	17	6,336	7	1,395			249
元	1,701	10	6,158	6	1,204			235
2	955	5	201	2	354			247

(※) チャレンジ講習会の一部は、健康増進法第17条1項に基づく集団健康教育へ計上。

9. がん対策

がんは、昭和56年に脳血管疾患を抜き、日本人の死亡原因の第1位になった。豊島区においても、がんは昭和52年から死亡原因の第1位となっており、約3人に1人ががんにより死亡している。

豊島区ではこのような現状から、がん対策を区政の最重要課題と位置付け、がん検診の推進、がん予防の知識・意識の普及啓発、がん患者及び家族への支援、ライフステージに応じたがん対策など、総合的な取組みを行なっている。

[1] がん対策の推進

(1) 会議体の設置

① 豊島区がん対策推進本部（平成22年度1月から平成23年3月まで、庁内組織）

庁内の部局を横断した連携、総合的ながん対策の実施を目的として設置。

② 豊島区がん対策推進会議（平成22年度から、学識経験者等）

区においてがん対策を推進するにあたり、区の現状の検証、がん対策に関する条例の制定及びがん対策に関する計画の策定、がんに関する施策等について専門的な見地から検討する会議。

③ 豊島区がんケアパス作成検討会（平成30年度、学識経験者等）

適切な医療やサービスを受けられる体制づくりを目的として、がんに罹患した区民やその家族が必要とする情報を集約した「豊島区みんなのためのがんサポートガイド（がんケアパス）」を作成する検討会を設置。作成したサポートガイドは、令和元年9月に広報としま特別号として全戸配布した。

(2) 条例・計画

① 豊島区がん対策推進条例及び豊島区がん対策基金条例【平成22年12月13日制定】

がんが区民の生命及び健康にとって重大な脅威となっている現状に鑑み、がんの予防及び早期発見、また正しい知識の普及啓発並びにがん患者等の負担軽減を図ることにより、がん対策の総合的かつ計画的な推進に資することを定めた条例を制定。

併せて、豊島区がん対策基金条例を制定するとともに、「豊島区がん対策基金」を設置し、がんに関する正しい知識・意識の普及啓発事業に活用している。

② 豊島区がん対策推進計画

豊島区がん対策推進条例に基づき、その具体的な施策の実施計画として第1次計画は平成23年3月策定。第3次計画は令和3年3月策定、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年。

(3) がん対策基金

□基金残高

(単位：円)

年度	前年度末現在高	積立額			取崩額	年度末現在高
		新規原本	運用益	寄付金		
28	0	1,622,000			622,000	1,000,000
		1,504,125	0	117,875		
29	1,000,000	1,622,000			76,968	2,545,032
		1,436,481	3,305	182,214		
30	2,545,032	1,064,800			64,800	3,545,032
		1,046,403	9,862	8,535		
元	3,545,032	1,107,150			107,150	4,545,032
		1,084,547	21,383	1,220		
2	4,545,032	1,186,000			186,000	5,545,032
		1,163,896	22,104	0		

(注) 各年度末残高は、出納閉鎖期間中の積立・取崩を反映しているため、財産に関する調書の数値とは一致しない。

① がん対策推進特別講演会の実施

がん対策基金を活用し、がんに関する普及啓発のための講演会を実施している。

□講演会実績

年度	日時	場所	内容	参加者
28	10月23日	としまセンタースクエア	第1部 講演会「あきらめない!!がん治療も2アウトから」 芸劇ウィンド・オーケストラ選抜メンバーによるミニコンサート 第2部 講演会「がんになってからの家計を考える」	246名
29	10月29日	豊島区医師会館4階講堂	第1部 講演会「ご存知ですか?タバコの真実」 第2部 講演会「区の禁煙治療や口や歯の健康との関係」	70名
30	10月13日	としまセンタースクエア	としま健康長寿2018 記念講演「口腔癌と自己検診法～お口のがんのセルフチェックと予防」	150名
元	11月30日	帝京平成大学沖永記念ホール	としま健康長寿2019 記念講演「口腔がん検診の重要性～それって本当に口内炎ですか?～」	175名
2	12月21日	南大塚ホール	第1部 講演会「がんと新型コロナウイルス感染症～アフターコロナの時代をどう生きるか!?!～ 第2部 がん体験者が歌う合唱団いきのちからコンサート2020	85名

(4) がん対策普及啓発

がん検診の受診勧奨ならびにがんに関する普及啓発事業を実施している。

① がん検診受診勧奨通知の送付

〔令和2年度〕

国保特定健診	がん検診申込書付き案内（約41,000人）
長寿健診（後期高齢者）	がん検診申込書付き案内（約28,000人）
福祉健診	がん検診申込書付き案内（約5,000人）
がん検診のリーフレット	リーフレットの配置（各医療機関、区施設など）
がんの検診チケット（区独自）	79歳までの対象者全員に郵送
子宮頸がん（20歳以上偶数年齢の区民（女性））	子宮頸がん（約57,000人）
乳がん（40歳以上偶数年齢の区民（女性））	乳がん（約34,000人）
胃・肺・大腸がん（40歳以上の区民）	胃・肺・大腸がん（約137,000人）

② 乳がん予防健康教育

インボディ測定会等のイベントにおいて、乳がん予防健康教育を実施。乳がん自己検査グローブやリーフレットを配布し定期的な自己触診および、がん検診の受診勧奨をしている。

令和元年度 10回 1,019人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い事業未実施

③ がん検診受診勧奨イベントの実施

年度	開催日	場 所	内 容	参加者
28	11月3日	サンシャイン60噴水 ひろば	・親子で楽しむ秋の祭典!がん予防ライブ	9,037名
29	11月5日	サンシャイン60噴水 ひろば	・元気いっぱい親子で歌おう!踊ろう!	4,609名
30	10月8日	サンシャイン60噴水 ひろば	・笑顔いっぱい家族で楽しもう!秋の祭典 がん予防ライブ	4,957名
元	12月7日	サンシャイン60噴水 ひろば	・親子でワクワク!がん予防ライブ2019	5,289名
2	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い事業未実施			

[2] がん検診 (健康増進法第 19 条第 2 項)

悪性新生物(がん)はわが国において死因の第1位であり、区民の健康における重要な課題である。診断と治療の進歩により早期発見・早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診による早期発見が重要である。

がん検診は市町村が行う健康増進事業であり、区では厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診及び、区独自の検診として前立腺がん検診を豊島区医師会に委託し実施している。

平成 26 年度から新たに若い世代のがん予防を目的とした胃がんリスク検診と HPV 検査併用子宮頸がん検診を、平成 30 年度から胃がん内視鏡検査を導入。

また、平成 30 年度から、5 がん(胃・肺・大腸・乳・子宮頸)の受診チケットを一括で送付している。

(1) 胃がん検診 (X線検査と内視鏡検査の両方該当する方はどちらかを選択)

胃部X線検査

〔開始年度〕昭和 44 年度

〔実施期間〕通年(令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4~6 月は中止とした)

〔対象〕40 歳以上の区民

〔検査項目〕問診及び胃部エックス線検査(デジタルX線直接撮影)

胃内視鏡検査

〔開始年度〕平成 30 年度

〔実施期間〕4~翌 2 月(令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4~6 月は中止とした)

〔対象〕50 歳以上偶数年齢の区民

〔検査項目〕問診及び胃内視鏡検査

〔経過〕

平成 4 年度~経過観察者及び 70 歳以上の希望者に直接撮影を実施。

平成 22 年度~受診者全員に直接撮影を実施。

平成 30 年度~胃内視鏡検査実施

令和元年度~胃部X線検査の追跡調査対象者範囲を国の指針に基づき変更。

□ 検診結果(胃部X線検査)

(単位:人)

区分 年度	受診者数	検 診 結 果					追跡対象者数(がんの疑い)	がん発見者数
		異常なし	軽度変化あり	要経過観察	要精密検査(その他の疾患)	要精密検査(がんの疑い)		
28	4,311	2,032	584	684	985	26	26	3
29	4,163	1,975	555	824	786	23	23	2
30	5,511	2,858	776	837	1,012	28	28	0
元	4,833	2,422	810	789	793	19	542	3
2	3,531	1,786	583	607	550	5	-	-
40~49歳	1,489	946	242	142	158	1	-	-
50~59歳	692	363	123	105	100	1	-	-
60~69歳	735	291	127	164	151	2	-	-
70歳以上	615	186	91	196	141	1	-	-

(注) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。

□ 検診結果（胃内視鏡検査）

（単位：人）

区分 年度	受診者数	検 診 結 果					追跡対象者数（がんの疑い+生検実施）	がん発見者数
		胃がんなし	胃がんあり	胃がんの疑い	胃がん以外の悪性病変	読影不能		
30	4,203	4,154	8	25	13	3	287	9
元	5,279	5,204	16	43	11	5	455	22
2	4,830	4,785	9	26	4	6	-	-
50～59歳	1,657	1,650	0	3	1	3	-	-
60～69歳	1,475	1,463	4	7	1	0	-	-
70歳以上	1,698	1,672	5	16	2	3	-	-

（注）追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。

(2) 子宮頸がん検診

〔開始年度〕 子宮頸がん検診：昭和47年度

HPV検査併用子宮頸がん検診（30、36、40歳対象）：平成26年度

〔対象〕 区検診（区検診チケット）：年度末現在20歳以上の偶数年齢の区民（女性）

〔実施時期〕 5～翌1月（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため7～翌3月とした）

〔検査項目〕 問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診

30、36、40歳はHPV（ヒトパピローマウイルス）検査を併用実施

〔経過〕

昭和63年度～平成15年度：一定の条件に該当する受診者対象に子宮体がん検診を実施

平成17年度～国の指針を受け、対象年齢を年度末現在偶数年齢となる20歳以上に変更（旧30歳以上）

平成21年度～国の指定する年齢対象に無料クーポン子宮頸がん検診を開始

平成23年度～細胞診の評価方式を日母分類からベセスダ方式（日母併記）に変更

検診実施期間を2か月延長

平成25年度～細胞診の評価方式をベセスダ方式のみに変更

平成26年度～30、36、40歳対象にHPV検査併用子宮頸がん検診を開始

液状検体による細胞診検査に変更

平成29年度～国の指定する対象年齢に無料クーポン子宮頸がん検診を終了

□ 受診状況と検診結果（がん予防健康教育及びがん検診実施のための指針に基づく細胞診判定結果）
（ベセスダ方式）（平成23年度～）（単位：人）

年度	区分	受診者数		検診結果					追跡対象者数	がん発見者数	
				異常なし		要精密検査		標本不適正			
28		11, 12	10, 308	10, 463	9, 742	664	566	0	0	664	3
		7	1, 691		1, 518		173		0		
29		10, 963		10, 351		612		0		612	1
30		9, 225		8, 610		615		0		615	3
元		9, 521		8, 891		630		0		630	2
2		8, 586		8, 169		417		0		-	-
	20～29歳	1, 115		1, 012		103		0		-	-
	30～39歳	1, 917		1, 743		174		0		-	-
	40～49歳	1, 916		1, 830		86		0		-	-
	50～59歳	1, 687		1, 649		38		0		-	-
	60～69歳	1, 061		1, 052		9		0		-	-
	70歳以上	890		883		7		0		-	-

(注1) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。

(注2) 受診者数は（左段）合計受診者数、（右段・上）区検診・（右段・下）無料クーポン検診受診者数。

(注3) 29年度以降、クーポン廃止に伴い、受診者数を一本化

□（別掲）HPV検査併用検診受診状況と検診結果（平成26年度～）（単位：人）

年度	区分	受診者数		検診結果				追跡対象者数		
				異常なし		1年後要精密	要精密検査			
28		1, 842	1, 593	1, 567	1, 355	131	116	144	122	275
			249		212		15		22	
29		1, 899		1, 608		143		148		291
30		1, 392		1, 155		108		129		237
元		1, 319		1, 070		133		116		249
2		1, 221		1, 028		97		96		-
	30歳	431		341		37		53		-
	36歳	369		316		30		23		-
	40歳	421		371		30		20		-

(注1) 追跡対象者翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。

(注2) 受診者数は（左段）合計受診者数、（右段・上）区検診・（右段・下）無料クーポン検診受診者数。

【参考】 HPV検査併用検診の判定基準

HPV検査結果	細胞診検査結果	判定
陰 性	NI LM (炎症・その他の非腫瘍性所見)	異常なし
	ASC-US (軽度扁平上皮内病変疑い)	1年後要精密検査
	ASC-H (高度扁平上皮内病変疑い)	要精密検査
	LSIL (HPV感染、軽度異形成)	
	HSIL (中等度異形成、高度異形成、上皮内がん)	
	SCC (扁平上皮がん)	
	腺系異常 (腺細胞にがん細胞がみられる)	
陽 性	NI LM (炎症・その他の非腫瘍性所見)	1年後要精密検査
	ASC-US (軽度扁平上皮内病変疑い)	要精密検査
	ASC-H (高度扁平上皮内病変疑い)	
	LSIL (HPV感染、軽度異形成)	
	HSIL (中等度異形成、高度異形成、上皮内がん)	
	SCC (扁平上皮がん)	
	腺系異常 (腺細胞にがん細胞がみられる)	

(3) 肺がん検診

〔開始年度〕昭和55年度

〔対象〕40歳以上の区民

〔実施期間〕通年 (令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4～6月は中止とした)

〔検査項目〕問診及び胸部エックス線検査、喀痰細胞診、胸部マルチスライスCT検査

*喀痰検査は50歳以上で、喫煙指数600以上または、6か月以内に血痰のある者に実施

〔経過〕平成12年度～マルチスライスCT検査を導入

□受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検 診 結 果				要精密検査者	追 跡 対象者数	がん発 見者数
		異常なし	異常を認 めるが精 査の必要 なし	がんの疑 いのある 者	がん以外 の疾患			
28	5,905	565	4,731	220	389	609	220	18
29	6,086	514	4,923	229	420	649	230	14
30	9,968	900	7,929	522	617	1,139	522	24
元	10,188	1,014	8,158	422	594	1,016	422	16
2	7,717	703	6,255	323	436	759	-	-
40～49歳	1,547	319	1,166	33	29	62	-	-
50～59歳	1,777	226	1,435	56	60	116	-	-
60～69歳	2,009	116	1,685	92	116	208	-	-
70歳以上	2,384	42	1,969	142	231	373	-	-

(注1) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。

(4) 乳がん検診

〔開始年度〕 昭和62年度

〔対象〕 区検診（区検診チケット）：年度末現在40歳以上の偶数年齢の区民（女性）

〔実施時期〕 5～翌1月（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため7～翌3月とした）

〔検査項目〕 問診、視触診および、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

〔経過〕

平成12年度～15年度 40歳以上70歳以下の希望する女性にマンモグラフィ検査実施
 平成16年度～国の指針を受け、40歳以上の希望する女性にマンモグラフィ検査を実施
 平成17年度～国の指針を受け、対象者を年度末現在偶数年齢になる40歳以上の女性に変更
 平成19年度～40歳代のマンモグラフィ検査を2方向撮影に変更
 平成21年度～国の指定する年齢対象に無料クーポン乳がん検診を開始
 平成29年度～国の指定する年齢対象に無料クーポン乳がん検診を終了

□ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	受診者数		マンモグラフィ 受診者数		検診結果			追跡 対象者数	がん発 見者数	
	区検診	無料クーポン	区検診	無料クーポン	異常なし	要精密 検査	要精密 検査			
28	7,464	7,016 858	6,806	6,406 745	6,873	6,467 747	591	549 111	591	23
29		7,328		6,714		6,818		510	510	22
30		6,606		6,108		6,091		515	515	27
元		6,603		6,060		6,204		399	399	27
2		5,568		5,199		5,263		305	-	-
40～49歳		1,802		1,651		1,675		127	-	-
	50～59歳	1,660		1,554		1,569		91	-	-
	60～69歳	1,140		1,093		1,087		53	-	-
	70歳以上	966		901		932		34	-	-

（注1） 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。

（注2） 受診者数は、（左段）合計受診者数、（右段・上）区検診・（右段・下）無料クーポン検診受診者数。

（注3） 29年度以降、クーポン廃止に伴い、受診者数を一本化

(5) 大腸がん検診

〔開始年度〕 平成2年度

〔対象〕 区検診（区検診チケット）：30歳以上の区民

国の無料クーポン検診：平成27年4月1日現在41・46・51・56・61歳の区民（平成27年度終了）

〔実施時期〕 通年（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4～6月は中止とした）

〔検査項目〕 問診、および免疫便潜血検査2日法

□受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検 診 結 果				追跡 対象者 数	がん 発見者 数
		異常なし	問診 陽性	要精密	検体不良		
28	16,467	15,266	514	1,201	0	1,201	41
29	16,736	15,615	448	1,121	0	1,121	42
30	14,713	13,320	430	963	0	963	35
元	13,789	12,842	393	947	0	947	35
2	13,967	12,939	441	1,028	0	—	—
30～39歳	547	500	50	47	0	—	—
40～49歳	2,464	2,306	118	158	0	—	—
50～59歳	2,782	2,590	89	192	0	—	—
60～69歳	3,536	3,318	81	218	0	—	—
70歳以上	4,638	4,225	103	413	0	—	—

- (注1) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。
 (注2) 27年度の受診者数は(左段)合計受診者数、(右段・上)区検診・(右段・下)無料クーポン検診受診者数。
 (注3) 問診陽性・・・便潜血検査結果は陰性であるが、問診内容により精密検査受診を勧める。
 (注4) 28年度以降、クーポン廃止に伴い、受診者数を一本化

(6) 前立腺がん検診

〔開始年度〕平成23年度

〔対 象〕50～74歳で年度末現在偶数年齢の区民(男性)

〔実施時期〕6～翌1月(令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため6月は中止とした)

国民健康保険加入者は特定健康診査と同時実施

区生活保護受給者、中国残留邦人の方は福祉健診と同時実施

〔検査項目〕P S A(前立腺特異抗原)検査

□受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検 査 結 果		追跡 対象者数	がん 発見者数
		異常なし	要精密		
28	3,424	3,233	191	191	21
29	3,379	3,153	225	225	35
30	3,082	2,840	242	242	24
元	3,038	2,831	207	207	26
2	2,448	2,301	147	—	—
50～59歳	569	556	13	—	—
60～69歳	863	817	46	—	—
70～74歳	1,016	928	88	—	—

- (注) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。
 同一年度内に複数回受診した者は1名として計上する。

(7) 胃がんリスク検診

① 胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）

〔開始年度〕平成26年度

〔対象〕 20歳の区民（年度末現在） 平成28年度より20歳・30歳の区民（年度末現在）
令和元年度より、過去胃がんリスク検診の受診履歴のない20～39歳の区民（年度末現在）

〔実施時期〕8～翌2月

〔検査項目〕ヘリコバクター・ピロリIgG抗体検査（血液検査）

平成29年度より陽性となる基準値を10.00U/ml以上から3.00U/ml以上に変更

□受診状況 (単位：人)

年度	区分	受診者数	検 診 結 果	
			異常なし	要精密
28		823	754	69
29		816	696	120
30		742	630	112
元		963	825	138
2		1,035	838	197
	20歳	186	154	32
	21～29歳	116	93	23
	30歳	480	395	85
	31～39歳	253	196	57

(注) 20歳・30歳の対象者に受診チケットを全件送付、21～29歳・31～39歳は申込を受けて受診チケット送付。

②胃がんリスク検診（ABC検診）

〔開始年度〕平成26年度

〔対象〕 40歳の区民（年度末現在） 平成28年度より40歳・50歳の区民（年度末現在）

〔実施時期〕8～翌1月

国民健康保険加入者は特定健康診査と同時実施

区生活保護受給者、中国残留邦人の方は福祉健診と同時実施

〔検査項目〕血清ペプシノゲン検査および、ヘリコバクター・ピロリIgG抗体検査（血液検査）

平成29年度より陽性となる基準値を10.00U/ml以上から3.00U/ml以上に変更

□受診状況 (単位：人)

年度	区分	受診者数	検 査 結 果					追跡対象者数	
			判 定 区 分				総 合 判 定		
			A群	B群	C群	D群	異常なし		要精密
28		1,584	1,399	113	56	16	1,399	185	185
29		1,707	1,308	321	63	15	1,308	399	399
30		1,499	1,152	301	36	10	1,152	347	347
元		1,320	998	271	44	7	998	322	322
2		1,235	949	237	35	14	949	286	-
	40歳	560	440	97	15	8	440	120	-
	50歳	675	509	140	20	6	509	166	-

(注) 追跡対象者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和2年度は掲載されていない。

[3]がん先進医療費利子補給事業（平成25年5月1日事業開始）

高額な医療費が必要となるがんの先進医療を受ける区民やその家族への経済的支援を行ない、がんの先進医療を受けやすい環境づくりを推進するため、区と協定を締結した金融機関のがん先進医療ローンを活用した区民に対し、利子相当額を助成する。

(1) 対象となる医療

厚生労働省が定める先進医療のうち、がんの治療を目的とした医療技術。

(2) 申請要件

- ①がんの先進医療を受ける予定のある方、及びその家族（3親等内）
- ②課税総所得が700万以下の世帯に属する方
- ③区内に住所を有し、かつ申請日から過去1年以上区内に住所を有している方

(3) 対象となるローンの概要

- ①区と協定を締結した金融機関（単嶋信用金庫、東京信用金庫）の「がん先進医療ローン」
- ②融資限度額は最大300万円まで、年利固定6%（保証料を含む）以内
- ③毎月元金または元利均等割賦償還 ※据置期間なし
- ④担保・保証人は不要、一般社団法人しんきん保証基金が保証

(4) 返済期間 最長8年間（96か月）

(5) 実績 (単位：人)

年度	利用者数
28	0
29	0
30	0
元	0
2	0

[4] 豊島区骨髄移植ドナー支援事業

白血病や再生不良性貧血などの病気によって、非血縁者間の骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている患者は、日本で毎年少なくとも2,000人を数える状況である。

区内でも毎年数十名の方が白血病で他界されている状況である。一人でも多くの命を救う為には、一人でも多くのドナー登録が不可欠である。このような状況を受け、区では、骨髄・末梢血管細胞移植の推進とドナー登録者の増加を図ることを目的として、ドナーとドナーが従事する国内の事業所に奨励金を交付している。

(1) 交付対象者

① 提供者（ドナー）

区内に住所があり、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、証明する書類の交付を受けた者。

② 提供者（ドナー）が従事する事業所

ドナー（個人事業主を除く）が従事している国内の事業所。（国・地方公共団体等を除く）

(2) 奨励金の額

骨髄・末梢血幹細胞提供のための通院等の内容	奨励金の額	
	ドナー	ドナーが従事する事業所
健康診断に係る通院	1日につき 2万円	1日につき1万円
自己血貯血に係る通院		
骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院		
財団が必要と認める通院・入院及び面接		

(3) 実績

区分 年度	件数 (件)		金額 (円)	
	ドナー	事業所	ドナー	事業所
29	2	0	280,000	0
30	3	2	420,000	140,000
元	1	0	140,000	0
2	2	1	280,000	70,000

(注) 平成28年1月から事業開始

[5] 豊島区がん患者のウィッグ・胸部補整具等購入費用助成事業 (平成31年4月1日事業開始)

がん患者の方の就労などの社会参加を支援するため、がん治療に伴い、脱毛が生じたり、乳房の切除等を行なった方を対象に、外見の変化をカバーするためのウィッグ・胸部補整具等の購入実費を助成する。

(1) 交付対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ・申請日時時点で、本区に住所を有することが、原則として住民基本台帳上で証明できる方
- ・がんと診断され、現在その治療を行なっている方又は、過去にがんの治療に伴い乳房を切除した方等、補整具等を必要とする方
- ・がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、就労、社会参加等に支障があり、または支障が出る恐れがあり、補整具等が必要な方
- ・本事業において助成金の交付を受けたことのない方又は他の助成制度等の対象となっていない方。ただし、既に本事業において助成金の交付を受けた方が異なる区分の補整具を申請する場合には、この限りではない。

(2) 助成金の額

購入実費 (消費税を含む、上限10,000円)

(3) 実績

(単位: 件)

区分 年度	助成金交付件数	内訳	
		ウィッグ	胸部補整具
元	54	44	10
2	58	52	6

〔6〕受動喫煙防止対策事業

健康増進、がん予防の観点から受動喫煙を防止するための各種事業を実施している。

令和2年4月1日からは、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、飲食店を始めとする屋内施設は全面禁煙となった。都条例では、飲食店は喫煙の可否に関する店頭表示が義務化されている。

（1）豊島区受動喫煙防止対策推進店登録制度「禁煙レストランとしま」（平成28年4月25日事業開始）

区民に限らず豊島区を訪れる方々を受動喫煙による健康被害から守るため、店内全面禁煙の飲食店を周知する。この制度に登録した店舗は、「禁煙レストランとしま」のステッカーを店頭などに貼付し、豊島区公式ホームページなどの区の媒体で公表する。（公表を希望しない店舗は除く）

① 対象店舗

店内全面禁煙（屋外のテラス席なども含む。喫煙室の設置も不可）を実施していること。

② 登録店舗数

79店（令和2年度末時点）

（2）豊島区子どものための禁煙外来治療費助成事業（平成30年6月1日事業開始）

胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守り、次世代を担う子どもが健やかに成長できる環境の整備を図るため、区民が禁煙のための外来治療及び当該外来治療に要する調剤を受けた場合に、禁煙外来治療に要する費用を助成する。

① 交付対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ・登録申請時及び助成金交付申請時において継続して豊島区に住民登録がある方
- ・健康保険で禁煙治療を受けることができる方
- ・妊婦本人、又は妊婦や18歳未満の子どもと同居していることを住民票で確認できる方
- ・区が実施する事後アンケート調査や広報活動等にご協力いただける方

② 助成金の額

一律2万円（※一人一回のみ）

③ 実績

（単位：人）

年度	新規登録者数	助成金交付者数
30	6	0
元	6	5
2	5	1

（注）平成30年6月から事業開始

（3）飲食店を対象とした受動喫煙防止対策の実施

令和2年度は新制度の普及啓発及び施設の管理権限者に対する支援を目的として、都の補助金を活用し以下の業務を委託により実施した。

4月 コールセンターの設置

4月 区内全飲食店舗に普及啓発資料及び店頭表示シールを送付

7月 区内全飲食店の掲示確認

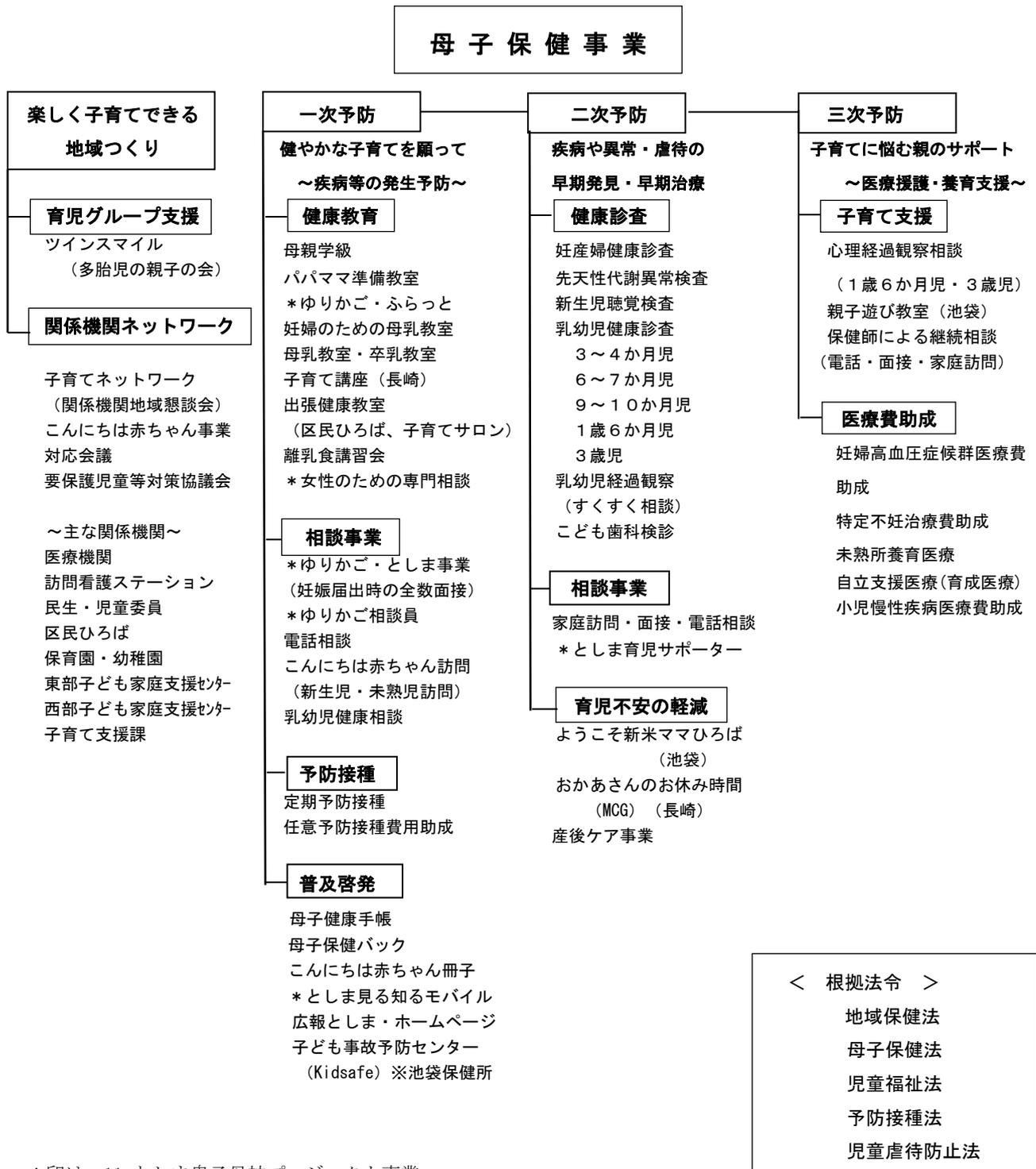
① 喫煙可能室設置届出施設数

103件（令和2年度末時点）

10. 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康保持増進を目的に、妊娠から幼児の成長に至る一連の過程を対象として、母子保健事業を実施している。

具体的には、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、母親学級・パパママ準備教室、健康診査、医療費助成、訪問指導等、母子保健に係る各種の業務に積極的に取り組んでいる。



*印は、11. としま鬼子母神プロジェクト事業。

[1] 妊娠届出状況（母子保健法第15条）

（単位：人）

区分 年度	総数	妊 婦 週 数（月）					
		満11週以下 （3か月以下）	満12～19週 （4～5か月）	満20～27週 （6～7か月）	満28週以上 （8か月以上）	分娩後	不明
28	2,792	2,596	151	23	15	1	6
29	2,594	2,431	127	19	13	0	4
30	2,605	2,422	139	24	12	1	7
元	2,523	2,374	109	17	16	3	4
2	2,446	2,330	91	13	9	3	0

[2] 母子健康手帳の交付（母子保健法第16条）

（単位：件）

母子の健康管理の一助として妊娠届出の際、母子健康手帳と妊婦健診受診票を交付している（妊娠届出者数は上記1表参照）。

手帳交付者と転入届出妊婦の方へは、母親学級のお知らせ、赤ちゃん訪問の申し込はがきなどが入っている「母と子の保健バッグ」を交付している。

※母子健康手帳を東京都作成の「子供手帳モデル」に変更。

低出生体重児等に対応する記録欄、学齢期にも対応する記録欄、妊娠や育児の不安解消に資する情報、父親の育児参画の促進に資する情報、都の子育て情報・相談窓口の情報、保護者に寄り添うメッセージ等が盛り込まれている。

区分 年度	件数
28	2,901
29	2,729
30	2,749
元	2,672
2	2,527

（注）再交付・双子等（2人目以降）の交付を含む。

(1) ゆりかご面接（妊娠時届出面接）

（単位：人）

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために平成27年7月から、妊婦の方全員にゆりかご相談員（助産師）又は、保健師が面接を実施している。ゆりかご面接を実施した方に妊娠・出産に関わるグッズを贈呈している。

なお、令和2年度については、妊婦に対する新型コロナウイルス感染予防対策として、育児パッケージ（タクシー券等）を追加配付した。

区分 年度	ゆりかご面接	ゆりかご支援計画
28	1,801	79
29	1,656	91
30	1,652	66
元	1,681	59
2	2,221	50
池袋	1,611	38
長崎	610	12

(2) 妊婦のための母乳教室（母子保健法第9条）

妊娠期からの母乳育児支援のために、平成27年11月からゆりかご相談員（助産師）が教室を実施している。

(3) ゆりかご・ふらっと

産後の育児の孤立化を防ぐために、平成27年12月からゆりかご相談員（助産師）が妊婦同士の交流やグループワーク、ミニ講座を実施している。

（単位：人）

年度	区分	妊婦のための母乳教室		ゆりかご・ふらっと	
		回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）
28		17	111	23	94
29		19	135	24	114
30		18	138	24	72
元		16	128	21	52
2		13	70	17	37
	池袋	8	45	8	21
	長崎	5	25	9	16

[3] 母親学級・パパママ準備教室（母子保健法第9条）

母親学級は、妊婦を対象に、母性の保護や出産・育児に関して正しい知識を身につけてもらうための講座を実施している。具体的には、妊娠中の生理や栄養の問題、お産の準備や産後の生活、沐浴実習、保育方法や歯科衛生等についての指導を行なっている。

パパママ準備教室は、母体の健康と児の養育を父母共同の責任としてとらえ、父親としての役割を学ぶことを目的としている。具体的には、父親としての心構え、妊婦体験、沐浴実習等についての指導を行なっている。

□事業実績

年度	区分	母親学級			パパママ準備教室（休日）		
		実施回数（回）		実人数（人）	受講者数（人）	実施回数（回）	受講者数（人）
		平日3日制	休日1日制				
28		54		378	1,060	21	1,095
29		54		367	1,029	21	1,097
30		54		300	823	21	1,073
元		33	6	308	678	23	1,116
2		16	12	289	506	24	955
	池袋					24	955
	長崎	16		103	320		

（注）パパママ準備教室は、平成17年度から池袋保健所・長崎健康相談所合同にて休日午後池袋で実施。平成24年度から午後に加え午前の教室も追加。母親学級（池袋）は令和元年10月から土曜日1回コースに変更。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、母親学級、パパママ準備教室ともに定数を減らして実施した。

[4] 妊婦健康診査(母子保健法第13条)

(1) 妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療につなげることを目的とする。妊婦を対象に、前期(妊娠23週まで)、後期(妊娠24週以降)の各1回、公費負担の健康診査を実施していたが、平成20年度から公費負担回数を最大14回まで増やし、公費負担となる検査項目の見直しを行なった。平成28年度には検査項目にH I V抗体検査が追加された。(東京都内の契約医療機関業務委託)

□妊婦健康診査実施状況(医療機関委託)

【1回目】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治当療院指に導て	要精密	その他
28	2,590	2,482	1	10	0	100	2	1,092	7	13
29	2,406	2,299	2	10	1	94	1	950	12	13
30	2,476	2,360	1	9	2	104	3	1,024	36	6
元	2,328	2,192	5	6	4	121	1	933	48	18
2	2,271	2,153	2	9	2	105	0	805	47	12

(注) 都内転出は発行地で公費負担。

【2回目以降】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治当療院指に導て	要精密	その他
28	24,637	23,380	15	379	89	859	16	12,713	116	98
29	23,600	22,329	16	269	93	942	12	11,294	108	87
30	23,655	22,497	14	238	98	808	26	11,195	139	98
元	22,370	21,324	7	248	119	672	15	10,409	171	121
2	22,352	21,510	11	235	44	552	17	9,166	140	59

(2) 妊婦超音波検査（母子保健法第13条）

平成8年10月から、出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊婦健康診査（妊娠後期）の検査項目に超音波検査を加え、妊婦が安心して妊娠・出産をするための環境づくりを図っている。（東京都内契約医療機関業務委託）

平成21年度から年齢制限を廃止し、すべての妊婦に対し超音波検査1回分の費用を助成している。

□妊婦超音波検査実施状況

（単位：人）

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を する	経過観察 又は 治療	要精密	その他
28	2,166	2,114	39	13	4	890	4	8
29	2,055	2,014	26	15	3	772	0	7
30	2,086	2,058	22	6	0	1,003	0	5
元	1,982	1,965	17	0	3	1,000	0	10
2	1,923	1,907	14	2	1	805	2	5

(3) 妊婦子宮頸がん検診

平成28年度から公費負担検査項目に追加され、原則として1回目の妊婦健康診査で実施している。（東京都内契約医療機関業務委託）

□妊婦子宮頸がん検診

（単位：人）

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を する	経過観察 又は 治療	要精密	その他
28	1,958	1,900	26	32	2	689	12	2
29	2,209	2,128	31	50	1	693	9	3
30	2,281	2,240	36	5	3	867	15	0
元	2,199	2,161	35	3	0	866	15	6
2	2,167	2,136	30	1	2	730	11	2

[5] 里帰り等妊婦健康診査助成事業

東京都契約医療機関以外の医療機関又は助産所で健康診査を受診した妊婦に対し、費用の一部を助成する制度(里帰り等妊婦健康診査助成)を実施している。

なお、平成31年4月から、新生児聴覚検査費用の助成を開始したが、里帰り等妊婦健康診査助成と併せて申請できるよう実施している。

□里帰り等妊婦健康診査助成事業

(単位：人)

年度	区分	助成人数	内訳		新生児聴覚検査助成人数
			里帰り	助産所	
28		563	533	30	—
29		548	536	12	—
30		505	489	16	—
元		430	409	21	221
2		428	412	16	291

[6] 妊産婦・新生児訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導（母子保健法第17条）

妊婦及び産後1年を経過しない産婦を対象に家庭訪問し、日常生活等の指導を行なうとともに、異常の発生防止、早期発見に努めている。産婦訪問指導は新生児訪問時に合わせて行なっている。

なお、妊婦訪問に当たっては、妊娠・分べんに際し異常の予測される者（若年・高年初産婦・妊娠高血圧症候群等）や特定妊婦^(注)を重点に行なっている。

(注) 特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる（ハイリスク要因を特定できる）妊婦のことをいう。

□妊婦・産婦訪問状況

(単位：人)

年度	区分	妊婦	産婦
		妊婦訪問 (実人数)	産婦訪問 (実人数)
28		24	2,063
29		14	2,021
30		30	1,977
元		27	1,945
2		21	1,625
	池袋	15	1,103
	長崎	6	522

(2) こんにちは赤ちゃん事業（豊島区こんにちは赤ちゃん事業実施要綱）

①乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法第6条の3）

平成20年度からこんにちは赤ちゃん事業として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育てに必要な情報提供等の育児支援及び母性や乳児に対する健康の保持増進に努め、家庭の孤立化を防ぎ健全な育児環境の確保を図ることを目指している。

②新生児訪問指導（母子保健法第11条）

生後28日未満（里帰り出産等により訪問が困難なときは生後60日まで）の新生児を対象に保健師・指導員（助産師）が家庭訪問し、疾病予防、発育、栄養、環境等について、保護者に適切な指導を行なうとともに異常の早期発見、治療等について指導している。

□区内赤ちゃん訪問実績

(単位：人)

区分 年度	出生数 (※)	赤ちゃん訪問	訪問率 (%)	訪問職種内訳		新生児 訪問指導 (再掲)
				保健師 実訪問数	指導員 実訪問数	
28	2,073	2,018	97.3	521	1,497	330
29	2,109	2,103	99.7	601	1,502	286
30	2,009	1,989	99.0	497	1,492	247
元	1,936	2,019	104.3	596	1,423	229
2	1,842	1,634	88.7	510	1,124	219
池袋		1,092		428	664	169
長崎		542		82	460	50

(※) 出生数は、人口動態統計により両親が外国籍の子を含まない。赤ちゃん訪問には、両親が外国籍の子と転入の子を含む。

③未熟児訪問指導（母子保健法19条）

出生体重2,000グラム未満等身体の機能が未熟なまま出生した児を対象に、保健師が訪問指導を実施している。

□未熟児訪問実績

(単位：人)

区分 年度	未熟児訪問指導
28	43
29	82
30	49
元	66
2	43
池袋	35
長崎	8

④こんにちは赤ちゃん事業対応会議（豊島区こんにちは赤ちゃん事業実施要綱）

保健、子育て支援の関係機関が集まり、こんにちは赤ちゃん事業によって把握された要支援家庭の支援方針や内容を検討・決定する。

年 度	回数 (回)	検討件数 (実)	検討件数 (延)
28	6	11	19
29	6	9	11
30	6	10	17
元	6	8	15
2	5	5	7

[7] 妊産婦・乳幼児保健指導（母子保健法第10条）

経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、医療機関での定期健診を無料で必要な指導を受けられるように保健指導票を交付している。

（単位：件）

年度	区分 受診件数	内訳		
		妊婦	乳児	産婦
28	101	95	2	4
29	92	79	5	8
30	120	107	5	8
元	72	50	13	9
2	28	20	4	4

[8] 先天性代謝異常等検診（母子保健法第13条）（東京都事業）

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症は、発見が遅れると心身障害をおこすおそれの高いもので、早期新生児についてごく微量の血液検査（マス・スクリーニング検査）を実施し、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけることにより後の治療と障害の発生防止を行なっている。

検診の結果、異常と認められた場合は、専門医療機関で精密検査を受けられるように指導し精密検査の結果、治療が必要な方には公費負担の制度が適用される。

東京都では、平成24年4月1日から、タンデムマス法検査を導入することにより、対象疾患が6疾患から19疾患となった。

検査対象の疾病

- 〈アミノ酸代謝異常〉 フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症（楓糖尿症）、ホモシスチン尿症、シトルリン血症1症、アルギニノコハク酸尿症
- 〈有機酸代謝異常〉 メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、イソ吉草酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、ヒドロキシメチルグルタル酸血症（HMG血症）、複合カルボキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症1型
- 〈脂肪酸代謝異常〉 中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症（MCAD欠損症）、極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症（VLCAD欠損症）、三頭酵素／長鎖3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症（TFP/LCHAD欠損症）、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ1欠損症（CPT-1欠損症）
- 〈糖質代謝異常〉 ガラクトース血症
- 〈内分泌疾患〉 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）、先天性副腎過形成症

[9] 新生児聴覚検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために全ての新生児を対象として、平成31年4月から新生児聴覚検査を実施している。新生児聴覚検査助成人数は、P114の[5]里帰り等妊婦健康診査助成事業を参照。

□初回検査実施状況

(単位：人)

年度	確認人数	確認状況				検査結果		
		検査実施	検査 未受診	不明	実施率	パス (※1)	リファー (※2)	リファー率
元	2,255	1,904	30	321	84.4%	1,898	19	1.0%
2	2,202	1,928	17	257	87.6%	1,908	20	1.0%

(※1)パス：今のところ聞こえに問題なし

(※2)リファー：より詳しい検査が必要

□確認検査実施状況

(単位：人)

年度	検査実施状況			検査結果		
	対象数	検査実施	実施率	パス	リファー	リファー率
元	19	11	57.9%	6	5	45.5%
2	20	8	40.0%	4	4	50.0%

□精密検査実施状況

(単位：人)

年度	検査実施状況			検査結果			
	対象数	検査実施	実施率	一側性難聴	両側難聴	正常	評価不能
元	5	4	80.0%	1	0	3	0
2	4	4	100.0%	0	1	3	0

[10] 産後ケア事業

専門職が常駐する宿泊施設において産後の心身のケアと育児などの指導助言を行う産後ケアについて、家族等から十分な家事、育児の援助が受けられず、産後心身の不調、育児不安が認められる産後4か月未満の母子を対象に、利用料の助成を行なっている。

年度	申請者(人)	利用実人数(人)	利用延日数(日)
30	98	80	463
元	104	70	300
2	166	109	423

(注)平成30年度から事業開始。

[11] 乳幼児健康診査

(1) 3～4か月児健康診査（母子保健法第13条）

生後3～4か月の乳児を対象として、健康診査及び、保健指導を行ない、健康診査の結果異常が認められる乳児に、精密健康診査を実施している。また、健診と別日に栄養士（14. 栄養指導 [1]一般栄養指導 集団栄養指導実施状況・内訳）・歯科衛生士（13. 歯科保健 [2]歯科集団指導 (1)乳児健診歯科集団指導）による保健指導を行なっている。

□3～4か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 (%)	有 所 見 者 数	所 見 内 訳 (延数)													精 密 健 康 診 査 受 診 票 発 行 数 (延数)
					発 育	皮 膚	頭 頸 部	顔 面 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部	四 肢	発 達 神 経	そ の 他		
28	2,191	2,040	93.1	685	130	528	36	13	25	16	64	43	10	71	130	42	115	
29	2,222	2,069	93.1	755	169	512	67	15	27	33	79	33	6	84	161	45	128	
30	2,142	2,002	93.5	700	173	479	59	11	23	35	78	33	14	67	138	40	111	
元	2,053	1,936	94.3	670	119	465	69	17	24	20	56	40	18	114	85	44	125	
2	2,027	1,773	87.5	492	119	373	93	21	19	22	56	26	15	84	45	43	90	
池袋	1,394	1,207	86.6	338	63	244	51	13	16	17	35	13	8	69	32	36	66	
長崎	633	566	89.4	154	56	129	42	8	3	5	21	13	7	15	13	7	24	

□3～4か月児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 率 (%)	結 果 把 握 数	依 頼 内 容 内 訳 (延数)																				そ の 他			
				内科的				皮膚科的		眼科的		耳鼻科的		外科的		泌尿器科的				整形外科的							
				体 重 増 加 不 良	心 雑 音	特 異 顔 貌 ・ 変 質 徴 候	神 経 学 的 異 常	発 達 の 遅 れ	そ の 他	母 斑	そ の 他	斜 視	眼 脂 ・ 流 涙	そ の 他	外 耳 奇 形	そ の 他	鼠 径 へ ル ニア	そ の 他	停 留 鞏 丸 ・ 移 動 鞏 丸	陰 の う 水 腫	そ の 他	股 関 節 の 異 常	内 反 足		そ の 他 の 四 肢 の 異 常	斜 頸	胸 郭 の 異 常
28	115	63.5	73	4	1	0	1	4	2	8	2	1	0	0	1	0	5	2	1	3	36	0	3	0	0	0	1
29	128	98.4	126	7	7	0	1	3	0	13	0	0	2	0	0	0	9	2	2	6	55	0	1	0	1	10	7
30	111	85.6	95	6	8	0	3	4	2	9	1	0	1	3	2	0	5	0	1	1	32	7	0	1	0	3	6
元	142	73.2	104	1	4	0	0	2	0	8	3	0	0	1	2	0	0	0	0	3	71	0	3	1	0	2	3
2	90	64.4	58	2	2	0	2	1	0	1	2	0	1	0	0	0	2	1	0	1	36	1	1	4	0	0	1

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

(2) 6～7か月児及び9～10か月児健康診査（母子保健法第13条）

乳児の健康保持増進について、より一層の徹底を図るため、3～4か月児健診時に健康診査受診票を配付し、医療機関に委託して下記のとおり健康診査を実施している。

□6～7か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
28	2,191	1,868	85.3	1,790	38	40	0	1,037	28	35	2
29	2,222	1,820	81.9	1,743	24	53	0	1,117	5	21	2
30	2,142	1,681	78.5	1,626	24	30	1	786	7	35	3
元	2,053	1,905	92.8	1,831	32	40	2	1,093	10	35	2
2	2,027	1,730	85.3	1,666	25	39	0	1,017	6	32	0

□9～10か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
28	2,191	1,753	80.0	1,681	39	33	0	951	29	32	0
29	2,222	1,759	79.2	1,698	26	34	1	1,002	12	29	5
30	2,142	1,614	75.4	1,568	19	27	0	751	7	21	1
元	2,053	1,824	88.8	1,755	29	39	1	1,005	11	34	0
2	2,027	1,647	81.3	1,597	22	28	0	912	4	22	2

(3) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

1歳6か月児に対し、身体面、精神発達面の健康診査及び歯科健診を実施し、適切な相談及び指導を行ない、幼児の健全な育成を期している。なお、内科健診は区内医療機関に委託し、歯科健康診査、保健指導、栄養指導、言葉の相談は保健所で実施している。また、健診の結果、異常が疑われる者に対して必要に応じ専門医療機関で精密健康診査を行ない、心理面については心理相談を実施し、必要に応じて経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□1歳6か月児健康診査

(単位:人)

区分 年度	対象者数	委 託 実 績			保 健 指 導		
		内科健診	有所見者数	受診率(%)	精 密	受診者数	受診率(%)
28	2,027	1,764	92	87.0	0	1,739	85.8
29	2,016	1,751	80	86.9	1	1,693	84.0
30	2,055	1,769	91	86.1	0	1,780	86.6
元	2,059	1,791	119	87.0	0	1,752	85.1
2	1,984	1,788	118	90.1	0	1,725	86.9
池袋	1,327	1,199	31	90.3	0	1,144	86.2
長崎	657	589	87	89.6	0	581	88.4

□1歳6か月児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

(単位:人)

区分 年度	健康診査受診者数 1歳6か月児	心理相談実施数	相談項目(延数)	相談項目内訳(延数)											
				問 題 な し	精 神 発 達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題	疾 患 ・ 障 害 の 疑 い	そ の 他	
心 理 相 談	28	1,739	133	223	3	9	100	2	47	38	2	9	3	0	10
	29	1,693	102	192	4	3	70	4	44	39	3	6	6	2	11
	30	1,780	137	230	3	3	95	1	62	38	4	16	4	0	4
	元	1,752	108	187	1	3	79	0	52	27	3	13	6	0	3
	2	1,725	109	184	6	3	79	4	45	28	1	7	4	3	4
	池袋	1,144	75	135	4	2	58	3	34	18	1	5	3	3	4
長崎	581	34	49	2	1	21	1	11	10	0	2	1	0	0	

□1歳6か月児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

（単位：人）

年度	区分	心理経過観察予約者数	心理相談実施数(延数)	相談項目(延数)	相談項目内訳(延数)										
					問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
心理相談	28	189	158	362	6	13	118	1	86	107	3	14	4	0	10
	29	166	138	342	7	16	118	0	73	95	1	15	12	1	4
	30	174	152	333	6	8	121	0	78	89	3	9	5	9	5
	元	160	137	282	3	10	101	1	75	62	3	14	4	5	4
	2	176	158	312	2	7	128	4	70	74	5	9	7	2	4
	池袋	121	111	233	1	4	97	3	57	52	2	5	6	2	4
	長崎	55	47	79	1	3	31	1	13	22	3	4	1	0	0

(4) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、栄養相談、心理相談及びこれらの結果に基づく保健指導を実施している。また、健康診査の結果、異常が疑われる場合は、専門医療機関で必要な精密健康診査を行ない、心理面については、経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□3歳児一般健康診査の受診状況及び結果

（単位：人）

年度	区分	対象者数	受診者数(実数)	受診率(%)	有所見者(実数)
28		1,886	1,657	87.9	411
29		1,936	1,788	92.4	421
30		1,916	1,766	92.2	432
元		1,963	1,754	89.4	390
2		1,987	1,874	94.3	415
	池袋	1,364	1,291	94.9	267
	長崎	623	583	93.6	148

□3歳児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	有所見者数	所見内訳(延数)													尿蛋白 陽性 (再掲)	受診票 発行 数	精密健康 診査 者数	精密健康診査受診者数
		発育	皮膚	頭部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部四肢	運動	精神	言語	日常習慣	その他				
28	411	70	130	6	70	66	49	63	29	4	24	91	37	61	22	110	99	
29	421	71	99	7	104	89	26	51	19	6	47	113	33	92	17	147	118	
30	432	79	124	9	87	92	36	40	22	2	30	84	37	70	15	111	93	
元	390	91	125	13	110	72	41	54	32	10	43	115	39	47	15	125	121	
2	415	86	89	12	135	89	52	39	35	9	46	132	81	73	4	159	117	
池袋	267	57	71	9	92	57	41	28	26	5	28	103	67	44	3	111	76	
長崎	148	29	18	3	43	32	11	11	9	4	18	29	14	29	1	48	41	

□3歳児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票発行数	結果把握率(%)	結果把握数	依頼内容内訳(延数)																								
				内科的				皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的			精神・言語		その他			
				低身長	心雑音	尿蛋白陽性	蛋白以外の尿の異常	その他	母斑	その他	視力の異常	斜視	その他	聴覚の異常	その他	鼠径ヘルニア	その他	停留嚢丸・移動嚢丸	茎	その他	X脚	その他の四肢の異常	胸郭の異常	その他	精神発達遅滞	言語発達遅滞	その他	
28	110	83.6	92	15	1	3	10	1	0	1	19	1	1	13	4	1	2	11	1	0	2	0	5	1	0	0	0	1
29	147	80.3	118	13	7	3	14	1	1	0	28	0	1	31	1	0	0	11	0	4	2	0	0	1	0	0	0	0
30	111	83.8	93	11	7	2	17	2	0	1	25	3	0	12	1	0	0	7	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0
元	125	96.8	121	20	8	5	20	2	1	0	31	6	0	11	0	0	1	12	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
2	159	68.6	109	10	14	2	12	0	1	1	35	2	1	15	1	3	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児視力精密健康診査実施状況

(単位:人)

区分 年度	視力 検診 受診者 数	精密 健診 受診票 発行数	結果 把握 数 (※)	結果 把握 率 (%)	結果内訳(実数)										弱視 発見 率 (%)			
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳(実数)										結果 不明 ・ 受診 中断 等	
							弱視あり				弱視なし又は弱視の 有無不明							
							不同視 弱視	斜視 弱視	屈折 弱視	その他 ・種類不明 の弱視	斜視 (偽内 斜視を 除く)	屈折 異常	その他 の疾患					
28	1,657	36	21	58.3	5	16	1	0	7	0	1	7	0	0	0.5			
29	1,788	48	29	60.4	10	19	4	1	4	1	0	3	6	0	0.6			
30	1,766	42	28	66.7	10	17	3	1	4	2	1	3	3	1	0.6			
元	1,754	49	37	75.5	7	30	2	0	10	1	4	9	4	0	0.7			
2	1,874	58	35	60.3	13	21	3	0	10	1	1	2	4	1	0.7			

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児聴覚精密健康診査実施状況

(単位:人)

区分 年度	聴覚 検診 受診者 数	精密 健診 受診票 発行数	結果 把握 数 (※)	結果 把握 率 (%)	結果内訳(実数)										感音 難聴 発見 率 (%)	難聴 発見 率 (%)	
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳(実数)										結果 不明 ・ 受診 中断 等
							滲出性中耳炎		言語発達 遅滞		その他の疾患						
							感音 難聴	難聴 あり	難聴なし 又は難聴 の有無不 明	難聴なし 又は難聴 の有無不 明	難聴 あり	難聴なし 又は 難聴の 有無不 明					
28	1,657	19	17	89.5	12	5	0	1	0	0	2	2	0	0.0	0.2		
29	1,788	33	32	97.0	23	9	1	2	3	0	3	0	0	0.1	0.3		
30	1,766	24	13	54.2	8	5	0	1	2	2	0	0	0	0.0	0.1		
元	1,754	17	11	64.7	8	3	2	0	0	0	0	0	1	0.1	0.1		
2	1,874	22	15	68.2	11	4	0	0	0	0	2	2	0	0.0	0.1		

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

（単位：人）

年度	区分	3歳児 健康診査受診者数	心理 相談 実施数	相談項目 (延数)	相談項目内訳（延数）										
					問 題 なし	精 神 発 達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題	疾 患 ・ 障 害 の 疑 い	そ の 他
心理 相 談	28	1,657	83	190	1	6	42	3	54	42	4	9	8	12	9
	29	1,788	74	181	1	6	39	6	51	38	1	8	10	15	6
	30	1,766	77	191	4	7	35	0	57	38	2	13	7	24	4
	元	1,754	98	225	5	10	57	8	63	40	6	11	7	15	3
	2	1,874	85	152	5	2	43	4	49	24	5	5	3	9	3
	池袋	1,291	64	127	5	1	35	3	39	22	4	4	3	9	2
	長崎	583	21	25	0	1	8	1	10	2	1	1	0	0	1

□3歳児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

（単位：人）

年度	区分	心理経過 観察予約者数	心理 相談 実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳（延数）										
					問 題 なし	精 神 発 達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題	疾 患 ・ 障 害 の 疑 い	そ の 他
心理 相 談	28	43	42	95	4	4	19	0	27	29	0	6	4	0	2
	29	39	32	70	1	4	15	1	15	23	1	2	1	5	2
	30	26	26	62	0	4	10	0	15	19	0	1	2	6	5
	元	43	42	92	1	2	16	0	30	28	1	5	3	1	5
	2	37	37	90	1	4	17	1	24	22	1	4	3	6	7
	池袋	21	21	56	0	1	11	0	16	13	0	3	2	6	4
	長崎	16	16	34	1	3	6	1	8	9	1	1	1	0	3

(5) 乳幼児経過観察（母子保健法第13条）

3～4か月児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児を対象として、小児科医師による経過観察健診を実施し、乳幼児の健全な育成と異常の早期発見に努めている。

年度	区分	回数(回)	延人数(人)
28		35	138
29		36	182
30		36	170
元		36	119
2		17	67
	池袋	15	63
	長崎	2	4

[12] 妊娠高血圧症候群等医療費助成（豊島区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱）

妊婦が妊娠高血圧症候群あるいは糖尿病等により患すると、未熟児や障害児発生の要因になるなど出生児への影響が著しいばかりでなく、母体の生命にも直接係わるので、早期に適切な処置が受けられるよう医療費の助成を実施している。

年	区分	助成実人数（人）
28		1
29		5
30		7
元		0
2		1

[13] 未熟児養育医療給付（母子保健法第20条）

未熟児は、正常の新生児に比べて生理的に異常のあるケースが多く、また疾病にもかかりやすく、かつ障害児の発生率も高いとされている。そこで、必要な場合には指定の医療機関において、すみやかに適切な処置を講じられるよう、養育医療給付事業を実施している。

なお、対象となる未熟児とは、出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に弱い児である。

年度	区分	給付延人数（人）
28		99
29		194
30		168
元		157
2		154

[14] 自立支援医療(育成医療)(障害者総合支援法第58条)・療育給付(児童福祉法第20条、第21条の9)

障害者総合支援法の規定に基づき、身体に障害がある年少者に対して自立支援医療(育成医療)を、また、児童福祉法の規定に基づき、骨関節結核又はその他の結核に罹患している年少者に対して療育給付を実施している。

(単位:件)

区分 年度	育成医療 申請件数	療育給付 申請件数
28	9	0
29	6	0
30	5	0
元	8	0
2	6	0

[15] 特定不妊治療費助成

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減をはかるため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている区民に対し、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療)にかかった保険適用外の治療費の一部助成を平成29年7月3日から開始した。

区分 年度	助成 実人数(人)	助成 延件数(件)	うち 男性不妊治療費 件数(件)
29	78	96	1
30	195	262	2
元	205	271	2
2	283	407	1

[16] 乳幼児健康相談(母子保健法第9条)

池袋保健所管内3か所・長崎健康相談所管内2か所にて区の施設等を会場とし、保健指導・栄養指導及び、歯科相談を実施している。

□実施場所

池袋保健所管内		長崎健康相談所管内
①区民ひろば駒込	③区民ひろば西池袋	①長崎健康相談所
②区民ひろば南大塚	(元年度より5か所→3か所)	②区民ひろば要(※)

(※)令和2年12月まで、令和3年1月以降は区民ひろば高松

□相談実施状況

区分 年度	回数 (回)	利用者数 (人)	池袋		長崎	
			回数 (回)	利用者数 (人)	回数 (回)	利用者数 (人)
			28	55	1,926	31
29	57	2,008	31	933	26	1,075
30	55	1,616	31	783	24	833
元	38	1,032	16	286	22	746
2	37	476	14	155	23	321

[17] 普及啓発・健康教育（母子保健法第9条）

(1) 子ども事故予防センター

子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるために、「子ども事故予防センター」を開設し、パネル展示や事故予防に関する資料をそろえ、普及啓発活動を行なっている。

□ 来所者状況

(単位：人)

年度	区分	来所	内訳								
			3歳以下健康診査月	1歳6か月健康診査児	3歳健康診査児	パパママ準備教室 母親学級	乳幼児健診	区内 保健所 等外	行政 機関	・教育 関係 生者	・マス コミ (新聞 雑誌 等)
28		7,345	1,483	1,228	1,178	1,346	1,995	5	16	90	4
29		7,603	1,480	1,196	1,307	1,097	2,425	39	0	56	3
30		7,379	1,388	1,217	1,225	1,286	2,125	29	0	109	0
元		7,253	1,322	1,205	1,225	1,320	2,111	28	0	42	0
2		6,472	1,205	1,144	1,294	1,141	1,639	0	0	49	0

□心肺蘇生訓練状況

年度	区分	回数(回)	人数(人)
28		7	220
29		5	116
30		6	154
元		5	198
2		1	24
	池袋	0	0
	長崎	1	24

※この他、区内の保育園等へ人工呼吸・心臓マッサージの心肺蘇生訓練用人形の貸出を行なっている。

(2) 母乳・卒乳教室

母乳で育てたいと考えている母親を支援するため、母乳教室と卒乳教室を実施している。

年度	区分	母乳教室		卒乳教室	
		回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
28		21	114	14	218
29		21	99	13	202
30		22	61	14	211
元		20	78	12	136
2		19	52	14	72
	池袋	7	30	2	24
	長崎	12	22	12	48

(3) 子育て講座

初めての子育てをしている母親を対象に子育てを応援する講座を開催している。

□池袋：ようこそ新米ママのひろば

年度	区分	実施回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
元		11	96	96
2		9	62	62

□長崎：子育て講座

年度	区分	実施回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
28		4	97	95
29		4	83	83
30		4	62	60
元		3	51	51
2		4	31	31

(4) 子育て講演会

子育て中の悩み解決に向け、保護者の要望に応じた講演会を長崎健康相談所で実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため開催中止。

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
28		1	20
29		1	24
30		1	39
元		1	49
2		0	0

(5) 離乳食講習会等

14. 栄養指導 [1]一般栄養指導 (2) 集団栄養指導を参照。

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
28		42	1,585
29		42	1,673
30		42	1,525
元		37	1,259
2		28	828
	池袋	24	747
	長崎	4	81

[18] 親子遊び教室

ことばの遅れや発達のアンバランスなどの主訴のある幼児と保護者を対象に、親子遊びをとおして集団活動を体験する機会を提供し、臨床心理士や作業療法士 (OT) のアドバイスを受けながら保護者の児への関わり方などを支援している。

□親子遊び教室心理相談の実施状況および結果

(単位：人)

年度	参加者(対象児)		相談項目内訳 (延数)				OT 指導数	西部子ども家庭支援センター紹介
	実人数	延人数	精神発達	運動発達	関わり方	その他		
28	36	99	98	2	13	1	49	14
29	29	71	62	1	2	1	36	9
30	24	53	53	0	0	0	14	14
元	25	60	60	0	0	0	25	8
2	15	33	33	4	5	0	10	6

(注) 平成23年度から、西部子ども家庭支援センター (OT、支援ワーカー) と共同事業で、月1回池袋保健所にて実施。

[19] 自主グループの支援

年度	区分	ツインスマイル		
		回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
28		2	31	29
29		2	27	26
30		2	19	22
元		2	28	35
2		2	13	11

(注) ツインスマイル…多胎児の親子の会。

[20] 乳幼児虐待の予防・早期発見 (母子保健法第5条)

母子保健事業においては、児の健全な育児支援と同時に、虐待の未然防止への啓発を行なっている。また、虐待ハイリスク者への支援として小集団指導や虐待相談としても個別対応している。

(1) グループミーティング

長崎健康相談所では平成18年度から、出産後の母親を対象に「育児を一人で抱え込まないで」をメッセージとして、保育体制を設け、子どもと離れた環境の下でグループミーティングを実施している。

年度	区分	おかあさんのお休み時間	
		実施回数 (回)	参加者数 (人)
28		12	82
29		12	63
30		12	62
元		11	58
2		11	40

(注) おかあさんのお休み時間…グループミーティングの名称。

(2) 虐待相談

養育環境の課題（機能不全家族、保護者の育児能力が低い、精神疾患等を抱えているにもかかわらず適切な治療を受けていないなど）や育て難さがある乳幼児など、他機関から連絡を受け虐待相談として対応している。また、乳幼児健診や育児相談などの場面にて、保護者自身や家族から相談を受け、他機関と連携するなどして個別対応・支援を行なっている。

11. としま鬼子母神プロジェクト

全国的な人口減少問題に先駆的に取り組むため、平成26年7月から出産前からの切れ目のない子育て支援を展開していく「としま鬼子母神プロジェクト」を開始した。すべての人が安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、健康・妊娠・出産・子育ての支援を通じて母性を育み、乳児の健康の保持増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図っている。

豊島区では子育て世代の定着率が77%と23区の中で最低水準にあり、出産などを機に区外へ転出する世帯が多く、子育て世代にとって住み続けやすいまちづくりをすすめることが課題となっている。

(注1) 正式な「鬼子母神」の表記は「鬼」の上のツノがない字体になるが、本文中では「鬼」の文字を使用している。

(注2) 子育て世代の定着率：「3歳児健診対象者 (a)」を3年前の「妊娠届出数 (b)」で割った値 (a/b) を算出し、これを妊娠届出提出後に3歳児健診まで区内に定着していた人の割合とみなしている。

□経緯

時 期	内 容
平成 26年 7月19日	豊島区が23区で唯一“消滅可能性都市”との指摘をうけ、当事者である若年女性たちの声を“女性にやさしいまちづくり”の施策に反映させるため、キックオフイベント「としま100人女子会」を開催
26年 8月～12月	「としまF1」会議 (6回) 提案が新庁舎での母子健康手帳交付、としま100人社長会、子育てインフォメーション・ナビゲーター、子育て総合情報スペースの設置等として施策化
26年 9月	「女性のライフプラン形成のための健康相談」、「としま育児サポート手帳」の配付、「としま育児サポーター」の派遣、「妊孕力啓発セミナー」の実施、「としま見る知るモバイル」の配信開始
27年 5月7日	池袋保健所1階に「鬼子母神plus」を併設 (AIDS知ろう館内)
27年 7月	「ゆりかご・としま」事業開始
27年11月11日	健康情報発信スペース「鬼子母神plus」をリニューアルオープン
27年11月	「妊婦母乳教室」開始
27年12月	「ゆりかご・ふらっと」事業開始
令和 2年 1月	「尿もれ予防教室」事業開始

[1] 女性のための専門相談 ～女性のライフプラン形成のための健康相談事業～

女性の健康で自分らしい生き方や、安心な妊娠・出産・子育てをサポートする総合相談を年10回実施。産婦人科医師・助産師・栄養士・保健師が個別相談に応じている。

□女性のための専門相談実績

(単位:人)

区分 年度	回数 (回)	相談件数							メンテナンス 体操
		実人数	延人数	(内訳)					
				産婦人科 医師	助産師	保健師	栄養士	歯科 衛生士	
28	12	54	236	52	48	46	46	44	43
29	12	51	234	51	46	46	46	45	42
30	12	51	220	51	46	40	40	43	42
元	10	26	88	26	18	26	18		
2	9	43	151	43	33	43	32		

(※) 歯科衛生士の個別相談は、平成30年度で終了。メンテナンス体操を平成30年度で終了し、令和元年度から尿もれ予防教室開始。

□相談年齢内訳

(単位:人)

区分 年度	歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50～
28		0	5	20	19	8	2
29		0	5	19	22	3	2
30		2	6	19	19	5	0
元		0	3	8	7	7	1
2		0	4	8	12	14	5

□相談内容(内訳)

※複数回答

(単位:件)

区分 年度	月経	婦人科 疾患	性感染症	不妊・ 不育	妊娠・ 避妊	女性特有 の ガン	産後の 体調	その他
28	17	5	0	3	12	2	8	25
29	14	8	1	3	9	0	15	18
30	28	10	0	6	13	0	22	12
元	13	1	0	1	3	0	2	12
2	18	4	0	1	10	2	11	10

□メンテナンス体操実績(女性のための専門相談及び骨太健診での実施分。令和元年度から尿もれ予防教室に移行)

区分 年度	回数(回)	参加者(人)
28	12	377
29	12	400
30	12	407

[2] 講演会・普及啓発イベント

啓発セミナー

妊娠は女性が直面する大きな健康課題であり、「妊娠する力」は女性・男性のどちらにも関わるものである。産科医師等専門家による講演会の実施や骨太健診の機会をとらえて助産師がミニ講座を実施している。また、令和元年度よりライフステージに合わせ女性の健康づくりを推進するために尿もれ予防教室を実施している。

□啓発セミナー実績

年度	区分	参加人数 (人)	講演会テーマ・講師
28		16	「少子化対策を考えるワークショップ (大正大学 としま共創事業)」12月16日(金) 大正大学 人間学部社会福祉学科 高橋一弘教授ゼミ にて
29		30	「少子化対策を考えるワークショップ (大正大学 としま共創事業)」 大正大学 人間学部社会福祉学科 6月30日(金) 高橋一弘教授ゼミ にて 12月15日(金)
30		12	「少子化対策を考えるワークショップ (大正大学 としま共創事業)」12月21日(金) 大正大学 人間学部社会福祉学科 高橋一弘教授ゼミ にて
元		19	妊娠前からの健康づくり 1月25日(土) 「男性と女性のプレコンセプションケアを知ろう(豊島区後援)」 都立大塚病院産科医長 岩田 みさ子氏 同病院管理栄養士 森 泰子氏
		14	「わたしらしく温美活」 12月20日(金) ルミネ池袋店 ホームヨガインストラクター 齊藤 なみゑ 氏
2			未実施 (新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮)

□ミニ講座

年度	区分	受講者数 (人)	講演会テーマ・講師
28		433	「女性の健康のために～知ってほしいこと～」 ・知っていますか？あなたの心とからだ(助産師) ・骨の健康と食生活、カルシウムが手軽に摂れるレシピ紹介(栄養士) ・歯とお口からはじめるアンチエイジングの話(歯科衛生士) ・メンテナンスできていますか？(運動、休養、節酒、禁煙)(保健師)
29		465	
30		429	
元		391	
2		246	

(注) 女性の骨太健診時の実施分も含む。

□尿もれ予防教室（3回コース制）

年度	区分	受講者延数（人）	講師
元		39	令和2年1月27日（基礎編） 2月10日（復習・応用編） 日本コンチネンス協会 北廣 和江 氏
2		11	令和2年12月11日（おさらい編）（※） 日本コンチネンス協会 北廣 和江 氏
		15	令和3年1月21日（基礎編） 2月 3日（復習・応用編） 3月 3日（おさらい編） 日本コンチネンス協会 北廣 和江 氏

（※）新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となっていた令和元年度3回目おさらい編を実施。

[3] 母子保健情報の提供・育児サポート

(1) としま見る知るモバイル ～結婚から出産・子育て応援サイト～

平成26年9月1日から女性と子育てのための「としま見る知るモバイル」を配信している。

乳幼児の誕生日を登録すると、自動計算された予防接種の接種時期が事前通知され、健診やイベント案内も配信する。そのほか結婚、妊娠前、妊娠中の女性が知っておきたい情報を積極的に掲載している。

(2) としま育児サポート手帳

乳幼児の健やかな成長と安心子育てを切れ目なく支援するためのツールとして、平成26年9月から、母子健康手帳交付時に別冊として配付していた。令和2年4月より母子健康手帳を東京都作成の「子供手帳モデル」に変更したことで、同等の内容が1冊にまとまったため、配付を終了した。

(3) としま育児サポーター

「としま育児サポーター」として、助産師が赤ちゃん訪問後のフォロー等きめ細かな支援を行なっている。

□ 見る知るモバイル・育児サポート実績

年度	区分	見る知るモバイル 年度末登録者総数（件）	育児サポート手帳交付数 （冊）	育児サポーター訪問相談 （人）
28		4,260	3,101	179
29		5,351	2,929	264
30		6,430	2,952	261
元		7,374	2,892	258
2		8,384	—	306

[4] ゆりかご・としま事業

妊娠期から子育て期までを見通した支援を早期に開始することによって、妊婦の健康増進、安全な出産、不安の少ない子育てにつながっている。また、母子保健部門と子育て支援部門が緊密に連携する「豊島区方式」により、虐待の早期発見のみならず未然防止を行なうことができる。妊娠届出時には助産師が「ゆりかご面接」を行ない、子育て応援グッズを贈り、出産後には保育士等が「おめでとう面接」を行ない、誕生お祝い品を贈っている。

また、妊娠期からの母乳育児支援のために、平成27年11月から、ゆりかご相談員（助産師）が母乳教室を実施している。平成27年12月から妊婦同士の交流やグループワーク、ミニ講座を通して産後の育児の孤立化を防ぐための教室“ゆりかご・ふらっと”をゆりかご相談員（助産師）が開催している。

（事業実績は、10. 母子保健[2] 母子健康手帳の交付を参照）

[5] 鬼子母神 plus ～池袋保健所・健康情報発信スペース～

（豊島区池袋保健所鬼子母神plusの運営に関する要綱 平成28年4月27日制定）

(1) 鬼子母神plus

池袋保健所1階に若い方々の誰もが、一生を通してこころもからだも健康に、また、結婚や妊娠・出産・子育て等のライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、「鬼子母神plus」を拠点とした情報発信・相談支援事業を展開している。

【エイズ・性の健康エリア】

エイズ、性感染症に関する資料やLGBT等についての情報を収集・展示。

【月替え展示&トピックスエリア】

「トピックスコーナー」では、特に取り上げたいテーマ、「ベネッセコーナー」では、子育て雑誌や親子遊び絵本をそろえてキャラクターとともに季節感あふれる展示を展開している。また、「今月の本コーナー」では、くまざわ書店池袋店おすすめの書籍を書店員さん手作りのポップとともに月替わりで紹介している。

【若年者の健康エリア】

乳幼児期～高齢期までの健康課題をまとめた健康課題早見表を中心に、生活習慣病、メンタルヘルス、がん検診、栄養、歯と口腔の健康などの多様な健康情報を提供している。その他、子育て支援課（子育て情報）、男女平等推進センター（ワークライフバランス等）、生活産業課（女性としごと）等の情報も展示している。

(2) 運営会議・作業部会

① 会議構成員

- ・ 運営会議：池袋保健所長、健康担当部長、保健所各課長及び係長、庁内関係課長及び係長（24名）
- ・ 作業部会：保健所各課から選出（8名）

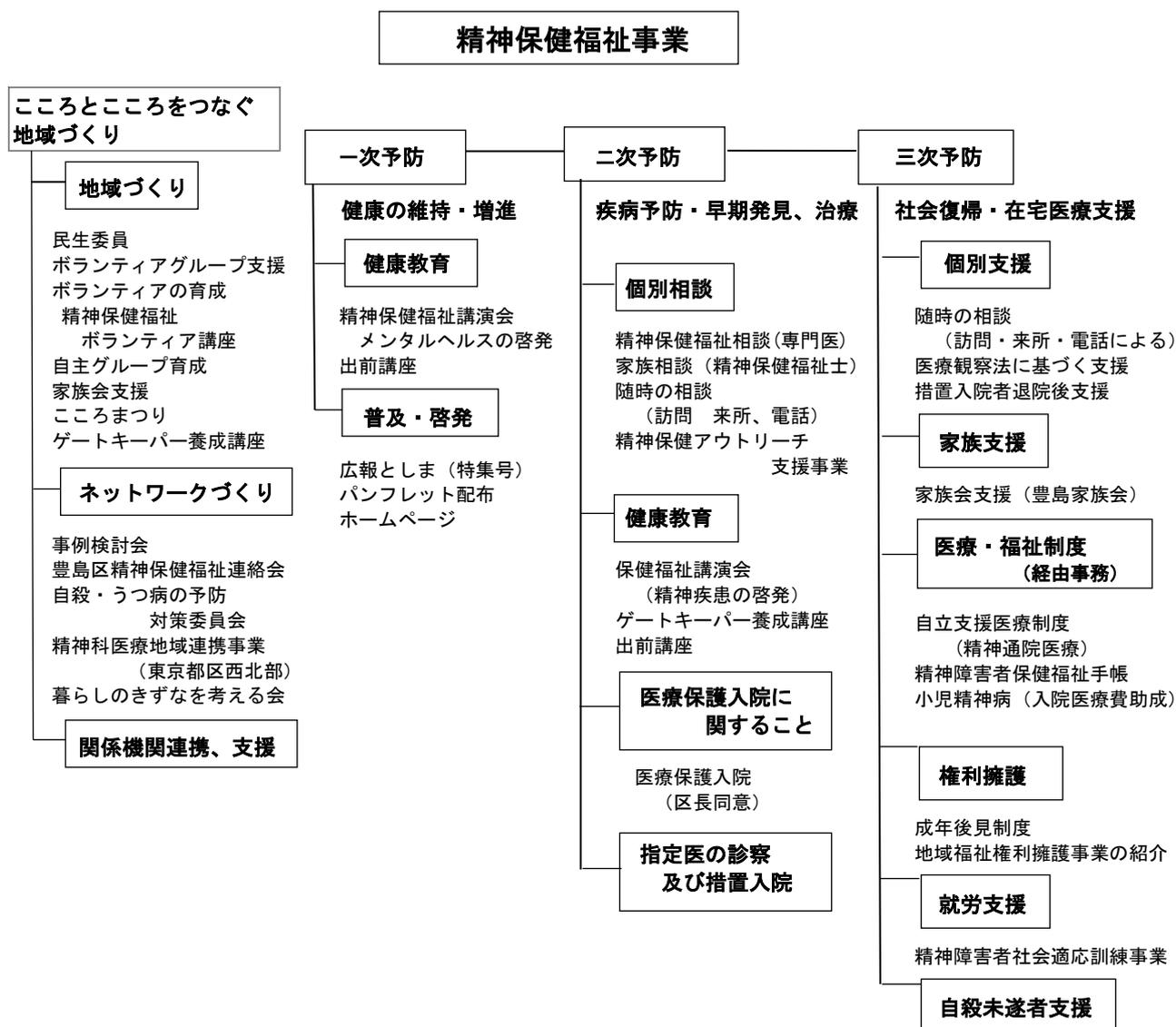
② 会議と主な議事内容

年度	運営会議		作業部会	
	回数	議事内容等	回数	議事内容等
28	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「豊島区池袋保健所鬼子母神 plus の運営に関する要綱」制定 ・ 鬼子母神 plus の更なる活用について(普及啓発プロジェクト) ・ 子ども用プレイマットの設置 ・ 鬼子母神 plus の外部団体への貸出決定 ・ 要綱改正（外部貸出を追加） ・ 「オープンスペース」テーブル使用団体及びイベント実施団体募集・決定 ・ 29年度月別展示テーマ（案） ・ 28年度利用状況報告 	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担の検討、決定 ・ テーマに基づいた展示と情報発信（毎月） ・ ベネッセとの調整、展示 ・ くまざわ書店との調整・展示 ・ ツクモル by としまと連携 ・ 広報としまを活用した鬼子母神 plus のPR掲載
29	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「豊島区池袋保健所鬼子母神 plus の運営に関する要綱」改正（外部団体貸出利用承認の追加） ・ 「オープンスペース」テーブル使用団体及びイベント実施団体募集・決定 ・ 30年度月別展示テーマ（案） ・ 29年度利用状況報告 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担の検討、決定 ・ テーマに基づいた展示と情報発信（毎月） ・ ベネッセとの調整、展示 ・ くまざわ書店との調整・展示 ・ 広報としまを活用した鬼子母神 plus のPR掲載 ・ 鬼子母神 plus 通信の発行
30	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「オープンスペース」テーブル使用団体及びイベント実施団体募集・決定 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担の検討、決定 ・ テーマに基づいた展示と情報発信（毎月） ・ ベネッセとの調整・展示 ・ くまざわ書店との調整・展示
元	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「オープンスペース」テーブル使用団体及びイベント実施団体募集・決定 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担の検討、決定 ・ テーマに基づいた展示と情報発信（毎月） ・ ベネッセとの調整・展示 ・ くまざわ書店との調整・展示
2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「オープンスペース」テーブル使用団体及びイベント実施団体募集・決定 <p>(新型コロナウイルス感染症予防のため、書面開催とした。)</p>	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担の検討、決定 ・ テーマに基づいた展示と情報発信（毎月） ・ ベネッセとの調整・展示 ・ くまざわ書店との調整・展示

12. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいるところである。

なお、精神保健福祉法の「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう（第5条）。



＜根拠法令＞

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）
- 地域保健法
- 障害者基本法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 心神喪失等状態が重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）
- 自殺対策基本法

[1] 精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進

(1) 普及・啓発

精神保健に関する知識を普及し、精神障害者に対する理解を深めるために講演会等を行なっている。

[令和2年度実施テーマ等]

- ① 精神保健福祉講演会（池袋保健所）2回
としまテレビ「としま情報スクエア」放映
6月8日「新型コロナ禍に対応したこころのケア支援」
2月8日「家庭で出来るメンタルのセルフケア
～うつとうつ病の違い」
- ② としま広報特集版（池袋保健所）1回
「いつもと違う自分に困っていませんか？
心の健康大特集」
- ③ ゲートキーパー養成講座（池袋保健所）3回：138人
- ④ こころまつり（長崎健康相談所）0回：0人（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
- ⑤ 精神保健福祉ボランティア講座（長崎健康相談所）2回：18人

年度	区分	開催回数(回)	参加人数(人)
28		15	1,078
29		19	1,293
30		17	1,213
元		13	1,277
2		8	156
	池袋	6	(※) 138
	長崎	2	18

(※) ゲートキーパー養成講座の数のみ

(2) 薬物乱用防止普及啓発

薬物乱用の根絶を目指し、東京都、警察、教育委員会等関係機関との連携により、薬物乱用防止の普及啓発活動を推進する。また、東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動を支援し、地域に根ざした普及啓発活動を行なう。

[令和2年度の主な取組み]

- ① 東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動支援
 - ・小中学校での薬物教室は新型コロナウイルス感染症のため中止。勉強会も中止。
 - ・薬物乱用の現状や課題に関する外部施設見学と講義の受講も中止となった。
- ② としま情報スクエア（2回出演）：「薬物はダメ。ゼッタイ！」薬物乱用防止活動の普及啓発
- ③ 中学生を対象とした薬物乱用防止啓発用ポスター、標語の募集
- ④ 区内各種イベント等での薬物乱用防止啓発グッズ配布も、全て中止。

(3) 精神保健福祉相談

精神疾患が疑われる方並びに関係者に対し、専門医による相談を行なうとともに、随時、保健師等による相談、又は訪問活動を行なっている。

① 訪問指導

() は実数 (単位：件)

訪問指導	区分	合計	一般	社会復帰	老人精神	心の健康づくり	児童・思春期	依存症	その他	保健師
	年度									
	28	328	248	4	1	47	6	22	0	(120) 328
	29	382	322	4	5	30	6	8	7	(155) 382
	30	378	319	12	2	23	11	4	7	(145) 378
	元	317	256	2	1	32	10	13	3	(137) 317
	2	175	145	9	0	12	2	7	0	(77) 175
	池袋	89	70	3	0	10	1	5	0	(46) 89
	長崎	86	75	6	0	2	1	2	0	(31) 86

(注) 平成27年度から健康管理システム導入に伴い、池袋と長崎、双方で関わった場合全体としては実数1と計上

② 精神保健福祉相談（所内相談・電話相談：随時）

（単位：件）

所内面接・電話・文書等相談	区分	合計	一般	社会復帰	老人精神	心の健康づくり	児童・思春期	依存症	その他	保健師
	年度									
	28	2,514	1,864	52	59	386	52	84	17	2,514
	29	3,656	3,036	43	41	318	36	124	58	3,656
	30	4,330	3,736	26	20	384	42	56	66	4,330
	元	3,940	3,511	52	8	207	49	73	40	3,940
	2	2,957	2,573	25	4	249	23	52	10	2,957
	池袋	1,336	1,041	17	2	187	23	38	7	1,336
	長崎	1,621	1,532	8	2	62	0	14	3	1,621

③ 精神保健福祉相談（専門相談・予約制）

年度	区分	精神保健福祉相談（精神科医師）		家族問題相談（精神保健福祉士等）	
		回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
28		18	44	12	20
29		18	41	11	20
30		18	45	12	32
元		18	50	12	24
2		17	40	10	23
	池袋	11	27	10	23
	長崎	6	13		

④ 関係機関連絡

（単位：件）

年度	区分	合計	医療機関	福祉関係	保健関係	その他
28		1,888	722	949	127	90
29		2,352	1,031	1,112	96	113
30		1,978	848	914	139	77
元		1,713	698	797	138	80
2		1,311	488	619	136	68
	池袋	724	265	363	52	44
	長崎	587	223	256	84	24

(4) 精神障害者アウトリーチ事業

区内で生活する精神障害者又はその疑いのある方で、未治療・医療中断等のため地域社会での生活に困難を来している場合に、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医が支援チームを組み、医療と生活の支援を包括的に6か月間提供する。

年度 \ 区分	対象者 (人)	訪問 (回)	面接 (回)	電話 (回)	関係機関連絡
元	11	83	8	163	90
2	9	41(12)	4(2)	47(25)	50(46)

(注) () は対象者以外で調整に関わった数

[2] 医療

(1) 精神障害者の入院に対する区長同意 (精神保健福祉法第33条3項)

(単位：件)

医療保護入院の必要があるとの指定医による診察結果があり、本人の入院同意が得られない精神障害者において、家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、区長の同意があるときは、同意書を交付する。

年度 \ 区分	交付数
28	35
29	61
30	40
元	36
2	26

(2) 指定医の診察及び措置入院

精神障害者の診察及び保護の申請と警察官による通報 (精神保健福祉法第22条・23条)

法22条 … 精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でもその者について指定医の診察及び必要な保護について保健所長を経由し、都知事に申請することができる。

法23条 … 警察官は、精神障害のため、自傷他害のおそれがあると認められるものを発見したとき、最寄りの保健所長を経由し都知事に通報しなければならない。

池袋保健所

(単位：件)

年度 \ 区分	診察及び保護申請	警察官通報
28	0	94
29	0	108
30	0	83
元	0	99
2	0	97

(3) 小児精神病 (入院医療費助成)

申請数

(単位：件)

年度 \ 区分	総数
28	3
29	2
30	2
元	0
2	1
池袋	1
長崎	0

(4) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のため通院による治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかる。障害者総合支援法に基づき、通院医療費の負担軽減を図る制度である。

□申請取扱件数

(単位：件)

年度	区分	申請件数	申請件数（内訳）				
			新規	更新	再開	他県転入	変更等
28		6,138	572	3,140	371	131	1,924
29		6,473	608	3,390	355	126	1,994
30		7,002	600	3,409	379	482	2,132
元		7,591	635	3,798	469	89	2,600
2		4,927	652	1,674	277	74	2,250
	池袋	3,184	418	1,097	171	54	1,444
	長崎	1,743	234	577	106	20	806

(注)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため有効期間が1年間の自動延長となった。

□疾病分類別申請数（診断書提出分）

(単位：件)

分類	年 度						
	28	29	30	元	2	池袋	長崎
症状性を含む器質性精神障害	72	86	90	73	54	31	23
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	98	146	114	103	65	49	16
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	658	716	460	671	331	202	129
気分（感情）障害	1,272	1,289	1,168	1,341	855	551	304
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	203	348	286	223	139	88	51
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	13	46	48	17	14	7	7
成人の人格及び行動の障害	14	38	43	23	22	17	5
精神遅滞	18	128	80	30	7	5	2
心理的発達の障害	94	136	153	117	100	67	33
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	46	138	184	112	99	66	33
特定不能の精神障害	1	0	0	0	0	0	0
てんかん	106	141	116	127	74	50	24
睡眠障害	1	6	2	0	0	0	0
その他	1	1	2	0	0	0	0
総 数	2,597	3,219	2,746	2,837	1,760	1,133	627

(注1)疾病分類は、保健師業務年報に準じた区分。

(注2)申請数を認定数とみなす。（「主たる精神障害」および「従たる精神障害」の延べ件数）

(注3)平成22年度から更新時の診断書の提出が2年に1度となったため、新規申請及び診断書提出のある更新申請のみ記載。

[3] 社会復帰及び自立と社会参加の促進

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：件)

年度	区分	総数	新規交付 (1級)	新規交付 (2級)	新規交付 (3級)	更新 (1級)	更新 (2級)	更新 (3級)
29	1,207	18	104	238	37	414	396	
30	1,228	12	90	243	41	446	396	
元	1,386	12	102	270	50	498	454	
2	1,328	8	104	249	39	480	448	
	池袋	846	6	63	178	25	291	283
	長崎	482	2	41	71	14	189	165

(注) 手帳の有効期限は2年間。

(2) ノーマライゼーションの推進 (再掲)

長崎健康相談所を実行委員会事務局とし、精神障害者の社会参加をすすめるため、地域活動支援センター・ボランティア等の関係機関と協働して企画・運営し、地域住民との交流の場として「こころまつり」を開催している。(会場：長崎小学校)

年度	区分	参加者数 (人)	実行委員会	
			回数 (回)	人数 (人)
28		607	9	86
29		697	9	78
30		803	9	81
元		852	9	96
2 (※)		0	0	0

(注) [1]精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進(1)普及・啓発④こころまつり参照。

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止としたが、翌年度以降への継続的展開を図るため、実行委員会で参加団体の活動をまとめた冊子を作り、配布。

(3) 自主グループの支援

年度	区分	ポトスペース		ララ	
		回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)
28		45	488	35	76
29		46	434	35	82
30		11	183		
元		12	116		
2		7	49		

(注) ポトスペース：としまコスモスの会（豊島区精神保健福祉を進めるボランティアグループ）によるフリースペースの運営、30年度から月1回参加。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため縮小。
ララ：自助グループ。長崎健康相談所改築に伴い終了。

(4) 精神障害者の家族への支援

家族同士の交流・情報交換を行ない、当事者の病気や障害を学び合う「燦々会」が、池袋保健所で行なわれていた。令和元年度から会場を心身障害者福祉センターに移し、自主活動を続けている。

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
28		10	116
29		10	87
30		9	75

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の支援

平成17年7月6日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」(以下、「医療観察法」と略す)が公布された。「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ(これらの未遂も含む)、傷害(軽微なものは対象にならないこともある)にあたる行為である。

この支援制度は、上記の行為を行ない、心神喪失者又は心神耗弱者と認められて不起訴になった人、心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した人、心神耗弱を理由として刑を減輕する旨の裁判が確定した人(実際に刑に服する人は除く)を対象とし、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としている。

□医療観察法に基づいて処遇され、支援を開始した者の内訳及びケア会議回数 (単位:人)

年度	区分	殺人	放火	強盗	強姦	強制わいせつ	傷害	ケア会議(回)
28		0	0	0	0	0	0	11
29		0	0	0	0	1	0	4
30		0	1	0	0	0	3	17
元		0	0	0	0	0	2	26
2		0	0	0	0	0	0	11

(6) 措置入院者への退院後の支援

精神保健福祉法第47条の規定に基づき、精神保健福祉法第29条第1項の規定により入院した者(措置入院者)について、退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援を実施する。

年度	区分	支援実人数 (人)
2		1

[4] 自殺・うつ病の予防

(1) 豊島区自殺対策計画策定委員会・推進会議および自殺・うつ予防対策委員会

自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「豊島区自殺対策計画」を策定した。策定にあたっては、セーフコミュニティ活動のひとつとして取り組んでいる「自殺・うつ病の予防対策委員会」の今までの実績を生かしている。策定委員は、豊島区医師会、豊島区薬剤師会、豊島区民生・児童委員、地域生活支援センター、豊島区民社会福祉協議会、東京都立精神保健福祉センター、池袋労働基準監督署、警察署及び若者支援関係団体や自殺対策関係団体で構成されている。また、推進会議委員は政策経営部・総務部・区民部・文化商工部・保健福祉部・子ども家庭部・教育委員会事務局等の庁内職員で構成されていて随時、合同会議を実施し、計画策定の検討を重ねて平成31年3月に「豊島区自殺対策計画」を策定した。

□実施状況

区分 年度	実施回数 (回)	参加委員 (人)	令和2年度の主な内容
28	2	47	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区自殺対策計画推進会議の開催 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため中止) 自殺・うつ病の予防対策委員会の開催 区内大学院との協働連携活動 「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトの実施 司法書士による「民生・児童委員向けゲートキーパー養成講座」を実施 鉄道会社との連携活動「いのちの安全啓発キャンペーン」を実施 子ども若者課及び中高生センタージャンプとの連携
29	3	70	
30	4	112	
元	3	49	
2	2	22	

(2) 普及啓発

自殺・うつ病に関する偏見をなくし、正しい知識を普及するための情報を発信している。

□令和2年度実施状況

区広報・ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 広報9月11日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 広報2月21日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 豊島区公式チャンネルにて「新型コロナウイルス感染症による新しい生活に伴う不安やストレスの影響とこころのケア」について放映 区ホームページと広報誌に「自殺防止！東京キャンペーン」を掲載
主な啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館特集展示（9月3月）でパンフレット等の配布 東武鉄道株式会社でポスター掲示、花のメッセージカード・リーフレット等の配布 帝京平成大学大学院の学生が中高生センタージャンプ東池袋で開催する「毎日若者食堂」に参加 20代30代メンタルヘルスケア相談窓口リーフレットの配布（17,031人）

(3) ゲートキーパーの養成

相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、必要な相談機関や専門相談につなぐことにより、自殺に至る要因の連鎖を断ち切ることを目的として、「ゲートキーパー」養成講座を実施している。

平成24年度からセーフコミュニティ認証を機にゲートキーパーを3層に分類して、体系的な養成を目指している。

I層：ゲートキーパーの指導者。「東京都」が行なう研修等を受講した人。

II層：地域や職場で活動、役職等でゲートキーパーとしての役割が期待できる人

III層：友人・家族・近隣の人など身近なゲートキーパー

□実施状況

(単位：人)

区分 年度	I層	II層	III層	計	対象
28	0	88	273	361	コミュニティソーシャルワーカー、区民ひろば職員、区内大学院生・区内外大学生、大学教員、区民、区職員、教職員
29	0	95	296	391	コミュニティソーシャルワーカー、区民ひろば職員、区内大学院生・区内外大学生、大学教員、区民、保護司、教職員
30	0	128	194	322	主任児童委員、スクールソーシャルワーカー、区内大学院生・区内大学生、大学教員、区民、区職員、教職員、実習生
元	0	124	250	374	区民、小中学校教諭、区内大学生・大学院生、大学教員、実習生、区職員
2	0	35	103	138	民生委員・児童委員、区民、区職員

(注) I層は、都の研修受講者。

(4) 面接・電話相談

保健師・福祉職による相談を随時実施している。

□自殺相談件数（延件数）

(単位：件)

区分 年度	訪問	面接相談	電話相談
28	2	8	16
29	5	4	17
30	8	8	42
元	5	7	11
2	0	1	13

13. 歯科保健

平成25年4月に「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定して基本理念を定め、平成26年3月には「豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定し、区民一人ひとりが主体となって歯と口腔の健康を保ち、いつまでも元気でいきいきと豊かに暮らせるように具体的な目標を定めて事業を実施している。

[ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくり一覧]

取り組むべき施策及び実施事業	乳幼児期 0歳～5歳				学齢期 6歳～18歳	
	乳児健診歯科 集団指導	出張育児 相談	離乳食 講習会		学校歯科健診	
	1歳児歯 科健診	1歳6か 月児歯科 健診	こども 歯科健 診	3歳児歯科 健診	教育プログラム	
	歯科巡回指導		園児歯科健診		歯みがきの 意味の理解 と習慣化	歯みがきと健康な体の関係の理解 位相差顕微鏡を利用した歯科保健指導
	就学時健康診断		幼稚園歯科講話		歯みがきに 関する技能 等の習得	給食後の歯みがきの実施 歯科衛生士による歯みがき指導
	卒園までむし歯ゼロ作戦				食育との 関連・その他	歯と口腔の健康づくりに関する食育指導
	障害者歯科診療					
在宅歯科相談窓口						

取り組むべき施策及び実施事業	成人期（ヤング世代） 19歳～39歳	成人期（ミドル世代） 40歳～64歳	高齢期（シニア世代） 65歳以上	
			歯周病検診	
	歯科講演			
	歯科教室		口腔ケア講座	
	生活習慣病予防健診 保健指導		8020表彰	
	妊産婦歯科健診		在宅高齢者等歯科訪問診療	
			訪問歯科衛生指導	
	障害者歯科診療			
	在宅歯科相談窓口			

[1] 歯科相談及び予防処置

(1) 乳幼児歯科相談

保健所に歯科相談室を設け、0歳児から4歳未満を対象に乳幼児歯科相談（健診、相談、保健指導）を行なってきた。特に、法定健診である1歳6か月児健診から3歳児健診の間、何も健診がなく、歯と口の環境・成長が劇的に変わる2歳児に対しては個別通知を発送し、受診勧奨を行なっている。

豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例、同計画を策定したことをきっかけに、乳幼児期の実現したい人物像「むし歯がなく、正しい生活習慣を身につけた子」を目標に掲げ、平成28年度から、乳幼児歯科相談事業の見直しを行なった。「乳幼児歯科衛生相談」を、「こども歯科健診」とし、対象を2歳児、2歳半児、3歳半～4歳未満児とした。歯の生え始めからむし歯予防を周知できるように、新たに1歳児歯科健診事業を行ない、個別に通知し、受診勧奨を行なった。

1歳児歯科健診は歯科医師による歯科健診、歯科衛生士の歯みがきアドバイス、保健師・栄養士の育児ミニ講座を実施している。

□1歳児歯科健診

区分 年度	開設回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
28	24	2,112	1,122	53.1
29	24	2,081	1,184	56.9
30	24	2,111	1,270	60.2
元	24	2,081	1,182	56.8
2	20	1,932	1,014	52.5

□2歳児歯科健診（こども歯科健診と同日開催）

区分 年度	開設回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
28	46	2,004	1,075	53.6
29	46	1,968	1,032	52.4
30	46	2,004	974	48.6
元	46	2,067	1,115	53.9
2	31	2,027	844	41.6
池袋	15	1,356	560	41.3
長崎	16	671	284	42.3

□こども歯科健診（2歳6か月児、3歳6か月～4歳未満のこども対象）

区分 年度	開設回数(回)	受診者数(人)
28	46	222
29	46	209
30	46	208
元	46	206
2	31	94
池袋	15	65
長崎	16	29

(2) 予防処置

こども歯科健診来所者で、初期むし歯のある者または、要観察歯のある者、保護者の希望がある者に対し、歯科医師の指示があった場合、フッ化物（フッ素）塗布を行なっている。

年度	区分	開設回数 (回)	フッ化物塗布 (人) (歯)	
			人	歯
28		46	409	6,568
29		46	465	8,221
30		46	537	9,090
元		46	528	8,905
2		31	195	3,381
	池袋	15	125	2,166
	長崎	16	70	1,215

[2] 健診時の歯科集団指導

(1) 3～4か月児健康診査

歯ブラシへの慣れさせ方と口腔機能の発達、保護者の口腔衛生についての保健指導を行なっている。

年度	区分	回数(回)	受診者数(人)
28		36	1,446
29		36	1,558
30		36	1,485
元		33	1,234
2		24	923
	池袋	16	609
	長崎	8	314

(2) 1歳6か月児歯科健康診査（母子保健法第12条）

歯科健診、むし歯のはじまりをチェックする事の大切さ、歯の磨き方についての保健指導を行なっている。

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	むし歯					り患者率(%)	その他の異常のある者		
				ない者		ある者				不正咬合	口腔軟組織疾患	その他
				O型	A型	B型	C型	計				
28	2,027	1,737	85.7	1,717	20	0	0	20	1.2	25	50	65
29	2,016	1,693	84.0	1,672	19	2	0	21	1.2	34	57	78
30	2,054	1,780	86.7	1,764	13	3	0	16	0.9	30	64	70
元	2,059	1,752	85.1	1,719	7	0	0	7	0.4	30	51	71
2	1,984	1,724	86.9	1,710	13	0	1	14	0.8	21	27	71
池袋	1,342	1,143	85.2	1,135	8	0	0	8	0.7	8	16	51
長崎	642	581	90.5	575	5	0	1	6	1.0	13	11	20

(注) 1歳6か月児のむし歯り患型

- O型…01型 むし歯がなく歯もきれいな者
- 02型 むし歯はないがむし歯のリスクがある者
- A型…上顎の前歯部のみ、または臼歯部にのみむし歯のある者
- B型…臼歯部及び上顎前歯部にむし歯のある者
- C型…下顎前歯部にむし歯のある者

(3) 3歳児歯科健康診査(母子保健法第12条)

歯科健診、及び正しい歯の磨き方・おやつの与え方についての保健指導を行なっている。

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	むし歯					り患者率(%)	処置歯のある者	鍍銀歯のある者	その他の異常のある者			
				ない者		ある者						不正咬合	疾 患	口腔軟組織	その他
				O型	A型	B型	C型	計							
28	1,886	1,655	87.8	1,450	153	42	10	205	12.4	46	72	84	22	100	
29	1,936	1,786	92.3	1,605	130	40	11	181	10.1	48	14	91	37	112	
30	1,917	1,765	92.1	1,622	109	31	3	143	8.1	34	11	82	19	109	
元	1,963	1,750	89.1	1,603	104	37	6	147	8.4	35	11	96	31	86	
2	1,987	1,870	94.1	1,735	100	28	6	135	7.2	28	15	127	34	124	
池袋	1,389	1,287	92.7	1,184	74	24	5	103	8.0	20	12	70	15	78	
長崎	598	583	97.5	551	26	4	1	32	5.5	8	3	57	19	46	

(注) 3歳児のむし歯り患型

- O型…むし歯のない者
- A型…上顎の前歯部のみ、または臼歯部にのみむし歯のある者
- B型…臼歯部及び上顎前歯部にむし歯のある者
- C型…C1型 下顎前歯部にのみむし歯のある者 C2型 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

(4) 妊産婦歯科健康診査

妊娠中は、身体の変化から歯周病など口の中での環境が悪化するといわれている。また、出産後も育児に追われ口腔ケアがおろそかになりがちである。そのため、母親学級2日目で行ってきた歯科健康診査を、平成27年度から豊島区歯科医師会に委託して実施している。

□妊産婦歯科健康診査委託実績

年度	区分	対象者 (妊娠届総数/人)	受診者数 (人)	内訳 (人)		受診率 (%)
				妊婦	産婦	
28		2,792	945	750	195	33.8
29		2,594	909	713	196	35.0
30		2,605	973	755	218	37.4
元		2,523	950	787	163	37.7
2		2,446	898	716	182	36.7

(注) 27年度は妊娠届総数に加えて、産後1年未満の対象者にも受診票を送付

□妊産婦歯科健康診査実施状況

年度	区分	り患者 数 (人)	内訳 (人)		り患者 率 (%)	未処置 歯数 (歯)	喪失 歯数 (歯)	処置 歯数 (歯)	歯肉の炎症	
			未処置のむし 歯のある者	処置完了 している者					要指導 (人)	要治療 (人)
28		904	473	431	95.7	1,626	592	7,427	333	341
29		857	434	423	94.3	1,426	602	6,621	355	373
30		923	466	457	94.9	1,803	657	6,762	347	342
元		887	443	444	93.4	1,442	585	7,006	323	235
2		824	372	452	91.8	1,213	444	5,998	342	233

[3] 歯科健康教育・その他

(1) 保育園の歯科巡回指導

希望のあった保育園に対し、卒園後に、小学校で給食後の歯みがきができる体制をつくることを到達目標とした、歯科巡回指導を行なっている。平成30年度より一部委託した。

年度	区分	保育園	
		園	受講園児数 (人)
28		39	2,721
29		48	3,106
30		45	2,972
元		62	3,447
2		63	2,652
	池袋	6	190
	長崎	7	181
	委託	50	2,281

(2) 女性の歯の健康

平成26年度9月より、女性の歯と口腔の健康づくりを支援するため、女性の骨太健診事業時に歯科集団指導を行なうこととした。同月より女性のための専門相談で歯と口腔に関する相談を始めたが、女性のための専門相談は、30年度で歯科衛生士の相談は終了した。

また、母親学級2日目で、生まれてくる子どもの歯をむし歯から守るため、母親自身の口腔ケアの大切さ・むし歯菌感染予防についての話などの保健指導を行なっている。令和元年9月より池袋保健所の母親学級は業務委託となり、歯科保健指導は終了した。

□女性の骨太健診・女性のための専門相談実績

年度	区分	女性の骨太健診 歯科集団指導		女性のための専門相談（歯科） （※）（再掲）	
		回数(回)	受診者数(人)	回数(回)	受診者数(人)
28		12	433	12	44
29		12	467	12	45
30		12	431	12	43
元		11	395		
2		8	246		

（※）11. としま鬼子母神プロジェクト参照。

□母親学級2日目歯科保健指導実績

年度	区分	回数(回)	受講者数(人)
		28	18
29		18	317
30		18	249
元		11	177
2		5	82
	池袋		
	長崎	5	82

(3) 男性の歯の健康

令和元年度4月より、生活習慣病予防健診で歯科集団指導を行い、歯周病予防のためにかかりつけ歯科医を持つことを啓発している。

□生活習慣病予防健診歯科保健指導実績

年度	区分	回数(回)	受講者数(人)
		元	11
2		8	153

(4) その他

依頼のあった区民ひろばなどで、正しい歯のみがき方、むし歯予防の話などを行なっている。また、来所や電話相談などで、区民から歯と口の相談があった場合、随時対応している。

□ 歯科健康教育

区分 年度	乳幼児・学童								成人・高齢者	
	区民ひろば		出張育児相談		その他 (※1)		出張健康 教室(再掲)		その他 (※2)(再掲)	
	館	人	回	人	回	人	回	人	回	人
28	12	321	55	378	20	681	0	0	2	76
29	10	193	56	427	26	693	1	20	2	129
30	9	205	55	359	26	656	2	51	2	113
元	10	192	40	279	17	439	1	19	2	126
2	2	28	37	136	14	233	0	0	2	68
池袋	1	18	14	53	10	152	0	0	2	68
長崎	1	10	23	83	4	81	0	0	0	0

(※1) その他…離乳食講習会等。

(※2) その他…歯科教室・健康チャレンジ講演会等。

□ 歯科個別相談

区分 年度	合計	妊産婦	乳幼児・学童	成人・高齢者
2	125	4	100	21
池袋	91	2	71	18
長崎	34	2	29	3

[4] 高齢者歯科訪問診療

歯科医師が家庭を訪問し、在宅での治療が可能と判定された区民に対して、歯科診療を実施している。診療は区歯科医師会に委託し、平成2年10月から開始した。平成6年度に要綱・要領を改正し、対象者を老人ホーム入所者にまで拡大し、訪問診療の充実を図った。

平成11年4月から豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」が開設され、訪問診療を行なうようになった。

また、在宅の要介護高齢者を訪問し、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導も行なっている。

□ 診療実績

(単位：人)

区分 年度	訪問調査実施	治療完了者数	診療件数 (延人数)	訪問歯科衛生指導件数 (延人数)	
28	158	163	532	28	6,971
29	192	197	544	29	7,339
30	237	225	700	30	7,071
元	235	240	739	元	7,380
2	221	221	596	2	6,998
				居宅療養管理	2,043
				特養口腔ケア	4,955

[5] 障害者等歯科診療（豊島区口腔保健センター事業実施要綱）

平成11年4月に豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」が池袋保健所6階に開設され、一般の歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な心身に障害のある方、または要介護高齢者で当診療所へ通院可能な方を対象に歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導を実施している。

〔対象〕心身に障害のある方及び要介護高齢者で通院可能な方

□ 診療実績（単位：人）

年度	区分	診療件数(延人数)
28		1,157
29		1,172
30		1,169
元		1,312
2		1,208
	障害者（児）	828
	高齢者	380

[6] 歯周病検診

生活習慣病の一つとして位置付けられている歯周病は、中高年以降において、う蝕と共に歯の喪失原因となる疾患である。歯周病等を早期に発見し、適切な治療を勧奨し、予防に関しては指導を行ない、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防することを目的とする。

平成13年度から40、45、50、55、60、65歳の区民を対象に、従来の国民健康保険歯科健康診査とニコニコ歯科健康診査を統合し、さらに、今までの検診内容に歯周病をより精密に検査することができるCPI検査を導入し、区歯科医師会に委託して実施している。

平成18～22年度は40、50、60、70歳の区民を対象に実施。

平成23年度から75、80歳、平成25年度から65歳、平成28年度から55歳、平成29年度から45歳の区民を対象に追加。

□ 受診状況

（単位：人）

年度	区分	対象者	受診者数	受診率(%)	総合判定			口腔清掃状態		
					異常なし	要指導	要精検	良好	普通	不良
28		24,211	2,182	9.0	233	254	1,695	719	1,143	320
29		31,153	2,684	8.6	331	421	1,932	902	1,450	332
30		31,003	2,569	8.3	270	442	1,857	851	1,416	302
元		30,780	2,455	8.0	342	484	1,629	872	1,286	297
2		29,497	2,264	7.7	309	486	1,469	853	1,180	231

（注）平成28年度以降は「歯周病検診マニュアル」の変更に基づき、CPI数値に替わって「歯石の付着」「歯肉出血BOP」「歯周ポケットPD」の区分を別表掲載。

□主な検査結果

(単位:人)

区分 年度	歯石の付着				歯肉出血BOP					歯周ポケットPD					
	なし	軽度	中等度	不明	健全	出血あり	除外歯	該当歯なし	不明	健全	浅いポケット	深いポケット	除外歯	該当歯なし	不明
28	623	1,167	392	0	769	1,394	2	17	0	712	929	523	2	16	0
29	816	1,399	469	0	988	1,687	0	9	0	1,009	1,129	537	0	9	0
30	687	1,482	400	0	992	1,568	0	9	0	1,026	1,043	491	0	9	0
元	743	1,339	373	0	977	1,467	0	11	0	1,119	940	385	0	11	0
2	636	1,291	337	0	881	1,370	1	12	0	1,081	802	368	1	12	0

14. 栄養指導

疾病の予防、健康の保持増進を目的として各種の栄養指導事業を実施している。具体的には健康教室、栄養指導講習会、食事相談等区民を対象とした栄養知識の普及、健康づくり推進事業と健康増進法に基づく給食施設に対する指導等を行なっている。

[1] 一般栄養指導

(1) 個別栄養相談及び指導

① 妊産婦栄養指導

妊婦に対しての食事相談や乳児健診時に母親（産婦）の貧血・骨粗しょう症予防等の食事相談を実施している。

② 乳幼児栄養指導

乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・経過観察・出張育児相談時に各自の成長や発達に応じた栄養指導を実施している。

③ 成人栄養指導

生活習慣病予防健診、骨太健診時や健康相談・女性のための専門相談（予約制）、また電話・来所により生活習慣病（肥満・高血圧・糖尿病・高脂血症等）や難病等についての食事療法・食事のとり方の相談を行なっている。

④ その他の年代

就学期の児童から20歳未満の青少年を対象に食生活全般について相談を行なっている。

□個別栄養相談状況

(単位：人)

区分 年度	合 計	妊産婦	乳幼児	成 人	成人内訳（再掲）			その他
					生活習慣病	難病・その 他の疾病	その他	
28	7,018	1,383	4,325	1,310	103	14	1,193	0
29	7,283	1,508	4,370	1,405	95	10	1,300	0
30	7,169	1,439	4,337	1,392	109	19	1,264	1(※1)
元	7,123	1,216	4,120	1,787	43	1	1,733	0
2	7,005	903	4,286	1,814	38	2	1,774	2(※2)
池袋	4,732	593	2,844	1,293	12	2	1,279	2(※2)
長崎	2,273	310	1,442	521	26	0	495	0

(※1)20歳未満

(※2)在勤

(2) 集団栄養指導

① 妊産婦

母親学級：3回制の2回目に、妊娠、授乳期のバランスのとれた食事のとり方について講義を実施。
マタニティクッキング：母親学級3回制の2回目に合わせて、ヘルシーメニューの紹介や料理の作り方の実演及び試食実施。（長崎健康相談所）

（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため試食は中止、実演のみ。）

② 乳幼児

・離乳食：池袋保健所では離乳食の発達に合わせたすすめ方・与え方等について、乳児健診の2日目の集団指導の中で調理実演を含むミニ講習を実施し、また中期以降については毎月離乳食講習会で調理実演・試食を含む講習を行なっている。また1歳児歯科健診時に、離乳食の完了から幼児食への移行、生活リズム等について健康講座を実施している。長崎健康相談所では、乳児健診では講義のみ行ない、初期の内容も含め調理実演・試食を離乳食講習会で実施している。

(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため試食は中止、実演のみ。)

・食育講座ほか：幼児の正しい食習慣や食べ方(早起き早寝朝ごはんのPR)等について区民ひろば等で実施している。また、その他区民ひろば等からの依頼やFF協定企業と連携事業などの講座を実施している。(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため試食は中止、実演のみ。)

③ 成人、その他

成人期の健康づくりや疾病予防の食事のとり方について、生活習慣病予防健診・骨太健診における健康講座、区FF協定企業と連携事業や各種健康教室(健康教育、女性のしなやか健康づくり参照)、及び出前講座(各種団体等の要請に応じた講座)において指導を行なっている。また、鬼子母神plusや中央図書館、他課講習会等において健康情報の発信・普及啓発活動を実施している。

□ 集団栄養指導実施状況

区分 年度	合計		妊産婦		乳幼児		成人・その他	
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
28	171	5,641	24	442	106	3,734	41	1,465
29	169	5,698	24	403	105	4,006	40	1,289
30	181	6,116	24	326	108	3,844	49	1,946
元	150	4,941	15	269	94	3,208	41	1,464
2	99	2,736	10	164	63	2,062	26	510
池袋	62	2,075	0	0	42	1,601	20	474
長崎	37	661	10	164	21	461	6	36

□ 令和2年度集団栄養指導内訳

区分 所管	妊産婦			乳幼児			成人・その他		
	事業名	回数(回)	延人数(人)	事業名	回数(回)	延人数(人)	事業名	回数(回)	延人数(人)
池袋				乳児健診	16	609	生活習慣病予防健診	8	153
				離乳食講習会	8	138	骨太健診(栄養ミニ講座)	8	246
				食育講座	0(※1)	0	女性の健康教室	2	17
				食育講演会	0(※1)	0	食育講習会 (西武FF協定事業)	0(※1)	0
				1歳児歯科講習会	16	840	食育講演会	2	58
				その他講習会	2	14	その他講習会	0	0
長崎	母親学級	※ 5	81	乳児健診	8	315	メタボ予防教室	1(※2)	6
	マタニティクッキング	※ 5	83	離乳食講習会	4(※2)	81	女性の健康教室	2(※2)	13
				食育講座	6(※2)	48	骨粗しょう症予防教室	2(※2)	9
				その他講習会	3(※2)	17	その他の講習会	1(※2)	8

(※1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(※2) 長崎健康相談所は定員の見直しをして開催した。

□ F F 協定企業連携事業(再掲)

区分 年度	合 計		乳幼児		成人・その他	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
28	1	19	1	19	0	0
29	2	43	1	30	1	13
30	3	63	1	38	2	25
元	3	48	0	0	3	48
2	0	0	0	0	0	0
池袋(※1)	0	0	0	0	0	0
長崎(※2)	0	0			0	0

(※1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での実施は無し。レシピ動画3本を作成しYouTubeにて配信。

(※2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため及びルミネの会場の都合により事業休止

[2] 給食施設

健康増進法第20条、21条、22条、23条、24条に基づき、届出の受理、栄養管理、指導及び助言、勧告及び命令、立入検査等を行なっている。なお、食数の満たない小規模保育施設等については、任意で届出を受理、情報提供等を行なっている。

(1) 施設数 (前年度末施設数を計上)

(単位: 件)

年度	区分	合 計	学 校		病 院	事 業 所	児童・社会福祉施設		寄 宿 舎	そ の 他 (※2)	
			公立	その他			保育所	その他 (※1)			
28		233	32	16	16	50	38	29	11	41	
29		250	32	17	17	46	55	29	11	43	
30		257	32	16	17	44	68	30	11	39	
元		261	31	18	16	45	73	35	11	32	
2		252	32	16	16	34	78	30	10	36	
特 定 給 食 施 設	1回 300食 延	栄養士の いるもの	35	24	4	2	5	0	0	0	0
	750食 以上	栄養士の いないもの	4	0	3	0	1	0	0	0	0
	1回 100食 延	栄養士の いるもの	36	7	1	2	0	13	13	0	0
	250食 以上	栄養士の いないもの	31	0	5	0	7	18	0	0	1
給 食 施 設 そ の 他 の	栄養士の いるもの		73	0	2	9	0	40	6	2	14
	栄養士の いないもの		73	1	1	3	21	7	11	8	21

(※1) 介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設

(※2) 地域型保育施設、東京都認証保育施設、有料老人ホーム等

(2) 給食施設指導

施設の状況や、栄養計画、献立業務、喫食者への情報提供、管理運営、衛生管理等給食業務改善について巡回及び来所指導を行なっている。
(単位：件、巡回指導は再掲)

区分 年度	計		特定給食施設指導数		その他の給食施設指導数	
	個別指導	巡回指導	個別指導	巡回指導	個別指導	巡回指導
28	570	16	278	4	292	12
29	507	1	368	1	139	0
30	693	13	512	12	181	1
元	455	11	293	9	162	2
2	251	0	130	0	121	0

(3) 給食関係者の指導

給食栄養管理業務の円滑な運営と栄養士及び調理師の資質の向上を図るため、講習会を行なっている。

区分 年度	栄養技術講習会		その他の講習会		栄養士勉強会	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
28	2	94	1	13	2	20
29	2	79	2	40	1	7
30	2	128	1	34	2	18
元	2	81	1	33	0	0
2	1	36	1	35	0	0

[3] 特別用途食品・特定保健用食品、栄養表示の相談等

食品表示法に基づく、食品の適正表示（保健事項）・特別用途食品及び特定保健用食品の受理・進達に関する事務及び相談指導等、健康増進法に基づく虚偽誇大広告に関する相談や指導を行なっている。
*食品表示法は平成27年4月施行（単位：件）

区分 年度	受理・進達 報告含む (※1) (※2)		指導・収去	相談
	28	0		1(0)
29	1		1件・7回(0)	20件・53回
30	23		3件・8回(0)	59件・89回
元	28		1件・3回(0)	51件・67回
2	0		2件・2回(0)	32件・43回

(注) () は、収去件数。

・栄養成分表示情報提供：平成29年度 3回 282人、平成30年度 7回 866名、令和元年度 6回 537名

(※1) 平成30年度より、特定保健用食品品質管理等の報告義務化

(※2) 令和元年6月に特別用途食品・9月に特定保健用食品の経由事務が廃止された

[4] 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため実施する。調査内容は、年度によって変更する。

〔調査内容〕世帯及び世帯員の状況、食事の状況、食事の料理名並びに名称及びその摂取量、身体状況、生活習慣。

〔調査客体〕国民生活基礎調査地区からの無作為抽出で厚生労働大臣が地区を定める。調査月は、11月。

□調査地区、被調査地区及び被調査人員

年度	対象	指定地区	調査世帯数(件)	被調査人員(人)
28		千早1丁目	60(14)	71(14)
29		南長崎5丁目	3(3)	4(4)
30		上池袋2丁目	4(1)	7(2)
元		上池袋1丁目	3(0)	3(0)
2		※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。（厚労省通知）		

(注) () 数値は、実績。

[5] 管理栄養士養成施設の学生指導（実績は「22. 保健所実習」を参照）

保健所における公衆衛生活動並びに栄養指導業務の概要を認識させるため、講義と実習により学生の指導を実施している。実習期間は集中講義1日と班別実習5日であり、科目（公衆栄養学）は1単位（45時間）取得できる。（2単位の場合もあり）

[6] 食育の推進

平成17年6月に国では、食育推進のための国民運動として取り組むための食育基本法を策定し、食育活動を計画的に推進している。それを受けて、区においても計画的に食育推進活動を進めることを目的とした事業を実施している。

□実施実績

区分 年度	コンクール		食育イベント		食育講演会		食育講座・栄養講習会	
	応募数 (件)	入賞 (件)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
28	442	17	2	965	5	477	5	174
29	451	16	2	1,292	5	445	5	186
30	401	17	2	1,655	8	653	23	431
元	307	18	1	300	5	382	26	563
2	74	12	0	0	2	58	61	1,869
地域(※1)	74	12	0	0	0	0	2	45
池袋(※2)					2	58	(※3) 40	1,587
長崎(※2)							(※4) 19	237

(※1)健康チャレンジ!事業からの再掲。(※2)集団栄養指導から一部再掲。平成30年度から計上。

(※3)食育推進事業として、子育てママの食育講座(コロナのためR2は中止)・乳児健診2日目・1歳児歯科健診・離乳食講習会の合計を計上。

(※4)食育推進事業としてマタニティクッキング、離乳食講習会、食育講座(食育講習会)、その他講習会(乳幼児・成人)を計上。

(1) “としま” 豊かな食コンクール

区民が食に関する意識を高め、バランスのとれた献立づくりを通して望ましい食習慣の形成を図るとともに、生涯にわたり心身の健康増進と豊かな人間形成に役立てること目的とし、食に関するコンクールを実施した。調べ学習コンクールは小学5・6年生、中学生を対象とし、メニューコンクールは高校生を対象とした。また、入賞作品集を区内小中学校と区施設へ配布した。

(2) 食育イベント

多くの区民に食育推進事業を広く周知するとともに、一人ひとりが健康づくりのために食を意識した生活をおくり、食生活改善に取り組む区民が増えることを目的として食育イベントを実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。

(3) 食育講演会

区民が食についての正しい情報を基に心身の健康を増進する食生活を実践し、生活習慣病を予防・改善することを目的とし、食育講演会を実施した。

(4) 食育講座

多くの事業所がある本区の地域性を生かし、事業所と協働して食文化を含めた食育の推進のために食育講座を実施した。池袋・長崎では、民生委員・区民ひろば等と連携した食育講座を実施した。

また、離乳食講習会、乳児健診2日目（健康推進課）、1歳児歯科健診時（健康推進課）、マタニティクッキング（長崎）に食育講座を実施している。

□実施状況「街の巨匠に学ぼう！」

	日 時	内 容	
2年度	令和3年 2月20日(土)	① 西洋料理 プロの技	21名
		② 中国料理 プロの技	24名

15. 健康危機管理

新型インフルエンザ等感染症や大規模な地震（災害医療）等の健康危機の発生時には、区民の生命と健康を守るために適切な対応が求められる。健康危機発生時の初動対応・医療体制を構築するため、関係団体等と協議・訓練を実施している。

[1] 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策については、平成24年の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下、「特措法」という。）制定に伴い、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年豊島区条例第9号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備している。

(1) 「豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画」・「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル～初動対応編～」の策定

① 経過

- ・平成24年 5月：新型インフルエンザ等対策特別措置法 制定
- ・平成25年 3月：豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例・同施行規則 制定
- ・平成25年 4月：特措法 施行（→区条例・規則 施行）
- ・平成25年 6月：新型インフルエンザ等対策政府行動計画 策定
- ・平成25年11月：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 策定
- ・平成26年 6月：豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画 策定
- ・平成28年 2月：新型インフルエンザ等対策行動マニュアル～初動対応編～ 策定
- ・平成30年 3月：豊島区新型インフルエンザ等住民接種マニュアル 策定

② 区の行動計画策定会議

総務部防災危機管理課・保健福祉部地域保健課・池袋保健所健康推進課合同の事務局を設置し、区の計画作成を進めるとともに、庁内及び外部の検討会議を実施した。

区 分	委 員 所 属 等	開 催 回 数
行動計画策定会議	感染症対策専門家・病院・医師会・歯科医師会・薬剤師会・警察・消防・区	4回（25年度：3回、26年度：1回）
行動計画策定会議医療部会	感染症対策専門家・病院・医師会・薬剤師会・区	2回（25年度）
行動計画検討庁内会議	総務部長・池袋保健所長・庶務担当課長等	4回（25年度：3回、26年度：1回）
行動計画策定作業部会	関係部局の課長・担当係長等	2回（25年度）
行動マニュアル作成PT	関係部局の課長・担当係長等	3回（27年度）

(2) 豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会

対策を円滑に推進し、具体的な協力体制を構築するため、感染症指定医療機関・区内関係団体等の意見を聞き、必要な事項を検討している。

① 委員の構成（詳細は、附属機関等を参照。）

- ・ 推進協議会：感染症指定医療機関、区内医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察、消防
- ・ 医療部会：感染症指定医療機関、区内医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会

② 主な議事内容等

年度	推進協議会		医療部会	
	回数	議事内容等	回数	議事内容等
28	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療部会の検討事項報告 ・ 対策訓練の実施報告 ・ 医薬品等の備蓄状況 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定接種について ・ 対策訓練の実施について ・ 医療機関アンケートについて
29	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民接種マニュアル ・ 対策訓練の実施報告 ・ 医薬品等の備蓄状況等 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民接種マニュアル ・ 対策訓練の実施について ・ 感染症の動向について
30	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療部会での検討報告 ・ 医療資源把握調査について ・ 今後の課題確認等 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練実施報告 ・ 行動計画の確認 ・ 医療資器材の備蓄状況
元	0	/	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の区の医療体制確認 ・ 講演会の実施について ・ 対策訓練の実施について ・ 住民接種体制の構築について ・ 新型コロナウイルス感染症対応等
2	0	/	0	/

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催なし

(3) 妊婦へのマスク配布

妊娠届出時にインフルエンザ等の感染予防のためサージカルマスク(50枚/人)を配布している。

□配布件数 (件)

年 度	配布件数 (件)
28	2,992
29	2,794

(注) 平成29年度で終了。

(4) 新型インフルエンザ等初動対応訓練

年 度	テーマ	参加人数 (人)	内容
28	陰圧テント設営訓練	28	エアータントの設営実習
	初動対応訓練	36	国の訓練事例を用い発生初期対応を想定した机上訓練を実施
29	住民接種訓練	31	住民接種会場を設定し、受付から接種終了までの実技訓練を実施
	専門外来受診連絡訓練	10	都内発生早期の疑い例を想定し、都・保健所・専門外来間での受診連絡訓練を実施
30	陰圧テント立ち上げ訓練	42	陰圧テントの設営 陰圧テント用冷暖房機設置 患者のトリアージシミュレーション
元	対策講演会	63	沖縄県立中部病院感染症内科・地域医療ケア科医長・日本医師会総合政策研究機構非常勤講師 高山 義浩氏による講演会実施 「新型インフルエンザ等発生時に医療機関に求められること」
	PPE着脱訓練	48	区内医療機関、薬局、区関係機関、職員対象とした、外部講師による講義と実習
2	新型コロナウイルス感染症対策講演会	95	区内高齢者施設運営職員を対象とした、外部講師による講義と実習

[2] 災害医療体制の整備

首都直下型地震では、豊島区内で約3,000名が負傷するとの被害想定が報告されている。災害医療体制の構築に向けて、区内の医療機関・医師会・薬剤師会等関係機関と連携し協議をすすめている。

(1) 災害医療検討会議

年度	回数	議事内容
28	2	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所後方支援病院との協定の締結について ・医療救護活動従事者の登録制度について ・災害医療に係る訓練の実施報告について ・災害医療関係機関連絡先一覧の作成について ・緊急医療救護所・医療救護所における医療救護活動 ・マニュアル及びアクションカードの作成について
29	2	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所開設場所の拡充について ・災害時における緊急通行車両に関する協定の締結について ・妊産婦・新生児対応補助救援センターの整備について ・災害診療記録様式について ・災害医療に係る訓練の実施報告について ・東京都災害時医療救護活動ガイドラインの改定について ・東京都災害時情報共有ツールについて ・緊急医療救護所用医療資器材について
30	2	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度豊島区災害医療対策訓練の実施計画及び実施報告 ・二次保健医療圏災害医療図上訓練の実施について ・緊急医療救護所用通信機器について ・緊急医療救護所の追加について ・IP無線機の導入について ・課題及び対応状況並びに平成31年度計画について
元	0	・保健所仮移転および新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催なし
2	0	・新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催なし

(2) 区災害医療コーディネーター

医療救護活動を統括・調整するために必要な情報を集約し、医療救護活動の医学的助言を行なうために、区災害医療コーディネーターを配置する。

□区災害医療コーディネーター（令和3年3月31日現在）

区分	職・氏名
メインコーディネーター	大同病院院長 島本 悦次
	池袋病院院長 川内 章裕
サブコーディネーター	豊島区医師会 吉澤 明孝
	池袋保健所長 植原 昭治

(3) 緊急医療救護所・救援センター医療救護所の整備

① 緊急医療救護所

発災直後に殺到する負傷者対応の混乱を防ぎ、病院機能を確保する為に、医師会、薬剤師会、歯科医師会、柔道整復師会等関係機関と連携し、区内の災害拠点病院、災害拠点連携病院、及び災害医療支援病院の門前または、近隣に緊急医療救護所を開設し、負傷者に対するトリアージと軽症者の応急処置等を行なう。

緊急医療救護所で必要となる医薬品、医療資器材は、緊急医療救護所開設予定地の近隣施設に備蓄している。また医薬品の入れ替え、管理については、豊島区薬剤師会へ委託している。

なお、緊急医療救護所は、発災直後に開設し、負傷者への対応が落ち着く時期（約3日間）を目途に撤収する。

② 救援センター医療救護所

救援センターの立ち上げと同時に、地域本部設置の区内救援センター12か所に開設し、主に軽症者の対応、慢性疾患患者への調剤、体調不良等の診察・相談を行なう。

救援センター医療救護所で使用する医薬品は、主に内服薬、慢性疾患患者用の医薬品を中心に、災害薬事センター（池袋保健所1F）に備蓄しており、薬の入れ替え、管理については、豊島区薬剤師会へ委託している。また医療資器材については、救援センター医療救護所開設予定地に備蓄している。

(4) 医療救護活動従事者登録制度

発災時に緊急医療救護所及び救援センター医療救護所に自主参集し、迅速かつ適切な医療救護活動を実践するために、医療救護に関する特定の資格、一定の知識及び経験を有する者を医療救護活動等の応急対策に従事する者として事前に登録する。なお、登録を行なった者には、登録者証を交付する。

① 登録対象者

医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科医師、
歯科衛生士、薬剤師、柔道整復師、その他医療従事者

② 費用弁償

医療救護に係る災害時の医療救護活動に関する協定書または協定書・実施細目に基づく

③ 活動内容

緊急医療救護所の立ち上げ、トリアージ、傷病者への応急処置、バイタルチェック、災害拠点連携病院等への搬送、問診、指導・相談業務、記録作成等

(5) 災害医療にかかる訓練の実施

年 度	テーマ	参加人数 (人)	内容
28	緊急医療救護所 立ち上げ訓練	64	テント設営、トリアージ、軽症者対応スペースの確認、負傷者の動線確認
	トリアージ訓練	62	トリアージに関する講義、 トリアージ実技訓練
	災害医療図上訓練	48	図上訓練に関する講義、情報伝達訓練
29	緊急医療救護所 立ち上げ訓練	58	テント設営、トリアージ、軽症者対応スペースの確認、負傷者の動線確認
	トリアージ訓練	51	トリアージに関する講義、 トリアージ実技訓練
	災害医療図上訓練	66	図上訓練に関する講義、情報伝達訓練
30	緊急医療救護所 立ち上げ訓練	56	テント設営、トリアージ、軽症者対応スペースの確認、負傷者の動線確認
	トリアージ訓練	62	トリアージに関する講義、 トリアージ実技訓練
	災害医療図上訓練	78	図上訓練に関する講義、情報伝達訓練
元	緊急医療救護所 立ち上げ訓練	72	テント設営、トリアージ、軽症者対応スペースの確認、負傷者の動線確認
	トリアージ訓練	74	トリアージに関する講義、 トリアージ実技訓練
	災害医療図上訓練	66	図上訓練に関する講義、情報伝達訓練
2	緊急医療救護所 立ち上げ訓練	0	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い 実施なし
	トリアージ訓練	0	
	災害医療図上訓練	0	

[3] 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者等に対し、日常の医療ケアに携わる訪問看護ステーション又は地区担当保健師が災害時個別支援計画作成し、家族・関係機関等が協力して災害時停電等における体制の確認や緊急時連絡方法の練習を行なっている。

年度 \ 区分	計画作成者 (人)	新規	継続
29	14	5	9
30	18	4	14
元	17	2	15
2	16	2	14

16. 感染症対策

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）に基づき行なっている。感染症の発生の予防及びまん延を防止し、区民の健康を守るために平常時から予防対策を推進し、感染症発生時には積極的疫学調査・健康診断・入院勧告など迅速かつ的確な対策を講じている。

感染症法は、昨今の感染症の発生状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症に対応する体制を強化することを目的に改正されている。平成26年の改正（28年4月全面施行）では、指定感染症であった鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群（MERS）の二類感染症への位置づけ、侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの届出方法の変更、検体採取や病原体情報収集強化等のための規定整備などが行なわれた。

海外渡航者や海外からの旅行者の増加等により、国内未発生や極めて稀な感染症も持ち込まれて発生する可能性があり、輸入感染症の発生に備えた対応も実施している。

- ・平成26年8月 デング熱の国内感染例報告（「豊島区デング熱対策本部」を設置。）
- ・平成26年8月 西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行（検疫法による健康観察：4件）
- ・平成27年6月 韓国におけるMERSの発生（検疫法による健康観察：3件、電話相談等：18件）
- ・平成28年1月 ジカウイルス感染症の流行（注意喚起チラシ配布、電話相談等：9件）
- ・令和 2年1月 中華人民共和国武漢市から新型コロナウイルス感染症の発生、全世界に流行

□ 検疫法に基づいた健康監視対象件数

（単位：件）

類 型	疾 病 名	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
一 類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0
二 類	中東呼吸器症候群（MERS）	1	0	0	0	0
指定感染症	新型コロナウイルス感染症	0	0	0	26	1,060
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	0	0	0	0	42

[1] 感染症発生動向調査

感染症法第12条及び法第14条に基づき感染症の患者を診断した医師から届出を受けて、感染症の発生状況を把握し、その結果を区民や医療機関へ還元することで、感染症の拡大防止を図っている。

一類～四類感染症・五類感染症の一部（侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻しん）・新型インフルエンザ等感染症は医師が診断後直ちに、五類感染症の全数把握対象疾病（侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻しんを除く。）は診断後7日以内に全数最寄りの保健所へ届け出る。五類感染症の定点把握対象疾病は指定届出機関（定点医療機関）での診断患者数を週単位もしくは月単位で報告することとなっている。

□感染症届出受理件数 (単位：件)

年 度	件 数
28	4,172
29	4,168
30	3,876
元	4,170
2	6,427

(注) 14週から翌年13週までの届出件数

□豊島区内定点医療機関

定点種別	インフルエンザ (週報)	小児科 (週報)	眼科 (週報)	性感染症 (月報)	基幹 (週・月報)
医療機関数	8	5	1	3	1

□感染症届出受理疾患（内訳）

(単位：件)

類 型	疾 病	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
二 類	結核	144	115	111	72	68
指定感染症	新型コロナウイルス感染症 (※)				8	概4,270
三 類	細菌性赤痢	1	1	4	0	1
	腸管出血性大腸菌感染症	11	9	17	7	8
	腸チフス	0	0	1	0	0
四 類	A型肝炎	0	0	2	4	0
	E型肝炎	0	0	0	0	2
	デング熱	1	0	0	0	0
	レジオネラ症	0	1	1	2	3

(※) 令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症へ類型変更。

□過去5年間発生のない感染症届出対象疾患

類 型	疾 病
一 類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、再興型コロナウイルス感染症（令和3年2月13日～）
二 類	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）
三 類	コレラ、パラチフス
四 類	ウエストナイル熱、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キヤサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、ライム病

□五類感染症（全数把握）

（単位：件）

疾 病	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
アメーバ赤痢	2	4	6	4	2
ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	1	1	0	1	4
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	0	1	0	1
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）（※1）	—	—	0	0	0
急性脳炎（四類感染症における脳炎を除く）	1	1	0	0	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	1	0	0	0
後天性免疫不全症候群	3	7	2	2	1
侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	2	0	0	0
侵襲性肺炎球菌感染症	7	3	1	2	1
梅毒	140	109	77	93	141
播種性クリプトコックス症	0	1	0	0	0
百日咳（※2）	—	0	22	5	1
風しん	0	0	42	10	0
麻しん	0	0	1	3	0
過去5年間発生届なし	クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症				

（※1）平成30年5月1日より追加指定された。

（※2）平成30年1月1日より定点把握から全数把握に変更された。

□五類感染症（定点把握・週報）

（単位：件）

疾 病	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
RSウイルス感染症	182	200	154	262	18
咽頭結膜熱	77	73	64	65	24
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	161	170	132	127	67
感染性胃腸炎	776	562	487	593	521
水痘	34	27	45	32	30
手足口病	73	268	51	233	18
伝染性紅斑	12	1	91	8	2
突発性発しん	27	32	17	35	21
百日咳(※)	4	2	—	—	—
ヘルパンギーナ	93	53	97	606	221
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	23	13	2	2	3
不明発しん症（都単独）	2	1	8	0	4
MCLS（川崎病）（都単独）	7	1	3	4	1
インフルエンザ（鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症を除く）	1,679	1,901	1,700	1,288	532
急性出血性結膜炎	0	0	0	1	0
流行性角結膜炎	47	42	60	48	33
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	2	11	5	5	2
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	79	13	12	38	12
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0

(※) 平成30年1月1日より定点把握から全数把握に変更された。

□五類感染症（基幹・性感染症定点把握・月報）

（単位：件）

疾 病	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
性器クラミジア感染症	244	229	267	249	167
性器ヘルペスウイルス感染症	106	93	102	105	68
尖圭コンジローマ	47	44	43	54	36
淋菌感染症	108	118	154	132	104
トリコモナス症（都単独）	20	7	17	17	13
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	22	19	29	20	1
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	27	26	47	31	25
薬剤耐性緑膿菌感染症	7	0	1	2	1

[2] 積極的疫学調査

感染症発生届や社会福祉施設等からの報告を受取り、積極的疫学調査を行なって感染拡大防止のため必要な保健指導・接触者の健康診断を実施している。

□ 積極的疫学調査実施件数

（単位：件）

類 型	疾 病 名	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
二 類	結核	226	190	190	144	104
	鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0
指定感染症	新型コロナウイルス感染症（※）				27	3,542
三 類	細菌性赤痢	6	5	6	1	1
	腸管出血性大腸菌感染症	19	15	28	18	13
	腸チフス	0	2	1	1	0
	パラチフス	0	0	1	1	1
四 類	E型肝炎	0	0	0	3	2
	A型肝炎	1	1	5	7	1
	オウム病	1	0	0	0	0
	ジカウイルス感染症	1	0	0	0	0
	重症熱性血小板減少症候群 （病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	0	0	0	1	0
	チクングニア熱	0	0	0	1	0
	デング熱	1	0	2	3	0
	ライム病	0	0	0	0	0
レジオネラ症	2	2	4	4	6	
新型インフルエンザ等 感染症	新型コロナウイルス感染症（※）	0	0	0	0	404

類 型	疾 病 名	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
五 類	アメーバ赤痢	2	4	6	4	2
	ウイルス性肝炎	1	1	0	1	4
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2	1	1	0	1
	急性脳炎	1	1	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	2	1	0	0
	後天性免疫不全症候群	3	7	2	2	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	2	0	0	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	7	3	1	2	1
	梅毒	143	111	77	96	143
	播種性クリプトコックス	0	1	0	0	0
	破傷風	0	0	0	0	0
	百日咳	0	0	24	6	1
	風しん	0	1	98	33	2
	麻しん（疑い例含む）	7	5	15	36	1
	薬剤耐性アシネトバクター	0	3	0	0	0
	RSウイルス	1	0	0	0	0
	インフルエンザ	79	70	86	66	0
	感染性胃腸炎	21	2	6	10	0
	水痘	5	0	0	1	0
	手足口病	1	6	0	35	0
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	1	0	0	3	0	
薬剤耐性緑膿菌感染症	1	0	0	0	0	
その他 （福祉施設・集団例等）	疥癬（角化型含む）	5	0	0	7	0
	シラミ類	0	1	0	1	0
	結膜炎	1	0	0	0	0
	感冒症状	1	2	0	0	0
	サルモネラ	0	0	0	1	0
総 数		541	438	554	515	4,230

（※）令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症へ類型変更。

[3] 感染症健康診断・講習会

(1) 患者本人・家族・接触者等（結核を除く）の健康診断

積極的疫学調査の結果、健康診断が必要な接触者及び治療終了後の患者本人を対象に病原体を保有していないことの確認検査を実施している。

□患者本人・接触者等の検査

(単位：件)

年度	区分	検査数	陽性数	陰性数
28		37	9	28
29		48	7	41
30		106	12	94
元		27	1	26
2		15	2	13
	腸管出血性大腸菌感染症	14	2	12
	レジオネラ	1	0	1

(2) 社会福祉施設・医療機関・学校等職員対象感染症予防講習会

感染症拡大防止のため社会福祉施設等の関係機関職員や結核患者の職場同僚等接触者を対象に講習会を実施している。

□実施回数

年 度	実施回数 (回)	参加人数 (人)
28	16	581
29	18	500
30	7	234
元	10	195
2	1	95
新型コロナウイルス感染症の対応 ～日々の感染予防対策を見直そう～ (区内福祉施設等) (※)	1	95

(※) 新型インフルエンザ等初動対応訓練分 (再掲)

[4] 結核対策

豊島区は結核り患率が高く、また、都市型結核の特徴がみられる。結核の早期発見・再発防止・まん延防止のため、登録患者の服薬支援・医療費公費負担・接触者の健康診断等を行なっている。また、結核予防週間（9月24日から9月30日）には、正しい知識の普及に努めている。

(1) 結核患者の概要（潜在性結核除く）

区分 年	全結核り患率	全結核有病率	平均入院日数 (日)	平均有病日数 (日)	年末・ 病状不明率 (%)
28	34.9 (13.9)	22.7 (9.2)	87.5 (64.6)	274.0 (274.0)	15.7 (20.2)
29	28.9 (13.3)	16.1 (8.8)	61.0 (63.4)	224.5 (268.0)	21.6 (17.0)
30	23.7 (12.3)	16.7 (8.3)	64.0 (65.3)	190 (270)	22.8 (16.6)
元	14.0 (11.5)	9.0 (7.7)	70.5 (63.2)	196 (267)	14.6 (15.2)
2	17.1	9.4	—	—	26.8

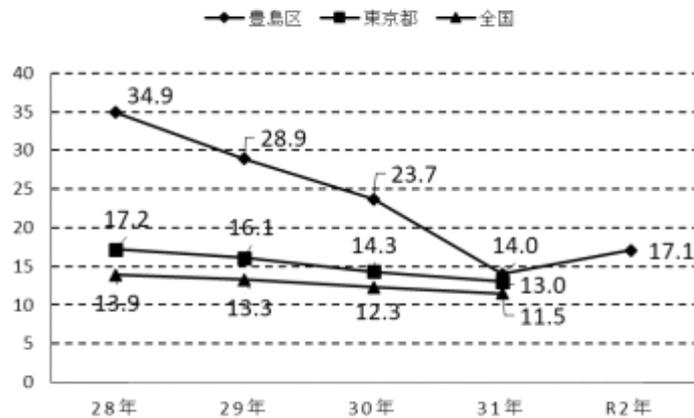
(注1) 下段（ ）内は結核の統計による全国値。令和元年は速報値のため、全国値および平均日数は未掲載。

(注2) り患率：一年間に発病した患者数を人口10万対率で表したものの。

(注3) 有病率：ある時点において、ある人口集団中にあるその病気をもっている人の割合。通常人口10万対率で表す。

(注4) 病状不明率 = 年末現在活動性不明数 / 年末現在登録者数 × 100

全結核り患率の年次推移



(2) 新登録患者の概要

①新登録患者の属性

各年1～12月

区分 年	新登録 患者数	65歳以上		生活保護受給中		外国人	
		人数 (人)	65歳以上/ 新登録 (%)	人数 (人)	生保人数/ 新登録 (%)	人数 (人)	外国人/ 新登録 (%)
28	133	43	32.3 (66.6)	16	12.0	56	42.1
29	117	28	23.9 (72.5)	8	6.8	50	42.7
30	112	25	22.3 (72.4)	9	8.0	55	49.1
元	70	20	28.6 (72.5)	1	1.4	26	37.1
2	76	25	32.9 (—)	3	3.9	31	40.8

(注) 65歳以上（ ）内は結核の統計による全国値のため、令和元年は未確定。

②新登録患者の活動性分類

各年1～12月 (単位：人)

年齢階級 分類(年)		総数	各年1～12月 (単位：人)										
			0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
28		133(30)	0	0	0	7	42	16	8	11	15	34	
29		117(31)	2	0	0	2	48	10	10	12	12	21	
30		112(41)	0	0	0	5	43	14	13	4	10	23	
元		70(28)	0	0	0	3	19	11	10	6	4	17	
2		76(25)	0	4	3	0	19	11	7	5	2	25	
肺結核活動性	総数	36	0	0	1	0	7	6	4	5	1	12	
	喀痰塗抹陽性	18	0	0	0	0	5	2	3	1	0	7	
	再掲	初回治療	18	0	0	0	0	5	2	3	1	0	7
		再治療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他結核菌陽性	16	0	0	0	0	2	4	1	4	0	5	
	菌陰性・不明	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
	肺外結核活動性	15	0	2	1	0	5	1	1	0	0	5	
潜在性結核	25	0	2	1	0	7	4	2	0	1	8		

(注) 総数の()内は潜在性結核の内数。潜在性結核とは、結核患者との接触があり、IGRA検査・ツベルクリン反応検査等により感染が認められ、発病予防の治療が必要と認められた者をいう。

③新規登録患者の薬剤感受性

薬剤感受性検査により抗結核薬INH・RFPに耐性あり(多剤耐性結核)と判明した場合、治療が困難となるため、感受性結果の把握に努めている。

□薬剤感受性内訳

各年1～12月 (単位：人)

年	区分	新登録患者中菌陽性	薬剤耐性	再掲				薬剤耐性なし	感受性不明(※)
				INH・RFP耐性	INH耐性あり	RFP耐性あり	その他耐性あり		
29	51	9	0	8	0	1	42	0	
30	42	8	1	4	1	2	30	4	
元	29	9	0	7	0	2	19	1	
2	31	3	0	1	0	2	28	0	

(※) 感受性不明：登録後まもなく死亡、もしくは検体不良のため培養検査施行できなかった者等。

(3) 結核患者の管理

医師からの結核発生届を受け結核登録票を作成し、患者及び家族の健康状態などを記録して適正な治療を受けるよう指導している。(感染症法第12条、第53条の12)

□年末結核登録者活動性分類

各年12月31日現在(単位:人)

年	年齢階級	総数	各年12月31日現在(単位:人)										
			0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	
28	総数	310	0	3	1	4	91	43	30	33	42	63	
	(再掲)活動性	81	0	0	0	4	27	9	4	6	10	21	
29	総数	298	2	0	0	2	97	43	29	26	39	60	
	(再掲)活動性	61	1	0	0	1	23	7	3	6	9	11	
30	総数	277	2	0	0	4	99	36	27	15	31	63	
	(再掲)活動性	69	0	0	0	2	26	7	9	2	8	15	
元	総数	202	2	0	0	2	76	29	23	10	20	40	
	(再掲)活動性	35	0	0	0	0	11	4	5	3	1	11	
2	総数	178	0	0	1	0	53	30	31	13	11	39	
内 訳	1. 活動性	47	0	0	1	0	18	5	5	3	1	14	
	肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療	9	0	0	0	0	5	0	2	1	0	1	
	肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	肺結核活動性・その他結核菌陽性	8	0	0	0	0	3	1	1	2	0	1	
	肺結核活動性・菌陰性・不明	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
	肺外結核活動性	9	0	0	0	0	4	0	0	0	0	5	
	潜在性結核(治療中)	19	0	0	0	0	6	4	2	0	0	7	
	2. 不活動性	94	0	0	0	0	17	16	24	7	9	21	
	内 訳	肺結核・肺外結核	73	0	0	0	0	7	12	21	7	6	20
		潜在性結核	21	0	0	0	0	10	4	3	0	3	1
3. 活動性不明	37	0	0	0	0	18	9	2	3	1	4		

(4) 結核定期健康診断

感染症法第53条の2に規定されている定期健康診断の結果を把握している。また、健診機会が少なく結核り患率の高い対象者として、生活保護被保護者及び日本語学校生の健康診断を行なっている。

実施義務者	受診者	定期
事業者・ 学校長・ 施設の長	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者	毎年度
学校長	大学、高校等（修業年限が1年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度
施設の長	社会福祉施設（※）に収容されている者	65歳以降毎年度
区市町村長	上記以外の者（定期健康診断の必要がないと認める者は除く）	65歳以降毎年度
	管轄区域内の結核の発生状況、定期健康診断による発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者（表②～④に掲載している対象者）	区市町村が定める定期

（※）上表中の社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

①結核定期健康診断の報告状況（感染症法第53条の7）

区分 年度	対象施設数 (A)	対象者(人) (B)	報告書の提出		受診者数(人) (D)	受診率(%) (D)/(B)	エックス線検査(人)	検査結果		発病のおそれがあると診断された者の数(人)(※)	
			提出施設数 (C)	提出率(%) (C)/(A)				発見患者数(人) (E)	患者発見率(%) (E)/(D)		
28	981	86,272	739	75.33	57,416	66.55	57,416	4	0.01	0	
29	987	86,584	695	70.42	56,526	65.28	56,526	5	0.01	0	
30	998	84,662	686	68.74	55,788	65.89	55,788	4	0.01	0	
元	1,000	82,215	810	81.00	57,068	69.41	57,068	1	0.00	1	
2	1,018	61,259	592	58.15	34,564	56.42	34,564	2	0.01	0	
事業者	936	11,003	522	55.77	9,190	83.52	9,190	0	0.00	0	
学校長	67	4,341	58	86.57	3,223	74.25	3,223	0	0.00	0	
学校長内訳	高等学校	17	1,030	16	94.12	979	95.05	979	0	0.00	0
	大学(短大)	11	2,234	10	90.91	1,459	65.31	1,459	0	0.00	0
	その他	39	1,077	32	82.05	785	72.89	785	0	0.00	0
施設の長	14	685	11	78.57	659	96.20	659	0	0.00	0	
区市町村長 (65歳以上)	1	45,230	1	100.00	21,492	47.52	21,492	2	0.01	0	

（※）発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

（注）その他のX線検査として、人事課から依頼を受けて、臨時職員検査を213件実施した。

②路上生活者の健康診断

区分 年度	健診回数 (回)	受診者数 (人) (A)	精密検査 紹介者数 (人)	精密検査結果		
				結核患者発見(人) (B)	結核患者発見率(%) (B)/(A)	その他(人)
28	1	7	2	0	0	2

(注)平成28年度で事業終了。

③生活保護被保護者宿泊所等入所前健康診断

区分 年度	受診者数 (人) (A)	精密検査紹 介者数 (人)	精密検査結果		
			結核患者発見数(人) (B)	結核患者発見率(%) (B)/(A)	その他(人)
28	88	8	1	1.14	7
29	75	10	0	0.00	10
30	83	4	0	0.00	4
元	62	8	0	0.00	8
2	73	2	0	0.00	2

④日本語学校生の健康診断

区分 年度	健診対象		健診結果				精密検査結果		
	対象 校数 (A)	対象 者数 (人) (B)	実施 校数 (C)	受診 者数 (人) (D)	受診率 (%) (D)/(B)	精密検査紹 介者数 (人)	発見 患者数 (人) (E)	患者 発見率 (%) (E)/(D)	発病の おそれ があると 診断さ れた者 の数 (※)
28	11	4,426	11	4,250	96.02	65	17	0.40	10
29	14	4,735	12	4,547	96.03	75	17	0.37	15
30	14	3,206	12	3,092	96.44	35	1	0.03	8
元	14	3,728	12	3,550	95.23	35	4	0.11	6
2	16	754	6	691	91.64	9	1	0.14	2

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(5) 結核接触者健康診断

感染が疑われる者に対して重点的に実施することにより、結核を早期に発見し、結核の蔓延防止を図ることを目的としている。(感染症法第17条)

□接触者健康診断実施状況

(単位：人)

年度	区分	実施者数			実施検査					検査結果				他自治体からの依頼件数(件)	
		保 健 所	委 託 医 療 機 関	計 (A)	ツベルクリン 反応 検査		IGRA 検査			エ ッ ク ス 線 検 査	発 見 患 者 数 (B)	患 者 発 見 率 (%) (B)/(A)	発 病 の お そ れ が あ る と 診 断 さ れ た 者		潜 在 性 結 核 感 染 症
					判 定 数	陰 性 数	検 査 数	陽 性 数	判 定 保 留 数						
28	患者家族	79	13	92	0	0	51	4	2	65	0	0.00	0	2	79
	接触者	688	41	729	1	1	500	49	40	476	1	0.14	0	18	
29	患者家族	85	11	96	0	0	60	17	7	61	1	1.04	0	12	74
	接触者	529	55	584	0	0	374	49	27	424	5	0.86	0	16	
30	患者家族	81	8	89	0	0	51	5	3	56	0	0.00	0	1	79
	接触者	613	34	647	20	15	433	53	25	467	0	0.00	0	39	
元	患者家族	42	15	57	2	2	25	4	0	40	1	1.75	0	4	72
	接触者	447	74	521	0	0	356	29	0	399	1	0.19	0	13	
2	患者家族	41	8	49	0	0	37	15	0	35	0	0.00	0	10	36
	接触者	257	5	262	0	0	148	21	0	237	0	0.00	2	5	

(注1) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(注2) IGRA検査：インターフェロンγ遊離試験、結核感染の有無を調べる血液検査。

(6) 結核医療費の公費負担

① 感染症の診査に関する協議会（結核）

結核患者に対する就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担等について感染症の診査に関する協議会に諮問している。(感染症法第24条)

□感染症の診査に関する協議会（結核）開催状況 (単位：回)

年度	区分	定例診査協議会	緊急診査協議会
28		24	23
29		23	16
30		24	13
元		24	9
2		23	6

② 結核入院患者の医療

結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、感染症の診査に関する協議会での診査の結果、結核指定医療機関への入院を勧告する。費用については、その負担能力に応じて一部又は全部を公費で負担する。（感染症法第37条、第42条）

□結核入院患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健 康 保 険		国 民 健康保険	生 活 保護法	自 費 その他	後 期 高齢者
			本 人	家 族				
28	申 請	113	10	2	45	36	6	14
	承 認	113	10	2	45	36	6	14
29	申 請	95	14	6	27	19	3	26
	承 認	95	14	6	27	19	3	26
30	申 請	75	7	0	32	18	3	15
	承 認	75	7	0	32	18	3	15
元	申 請	47	10	0	15	0	4	18
	承 認	47	10	0	15	0	4	18
2	申 請	50	4	0	19	1	12	14
	承 認	50	4	0	19	1	12	14

□結核患者医療費・療養費公費負担状況

区分 年度	計			一般患者医療費			就業制限・入院勧告患者					
	支 払い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	支 払い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	医 療 費			療 養 費		
							支 払い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	支 払い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)
28	1,346	39,169,523	29,101	1,212	3,913,124 (13,452,980)	3,229 (11,100)	134	35,256,399 (70,502,261)	263,107 (526,136)	0	0	0
29	1,322	23,145,627	17,508	1,205	4,084,154 (14,379,930)	3,389 (11,934)	117	19,061,473 (62,032,787)	162,919 (530,195)	0	0	0
30	1,129	25,042,043	22,181	1,037	2,774,583 (13,079,458)	2,676 (12,613)	92	22,267,460 (50,908,750)	242,038 (553,356)	0	0	0
元	840	8,940,761	10,644	774	2,297,261 (7,971,187)	2,968 (10,297)	66	6,643,500 (37,437,556)	100,659 (567,236)	0	0	0
2	667	10,901,220	16,344	603	1,912,281 (7,408,387)	3,171 (12,286)	64	8,988,939 (32,523,989)	140,452	0	0	0

(注) 下段()の数値は総医療費とその平均金額。

③ 結核患者の医療

結核の適正な医療を普及するため、結核患者又は保護者からの申請により、感染症の診査に関する協議会の意見を聴取し、医療給付を行なっている。（感染症法第37条の2、第42条）

□結核外来患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健 康 保 険		国 民 健康保険	生 活 保護法	自 費 その他	後 期 高齢者
			本 人	家 族				
28	申 請	203	28	4	99	24	4	44
	承 認	200	28	4	97	24	4	43
29	申 請	157	25	18	78	13	5	18
	承 認	155	25	18	78	13	5	16
30	申 請	143	29	5	79	12	1	17
	承 認	142	28	5	79	12	1	17
元	申 請	111	35	2	45	6	1	22
	承 認	108	34	2	45	5	1	21
2	申 請	102	25	3	29	4	15	26
	承 認	100	23	3	29	4	15	26

(7) 結核患者の療養支援

① DOTS (Directly Observed Treatment Short-course : 直接服薬確認療法)

結核患者の服薬を確認することにより、患者の治療の成功と結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性結核の発生を予防することを目的としている。（感染症法第53条の14）

また、結核医療機関（結核予防会複十字病院、総合健診推進センター、国立国際医療研究センター病院、東京病院）が開催するDOTS会議等をとおして連携しながら服薬支援を実施している。

□DOTS実績

(単位：回)

年 度	区 分	実施 実人数	支援回数 (延数)	内 訳		
				訪問	面接	電話
28		192	890	103	488	299
29		180	814	55	493	266
30		166	936	127	576	233
元		201	1,101	110	369	622
2		90	384	6	225	153
内 訳	保健師	49	192	3	127	62
	看護師	41	192	3	98	91

② 結核登録者の精密検査（管理検診）

結核登録者を対象に、治療終了後の再発早期発見や治療中断者の病状悪化の早期発見のため、胸部エックス線検査等を行なっている。（感染症法第53条の13）

□管理検診実績

（単位：人）

区分 年度	実施者数			検査結果			
	保健所	医療機関 実施分	計 (A)	結核患者 発見数 (B)	結核患者 発見率 (%) (B) / (A)	発病のおそれ があると診断 された者	治癒及び 異常なし
28	136	181	317	0	0.00	105	212
29	121	169	290	0	0.00	111	179
30	112	151	263	0	0.00	100	163
元	142	112	254	0	0.00	78	176
2	103	71	174	1	0.57	74	99

（注）発病のおそれがあると診断された者：胸部X線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(8) 新登録肺結核患者治療成績

結核患者治療中及び終了後に、菌検査の把握や服薬及び治療状況等について分析し、評価を行なっている。肺結核患者の治療失敗・脱落率が5%以下を目標としている。

□肺結核新登録患者治療成績

（単位：人）

年	区分	治癒	治療完了	死亡	治療失敗	脱落中断	転出	治療継続	評価不可	計
		27	18	19	4	1	2	8	6	4
28	45	26	15	0	8	8	1	0	103	
29	38	29	10	0	4	2	3	0	86	
30	25	28	8	0	1	1	8	0	71	
元	7	24	5	0	1	2	3	0	42	
	(%)	(16.7)	(57.1)	(11.9)	(0.0)	(2.4)	(4.8)	(7.1)	(0.0)	
肺結核活動性	喀痰塗抹陽性（初回）	3	8	3	0	0	1	1	0	16
	喀痰塗抹陽性（再治療）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の結核菌陽性	4	9	2	0	0	1	0	0	16
	菌陰性・その他	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	肺外結核	0	3	0	0	1	0	2	0	6
	(別掲) 潜在性結核	0	22	1	0	2	0	3	0	28

（注）治療終了1年後に評価しているため、前年分となる。28年から区分の定義など一部変更している。

治癒	治療が最後まで終了し、治療最終月およびそれ以前に少なくとも1回の培養陰性が確認された場合。
治療完了	治療が最後まで終了したが、培養検査未実施または培養検査結果未把握。
死亡	治療期間中に死亡した場合。結核死だけでなく、全ての死亡が含まれる。
治療失敗	治療開始から5ヶ月目以降に採取された検体で培養陽性が確認され、その後治療を中止している場合。
脱落中断	治療を開始しなかった場合、または治療が連続で2ヶ月以上中断し、その後治療に復帰しなかった場合。
転出	患者が国内他保健所または国外へ紹介のうえ転出した後、治療結果を把握できない場合。
治療継続	治療成績判定時期において、結核治療を継続している場合。
評価不可	保健所において治療成績を判定できないもの。

[5] 新型コロナウイルス感染症

(1) 新型コロナウイルス感染症

① 新型コロナウイルス感染症と法の動き

令和元年12月に中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月30日にWHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と発表され、同2月1日我が国において感染症法上の指定感染症に、検疫法上では検疫感染症に指定された。令和3年2月13日以降は、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に分類されている。同4月1日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法は施行された。同法に基づき、令和3年6月までに東京都に対し、国による3度の緊急事態宣言と、1度のまん延防止など重点措置が発出された。

豊島区は3月26日「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、令和2年度内には29回の本部会議を開催した。

② 帰国者接触者相談センター池袋保健所コロナ対策室の設置

池袋保健所では、令和2年1月より帰国者接触者相談センターとして、区民の受診相談、療養相談を実施、4月7日には所内に池袋保健所コロナ対策室を設置した。陽性者数の増加の波に合わせて、保健所の人員体制も拡充を行い、最大時には50名を超える体制で、陽性者対応、濃厚接触者対応、区民相談、検査調整などを行なった。

③ PCR 検査体制

豊島区では、令和2年5月より豊島区PCRセンターを設置した。また、複数の病院で、帰国者・接触者外来および発熱外来を開設した。令和2年度の検査実績は、計14,014件である。なお、令和2年9月以降は、上記以外の区内医療機関でも検査体制が整い、検査が実施されている。

④ 検疫法、感染症法に基づく調査件数

検疫法による健康観察件数 1102件

積極的疫学調査実施数 陽性者個人調査数 3,216件、企業調査数 730件

	2020年												2021年			計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
池袋保健所 電話相談数	128	725	2,487	2,638	1,018	816	1,667	1,450	1,238	806	771	587	905	347	390	15,973
区民陽性者数	0	1	10	133	23	85	245	232	123	150	290	539	1,092	301	277	3,501

⑤ 感染症の診査に関する協議会

新型コロナウイルス感染症患者に対する就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長並びに医療費公費負担等について感染症の診査に関する協議会に諮問している。（感染症法第24条）

□感染症の診査に関する協議会（新型コロナウイルス感染症）開催状況（単位：回）

年度	区分	定例診査協議会	緊急診査協議会
	元		2
2		23	80

⑥ 情報発信

新型コロナウイルス感染症の関連情報や相談窓口、発熱等症状のある時の受診方法等について、広報としまやホームページ等で周知を行なった。なお、ホームページでは、優しい日本語での案内も行なった。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種

① 新型コロナウイルスワクチン接種計画について

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種については、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的としている。接種主体となる本区では、ワクチンの供給量をふまえ、希望する区民に対し安全・確実に接種することができるよう接種計画を立案した。

本接種計画は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第29条の規定により、第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る、豊島区内における接種の実施のうち、主に区が設置する接種会場の運営にかかる事務その他の事項を示すものである。

② 新型コロナワクチン接種計画の概要

(ア) 豊島区の役割

- ・ 医療機関との委託契約、接種費用の支払い
- ・ 医療機関以外の接種会場の確保等
- ・ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付
- ・ 高齢者施設の入所者等への接種体制の構築
- ・ 健康被害救済の申請受付、給付 など

(イ) 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで（予定）

(ウ) 接種順位

以下のとおり接種順位を決めて、接種を行う。

- I 新型コロナウイルス感染症患者等に直接医療を提供する医療従事者等
- II 高齢者（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- III 高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方
豊島区独自の優先接種者（障害児・者及びその同居家族、福祉・教育関係者、地域の福祉関係者）
- IV それ以外の方

(エ) 接種費用

接種費用は全額公費で賄われるため、接種を受ける費用は無料である。

(オ) 接種義務

接種を受けることは強制ではなく「努力義務」とされ、接種を受ける方の同意のうえで接種を行なうものである。ワクチンの有効性、安全性だけでなく、接種による副反応を含め正確な情報提供を行い、接種を受ける方の同意を求めることとなる。

③ 接種会場の概要

(ア) 基本型接種施設・サテライト型接種施設の設定（ファイザー社ワクチンの場合）

区は、接種会場におけるワクチンの流通を行なうため、国の定めに従い、住民接種拠点として、基本型接種施設及びサテライト型接種施設を設定する。

(イ)「豊島方式」による接種体制

豊島区では、診療所・クリニック等の医療機関における「個別接種」を基本としつつ、特設会場における接種として、区内8施設の比較的広いイベントスペース等を活用した接種（以下「集団接種」という）と区民ひろば19施設を巡回する接種（以下「巡回接種」という）を併用する3層構造による接種体制を併用する。

この3層方式を「豊島方式」とし、多様な区民のニーズに応える環境とともに、早期の接種機会の提供を図る。

(ウ)各接種会場の開設時期

本区の接種方式(豊島方式)において、基本である個別接種を本区における接種期間を通して実施する事とし、これを補完する接種会場として、巡回接種及び集団接種を順次開設する。

(エ)3層の接種方式について

I. 個別接種

3層の接種方式のうち、基本となる接種方式となり、本区における接種期間を通して、接種が行なわれる。豊島区医師会をはじめとする各種医療関係団体並びに区内医療機関等と連携・協力し、区民がかかりつけ医などの身近な病院・診療所・クリニック等で接種を受けられる体制の構築を図る。各医療機関における接種の円滑な実施及び参加する医療機関の拡充を図るため、区は医療機関における接種体制確保のための支援を積極的に行なう。

個別接種を行なう医療機関数として、200ヵ所程度の設置を目指す。

II. 集団接種

区内を中央部・東部・西部・南部・北部に分け、それぞれのエリアに比較的広いイベントスペースやホール等を有する区内施設を確保し、同時に多くの区民に対して接種をすることが可能な体制を構築する。

III. 巡回接種

日常より地域のコミュニティ拠点として区民に親しまれている区民ひろばを5つの接種チームが巡回し、小規模な接種会場を開設することにより、特に普段から施設利用の多い高齢者の接種を強く推進する。そのため、優先接種対象となる高齢者への接種を行なう期間を中心に巡回接種を行なう。

- ・接種を行なう区民ひろば（26施設のうち19施設を予定）

仰高、駒込、南大塚、清和第一、西巣鴨第一、豊成、上池袋、池袋本町、 朋有、南池袋、高南第一、目白、高松、千早、さくら第一、さくら第二、長崎、富士見台、西池袋
--

(オ)急病人発生時における対応

豊島区内の接種会場や接種医療機関において、副反応が起こった場合の対応として、まずは現場の医師・看護師による対応を行なうこととなる。しかしながら、アナフィラキシー等の急を要する重篤な副反応が発生する場合も想定されることから、こうした状況に備え、東京都立大塚病院から後方支援をいただく旨の協定を、豊島区・豊島区医師会・都立大塚病院の3者において締結した。

（「新型コロナウイルスワクチン接種にかかる後方支援に関する協定」令和3年3月22日）

[令和2年度の主な実績]

- ・令和3年1月15日 池袋保健所に新型コロナウイルスワクチン接種担当課長を設置
- ・令和3年3月 1日 豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター開設
- ・令和3年3月22日 「新型コロナウイルスワクチン接種にかかる後方支援に関する協定」締結
- ・令和3年3月29日 3月期区長記者会見で、豊島区での新型コロナウイルスワクチン接種の概要について報告

[6] エイズ・性感染症対策

エイズ（AIDS:acquired immunodeficiency syndrome、後天性免疫不全症候群）は、HIV(Human Immunodeficiency Virus ヒト免疫不全ウイルス)が感染して、人の免疫機能の中心的な役割を担っているCD4リンパ球(白血球の一種)が次々に破壊される病気である。

AIDS知ろう館を拠点とした感染予防、偏見・差別の解消のための普及・啓発活動やHIVおよび性感染症の検査・相談等を行なっている。

(1) AIDS知ろう館（豊島区池袋保健所AIDS知ろう館の団体利用に関する要綱）

エイズに関する図書、資料等を閲覧・貸し出し、国内外の行政機関や教育機関、学生等の視察・研修を受け入れている。

□経緯

時 期	内 容
平成 6年10月 3日	旧池袋保健所1階（84.00㎡）に開設
平成10年12月28日	現池袋保健所1階（88.39㎡）に移転
平成18年11月 1日	建物面積を56.57㎡に縮小
平成27年 5月 7日	鬼子母神plusを併設
令和元年10月15日	池袋保健所仮庁舎へ（73.5㎡）

(2) 東京都エイズ啓発拠点事業「ふぉー・てぃー」

東京都の平成18年度エイズ啓発拠点事業の実施に伴い、平成19年から「AIDS知ろう館」に東京都エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」を開設。（平成18年度は試行実施）

スタッフが常駐し、平日は午後2～7時、土日・祝日は午後1～6時に開設している。事業内容として、若者の相談、学習支援、予防啓発、館内イベント開催、NPO活動支援を実施している。

□「ふぉー・てぃー」事業実績

区分 年度	来館者数 (人)	見学		電話件数 (件)	相談件数 (件)	出張 ふぉー・てぃー		成人式資材配布数 (部)
		件数 (件)	人数 (人)			実施回数 (回)	人数 (人)	
29	1,492	21	114	133	8,098	47	520	
30	1,149	6	55	115	5,940	60	436	
元	1,018	8	54	170	5,218	69	289	
2	614	6	28	59	4,590	31	57	

(3) 健康教育

HIV感染者・エイズ患者が増加する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっている。
平成12年度から学校保健と連携しながらエイズや性感染症に関する健康教育を実施している。

区分 年度	参加人数 (人)	対 象 校			
		小学校	中学校	高等学校	大学
28	582		5		
29	773		7		
30	698		7		
元(※)					
2(※)					

(※) 令和元・2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(4) その他の啓発活動

- ・ 広報としま特集号 (HIV検査普及週間、エイズ予防月間)
- ・ エイズ予防月間に中央図書館内で世界エイズデーポスターなど展示

区分 年度	AIDS知ろう館 通信配布 (冊)	成人の日式 典にて メッセージ カード配布 (部)	HIV啓発用 クリア ファイル 配布 (冊)	がんイベント・ エイズフェス イベントでの メッセージ カード配布 (人)	エイズ講演会 (隔年で実施) (人)	区立小中学校 養護教諭との 情報交換会 (年2回開催) (人)	梅毒 普及啓発 チラシ配布 (部) (生活習慣病 予防健診、 女性の 骨太健診、 通知に同封)
28	45	850	600	フェス 120		30	17,512
29	15	982	566	フェス 70	25 (※)	28	17,910
30	100	1,000	538	フェス 46		28	17,830
元	80			フェス 74		28	17,947
2	30						17,475

(※) 平成29年度「子宮頸がんと様々な性感染症」

(5) HIV（エイズ）および性感染症検査・相談

エイズ・性感染症に関する電話相談・来所相談は随時実施している。

また、月に1回、匿名・無料・予約制でHIV検査・相談を実施している。通常検査時には、希望者に対する性感染症検査として、クラミジア検査、梅毒検査、淋病検査を実施している。平成24年度から、受けやすい検査体制として、エイズ予防月間中の土曜日に、HIV即日検査を実施している。

□エイズ相談件数

(単位：人)

区分 年度	電話相談			来所相談			相談 合計
	男	女	計	男	女	計	
28	25	14	39	626	372	998	1,037
29	23	2	25	598	424	1,022	1,047
30	21	5	26	620	469	1,089	1,115
元	3	0	3	554	394	948	951
2	6	0	6	238	145	383	389

□HIV通常検査

区分 年度	回数 (回)	受診者（人）			陽性者（人）			陽性者率（%）		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
28	9	274	166	440	2	0	2	0.7	0.0	0.5
29	9	253	191	444	3	0	3	1.2	0.0	0.7
30	9	274	221	495	2	0	2	0.7	0.0	0.4
元	8	241	174	415	1	0	1	0.4	0.0	0.2
2	7	120	72	192	0	0	0	0.0	0.0	0.0

□HIV即日検査

区分 年度	回数 (回)	受診者（人）			陽性者（人）			陽性者率（%）		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
28	3	86	39	125	0	0	0	0.0	0.0	0.0
29	3	90	47	137	2	0	2	2.2	0.0	1.5
30	3	85	43	128	0	0	0	0.0	0.0	0.0
元	3	83	54	137	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	3	34	24	58	1	0	1	2.9	0.0	1.7

□クラミジア検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性者率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
28	9	266	153	419	6	9	15	2.3	5.9	3.6
29	9	251	181	432	7	24	31	2.8	13.3	7.2
30	9	266	212	478	16	23	39	6.0	10.8	8.2
元	8	229	160	389	7	19	26	3.1	11.9	6.7
2	7	115	70	185	9	3	12	7.8	4.3	6.5

□梅毒検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性者率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
28	9	265	161	426	5	1	6	1.9	0.6	1.4
29	9	252	189	441	4	3	7	1.6	1.6	1.6
30	12	352	262	614	6	3	9	1.7	1.1	1.5
元	11	319	223	542	8	0	8	2.5	0.0	1.5
2	10	153	96	249	8	0	8	5.2	0.0	3.2

□淋病検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性者率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
28	9	264	152	416	0	0	0	0.0	0.0	0.0
29	9	251	181	432	0	3	3	0.0	1.7	0.7
30	9	266	212	478	0	0	0	0.0	0.0	0.0
元	8	229	161	390	1	0	1	0.4	0.0	0.3
2	7	115	70	185	0	0	0	0.0	0.0	0.0

(注) 平成28年度から淋病検査を実施。

[7] 先天性風しん症候群予防対策事業

平成24年から25年に20～40代の男性を中心に全国で大規模発生がみられ、都内・区内でも大きな流行となった。これに伴い、都内では16人の先天性風しん症候群の患者が発生した（区内は発生なし）。

先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性等を対象に風しん抗体検査費用を全額助成し、風しん感受性者への予防接種費用を全額助成している。

予防接種の実績は、18.予防接種 [2]任意予防接種の助成 先天性風しん症候群対策を参照。

□風しん抗体検査費用助成実績

(単位：人)

年度	区分	妊娠を希望する女性	妊娠を希望する女性又は風しん抗体価が低い妊婦のパートナー又は同居者	合計
28		744	375	1,119
29		668	321	989
30		1,860	1,599	3,459
元		1,131	838	1,969
2		376	517	893

□風しん抗体検査結果：風しん抗体価が低い者（感受性者）数

(単位：人)

年度	区分	(再掲) 年 齢 (歳)								
		19以下	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50以上	
28	合計	356	1	21	130	126	43	23	10	2
	女性	228	0	19	87	88	23	9	2	0
	男性	128	1	2	43	38	20	14	8	2
29	合計	322	3	29	102	110	54	19	5	0
	女性	214	3	29	74	69	34	5	0	0
	男性	108	0	0	28	41	20	14	5	0
30	合計	1,289	3	44	342	505	200	130	39	26
	女性	709	3	41	221	296	94	36	7	11
	男性	580	0	3	121	209	106	94	32	15
元	合計	756	2	36	178	279	119	61	32	49
	女性	457	2	35	104	178	72	22	15	29
	男性	299	0	1	74	101	47	39	17	20
2	合計	381	0	6	75	185	73	17	12	13
	女性	164	0	5	31	82	38	6	2	0
	男性	217	0	1	44	103	35	11	10	13

(注1) 風しん抗体価が低い者（感受性者）：HI抗体価が16倍以下、EIA価8.0未満の方

(注2) 本対策の予防接種実績は、18. 予防接種 [2]任意予防接種の助成 (3)先天性風しん症候群対策を参照。

17. 肝炎対策

肝炎対策は、平成18年度から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき保健所で肝炎ウイルス検査を実施している。また、フィブリノーゲン製剤問題を契機として、平成20年度から、緊急肝炎ウイルス検査を開始した。

肝炎の予防・早期発見の推進、肝炎医療の促進及び研究の推進等を基本的施策として「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）が制定され、平成22年1月から施行された。

[1] 検査事業

(1) B型・C型肝炎ウイルス検査事業

池袋保健所では、平成18年11月から16歳以上の区民を対象にB型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。また、20歳以上で平成14年度以降検査を受けたことがない方には、区内指定医療機関で豊島区B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

□ B型・C型肝炎ウイルス検査（池袋保健所で実施） (単位：人)

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
28	652	7	2
29	700	7	0
30	692	4	1
元	634	4	1
2	431	1	0

□ 豊島区B型・C型肝炎ウイルス検査（区内指定医療機関で実施） (単位：人)

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
28	650	9	4
29	483	5	1
30	334	4	1
元	365	5	2
2	415	5	1

(2) B型・C型肝炎ウイルスに関する健康相談

B型肝炎ウイルス検査結果で陽性、又はC型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高いと判断された者に対して、専門医療機関への受診や療養上の指導・相談・医療費助成の案内及び肝炎手帳の配布をしている。

□ 相談件数 (単位：件)

区 分 年 度	相談件数	内 訳	
		面接	電話・文書
28	73	8	65
29	20	6	14
30	23	3	20
元	27	7	20
2	7	1	6

[2] 医療費助成

(1) B型・C型ウイルス肝炎医療費助成制度

国及び東京都では、B型・C型ウイルス肝炎の治癒を目的として、インターフェロン治療を必要とする方に対し医療費等を助成し負担軽減を図っており、区はその申請受付等の経由事務を担当している。

【肝炎対策の経過】

- 平成14年10月 1日：B・C型ウイルス肝炎入院医療費助成開始。
- 平成19年 9月30日：B・C型ウイルス肝炎入院医療費助成の新規受付終了。(3年の経過措置あり)
- 平成19年10月 1日：C型肝炎のインターフェロン治療医療費助成開始。
- 平成20年 4月 1日：B型肝炎のインターフェロン治療医療費助成開始。
- 平成22年 4月 1日：肝炎対策基本法施行。B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度が拡充。
- ・自己負担限度額の引下げ
 - ・B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加
 - ・利用回数の制限緩和 (C型肝炎インターフェロン治療で一定の要件を満たす場合、2回目の利用も可)
- 平成23年 9月26日：B型慢性肝炎のペグインターフェロン治療医療費助成及び、B型慢性肝炎のインターフェロンの2回目の利用が可能。
- 12月26日：C型慢性肝炎のペグインターフェロン・リバビリン・テラプレビル3剤併用療法 (助成期間7か月・認定基準を満たした肝臓専門医療機関にて実施可) を1回のみ助成開始。
- 平成25年12月 4日：C型慢性肝炎のペグインターフェロン・リバビリン・シメプレビル3剤併用療法 (助成期間7か月・認定基準を満たした肝臓専門医療機関にて実施可) を1回のみ助成開始。
- 平成26年 5月23日：B型慢性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療の新薬 (テノホビル ジソプロシキルフマル塩酸錠) の助成開始。
- 9月19日：C型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療 (助成期間7か月・認定基準を満たした肝臓専門医療機関にて実施可) を助成開始。
- 9月19日：セログループ2のC型肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法 (助成期間7か月・認定基準を満たした肝臓専門医療機関にて実施可) を助成開始。
- 11月25日：C型慢性肝炎に対するペグインターフェロン、リバビリン及びバニプレビル3剤併用療法 (助成期間：7か月) を助成開始。
- 12月15日：プロテアーゼ阻害剤再治療におけるプロテアーゼ阻害剤の順序制限が撤廃。
- 平成27年 3月20日：インターフェロン適格未治療例及び前治療再燃例に対するインターフェロンフリー治療 (助成期間7か月) を助成開始。
- 6月 9日：インターフェロンフリー治療ソホスブビル及びリバビリン併用療法 (助成期間4か月) を助成開始。
- 9月10日：インターフェロンフリー治療レジパスビル／ソホスブビル配合錠 (助成期間4か月) を助成開始。
- 11月26日：インターフェロンフリー治療オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤 (助成期間4か月) を助成開始。
- 12月 1日：インターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンフリー治療 (再治療) を助成開始。
- 平成28年 9月28日：インターフェロンフリー治療 (オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤及びリバビリン (レベトールカプセル200mgに限る。)) 併用療法) を助成開始。
- 11月18日：インターフェロンフリー治療 (エルバスビル及びグラゾプレビル併用療法) を助成開始。
- 平成29年 2月15日：インターフェロンフリー治療 (ダクラタスビル塩酸塩・アスナプレビル・ベクラブビル塩酸塩配合錠による治療) を助成開始。

- 2月25日：核酸アナログ製剤治療（テノホビル アラフェナミドフマル酸塩錠による治療）を助成開始。
- 4月19日：セログループ1（ジェノタイプ1）又はセログループ2（ジェノタイプ2）のいずれにも該当しない場合のインターフェロンフリー治療（ソホスブビル・リバビリン併用療法）を助成開始。
- 6月16日：B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療（エンテカビル水和物錠の後発品であるエンテカビル錠、下記の12種類）を助成開始。
- 11月22日：C型慢性肝炎及びChild-Pugh Aの代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療（グレカプレビル水和物・ピブレンタスビル配合剤による治療）を助成開始。
- 平成30年 2月16日：セログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎及びChild-Pugh Aの代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療（レジパスビル・ソホスブビル配合錠による治療）を助成開始。
- 令和2年 4月 1日：C型ウイルス肝炎ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法が助成対象外となる。

□ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成申請件数

(単位：件)

区 分	B型ウイルス肝炎治療 医療費助成		C型ウイルス肝炎治療医療費助成		
	インター フェロン 製剤治療	核酸 アナログ 製剤治療	インター フェロン 製剤治療	C型ウイルス肝炎ペグインター フェロン、リバビリン及び プロテアーゼ阻害剤3剤併用 療法 (※)	インター フェロン フリー治療
年 度					
28	3	143	0	0	88
29	5	164	0	0	53
30	3	152	0	0	47
元	3	158	0	0	32
2	1	79	0		25
内 訳	池 袋	0	63	0	19
	長 崎	1	16	0	6

(※)プロテアーゼ阻害剤とはテラプレビル・シメプレビル・パニプレビルの3剤を示す。件数については3剤の合計数

(2) 身体障害者手帳

平成21年12月に身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則が改正になり、平成22年度から肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付を開始した。

(身体障害者手帳の受付は障害福祉課で実施)

18. 予 防 接 種

[1] 定期予防接種（予防接種法）

感染症の発生及びまん延を予防するため、法令で定められた疾病（ポリオ・ジフテリア・百日せき・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib・小児の肺炎球菌・ヒトパピローマウイルス・インフルエンザ）の予防接種を行なっている。対象者に通知し、区内契約医療機関で実施している。

平成24年9月1日から不活化ポリオワクチンの導入に伴い、経口ポリオ生ワクチン（春・秋実施）集団接種は定期予防接種外となった。また、11月1日からはDPT-IPVの四種混合ワクチン、平成25年4月1日からはHib、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、平成26年10月1日からは、水痘（みずぼうそう）、高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種化された。平成28年10月1日からはB型肝炎ワクチンが定期接種化された。平成31年2月1日から風しん第5期が追加された。令和2年10月1日からロタウイルスワクチンが追加された。

予防接種法令等の改正（平成22年度以降について記載）

対象疾病(ワクチン)	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2			
結核	BCG												【26.4.1】個別接種化		
ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) ポリオ (OPV,IPV)	三種混合(DPT)												【26.12.4通知】 ワクチン製造中止	【28.7.15】国内の ワクチン有効期限切れ	【30.1.29】 ワクチン再販
	四種混合(DPT-IPV)												【24.11.1】四種混合ワクチンの導入		
	生(OPV)												年2回集団接種 (24年8月末終了)		
	不活化(IPV)												【24.9.1】不活化ポリオワクチンの導入		
麻しん 風しん	1期 2期														
	3期 4期												3期・4期の追加(平成20～24年度の時限措置)		
	風しん5期												(令和元年度～令和3年度の時限措置)		
日本脳炎 (新ワクチン)	1期	17.5.30～											【22.4.1】再開:新ワクチン接種		
	2期	接種差し控え											【22.8.27】再開:新ワクチン接種		
Hib感染症													【22.4.1】任意接種一部助成	【25.4.1】定期接種化	
小児用肺炎球菌													【23.4.1】任意接種一部助成	【25.4.1】定期接種化	
水痘(水ぼうそう)													【24.4.1】任意接種一部助成	【26.10.1】定期接種化	
おたふくかぜ													【24.4.1】任意接種一部助成	【28.4.1】 全額助成	
ロタウイルス													【30.4.1】 任意接種一部助成	【R2.10.1】 定期接種化	
ヒトパピローマウイルス	子宮頸がん 予防												【22.11.26】中学1年生に任意接種 全額助成22・23年度のみ中学1～3年生	【25.4.1】定期接種化 【25.6.14】接種差し控え	
B型肝炎ウイルス													【27.4.1】 任意接種 全額助成	【28.10.1】 定期接種化	
高齢者肺炎球菌													【21.4.1】 任意接種一部助成 (75歳以上内部疾患者)	【23.4.1】75歳以上に任意接種一部助成	【26.10.1】定期接種化

凡例		定期予防接種
		定期予防接種(改正後)
		任意予防接種

□定期予防接種一覧

対象疾病（ワクチン）		予防接種法による対象年齢	通知の対象年齢
結核	BCG	1歳に至るまで	生後2か月に達した者 (生後1か月の月末に通知)
ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) 急性灰白髄炎 (ポリオ/P)	不活化ポリオ[1期初回]	生後3か月以上 7歳半に至るまで	—
	不活化ポリオ[1期追加]		
	DPT[1期初回]	生後3か月以上 7歳半に至るまで	—
	DPT[1期追加]		
	DPT-IPV[1期初回]	生後3か月以上 7歳半に至るまで	生後2か月に達した者 (生後1か月の月末に通知)
	DPT-IPV[1期追加]		
	DT[第2期]	11歳以上13歳未満	11歳の誕生月翌月に通知
麻しん 風しん	麻しん・風しん混合 MR[1期]	1歳以上2歳に至るまで	生後11か月に達した者 (1歳の誕生月の前月末に通知)
	麻しん・風しん混合 MR[2期]	5歳以上7歳未満で、 小学校就学前の1年間 (就学前年度4/1~3/31)	小学校就学の1年前に通知
	風しん[5期] 令和3年度末までの 時限措置	昭和37年4月2日から昭和54 年4月1日に生まれた男性	令和元年5月に昭和47年4月2 日から昭和54年4月1日生まれ の男性に、令和2年3月に昭和37 年4月2日から昭和54年4月1 日生まれの男性に通知
日本脳炎	1期初回	生後6か月以上 7歳半に至るまで	3歳に達した者 (3歳児健診通知に同封)
	1期追加		
	2期	9歳以上13歳未満	9歳の誕生月翌月に通知
Hib感染症	1期初回	生後2か月以上 5歳に至るまで	生後2か月に達した者 (生後1か月の月末に通知)
	1期追加		
肺炎球菌感染症 (小児)	1期初回	生後2か月以上 5歳に至るまで	生後2か月に達した者 (生後1か月の月末に通知)
	1期追加		
水痘 (みずぼうそう)	—	1歳以上3歳に至るまで	生後11か月に達した者 (1歳の誕生月の前月末に通知)
B型肝炎	—	1歳に至るまで	生後2か月に達した者 (生後1か月の月末に通知)
ロタウイルス ワクチン	1価	生後24週0日まで	生後2か月に達した者 (生後1か月の月末に通知)
	5価	生後32週0日まで	
ヒトパピローウイルス 感染症	(子宮頸がん予防)	12歳となる日の属する年度 の初日から16歳となる日の 属する年度の末日までの間に ある女子	中学1年生の女子 ※積極的勧奨差し控え
肺炎球菌感染症 (高齢者)	令和5年度まで 経過措置	対象年度期間内	今年度65歳,70歳,75歳,80歳, 85歳,90歳,95歳,100歳に達し た者、60~64歳の特定疾患のあ る者
高齢者 インフルエンザ	接種期間 10月1日から1月31日	65歳以上 (特定疾病者は60歳以上)	12月末現在で65歳に達する者

(1) BCG、DPT/DT、ポリオ (IPV)、DPT-IPV

□実績

(単位：人)

年度	区分	BCG	三種混合 (DPT)		二種 混合 (DT)	不活化ポリオ (IPV)		四種混合 (DPT - IPV)	
			1 期初回	1 期追加	2 期	1 期 初回	1 期 追加	1 期 初回	1 期 追加
28	対象者(延)	2,207			1,394			6,621	2,207
	実施者(計)	2,039	0	0	753	13	66	6,253	1,909
	接種率(%)	92.4			54.0			94.4	86.5
29	対象者(延)	2,205			1,495			6,615	2,205
	実施者(計)	2,024	0	0	566	21	48	6,225	1,926
	接種率(%)	91.8			37.9			94.1	87.3
30	対象者(延)	2,141			1,552			6,423	2,141
	実施者(計)	1,967			707	6	25	6,102	2,018
	接種率(%)	91.9			45.6			95.0	94.3
元	対象者(延)	2,044			1,582			6,132	2,044
	実施者(計)	2,024			914	0	5	6,117	1,976
	接種率(%)	99.0			57.8			99.8	96.7
2	対象者(延)	1,976			1,607			5,928	1,976
	実施者(計)	1,869			1,103	0	2	5,573	1,973
	接種率(%)	94.5			68.6			94.0	99.8

(注1) 四種混合ワクチン (DPT-IPV) は平成24年11月1日から開始。

(注2) BCGは平成26年度から区内医療機関での個別接種とした。

(2) 日本脳炎、高齢者インフルエンザ

□実績

(単位：人)

年度	区分	日本脳炎						インフルエンザ (高齢者)
		1 期初回 (7 歳 6 か月に至 るまで)	1 期追加 (7 歳 6 か 月に至る まで)	1 期初回 (7 歳 6 か 月～20 歳 未満)	1 期追加 (7 歳 6 か 月～20 歳 未満)	2 期 (9 歳～ 13 歳未 満)	2 期 (13 歳～ 20 歳未 満)	
28	対象者(延)	3,722	1,861			1,515		58,515
	実施者(計)	3,569	1,300	142	161	792	302	24,351
	接種率(%)	95.9	69.9			52.3		41.6
29	対象者(延)	3,758	1,879			1,567		58,630
	実施者(計)	3,568	1,308	135	152	820	228	21,733
	接種率(%)	94.9	69.6			52.3		37.1
30	対象者(延)	3,564	1,782			1,632		58,574
	実施者(計)	4,005	1,669	115	192	1,027	310	24,375
	接種率(%)	112.4	93.7			62.9		41.6
元	対象者(延)	4,174	2,087			1,653		58,253
	実施者(計)	3,784	1,760	140	110	1,136	245	25,702
	接種率(%)	90.7	84.3			68.7		44.1
2	対象者(延)	3,974	1,987			1,663		57,912
	実施者(計)	3,690	1,657	167	157	1,113	271	37,063
	接種率(%)	92.8	83.3			66.9		64.0

(注1) 日本脳炎については、平成21年に新ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)が承認され、平成22年4月1日から3歳に対して、第1期の積極的勧奨が再開された。平成22年8月27日からは第2期でも新ワクチンの接種が可能となり、同時に第2期の対象年齢で第1期接種完了していない方について、第1期の接種が可能となった。

平成23年5月20日からは、積極的勧奨の差し控えにより予防接種の機会を逸した者(平成7年6月1日生まれから平成19年4月1日生まれまでの者)のうち7歳6か月以上9歳未満および13歳以上20歳未満の者についても、定期の予防接種の対象となった。

平成25年4月1日からは、平成7年4月2日生まれから平成7年5月31日生まれまでの者が、積極的勧奨の差し控えによる予防接種の機会を逸した者として追加された。

(注2) 平成28年4月1日から、平成19年4月2日生まれから平成21年10月1日生まれの者は、9歳から13歳未満の間に1期の不足分を定期予防接種として接種できるようになった。

(3) 麻しん風しん (MR)

□実績

(単位：人)

年度	区分	麻しん風しん混合 (MR)			(再掲) 未接種者個別勧奨		
		対象者 (延)	実施者 (計)	接種率 (%)	勧奨者 (A)	勧奨後 接種者 (B)	接種率 (A)/(B) (%)
28	1 期	2,039	1,994	97.8			
	2 期	1,647	1,478	89.7	593	314	53.0
	風しん		1				
29	1 期	2,097	1,924	91.8			
	2 期	1,701	1,503	88.4	549	311	56.6
	風しん		2				
30	1 期	2,086	2,049	98.2			
	2 期	1,729	1,593	92.1	481	256	53.2
	風しん		0				
元	1 期	2,087	1,994	95.5			
	2 期	1,798	1,624	90.3	524	266	50.8
	風しん		0				
2	1 期	1,922	1,893	98.4			
	2 期	1,849	1,685	91.1	469	237	50.5
	風しん		0				

(注) 麻しん・風しん混合ワクチン2期未接種者(12月までの未接種者及び23区相互乗り入れによる接種者含む)に対する個別勧奨を2月に実施している。

(4) H i b

□実績

(単位：人)

年度	区分	接種時期	対象者数	実施者数 (計)	接種率 (%)
28		第1回目	2,207	2,079	94.2
		第2回目	2,207	2,070	93.8
		第3回目	2,207	2,077	94.1
		追加	2,207	1,879	85.1
29		第1回目	2,205	2,074	94.1
		第2回目	2,205	2,089	94.7
		第3回目	2,205	2,047	92.8
		追加	2,205	1,950	88.4
30		第1回目	2,141	2,065	96.5
		第2回目	2,141	2,048	95.7
		第3回目	2,141	2,049	95.7
		追加	2,141	1,975	92.2
元		第1回目	2,044	1,988	97.3
		第2回目	2,044	2,004	98.0
		第3回目	2,044	1,963	96.0
		追加	2,044	1,857	90.9
2		第1回目	1,976	1,779	90.0
		第2回目	1,976	1,843	93.2
		第3回目	1,976	1,952	98.7
		追加	1,976	2,056	104.0

(注) 平成22年4月から平成25年3月まで、インフルエンザ菌b型による感染症(髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、咽頭蓋炎、肺炎及び骨髄炎など)の予防を目的として、一部助成を行っていた。平成25年4月から、定期予防接種となった。

(5) 肺炎球菌（小児）

□実績

（単位：人）

年度	区分	接種時期	対象者数	実施者数 （計）	接種率 （％）
28		第1回目	2,207	2,078	94.2
		第2回目	2,207	2,079	94.2
		第3回目	2,207	2,074	94.0
		追加	2,207	1,873	84.9
29		第1回目	2,205	2,086	94.6
		第2回目	2,205	2,092	94.9
		第3回目	2,205	2,047	92.8
		追加	2,205	1,953	88.6
30		第1回目	2,141	2,069	96.6
		第2回目	2,141	2,056	96.0
		第3回目	2,141	2,056	96.0
		追加	2,141	1,985	92.7
元		第1回目	2,044	2,003	98.0
		第2回目	2,044	2,034	99.5
		第3回目	2,044	2,037	99.7
		追加	2,044	1,958	95.8
2		第1回目	1,976	1,777	89.9
		第2回目	1,976	1,832	92.7
		第3回目	1,976	1,895	95.9
		追加	1,976	1,985	100.4

（注）平成23年4月から肺炎球菌による肺炎及び重症合併症（細菌性髄膜炎など）を予防する目的で一部助成を行っていた。平成25年4月から定期予防接種となった。

(6) 子宮頸がん予防

□実績

（単位：人）

年度	区分	接種件数（延数）			
		1回目	2回目	3回目	合計
28		1	2	3	6
29		12	7	4	23
30		13	10	8	31
元		49	42	28	119
2		238	189	131	558

（注1）平成22年11月から平成25年3月まで、接種推奨年齢にあたる中学1年生（平成22年度に限り中学1・2・3年生）の女子に対して、接種費用を区で負担していた。平成25年4月から定期予防接種となった。

（注2）平成25年6月14日の子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えについての勧告以降、個別の接種勧奨は行っていない。

（注3）令和2年10月9日の子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えについての勧告の改正に伴い、子宮頸がんの定期接種に関する情報提供として、周知はがきを送付している。

(7) 水痘（みずぼうそう）

□実績

（単位：人）

区分 年度		対象者数	接 種 時 期					接種率 (%)
			1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 小学校就学前	
28	1回目	2,039	2,002	42				100.2
	2回目	2,039	1,497	299				88.1
29	1回目	2,097	1,905	307				105.5
	2回目	2,097	1,270	264				73.2
30	1回目	2,086	1,923	10				92.7
	2回目	2,086	1,649	246				90.8
元	1回目	2,087	1,859	19				90.0
	2回目	2,087	1,628	213				88.2
2	1回目	1,922	1,882	18				98.8
	2回目	1,922	1,675	226				98.9

（注1）平成24年4月から平成26年9月30日まで水痘-帯状疱疹ウイルスによる感染症を予防するワクチン接種を、対象者に対し一部助成を行っていた。対象者は、区内に在住し、1歳以上7歳未満で、小学校就学前の3月末日までの乳幼児。助成は1人につき1回。

（注2）平成25年度から、新宿区と相互乗り入れを実施（新宿区医師会と契約）。

（注3）平成26年度は9月30日までは任意予防接種。平成26年10月1日から定期予防接種（期間：1歳以上3歳未満、2回接種）となった。

（注4）平成26年度は経過措置として、1歳以上3歳に至るまでの児は2回接種、3歳以上5歳に至るまでの児は1回接種。

(8) ロタウイルス

令和2年10月1日からロタウイルスによる感染症を予防するワクチン接種を定期化している。ロタウイルスワクチン接種の費用を助成することにより、任意の予防接種を勧めることを目的とする。

対象者は、区内に在住し、平成30年4月1日以降に生まれ、1価の場合生後6週から24週0日、5価の場合生後6週から32週0日までの乳児。助成は1価の場合2回、5価の場合3回。

□実績

区分 年度	ワクチン名	対象者	1回目	2回目	3回目	接種率 (%)
2	ロタリックス（1価）	1,139	310	267		63.4
	ロタテック（5価）		525	440	345	

(9) 肺炎球菌（高齢者）

平成21年度から肺炎が要因で死亡するリスクの高い75歳以上の高齢者のうち、肺炎球菌に感染した時に重症化しやすい、慢性の疾患や特定の疾病を有する高齢者に対して、1人につき1回の肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を行なっている。これは肺炎のり患及び重症化の予防及び肺炎球菌ワクチン接種の費用を助成することにより任意の予防接種を勧めることを目的とする。

平成23年度から、対象者を区内在住の75歳以上全員に拡大するとともに5年に1回の助成とした。ただし前回の接種日から5年を経過していない場合は対象としない。

平成26年10月1日から定期予防接種となり、生涯に1回の接種を対象としている。定期接種対象者は①65歳の者②60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者である。なお、令和5年度までは経過措置として、その年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者が対象となっている。

□実績

(単位：人)

年度	区分	対象者数	実施件数			接種率 (%)	
			総数	一部助成	全額助成		
28		28年度65歳,70歳,75歳,80歳,85歳,90歳,95歳,100歳に達した者	11,387	3,304	3,142	162	29.0
29		29年度65歳,70歳,75歳,80歳,85歳,90歳,95歳,100歳に達した者	12,585	3,688	3,539	149	29.3
30		30年度65歳,70歳,75歳,80歳,85歳,90歳,95歳,100歳に達した者	12,068	3,336	3,185	151	27.6
元		元年度65歳,70歳,75歳,80歳,85歳,90歳,95歳,100歳に達した者	7,551	1,587	1,501	86	21.0
2		2年度65歳,70歳,75歳,80歳,85歳,90歳,95歳,100歳に達した者	8,872	1,924	1,859	65	21.6

(注1) 生活保護受給者と、中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付金を受給している方は全額助成している。

(注2) 平成26年度は9月30日まで任意予防接種、平成26年10月1日から定期予防接種となった。

(注3) 対象者の中には上記②に該当する60歳以上65歳未満の者を含む。

(10) B型肝炎

平成27年4月1日からB型肝炎ウイルスによる感染症を予防するワクチン接種の助成を行なっている。接種の費用を助成することにより、任意の予防接種を勧めることを目的とする。

対象者は、区内に在住する2か月から1歳に至るまでの乳児で、助成回数は1人につき最大3回。なお、平成27年度に限り、経過措置として2歳に至るまでが対象。

平成28年10月1日より定期接種化された。定期接種の対象者は平成28年4月1日以降に生まれた、生後1歳に至るまでの児。平成28年3月31日以前に生まれた児に対しては、引き続き1歳に至るまで任意接種の助成を行なった。

□実績

(単位：人)

年度	区分	対象者数 (延)	接種回数			接種率 (%)
			1回目	2回目	3回目	
任意	28		1,005	976	1,248	
			1,078	1,108	572	
定期	29	6,615	2,056	2,072	1,969	92.2
	30	6,423	2,033	2,025	1,924	93.1
	元	6,132	1,951	1,958	1,904	94.8
	2	5,928	1,756	1,810	1,858	91.4

(注) 平成28年度の任意接種対象者には、平成28年9月30日までは平成28年4月1日以降に生まれた2か月から1歳に至るまでの児を含む。平成28年10月1日以降は、平成28年3月31日以前に生まれた1歳に至るまでの児のみ。

(11) 定期予防接種費用助成事業

平成28年度から、実施依頼書に基づいて23区外の依頼先にて定期予防接種を受け、依頼先自治体の費用助成がなく実費を負担した場合の費用助成を始めた。

□実績

(単位：人)

年度	区分	助成人数 (延)	内 訳	
			子ども	高齢者
28		108	65	43
29		127	96	31
30		103	87	16
元		93	77	16
2		225	160	65

(12) 風しん[第5期]

平成31年2月1日から令和3年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が定期の予防接種の対象者として追加されることとなった。対象者には抗体検査と予防接種に利用できるクーポン券を送付。まずは抗体検査を受診。検査の結果、十分な抗体がない者が定期予防接種の対象。クーポンの利用により、抗体検査・予防接種とも原則無料で受けることができる。

□実績

(単位：人)

年度	区分	発送件数	風しん 第5期	実施者数	受診率・接種率 (%)
元		18,052	抗体検査	1,836	10.2
			予防接種	406	2.2
2		36,350	抗体検査	2,168	5.9
			予防接種	404	1.1

(注1) 令和元年度の発送対象は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれと希望者。

(注2) 抗体検査の結果、抗体価が低い者が、予防接種の実施対象。

[2] 任意予防接種の助成

(1) 麻しん・風しん予防接種の経過措置

平成18年度から麻しん・風しん予防接種は、混合ワクチン第1期・第2期の2回接種となった。これに伴い、定期を過ぎた2歳から第2期対象以前の未接種者と小学校1年生の未接種者に対し、豊島区独自の経過措置（任意接種の全額助成）を設けた。

また、平成20年度から、第3期（中学1年生相当）第4期（高校3年生相当）の定期予防接種が追加されたことに伴い、平成21年度から中学2年生の第3期末接種者も加え、対象を拡大した。

さらに、平成23年7月11日から、麻しんの感染及び拡大防止を強化するため、定期接種対象者を除く2歳から18歳未満までの定期予防接種未接種者について2回までの助成を行なった。

平成25年3月末をもって第3期・第4期が終了したことに伴い、平成25年4月1日からは、対象を2歳から18歳までに拡大した。

□接種回数

年 齢	所要接種回数
2歳から就学1年前に達する日にいたるまでの間	1回
小学校1学年に相当する年齢から18歳までの間	2回

□実績

(単位：人)

年度	区分	2歳～ 第2期対象以前			小学校1年生 ～18歳まで			小学校1年生～ 6年生			中学校2年生 ～18歳まで		
		麻しん・ 風しん	麻しん	風しん	麻しん・ 風しん	麻しん	風しん	麻しん・ 風しん	麻しん	風しん	麻しん・ 風しん	麻しん	風しん
28		12	0	0	49	0	7						
29		12	0	0	62	1	1						
30		17	0	0	101	0	0						
元		17	0	0	66	0	0						
2		17	0	0	49	0	0						

(2) おたふくかぜ

平成24年4月からムンプスウイルスによる感染症を予防するワクチン接種を、対象者に対し一部助成を行なっている。おたふくかぜワクチン接種の費用を助成することにより、任意の予防接種を勧めることを目的とする。

当初の対象者は、区内に在住し、1歳以上7歳未満で、小学校就学前の3月末日までの乳幼児。助成は1人につき1回。

平成25年度から、新宿区と相互乗り入れを実施（新宿区医師会と契約）。

平成28年度より全額助成となり、対象者が1歳から3歳に至るまでに変更された。ただし、平成28年度に限り経過措置として、7歳未満で小学校就学前の3月末日までの者も対象とした。

□実績

(単位：人)

区分 年度	接 種 時 期						接種率 (%)
	対象者数	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 小学校就学前	
28	2,039	2,024	156	202	170	595	106.9
29	2,097	1,931	77				95.8
30	2,086	2,005	97				100.8
元	2,087	1,968	90				98.6
2	1,922	1,906	72				102.9

(3) ロタウイルス

平成30年4月からロタウイルスによる感染症を予防するワクチン接種を、対象者に対し一部助成を行なっている。ロタウイルスワクチン接種の費用を助成することにより、任意の予防接種を勧めることを目的とする。令和2年10月1日より定期化している。

対象者は、区内に在住し、平成30年4月1日以降に生まれ、1価の場合生後6週から24週0日、5価の場合生後6週から32週0日までの乳児。助成は1価の場合2回、5価の場合3回。

区分 年度	ワクチン名	対象者	1回目	2回目	3回目	接種率 (%)
30	ロタリックス (1価)	2,141	442	409		66.1
	ロタテック (5価)		1,125	984	861	
元	ロタリックス (1価)	2,044	559	551		91.4
	ロタテック (5価)		1,303	1,328	1,304	
2	ロタリックス (1価)	837	287	365		122.2
	ロタテック (5価)		596	695	804	

(注) 定期化後の数値は[1]定期予防接種に計上

(4) 先天性風しん症候群対策

平成 24 年からの風しんの流行により、平成 25 年 4 月から先天性風しん症候群の発生防止を目的とした風しんの予防接種を全額助成で実施している。平成 26 年度から風しんの抗体検査を実施するとともに、抗体価の低い方に予防接種を実施している。

対象者は、本区に住民登録があり、妊娠を希望する女性・妊娠を希望する女性のパートナー又は同居者で風しんの抗体価が低い方、風しんの抗体価が低い妊婦のパートナー又は同居者。

□実績

(単位：人)

区分 年度	対象者	麻疹・風しん混合 (MR)	風しん	合 計
28	男	104	30	134
	女	219	104	323
	合計	323	134	457
29	男	103	20	123
	女	235	127	362
	合計	338	147	485
30	男	530	71	601
	女	748	184	932
	合計	1,278	255	1,533
元	男	283	9	292
	女	524	104	628
	合計	807	113	920
2	男	212	10	222
	女	389	34	423
	合計	601	44	645

(注)風しん抗体検査実績は、16. 感染症対策 [6]先天性風しん症候群予防対策事業を参照。

19. 特定疾病対策

「難病」には明確な定義はなく、国は「特定疾病」に対する対策として取り上げるべき主疾病の範囲について、(1) 希少性 (2) 原因不明 (3) 治療方法未確立 (4) 生活への長期的支援という4つの要件を満たすものとしている。これらのうち、国及び東京都が指定する特定の疾病に対して、都が医療費の助成を行なっている。また、東京都では、小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、定められた対象疾病の治療方法等の情報を今後の治療研究に生かすとともに、その治療にかかった費用（保険適用分）の一部を、公費によって助成している。保健所ではこれらの医療費助成制度等に関する申請の受付（経由事務）を行なっている。

平成25年4月に、障害者総合支援法が施行され、難病等の方も障害福祉サービス等の受給が可能となった。

平成27年1月1日難病患者に対する医療費等に関する法律が施行され、国の特定疾病に110疾患が追加され、費用負担等の大幅な制度改正も行なわれ、生活保護受給者が支援に加えられた。同日、改正児童福祉法が施行され、小児慢性特定疾患医療費助成についても新たに107疾患が追加され、費用負担等の制度改正が行なわれた。

[1] 小児慢性特定疾患医療費助成

(1) 小児慢性特定疾患取扱件数（申請件数）

（単位：件）

区分	年度	28	29	30	元	2 (※2)		
							池袋	長崎
悪性新生物		20	12	19	29	16	10	6
慢性腎疾患		7	8	5	5	0	0	0
慢性呼吸器疾患		12	7	9	12	5	4	1
慢性心疾患		15	14	27	27	16	10	6
内分泌疾患		29	24	23	24	10	10	0
膠原病		1	1	0	4	2	1	1
糖尿病		15	13	8	14	4	2	2
先天性代謝異常		2	5	1	5	5	3	2
血液疾患		3	9	4	6	4	2	2
免疫疾患		2	1	1	1	4	4	0
神経・筋疾患		10	6	5	5	6	4	2
慢性消化器疾患		9	11	9	9	7	5	2
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		1	3	7	5	2	2	0
皮膚疾患(※1)				0	0	0	0	0
骨系統疾患(※1)				3	3	4	3	1
脈管系疾患(※1)				0	0	0	0	0

(※1) 平成30年4月1日の制度改正により追加となった疾患群

(※2) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがなされました。

(2) 小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業

在宅で療養している小児慢性特定疾患医療助成対象者に対し、吸入器、吸引器等の日常生活用具を給付している。

[2] 難病医療費等助成

(1) 難病医療費等助成取扱件数（申請件数）

① 特定疾患治療研究事業対象疾病

(単位：件)

区分		年度							
		28	29	30	元	2(※)	池袋	長崎	
疾病 番号	疾病名	計	19	25	22	20	0	0	0
	スモン		3	3	2	3	0	0	0
	プリオン病（更新申請のみ）		0	0	0	0	0	0	0
	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		0	0	0	0	0	0	0
	重症急性膵炎		0	0	0	0	0	0	0

(※) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがなされました。

② 特殊医療費助成制度対象疾病

(単位：件)

区分		年度							
		28	29	30	元	2(※)	池袋	長崎	
疾病 番号	疾病名	計	685	696	704	659	156	114	42
	人工透析を必要とする腎不全		669	674	682	642	134	96	38
	先天性血液凝固因子欠乏症等		16	22	20	17	22	18	4

(※) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがなされました。

③ 東京都単独事業対象疾病

(単位：件)

区分		年度					2(※3)		
		28	29	30	元	池袋		長崎	
疾病 番号	疾病名	計	695	697	703	663	14	12	2
74	進行性筋ジストロフィー	0	/	/	/	/	/	/	/
765	脊髄空洞症	0	/	/	/	/	/	/	/
都80	原発性骨髄線維症(※2)	6	6	6	10	8	7	1	
81	ネフローゼ症候群	1	/	/	/	/	/	/	
都83	母斑症	0	0	0	0	1	1	0	
84	シェーグレン症候群(※1)	0	/	/	/	/	/	/	
85	多発性嚢胞腎(※1)	1	/	/	/	/	/	/	
86	特発性門脈圧亢進症(※1)	0	/	/	/	/	/	/	
863	原発性硬化性胆管炎(※1)	0	/	/	/	/	/	/	
都866	肝内結石症	3	4	6	1	1	0	1	
87	ミオトニー症候群	2	/	/	/	/	/	/	
都88	古典的特発性好酸球増多症候群(※2)	2	2	2	3	0	0	0	
883	アレルギー性肉芽腫性血管炎(※1)	0	/	/	/	/	/	/	
89	強直性脊椎炎	1	/	/	/	/	/	/	
都91	びまん性汎細気管支炎	9	10	6	5	4	4	0	
93	遺伝性(本態性)ニューロパチー(※1)	0	/	/	/	/	/	/	
都95	遺伝性QT延長症候群	0	0	0	2	0	0	0	
96	先天性ミオパチー	0	/	/	/	/	/	/	
961	成人スティル病(※1)	0	/	/	/	/	/	/	
都97	網膜脈絡膜萎縮症	1	1	1	0	0	0	0	
98	自己免疫性肝炎(※1)	0	/	/	/	/	/	/	

(※1) 平成28年4月1日現在で国の指定難病になった疾病。

(※2) 平成30年1月1日からNo. 都80, No. 都88は病名変更。

(※3) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがなされました。

④指定難病【国疾病】

難病の患者の医療等に関する法律に基づく指定難病(平成27年1月1日施行)

(単位:件)

区分 疾病 番号	疾病名	年度					2(※1)		
		28	29	30	元	計		池袋	長崎
		2,309	2,560	2,549	2595	1,183	821	362	
1	球脊髄性筋萎縮症	3	3	4	2	2	2	0	
2	筋萎縮性側索硬化症	21	23	31	23	14	10	4	
3	脊髄性筋萎縮症	0	1	1	0	0	0	0	
5	進行性核上性麻痺	23	32	33	32	7	5	2	
6	パーキンソン病	256	293	294	301	161	98	63	
7	大脳皮質基底核変性症	13	11	11	9	5	5	0	
8	ハンチントン病	3	3	3	5	2	2	0	
10	シャルコー・マリー・トゥース病	5	4	7	4	0	0	0	
11	重症筋無力症	51	55	67	71	20	17	3	
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	51	62	53	61	20	16	4	
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	8	12	8	7	3	2	1	
15	封入体筋炎	0	0	0	2	0	0	0	
16	クロウ・深瀬症候群	1	1	1	2	0	0	0	
17	多系統萎縮症	14	25	25	21	11	5	6	
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	61	62	63	58	20	13	7	
19	ライソゾーム病	3	8	8	3	2	2	0	
20	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0	0	0	
21	ミトコンドリア病	5	6	3	5	0	0	0	
22	もやもや病	27	24	26	21	8	5	3	
23	プリオン病	1	0	0	1	0	0	0	
25	進行性多巣性白質脳症	0	1	1	1	2	2	0	
28	全身性アミロイドーシス	4	5	4	4	0	0	0	
30	遠位型ミオパチー	0	0	0	1	1	0	1	
34	神経線維腫症	7	24	23	23	9	3	6	
35	天疱瘡	17	10	10	14	8	7	1	
36	表皮水疱症	11	1	2	1	1	1	0	
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	2	3	5	3	3	0	
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	2	0	0	0	0	0	0	
39	中毒性表皮壊死症	1	0	0	0	0	0	0	
40	高安動脈炎	19	23	21	16	17	11	6	
41	巨細胞性動脈炎	0	2	9	6	4	1	3	
42	結節性多発動脈炎	12	11	12	14	5	3	2	
43	顕微鏡的多発血管炎	26	28	32	32	19	15	4	
44	多発血管炎性肉芽腫症	5	9	9	8	3	3	0	
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	20	22	19	18	8	6	2	
46	悪性関節リウマチ	8	10	8	10	3	2	1	
47	バージャー病	9	8	4	2	0	0	0	
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	2	3	4	4	4	0	
49	全身性エリテマトーデス	138	161	176	181	54	35	19	
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	41	45	47	40	16	11	5	
51	全身性強皮症	70	74	71	77	15	12	3	
52	混合性結合組織病	15	16	13	20	6	5	1	
53	シェーグレン症候群	74	64	77	76	51	38	13	
54	成人スチル病	9	12	13	16	13	9	4	

区分	年度	28	29	30	元	2(※1)		
							池袋	長崎
56	ベーチェット病	49	49	44	50	21	17	4
57	特発性拡張型心筋症	40	47	50	43	18	12	6
58	肥大型心筋症	13	26	20	25	8	7	1
59	拘束型心筋症	1	2	1	1	0	0	0
60	再生不良性貧血	20	21	25	24	14	11	3
61	自己免疫性溶血性貧血	1	3	3	4	4	4	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	2	1	2	2	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	41	55	47	35	18	13	5
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0	0	0	0	3	1	2
65	原発性免疫不全症候群	9	6	8	13	1	1	0
66	IgA腎症	14	16	22	31	24	17	7
67	多発性嚢胞腎	18	30	33	36	22	15	7
68	黄色靱帯骨化症	5	8	6	6	5	1	4
69	後縦靱帯骨化症	48	44	56	58	25	13	12
70	広範脊柱管狭窄症	4	4	4	4	1	1	0
71	特発性大腿骨頭壊死症	33	33	28	37	12	6	6
72	下垂体性ADH分泌異常症	7	8	4	6	6	3	3
74	下垂体性PRL分泌亢進症	15	14	9	6	3	3	0
75	クッシング病	2	2	3	4	0	0	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	13	13	13	15	7	5	2
78	下垂体前葉機能低下症	32	38	30	34	12	7	5
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	5	4	7	6	3	3
83	アジソン病	1	3	1	3	0	0	0
84	サルコイドーシス	45	41	30	32	11	9	2
85	特発性間質性肺炎	34	32	36	41	40	25	15
86	肺動脈性肺高血圧症	6	7	9	11	6	6	0
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	8	8	9	8	5	5	0
89	リンパ脈管筋腫症	5	4	4	5	2	2	0
90	網膜色素変性症	60	43	50	56	14	5	9
92	特発性門脈圧亢進症	2	2	2	2	4	1	3
93	原発性胆汁性胆管炎	48	53	61	52	29	20	9
94	原発性硬化性胆管炎	2	2	5	3	3	2	1
95	自己免疫性肝炎	25	26	17	22	11	8	3
96	クローン病	94	131	127	144	55	36	19
97	潰瘍性大腸炎	449	471	425	398	128	101	27
98	好酸球性消化管疾患	1	0	0	0	0	0	0
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	3	1	1	1	0	1
107	若年性特発性関節炎	0	0	0	1	0	0	0
109	非典型性溶血性尿毒症症候群	0	0	0	0	2	2	0
111	先天性ミオパチー	3	2	3	2	0	0	0
113	筋ジストロフィー	16	17	13	11	10	7	3
117	脊髄空洞症	2	1	2	2	2	1	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0	1	1	2	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	1	2	2	4	2	2	0
140	ドラベ症候群	0	0	1	0	1	1	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	1	1	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	1	0	0	0
158	結節性硬化症	1	3	2	3	2	1	1
160	先天性魚鱗癬	0	1	0	0	0	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	1	0	1	1	0

区分	年度	28	29	30	元	2(※1)		
							池袋	長崎
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	9	12	14	11	11	10	1
163	特発性後天性全身性無汗症	1	1	3	0	3	3	0
167	マルファン症候群	1	0	0	0	2	2	0
171	ウィルソン病	2	1	1	4	3	1	2
185	コフィン・シリス症候群	0	0	0	2	5	5	0
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	1	0	0	0	0
201	アンジェルマン症候群	1	1	1	1	0	0	0
209	完全大血管転位症	1	0	0	0	0	0	0
210	単心室症	3	0	0	1	1	1	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	0	0	0	0	0	0
215	ファロー四徴症	0	2	2	1	2	0	2
217	エプスタイン病	1	2	2	4	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	0	1	1	0	0	0	0
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	1	1	0	1	1	0
222	一次性ネフローゼ症候群	37	47	39	47	30	22	8
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0	1	1	3	3	0
224	紫斑病性腎炎	0	0	3	1	4	3	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	2	2	4	1	1	0
228	閉塞性細気管支炎	1	0	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0	1	0	0	1	1	0
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0	2	1	1	1	0	1
235	副甲状腺機能低下症	0	0	1	0	0	0	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	1	1	1	0	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	0	0	1	0	0	0
254	ポルフィリン症	1	2	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	4	2	2	2	0	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	0	0	0	1	0	1
266	家族性地中海熱	0	1	3	3	0	0	0
268	中條・西村症候群	1	2	1	1	0	0	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	1	0	1	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	7	9	13	15	13	12	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2	1	1	1	2	1	1
283	後天性赤芽球癆	1	1	5	2	1	1	0
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0	0	1	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1	3	2	0	2
293	総排泄腔遺残	0	0	0	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	1	0	0	0	2	2	0
300	IgG4関連疾患	4	3	2	3	3	2	1
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0	0	0	1	0	1
303	アッシュャー症候群	0	4	2	2	1	1	0
306	好酸球性副鼻腔炎	17	28	25	32	24	14	10
309	進行性ミオクロームスアテネン		0	0	3	2	0	2
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）		0	2	1	3	3	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病			7	4	2	2	0
332	膠様滴状角膜ジストロフィー				0	0	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群				0	0	0	0

(注1)平成29年4月1日 330疾病に拡大。(注2)平成29年4月1日からNo93は疾病名変更。(注3)平成30年4月1日 331疾病に拡大。(注4)令和元年7月1日 333疾病に拡大。

(※1)令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがされた。

(2) 在宅難病患者の支援（東京都事業）

① 在宅難病患者医療機器貸与事業

在宅で療養している難病患者に対し、吸入器・吸引器を無料で貸し出している。

② 在宅難病患者一時入院事業

難病患者の在宅生活を支えている家族などの介護者が、自身の病気や事故などの理由によって一時的に介護ができなくなった場合等、患者が短期間入院できるように、東京都が都内の病院にベッドを確保している。

□在宅難病患者事業実績

(単位:件)

年度	区分	在宅難病患者医療機器貸与事業			在宅難病患者一時入院事業		
		計	池袋	長崎	計	池袋	長崎
28		5	4	1	5	5	0
29		5	4	1	12	12	0
30		5	4	1	9	9	0
元		5	4	1	5	5	0
2		5	4	1	1	1	0

(3) 福祉サービス

① 難病患者福祉手当

難病患者において年齢や所得などの基準を満たす方へ手当を支給している。（障害福祉課）

② 福祉サービス

必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス等が利用できる。（障害福祉課）

- ・ホームヘルプサービス事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・福祉タクシー券の交付
- ・機能回復助成（はり、きゅう、マッサージ）
- ・重度身体障害者等緊急通報システム
- ・寝具類洗濯乾燥サービス
- ・身体障害者手帳の発行

20. 公害健康被害補償

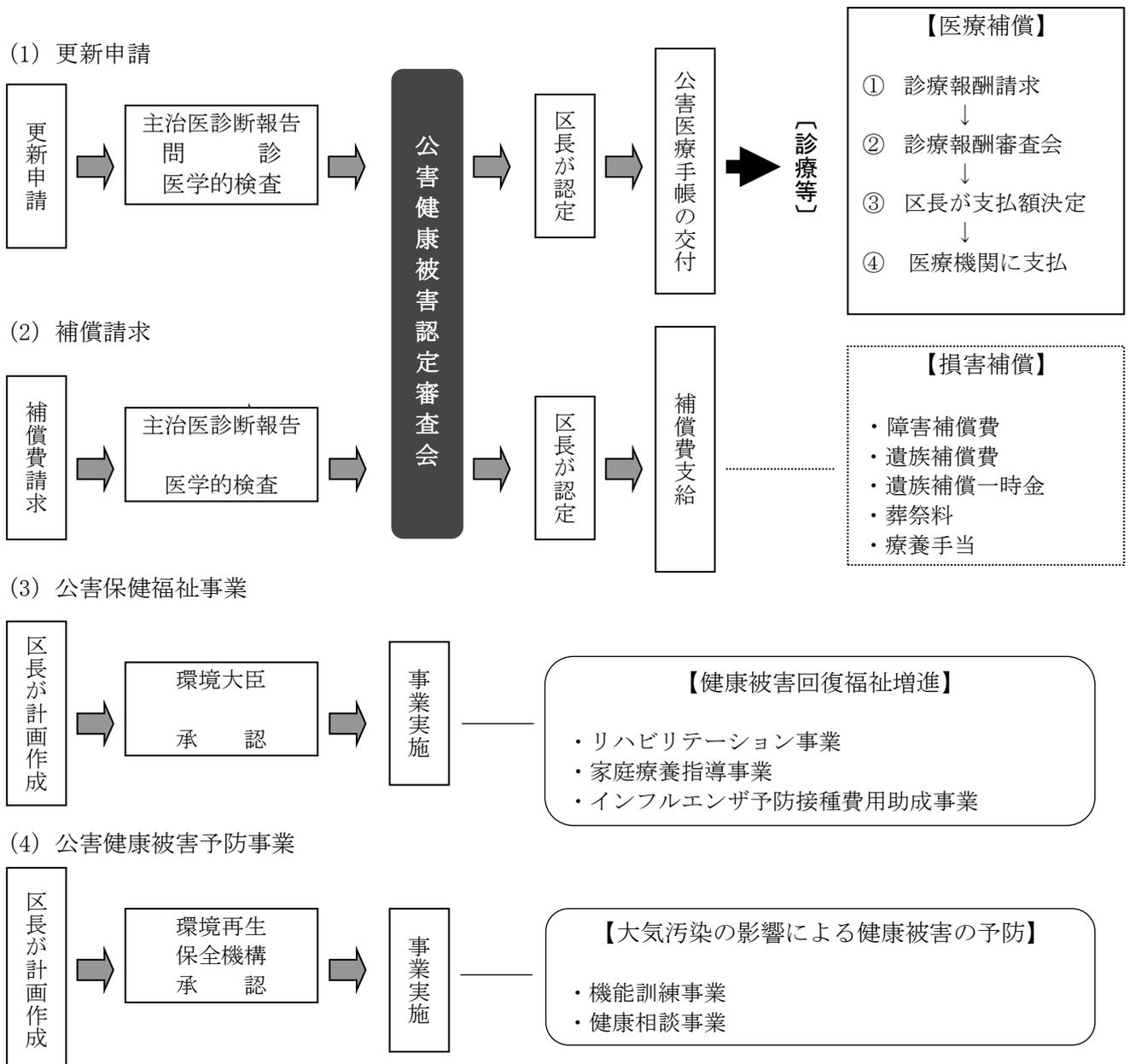
大気汚染又は水質汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行なわれ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日より指定地域が全面解除され、新規の認定が行なわれなくなった。

現在は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、これまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

[1] 認定更新等の仕組み



[2] 認定状況等

(1) 申請・認定件数

年度	区分	転入 (件)	死亡 (件)	治ゆ等 (件)	転出 (件)	被認定者数 (人)
28		8	3	16	2	505
29		6	11	8	6	486
30		7	9	11	5	468
元		1	9	10	6	444
2		7	7	6	5	433

□昭和50年12月19日～令和3年3月31日 累計 (単位：件)

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	435	740	1,358	492

(注) 昭和63年3月1日より、制度改正による新規申請・認定はない。

(2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数 (単位：人)

年度	疾病	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合計
28		0	476	25	4	505
29		0	458	24	4	486
30		0	444	22	2	468
元		0	423	19	2	444
2		0	413	17	3	433

□障害の程度別 被認定者数 (単位：人)

年度	障害の 程度	特級	1級	2級	3級	級外	合計
28		0	0	10	193	302	505
29		0	0	11	184	291	486
30		0	0	10	178	280	468
元		0	0	10	168	266	444
2		0	0	10	161	262	433

□疾病・障害の程度別 被認定者数（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	10	147	256	413
慢性気管支炎	0	0	0	11	6	17
肺気しゅ	0	0	0	3	0	3
合 計	0	0	10	161	262	433

[3] 補償給付実績

年 度	件数・金額	件数（件）	金額（円）
28		10,737	345,876,701
29		10,372	360,056,724
30		9,864	350,476,284
元		9,459	353,724,188
2		8,939	328,896,471

□令和2年度 補償給付実績内訳

区 分	件数・金額	件数（件）	金額（円）
医 療 費		5,937	137,407,231
障 害 補 償 費		2,101	152,733,090
児 童 補 償 手 当		0	0
療 養 手 当		816	19,357,800
遺 族 補 償 費		80	11,820,050
遺 族 補 償 一 時 金		2	6,553,800
葬 祭 料		3	1,024,500
文 書 料 扶 助		0	0
合 計		8,939	328,896,471

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 元年度被認定者数	439 人
中央値	
(B) 医療費総額	137,407,231 円
(B) / (A)	3,130,001 円

[4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区分 年度	公害健康被害 認定審査会			公害健康被害 診療報酬審査会	
	回数 (回)	審査件数 (件)	更新件数 (件)	回数 (回)	審査件数 (件)
28	12	307	146	12	6,716
29	11	363	214	12	6,517
30	11	270	117	12	6,308
元	12	271	125	12	6,017
2	12	322	196	12	5,762

[5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、本区では呼吸リハビリ教室等を実施している。

リハビリテーション事業、家庭療養指導事業

区分 年度	呼吸リハビリ教室		呼吸リハビリフォロー教室		家庭療養 指導
	回数 (回)	参加延人数 (人)	回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
28	2	44	9	65	33
29	2	46	8	51	46
30	2	34	8	29	32
元	2	46	※		44
2	2	34	※		25

※令和元年度より呼吸リハビリ事業は、[6]健康被害予防事業(2)健康相談事業(ぜん息・COPD健康相談)へ移行

インフルエンザ予防接種費用助成事業

年度	接種人数 (人)	金額 (円)
28	173	539,726
29	171	517,300
30	166	508,618
元	160	504,945
2	180	561,510

[6] 健康被害予防事業

昭和63年の大気汚染指定地域解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになった。本区では慢性閉塞性肺疾患及びアレルギー性疾患に関する健康相談、指導を行なうことにより、疾患の予防と患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及や意識の向上を図っている。また、児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康回復を図ることを目的として水泳教室等を実施している。

(1) 健康相談事業

年度	ぜん息講演会		肺年齢測定会		ぜん息・COPD健康相談			
	回数 (回)	参加延人数 (人)	回数 (回)	参加人数 (人)	個別相談		グループワーク	
					回数 (回)	参加延人数 (人)	回数 (回)	参加延人数 (人)
28	7	226	—		—			
29	5	157	—		—			
30	4	151	1	217	—			
元	3	109	1	212	2	3	4	6
2	4	91	1	※	4	4	5	10

※令和2年度の肺年齢測定会は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

(2) 機能訓練事業

□水泳教室

区分 年度	時期	回数 (回)	参加延人数 (人)	対象	場 所
28	5/9 ~ 11/14	20	439	小学1年生(令和 2年度より年長) から中学3年生	雑司が谷温水プール
29	5/8 ~ 11/6	19	340		
30	5/7 ~ 11/12	20	300		
元	5/13 ~ 12/9	19	479		
2	5/11 ~ 11/16	20	※		

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

[7] ぜん息相談等

□ぜん息相談

(単位:人)

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	新型コロナウイルス感染予防の 周知等	計
28	256	154	105		515
29	271	198	111		580
30	210	194	129		533
元	222	258	208		688
2	237	47	50		441

(注) その他とは、医療機関等との調整を含む

(注) 呼吸器疾患のある公害認定患者等に新型コロナウイルスの感染予防の周知と電話等による健康相談を行う

[8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行っており、本区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。18歳以上の新規認定申請は平成27年3月末をもって終了となり、その時点で18歳以上の既認定者については認定の更新は行なうことができるが、平成30年4月より月額自己負担限度額が導入された。

年度	区分	大気汚染被害者認定審査会			各年度末の被認定者数(人)
		回数(回)	審査件数(件)	新規件数(件)	
28		12	773	16	1,667
29		12	800	10	1,536
30		12	600	5	1,344
元		12	598	3	1,174
2		12	505	4	1,114

[9] 石綿健康被害救済事業

(独)環境再生保全機構は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿を原因とする疾病(中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)に罹患した患者で、労災の適用を受けない者を対象に救済給付を実施している。

本区では認定申請及び給付申請の受付事務を行なっている。

年度	区分	申請件数	相談件数
29		1	1
30		2	4
元		2	5
2		0	2

21. 保健師活動

保健師は、個人、家庭、集団及び一定の地域を対象として、対象者のライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、健康の保持増進、社会復帰への支援など地域住民が健康で安心した生活が維持できるよう生活全般に渡り支援を行なっている。（「地域における保健師の保健活動に関する指針」平成25年4月19日 厚労省通知）

また、保健師の活動拠点としては、池袋保健所（健康推進課、長崎健康相談所、地域保健課公害保健グループ・保健事業グループ）の他、高齢者福祉課（基幹型センターグループ、地域ケアグループ、介護予防・認知症対策グループ）、障害福祉課（精神障害者福祉グループ、心身障害者福祉センター）、子育て支援課（子どもの権利グループ）、人事課（職員健康グループ）がある。所属する組織において主体的に自己啓発に努め、最新の保健・医療・福祉・介護等に関する知識及び技術を習得して、保健師活動を適切に行なえる人材を育成するため、平成22年度からは「豊島区保健師新任／現任マニュアル」を作成し活用している。

[1] 保健師業務の内容

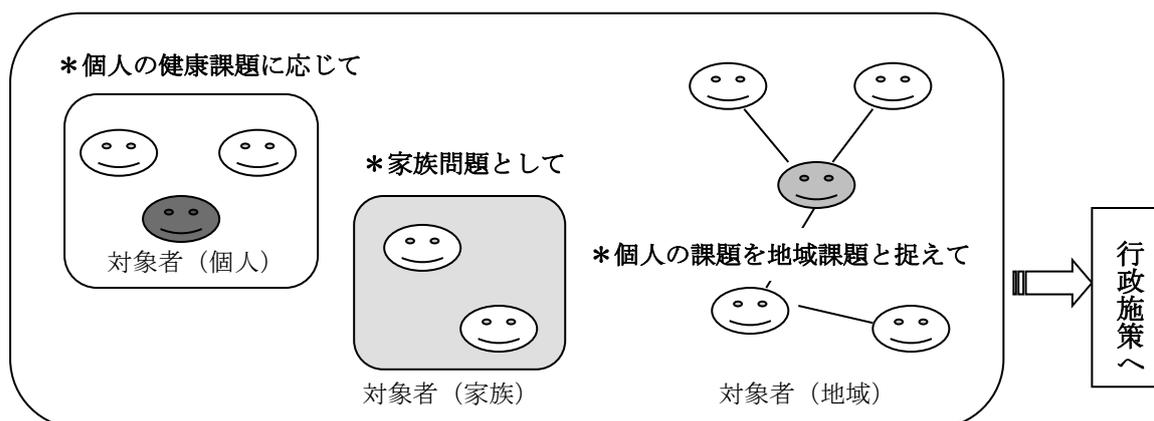
□保健師業務総単位数（保健指導グループ、感染症グループ、精神保健グループ）

区分 年度	地区管理	保健福祉事業	コ ー デ ィ ネ ー ト	教育・研修・ 事務等	合計（単位）
	28	628.5	6,411.5	1,499.5	
29	796.0	6,329.5	1,864.0	1,557.0	10,546.5
30	849.0	6,354.0	2,209.5	1,474.0	10,886.5
元	780.0	6,176.5	1,988.0	1,782.0	10,726.5
2	757.5	6,980.5	2,818.0	1,330.5	11,886.5
池袋	586.0	4,579.0	2,429.0	946.0	8,540.0
長崎	171.5	2,401.5	389.0	384.5	3,346.5

（注）保健師活動は、1日2単位として換算している。（1単位＝4時間）
総単位のうち、58.7%が保健福祉事業となっている。

(1) 地区管理

保健師は地区担当制（受け持ち地区）で活動し、地区の特性を踏まえた健康課題の解決に向けて情報収集・分析・対応・行政施策への反映等の役割を担っている。



- (2) 保健福祉事業：対象者や課題に応じた解決手法にて対応している。
(内訳については別表1、主な事業一覧については別表2を参照。)
- ① 家庭訪問
保健師活動のうち、最も重要な役割として位置づけられる。地区担当保健師として区民の健康に関するさまざまな相談を受け、保健指導を行なっている（内訳については、別表3を参照）。
また、訪問にあたっては、主治医をはじめ関係機関と必要な連絡をとりながら訪問業務に万全を期している。
 - ② 保健指導（随時及び予約による相談）
面接相談、電話相談、文書等による個別相談に応じている。
 - ③ 健康相談
乳幼児健康相談、精神保健福祉相談、生活習慣病予防相談等、相談日を設けて相談及び保健指導を実施している。
 - ④ グループワーク
精神保健や育児、運動等、健康課題を共有したり個人の問題解決にむけてグループ活動をとおして支援している。
 - ⑤ 健康診査
乳幼児健康診査、生活習慣病予防健診、結核健康診断等、個人及び集団を対象とする健康診断にかかわる保健指導を実施している。
 - ⑥ 健康教育
母親学級、子育て講演会、精神保健福祉講演会、出前講座等、健康知識の普及・意識の啓発を実施している。
 - ⑦ 地区組織活動
民生委員、家族会、患者会、ボランティア活動関係者の育成、NPO等自主グループの支援を実施している。
 - ⑧ その他
上記分類に該当しない活動が様々にある。
- (3) コーディネート
- ① 個別会議
支援に関する保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整のための会議：個別事例検討会、サービス調整会議。
 - ② 個別会議以外
個別の支援に関する保健・医療・福祉等の関係機関との連絡・調整。
 - ③ 地域会議
地域ケア体制構築・維持のためのコーディネート等個人のレベルを越えた連絡調整会議。
 - ④ 地域会議以外
- (4) 教育・研修
- ① 研修企画
関係職員、看護学生等の講義等に関する資料作成等。
 - ② 実習生指導
保健師等の学生に対する保健所実習の教育指導。
- (5) 業務管理
保健活動の円滑な推進のために行なう業務。
- (6) 連絡事務
業務に関する連絡や事務。
- (7) 研修参加
業務遂行に必要な技能・知識を得るための研修参加。

□別表1 保健福祉事業（内訳）

（単位：4時間を1単位とする。）

年度	区分	家庭訪問	保健指導	健康相談	グループワーク	健康診査	健康教育	地区組織活動	その他	合計（単位）
28		960.0	2,532.5	629.5	161.0	1,489.0	482.0	134.0	23.5	6,411.5
29		995.5	2,799.5	634.0	92.5	1,174.0	462.5	129.0	42.5	6,329.5
30		1,051.5	2,709.0	483.5	114.5	1,345.5	432.0	151.5	66.5	6,354.0
元		1,001.5	2,769.5	465.0	172.0	1,320.0	317.0	110.0	21.5	6,176.5
2		719.0	3,137.5	553.0	107.0	1,481.0	219.5	47.0	716.5	6,980.5
	池袋	524.0	2,136.0	301.0	59.5	886.0	120.0	5.0	547.5	4,579.0
	長崎	195.0	1,001.5	252.0	47.5	595.0	99.5	42.0	169.0	2,401.5

（注）令和2年度は新型コロナウイルス感染症疫学調査や健康観察のため「その他」が10.2%となっている。

□別表2 主な保健福祉事業一覧

	健康診査・ 健康相談	健康教室・ グループワーク	地区活動 (家庭訪問・面接・電話)	地区組織活動・ 関係機関連携会議
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 乳児健診 ◇ 1歳6か月児健診 ◇ 3歳児健診 ◇ 乳幼児経過観察 ◇ 心理経過観察相談 ◇ 乳幼児健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 母親学級 ◇ パパママ準備教室 ◇ ゆりかご・ふらっと ◇ 母乳・卒乳教室 ◇ おかあさんのお休み時間 ◇ 新米ママのひろば ◇ 親子遊び教室（心理集団活動） ◇ 家庭の事故予防教育 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ゆりかご・としま事業（妊娠届出時全数面接） ◇ 妊産婦訪問 ◇ こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問・乳児全戸訪問） ◇ 未熟児訪問 ◇ 産後ケア事業 ◇ 乳幼児健診未来所者訪問 ◇ 心身障害児・長期療養児訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ こんにちは赤ちゃん対応会議 ◇ 子育てサロン講話 ◇ 子育てネットワーク会議 ◇ 新生児訪問指導員研修会 ◇ ツインスマイル ◇ 産科病棟連絡会 ◇ 要保護児童等対策地域協議会
成人保健	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活習慣病予防健診（男性） ◆ 女性の骨太健診 ◆ 健康相談 ◆ 女性のための専門相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健診時集団教育 ◆ エイズ予防教育 ◆ 乳がん予防教育 ◆ 出前講座 ◆ 啓発セミナー・講座 ◆ 尿もれ予防教室 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問指導事業 ◆ 在宅難病患者訪問診療事業 ◆ 難病患者等療養支援 ◆ 肝炎陽性者受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 神経難病医療ネットワーク連絡会 ◆ 都エイズ啓発拠点事業 ◆ 区内養護部会連絡会 ◆ 区内大学保健センター連絡会
精神保健	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 精神科医専門相談 ◇ 家族問題相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 精神保健福祉講演会 ◇ ゲートキーパー養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家庭訪問指導 ◇ 未治療/医療中断者支援 ◇ 精神保健アウトリーチ支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ こころまつり ◇ 自主グループ支援 ◇ 家族会支援 ◇ ボランティア講座 ◇ 自殺・うつ病の予防対策委員会 ◇ 心神喪失者等医療観察法ケア会議
結核・感染症	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 結核管理健診 ◆ 結核接触者健診 ◆ QFT検査 ◆ 日本語学校健診 ◆ HIV（エイズ）・性感染症検査/相談 ◆ 肝炎検査/相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集団発生時健康教育 ◆ 感染症予防普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染症発生动向調査 ◆ 結核患者療養指導 ◆ DOT S（服薬支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 結核医療機関連携会議

□別表3 家庭訪問（内訳）

（単位：件）

年 度	区 分	訪 問 世 帯 数	計	感 染 症	結 核	精 神 障 害	心 身 障 害	成 人			
								生 活 習 慣 病	難 病	そ の 他	
											28
		延数	1,647	1,974	15	252	328	40	3	16	23
	29	実数	1,036	1,044	20	84	155	8	1	7	0
		延数	1,542	1,901	20	137	382	25	5	20	0
	30	実数	927	1,017	32	91	145	13	2	11	3
		延数	1,445	1,870	32	146	378	23	2	35	3
	元	実数	948	1,021	0	98	137	14	1	6	7
		延数	1,494	1,759	0	201	317	20	1	15	7
	2	実数	782	850	31	1	77	8	0	3	1
		延数	1,040	1,248	31	23	175	16	0	5	1
	池袋	実数	542	625	31	1	46	8	0	3	0
		延数	704	865	31	23	89	16	0	5	0
	長崎	実数	240	225	0	0	31	0	0	0	1
		延数	336	383	0	0	86	0	0	0	1

下表に続く

（単位：人）

（単位：人）

年 度	区 分	妊 産 婦	乳 児			幼 児	そ の 他	面 接 相 談	電 話 ・ 文 書	関 係 機 関 連 絡	
			未 熟 児	新 生 児	一 般 乳 児						
											28
		延数	343	54	154	598	143	5	2,285	10,403	6,788
	29	実数	287	58	161	142	109	12			
		延数	328	81	172	585	125	21	2,228	11,437	6,865
	30	実数	281	37	152	147	90	13			
		延数	321	39	156	616	106	13	2,452	12,898	7,237
	元	実数	299	47	180	157	63	12			
		延数	342	52	192	525	75	12	2,081	14,460	5,634
	2	実数	287	28	178	142	82	12			
		延数	316	40	181	354	92	14	1,558	36,795	16,660
	池袋	実数	220	22	148	93	45	8			
		延数	244	25	150	219	53	10	1,032	32,350	15,028
	長崎	実数	67	6	30	49	37	4			
		延数	72	15	31	135	39	4	526	4,445	1,632

（注） 家庭訪問（内訳）のうち、乳児55.3%、妊産婦が36.3%、精神障害が16.8%となっている。

22. 保健所実習

[1] 保健所学生実習

医療関係学校の依頼により、学生に対して保健所業務の実習を各課で分担し、公衆衛生教育を実施している。

年度		区分	グループ数	実人員(人)	延人員(人)
28			11	27	252
29			11	31	250
30			10	30	248
元			10	30	230
2			5	14	74
池袋保健所	看護系学生		3	11	48
	(内訳)	上智大学	1	3	24
		日本赤十字社助産師学校	2	8	24
	管理栄養士養成施設学生		0	0	0
	(内訳)	大妻女子大学(※)	0	0	0
	小計		3	11	48
長崎健康相談所	看護系学生		2	3	26
	(内訳)	首都医校	1	1	20
		日本赤十字社助産師学校	1	2	6
	管理栄養士養成施設学生		0	0	0
	(内訳)	大妻女子大学(※)	0	0	0
	小計		2	3	26

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。(大学の申し出により)

[2] 医師臨床研修

□ 受入実績

医師法第16条の2に規定する臨床研修に関する省令に基づき、池袋保健所は、可能な範囲で区内の臨床研修病院である東京都立大塚病院からの依頼に基づき臨床研修協力施設として、地域保健研修を希望する研修医の受入れを実施している。

地域保健研修においては、公衆衛生の重要性を実践の場で学ぶことが最重要課題であり、また診断・治療といった臨床的診療行為だけではなくヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進活動等を理解することを目標としている。

年度	区分	実人員(人)	研修期間
28		6	1名 2日間
29		6	1名 2日間
30		6	1名 2日間
元		6	1名 2日間
2		6	2名 2日間

23. 休日・平日準夜診療

休診日における救急患者に対する医療対策として、休日応急診療及び休日調剤を実施している。また、平成19年12月から小児初期救急医療対策として平日準夜間小児初期救急診療事業を開始し、令和元年10月からは文京区と共同実施を開始。名称を「豊島文京（平日準夜間）こども救急」と変更した。

[1] 休日診療

内科及び小児科は、休日（日曜日・祝日及び年末年始）に固定の診療施設において、豊島区休日・準夜診療事業実施要綱に基づき豊島区医師会に委託して実施している。また年末年始には巣鴨地区において輪番制診療所による診療事業も実施している。

歯科は、豊島区休日歯科応急診療事業実施要綱に基づき豊島区歯科医師会に委託して実施している。
令和3年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
内科 小児科	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋休日診療所	(3982)0198	<ul style="list-style-type: none"> ・休日 昭和55年 4月 1日 ・休日準夜 昭和53年10月15日 ・土曜日準夜 平成 3年 4月 6日
	午後5時～ 午後10時	土曜日	(東池袋4-42-16 池袋保健所1階)		
	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区长崎休日診療所 (長崎2-27-18 長崎複合施設3階)	(3959)3385	昭和58年 6月 5日
	午前9時～ 午後5時	年末年始 (12月31日 ～1月3日)	巣鴨地区（輪番制）		
歯科	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋歯科 休日応急診療所 (東池袋4-42-16 池袋保健所1階 あぜりあ歯科診療所内)	(5985)5577	昭和54年 7月 1日

(注1) 準夜とは、午後5時～午後10時をいう。

(注2) 豊島区长崎休日診療所は、平成3年6月2日に長崎保健所（長崎3-6-24）内から移転。

(注3) 豊島区池袋休日診療所は、平成11年1月15日に豊島区池袋休日診療所（西池袋3-22-16）及び豊島区雑司が谷休日診療所（雑司が谷3-1-7）を統合し、移転開設。

(注4) 豊島区池袋歯科休日応急診療所は、平成11年1月15日に豊島区歯科休日応急診療所から名称変更し、豊島区歯科医師会館（南大塚2-37-1）内より移転。

(注5) 豊島区长崎歯科休日応急診療所（長崎2-27-18、平成3年6月2日開始）は平成13年3月31日をもって廃止。

(注6) 豊島区巣鴨休日診療所（巣鴨4-22-17、昭和56年6月7日開始）は平成17年3月31日をもって廃止。

年末年始の4日間のみ、輪番制（在宅当番医方式による診療）を行なっている。

(注7) 豊島区池袋休日診療所及び豊島区歯科休日応急診療所は池袋保健所の移転に伴い、令和元年10月15日に池袋1-20-9から移転。

[2] 平日準夜間小児初期救急診療

平成19年12月から、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業実施要綱に基づき、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業を開始した。都立大塚病院、豊島区医師会と協定を結んで実施。

令和元年10月より文京区と協定書を交わし、当事業を共同実施とした。関係団体は、豊島区、文京区、都立大塚病院、豊島区医師会、文京区医師会、小石川医師会の計6団体。事業内容に変更はない。
令和3年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
小児科	午後8時～ 午後11時	月曜～金曜 (祝日及び 12月29日 ～1月4日 を除く)	豊島文京(平日準夜間) こども救急 都立大塚病院内 (南大塚2-8-1 1階救急外来診察室)	(3941)3211	平成19年12月3日 (令和元年10月1日 より文京区と共同 実施)

[3] 休日調剤

休日(日曜日・祝日及び年末年始)に、処方箋による調剤業務を豊島区休日調剤事業実施要綱に基づき豊島区薬剤師会へ委託し、休日調剤業務を実施している。平成25年4月1日より、長崎地区の調剤については、長崎休日診療所にて院内処方を行なっている。
令和3年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関・地区名	電話	開始時期
調剤	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	池袋あうる薬局 (東池袋4-42-16 池袋保健所1階)	(3984)7540	平成18年12月1日
	午後5時～ 午後10時	土曜日			
	午前9時～ 午後5時30分	年末年始	巣鴨地区(輪番制)		

[4] 利用状況

(1) 休日診療(内科・小児科)実績

(注) 年末年始在宅当番医方式による診療を含む。

区分 年度	休日 昼 間							休日準夜		土曜日準夜	
	診療所				在宅当番医		休日 昼間 合計 (人)	準 夜 数 (日)	池 袋 休 日 診 療 所 (人)	準 夜 数 (日)	池 袋 休 日 診 療 所 (人)
	休 日 数 (日)	池 袋 (人)	長 崎 (人)	合 計 (人)	診 療 日 数 (日)	受 診 者 数 (人)					
28	73	2,224	1,697	3,921	4	101	4,022	73	1,007	50	542
29	73	2,464	1,843	4,307	4	77	4,384	73	1,160	49	670
30	74	2,556	1,704	4,260	4	92	4,352	74	1,247	48	578
元	77(※1)	2,657	1,755	4,412	4	133	4,545	76	1,202	49	492
2(※2)	73	450	320	770	4	61	831	73	165	50	104

(※1) 池袋休日診療所の診療日数は、令和元年10月の池袋保健所移転時に1日休診したため、76日である。

(※2) 令和2年度は新型コロナウイルスのため受診者が減少した。

(2) 平日準夜間小児初期救急診療実績

区分 年度	平 日 準 夜			合 計 (人)
	実施 日数 (日)	0～4歳 (人)	5～15歳 (人)	
28	242	514	205	719
29	243	425	219	644
30	243	392	218	610
元	240	367	195	562
2(※)	242	160	81	241

(注) 平成26～28年度の年齢区分は、0～5歳、6～15歳となる。
 (※) 令和2年度は新型コロナウイルスのため受診者が激減した。

(3) 休日診療（歯科）実績

区分 年度	休日昼間	
	休日 数 (日)	池 袋 (人)
28	73	419
29	73	372
30	74	321
元	77	354
2(※)	73	229

(※) 令和2年度は新型コロナウイルスのため受診者が減少した。

(4) 休日調剤実績

(注) 長崎休日診療所における院内処方数を含む。

区分 年度	休 日 昼 間				休日準夜		土曜準夜		準 夜
	休 日 数 (日)	内 科 系 (人)	歯 科 系 (人)	合 計 (人)	準 夜 数 (日)	内 科 系 (人)	準 夜 数 (日)	内 科 系 (人)	合 計 (人)
28	73	3,402	165	3,567	73	1,167	50	478	1,645
29	73	3,622	142	4,056	73	1,366	49	568	1,934
30	74	3,695	141	3,836	74	1,477	49	497	1,974
元	76(※1)	3,687	116	3,716	76(※1)	1,434	49	419	1,853
2(※2)	73	586	90	452	73	196	51	87	283

(※1) 令和元年10月の池袋保健所移転時に1日調剤を中止し76日である。長崎休日診療所における休日数は77日である。
 (※2) 令和2年度は新型コロナウイルスのため処方対象者が減少した。

[5] 東京都保健医療情報センターにおける夜間休日連絡通報受理業務

区民等からの緊急の通報に対応できるように、東京都保健医療情報センターに連絡通報受理業務を委託している。

なお、保健所の業務時間外である夜間・休日においては、「東京都医療機関案内サービスひまわり」としてホームページ及び電話にて24時間案内している。

連絡通報受理業務対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症関係 ・食中毒関係 ・予防接種による副反応関係 ・飲料水汚染事故関係 ・その他異例事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健関係 ・こう傷事故等動物関係 ・光化学スモッグ関係 ・苦情関係

24. 在宅医療の推進

区民が自宅で安心して療養できる体制を整備するため、平成22年度から区内関係団体で構成する会議体を運営し、医療及び介護スタッフの連携強化を図っている。また、在宅医療関係者の連携強化につながる事業及び区民への普及啓発事業を合わせて実施している。

[1] 在宅医療連携推進会議

地域医療連携ネットワークの構築及び課題の解決を目的として、会議を設置・開催した。この会議は下記の職種の委員で構成され、年3回開催している。また、個別の課題解決を目的とした部会を設置し、定例会の他、研修会等を実施している。

構成	学識経験者、医師（診療所、病院）、歯科医師、薬剤師、看護師（病院、訪問看護ステーション）、介護支援専門員、リハビリテーションスタッフ、高齢者総合相談センター職員、在宅医療相談窓口相談員、歯科相談窓口相談員、区民、保健所長
部会	口腔・嚥下障害部会、在宅服薬支援部会、訪問看護ステーション部会、リハビリテーション部会、ICT部会、感染症対策部会

[2] 事業実績

(1) 在宅医療コーディネーター研修

在宅医療に関わるスタッフ（主として介護支援専門員）を対象に、在宅医療に関する知識の習得と多職種連携を目的とした研修を実施している。

□研修実績

年度	区分	研修名	実施日程	回数（回）	受講者数（人）
28		在宅医療コーディネーター研修上級編	平成28年11月～ 平成29年3月	5	27
29		在宅医療コーディネーター研修	平成29年10月～ 平成30年2月	5	37
30		在宅医療コーディネーター研修	平成30年10月～ 平成31年2月	5	20
元		在宅医療コーディネーター研修上級編	令和元年10月～ 令和2年2月	5	11
2		在宅医療コーディネーター研修	令和2年9月～ 令和3年1月	4(※)	10

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言期間中のため、第5回は中止となった。

(2) 区民向け講座

区民に対し在宅医療についての知識を普及啓発するために、在宅医療に関する講座を開催している。

□講座実績

区分 年度	講座名	概要	参加者数 (人)
28	知って安心！やさしい医療健康講座 「賢い脂質コントロール術を学びませんか！」	栄養専門学校校長より、身近な食べ物の脂質量や調理法を通して、日々の食生活における健康づくり意識を啓発。	84
29	知って安心！やさしい医療健康講座 「健康長寿を目指して～バランス食事でフレイル（虚弱）予防を～」	栄養専門学校校長による食生活に関する講演を通じ、フレイル（虚弱）に対する予防意識を普及啓発。	75
30	知って安心！やさしい医療健康講座 「バランス食で健康維持を！！」	栄養専門学校校長による食生活に関する講演を通じ、健康意識を普及啓発。	74
元	知って安心！やさしい医療健康講座 「医師・薬剤師との上手なつきあい方～賢く医療を受けるために～」	お薬手帳を活用した、具体的な医師・薬剤師との上手な付き合い方についての講演。	60
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		

(3) 在宅医療関係者交流会

区内の在宅医療、介護関係者のネットワークづくりを推進することを目的とし、講演のほか、在宅医療・介護連携の事例検討を実施する。

参加職種：区内診療所及び病院医師、歯科医師、薬剤師、病院看護師、訪問看護師、歯科衛生士、介護支援専門員、リハビリテーションスタッフ、高齢者総合相談センター職員、学識経験者、区民等

区分 年度	開催年月日	参加者数（人）	場 所
28	平成29年 3月 4日	140	豊島区生活産業プラザ
29	平成30年 3月 3日	87	豊島区生活産業プラザ
30	平成31年 3月 2日	85	IKE・Bizとしま産業振興プラザ
元	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		

(4) 在宅医療相談窓口（平成24年10月1日開設）

在宅医療を希望する区民、家族、医療機関、介護事業者などからの在宅医療に関する相談を受けるとともに、必要に応じて在宅医療に必要な医療・介護スタッフの確保・連携調整を行なう、ワンストップ型のサービス窓口を設置することにより、区民が安心して在宅医療を受けられる体制を整備する。

□相談件数

(単位：件)

年度	計	内訳						
		電話	訪問	来所	文書	メール	SNS	その他
28	4,786	1,564	415	133	110	708	1,708	148
29	4,854	1,319	338	104	160	738	2,031	164
30	4,991	1,585	458	132	99	677	1,812	228
元	5,526	1,607	345	105	108	270	2,897	194
2	6,680	2,175	173	121	523	295	3,248	145

(6) 歯科相談窓口（平成26年6月3日開設）

通院による歯科診療が困難なため、在宅または入所施設などで訪問歯科診療や訪問口腔ケアなどを希望する区民、医療機関、事業所などからの相談を受け付ける。また、がん患者の周術期における口腔ケア、その他歯と口腔の健康全般に関する相談も受け付け、関係機関との連絡調整を行ない、歯と口腔の健康づくりを効果的に推進する。

□相談件数

(単位：件)

年度	計	内訳				
		電話	メール	F A X	来所	その他
28	857	774	15	28	32	8
29	823	738	30	27	27	1
30	1,207	1,066	15	80	40	6
元	1,132	884	2	216	29	1
2	1,307	1,012	0	260	34	1

(7) 在宅療養後方支援病床確保事業（平成29年6月1日モデル事業開始）

区内の在宅療養者が、病状の急性増悪等のため一時的に入院を必要とする場合に、入院治療を受けるための病床を確保することにより、在宅療養者及びその家族が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を継続できるよう支援することを目的とする。

□件数

年度	入院件数（人）	入院日数（日）
29	15	98
30	16	110
元	21	127
2	11	70

(注) 協力金支払上限は1件あたり7日間

(8) 地域医療・介護ネットワーク構築事業（平成30年4月1日事業開始）

区において、在宅療養患者を支える体制を整備するため、ICTネットワーク等の積極的活用を図りつつ、医療・介護従事者等の連携を推進し、相互に補完し合いながらチームによる24時間の連絡体制、診療体制を構築するための豊島区医師会の取り組みに対し、区が必要な経費を補助することにより、区民の在宅療養生活の質・量的な充足に資することを目的とする。

25. 豊島健康診査センター

医療法人財団豊島健康診査センターは、超高齢社会、介護保険制度に対応した地域医療の基盤整備を目的として区と区医師会において共同設立した。MRI、マルチスライスCT等の高度医療機器を配備し、画像診断及び検体分析の両面において高度な検査体制を供し、地域医療を支援する精密検査機関としての役割を担うことにより、地域医療の高度化を図り、もって区民の健康の推進・増進に寄与するために運営している。

所在地	豊島区上池袋2丁目5番1号健康プラザとしま5～7階
名称	医療法人財団 豊島健康診査センター
面積	1,705.26 m ²
開設年月日	平成11年9月1日

[1] 豊島健康診査センターが担う役割

(1) 地域医療を支援する精密検査機関

区民の身近なかかりつけ医の依頼に基づき、高度な精密検査を迅速に行ない、精度の高い検査結果を提供するなど地域医療の充実、強化に寄与する。

(2) 豊島区が実施する各種健康診査の拠点施設

豊島区が実施する特定健康診査、長寿健康診査、学童健康診査、各種がん検診などにおける画像診断や検体・細胞の分析検査を受託して行なう。

[2] 主な検査機能

(1) 画像診断部門

- | | |
|--------------------|------------|
| ・MRI（磁気共鳴断層撮影装置）検査 | ・電子内視鏡検査 |
| ・マルチスライスCT検査 | ・胃部X線テレビ撮影 |
| ・乳房X線検査 | ・胸部X線単純撮影 |
| ・骨密度測定検査 | ・眼底検査 |
| ・超音波検査 | |

(2) 臨床検査部門

- | |
|-----------------------------|
| ・血液生化学検査（肝機能、脂質代謝、糖代謝、腎機能等） |
| ・血液検査（貧血・炎症・凝固） |
| ・便潜血反応検査 |
| ・白血球検査 |
| ・細胞診検査 |
| ・血液血清学的検査（感染症、腫瘍マーカー等） |

[3] 事業実績

(1) 画像診断部門

地域の医療機関からの依頼や区の委託事業等により画像診断を実施している。

(単位：件)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
MR I 診断	1,882	1,718	1,599	1,548	1,026
C T 検査	7,538	7,627	10,423	12,270	9,157
内視鏡診断	339	351	810	1,042	665
超音波診断	760	798	808	767	659
骨塩定量検査	2,605	3,077	3,076	3,032	2,683
乳房撮影検査	8,308	8,028	7,447	7,179	6,059
消化管撮影診断	7,862	7,794	8,881	8,321	5,982
一般撮影診断	22,053	22,197	23,796	25,606	20,197
計	51,347	51,590	56,820	59,765	46,428

(2) 自費診療事業

中小企業及び私立学校等から健診を受託している。

(単位：件)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
事業所健診 (※1)	10,997	10,382	10,754	10,579	7,819
健保家族特定健診 (※2)	1,244	1,301	1,120	1,068	886
個人健診	1,226	1,415	1,421	1,246	977
私立学校学生・生徒健診	3,970	4,017	3,363	2,414	1,233
自費検査他	912	872	664	582	159
計	18,349	17,987	17,322	15,889	11,074

(※1) 事業所健診には、平成20年度から「協会けんぽ」の健診を含む。

(※2) 健保家族特定健診は平成20年度から始まり、人間ドック学会の集合契約（健診センターが参加）及び豊島区医師会の集合契約（医療機関が参加）によりセンターが検査及び情報処理した件数。

(3) 臨床検査事業

医師会員医療機関からの血液・生化学等の臨床検査と、区から受託した健診による検査を実施している。

(単位：件)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
血液・生化学検査	258,710	249,529	245,095	235,865	209,979
便潜血反応検査	20,576	20,683	19,117	18,305	17,712
細胞診検査	13,844	13,429	12,155	12,166	11,106
その他	61,856	59,282	57,435	55,152	47,612
計	354,986	342,923	333,862	321,488	286,409
心電図・眼底視力等	42,546	44,186	45,156	41,164	32,236

(4) 保健事業

区が実施した特定・長寿健康診査の検体検査及び各種がん検診、学校保健法による児童・生徒の健診、労働安全衛生法に基づく教職員・区職員の健診等を受託している。

(単位：件)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
高齢者医療確保法による特定・長寿健診・福祉健診	35,009	33,648	33,345	31,744	29,595
区民がん検診等(※1)	55,670	56,319	55,422	55,797	49,040
公害健康被害補償による健診	211	261	188	169	210
学校保健法による健診	17,041	17,551	17,845	18,304	18,987
教職員健診・がん検診	1,760	1,732	1,759	1,784	1,727
区職員健診・がん検診 特定保健指導(※2)	4,502	4,463	4,413	4,997	4,953
豊島区国保・健保等の委託による保健指導等(※3)	552	615	971	939	797

(※1) 平成20年度から区民がん検診等に骨密度・肝炎検査を追加している。

(※2) 平成20年度から区職員健診に特定保健指導分を含む。

(※3) 平成30年度から保健指導等に糖尿病重症化予防事業実施分を含む。

附属機関等

1. 附属機関等一覧

令和3年4月1日現在

名 称	根 拠	所 掌 内 容
1. 保健所運営協議会 委 嘱 区長 年月日 平成一年一月一日 会 長 1名 委 員 29名 計30名 任 期 2年 開 催 年1回	地域保健法第11条 豊島区保健所運営協議会条例(昭和50年3月15日 豊島区条例第31号)	豊島区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項について審議すること (平成15年度から休止中)
2. 大気汚染障害者認定審査会 委 嘱 区長 年月日 令和 3年 4月 1日 会 長 1名 委 員 6名 計 7名 区条例 10名以内 任 期 2年 開 催 月1回	都条例 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 豊島区大気汚染障害者認定審査会条例(昭和50年3月15日 豊島区条例第33号)	都条例に基づき医療費を助成するため、大気汚染に係る健康障害者の認定に必要な調査審議すること
3. 公害健康被害認定審査会 委 嘱 区長 年月日 令和 2年 1月27日 会 長 1名 委 員 10名 計11名 区条例 15名以内 任 期 2年 開 催 月1回	公害健康被害の補償等に関する法律第45条 豊島区公害健康被害認定審査会条例(昭和50年12月24日 豊島区条例第61号)	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者の更新認定及び補償給付に必要な調査審議すること
4. 公害健康被害診療報酬審査会 委 嘱 区長 年月日 令和 2年 4月 1日 会 長 1名 委 員 4名 計 5名 区条例 6名以内 任 期 2年 開 催 月1回	公害健康被害の補償等に関する法律第23条 豊島区公害健康被害診療報酬審査会条例(昭和50年12月24日 豊島区条例第62号)	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する疾病にかかっていると認定された者に関する診療報酬点数について、審査すること
5. 予防接種健康被害調査委員会 委 嘱 区長 健康被害発生時に委嘱 会 長 1名 委 員 7名以内 計8名以内 任 期 調査報告終了まで 開 催 随 時	豊島区予防接種健康被害調査委員会設置要綱 (昭和55年4月1日 区長決裁)	予防接種による健康被害もしくはその疑いの発生に際し、医学的な見地から調査すること
6. 感染症の診査に関する協議会 委 嘱 区長 年月日 令和 3年 4月 1日 会 長 1名 委 員 11名 計12名 任 期 2年 開 催 月2回	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 豊島区感染症の診査に関する協議会条例(平成11年3月23日 豊島区条例第20号)	就業制限の通知、入院勧告、入院の期間の延長並びに患者の医療費用負担を審議すること、就業制限、入院の措置の報告に関し、意見を述べること

名 称	根 拠	所 掌 内 容
7. 健康プラン推進会議 委 嘱 区長 年月日 令和3年3月16日 会 長 1名 委 員 13名 計14名 任 期 2年 開 催 年1回	健康プラン推進会議設置要綱 (平成21年10月1日 健康担当部長 決定)	健康プランの推進、評価に ついて意見を述べること、 その他の健康施策に関し、 意見を述べること
8. 豊島区がん対策推進会議 指 名 区長 年月日 令和2年 8月 31日 会 長 1名 委 員 15名 計16名 任 期 就任した年度の末日 開 催 年4回	豊島区がん対策推進会議設置要綱 (平成22年4月1日 健康担当部長 決定)	区においてがん対策を推進 するにあたり、区の現状の 検証、がん対策に関する条 例の制定及びがん対策に関 する計画の策定等について 専門的な見地から検討する こと
9. 豊島区在宅医療連携推進会議 指 名 区長 年月日 令和3年 5月25日 会 長 1名 委 員 25名 計26名 任 期 就任した年度の末日 開 催 年3回	豊島区在宅医療連携推進会議設置 要綱(平成22年6月1日 健康担当部 長決定)	区民の医療に携わる関係機 関の連携を強化し、豊島区 の在宅医療体制を整備・推 進すること
10. 豊島区災害医療検討会議 依 頼 区長 年月日 令和2年 4月 1日 会 長 1名 委 員 21名 計22名 任 期 2年 開 催 2回	豊島区災害医療検討会議設置要綱 (平成25年9月5日 健康担当部長 決定)	災害時の救命救急活動や医 療体制、搬送体制、保健・ 衛生体制等に関して意見を 述べること
11. 豊島区新型インフルエンザ等対 策推進協議会 依 頼 区長 年月日 令和2年 9月 1日 委 員 9名 任 期 2年 開 催 1回	豊島区新型インフルエンザ等対策 推進協議会設置要綱(平成26年10 月3日 健康担当部長決定)	新型インフルエンザ等の対 策の円滑な推進のため、感 染症その他専門的な見地か らの意見及び助言を得るこ と
12. 豊島区自殺対策計画策定委員会 委 嘱 区長 年月日 平成30年 7月 3日 会 長 1名 委 員 16名 計17名 任 期 策定される日まで 開 催 年3回	豊島区自殺対策計画策定委員会設 置要綱(平成30年7月3日 保健福祉 部長決定)	豊島区自殺対策計画の策定 に関して意見を述べ、自殺 対策に関する理解促進や自 殺の実態等の情報提供をす ること
13. 豊島区保健所機能拡充検討会議 依 頼 区長 年月日 平成30年12月18日 委 員 21名 任 期 2年 開 催 随時	豊島区保健所機能拡充検討会議設 置要綱(平成30年10月23日 健康担 当部長決定)	今後の保健所の機能拡充を 検討し、公衆衛生の拠点で ある保健所機能の充実を 図るために、専門的な見地 からの意見及び助言を得る こと

2. 委員名簿

[1] 豊島区大気汚染障害者認定審査会（7人）

（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）

令和3年4月1日現在

区 分	氏 名	現 職 等
医 師 会 推 薦	中 本 讓 武 藤 敬 松 浦 真理子	医療法人社団瑞雲会理事長 武藤クリニック院長 松浦クリニック院長
専 門 医 師	中 川 喜 子 橋 本 光 司 吉 原 久 直	日本大学医学部附属板橋病院助教 ときわ台はしもと小児科アレルギー科院長 （日本大学医学部小児科学系小児科分野兼任講師） 帝京大学医学部附属病院保険指導部部長
保 健 所 長	植 原 昭 治	豊島区池袋保健所長

[2] 豊島区公害健康被害認定審査会（11人）

（任期：令和2年1月27日～令和4年1月26日）

令和3年4月1日現在

区 分	氏 名	現 職 等
医 師 会 推 薦	中 本 讓 武 藤 敬 石 井 宏 三 宅 修 司 吉 澤 孝 之 松 浦 真理子	医療法人社団瑞雲会理事長 武藤クリニック院長 たじま医院院長 みやげ医院院長 要町病院院長 松浦クリニック院長
専 門 医 師	中 川 喜 子 橋 本 光 司 吉 原 久 直	日本大学医学部附属板橋病院助教 ときわ台はしもと小児科アレルギー科院長 （日本大学医学部小児科学系小児科分野兼任講師） 帝京大学医学部附属病院保険指導部部長
弁 護 士	神 田 将	茅場町総合法律事務所
保 健 所 長	植 原 昭 治	豊島区池袋保健所長

[3] 豊島区公害健康被害診療報酬審査会 (5人)

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年4月1日現在

区 分	氏 名	現 職 等
医 師 会 推 薦	中 本 讓 高 岡 和 彦 久 野 伸 夫	医療法人社団瑞雲会理事長 鬼子母神診療所所長 めじろ内科クリニック院長
専 門 医 師	吉 原 久 直	帝京大学医学部附属病院保険指導部部長
薬 剤 師 会 推 薦	遠 藤 信 一 郎	株式会社遠藤代表

[4] 豊島区感染症の診査に関する協議会 (12人)

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

令和3年4月1日現在

区 分	氏 名	現 職 等
感染症指定医療機関等	尾 形 英 雄 高 橋 典 明 忠 願 寺 義 通 足 立 拓 也	結核予防会複十字病院安全管理特任部長 板橋区医師会病院副院長 東京都立大塚病院副院長 東京都保健医療公社豊島病院感染症内科医長
医 師 会 推 薦	西 野 多 聞 吉 澤 孝 之 中 本 讓 安 康 善 雄 武 藤 敬	アルパカ小児科耳鼻科クリニック院長 要町病院院長 医療法人社団瑞雲会理事長 安康レディースクリニック院長 武藤クリニック院長
学 識 経 験 者	石 井 誠 一 郎 深 道 祐 子 瀬 戸 淳 子	石井誠一郎法律事務所 仁科・深道法律事務所 帝京平成大学健康メディカル学部言語聴覚学科長

[5] 豊島区健康プラン推進会議 (14人)

(任期：令和3年3月16日～令和5年3月15日)

令和3年4月1日現在

区 分	氏 名	現 職 等
学 識 経 験 者	山 縣 然太朗 福 田 雅 臣	山梨大学大学院総合研究部医学域教授 日本歯科大学生命歯学部教授
地 域 医 療 関 係 者	西 野 多 聞 土 屋 淳 郎 高 田 靖 中 島 陽 洲 佐 野 雅 明 伊 原 孝 子 平 井 奈穂子 星 野 雄 子	豊島区医師会理事 豊島区医師会理事 豊島区歯科医師会副会長 豊島区歯科医師会専務理事 豊島区薬剤師会会長 豊島区薬剤師会副会長 豊島区看護師会副会長 豊島区看護師会理事
区 民 委 員	五十嵐 淑 子 佐 伯 晴 子 横 尾 三 江	区民 区民 区民
区 職 員	植 原 昭 治	豊島区池袋保健所長

[6] 豊島区がん対策推進会議 (17人)

(任期：令和2年8月31日～令和3年3月31日)

令和3年4月1日現在

区 分	氏 名	現 職 等
病 院 関 係 者	辻 井 俊 彦 入 口 陽 介 田 中 桂 子 櫻 井 裕 幸 忠願寺 義 通	東京都保健医療公社大久保病院院長 東京都がん検診センター副所長 がん・感染症センター都立駒込病院緩和ケア科部長 日本大学医学部附属板橋病院がん相談支援センター長 東京都立大塚病院副院長
地 域 医 療 関 係 者	平 井 貴 志 吉 澤 明 孝 高 田 靖 伊 原 孝 子 石 原 聖 久 鈴 木 悦 子 武 山 ゆかり	豊島区医師会会長 豊島区医師会 豊島区歯科医師会副会長 豊島区薬剤師会副会長 豊島健康診査センター所長 要訪問看護ステーション所長 豊島区在宅医療相談窓口相談員
関 係 団 体	吉 田 由美子	NPO法人サクセスみらい科学機構
区 民 委 員	横 山 忠 夫 安 藤 美奈子 田 中 貴代子	区民 区民 区民
区 職 員	植 原 昭 治	豊島区池袋保健所長

[7] 豊島区在宅医療連携推進会議 (26人)

(任期：令和3年5月25日～令和4年3月31日)

令和3年5月25日現在

区 分	氏 名	現 職 等
学 識 経 験 者	田 城 孝 雄	放送大学大学院教授
病 院 等 関 係 者	檀 直 彰 末 吉 美 花 村 崎 佳代子 沖 野 加奈子 小 林 寿 美 早 川 幸一朗 深 澤 雅 世 金 日 幸 関 口 妙 子	東京都立大塚病院内科部長 東京都立大塚病院看護部看護支援部門看護師長 本町訪問看護ステーション ナースステーション東京池袋支店 介護老人保健施設 安寿 さかいリハ訪問看護ステーション東京池袋支所 ふくろうの杜高齢者総合相談センター ケアプランセンターまんぞく 有限会社東洋ケアセンター
地 域 医 療 関 係 者	平 井 貴 志 土 屋 淳 郎 水 足 一 博 井 口 裕 章 吉 澤 明 孝 田 中 宏 和 高 田 靖 靖 中 島 陽 州 佐 野 雅 昭 小 林 晃 洋 中 辻 康 博 猿 渡 寿 彦 鈴 木 道 会 沢 咲 子	豊島区医師会会長 豊島区医師会理事 豊島区医師会理事 豊島区医師会地域医療部委員長 豊島区医師会地域医療部委員 豊島区医師会地域医療部委員 豊島区歯科医師会副会長 豊島区歯科医師会専務理事 豊島区薬剤師会会長 豊島区薬剤師会理事 豊島区在宅医療相談窓口室長 豊島区在宅医療相談窓口相談員 豊島区在宅医療相談窓口相談員 豊島区歯科相談窓口相談員
区 民 委 員	木 川 るり子	区民
区 職 員	植 原 昭 治	豊島区池袋保健所長
オ ブ ザ ー バ ー	水 木 麻衣子	日本医療コーディネーター協会理事

[8] 豊島区災害医療検討会議 (20人)

(任期：平成30年4月1日～令和 2年3月31日)

令和2年3月31日現在

区 分	氏 名	現 職 等
病 院 関 係 者	島 本 悦 次 川 内 章 裕 坂 本 哲 也 澁 谷 和 彦 田 口 享 子 留 目 忍 原 え り 大 部 雅 英 吉 澤 明 孝	大同病院院長 池袋病院院長 帝京大学医学部附属病院院長 都立大塚病院副院長 山口医院院長 長汐病院事務部長 原整形外科病院院長 としま昭和病院院長 要町病院副院長
地 域 医 療 関 係 者	高 橋 清 輝 (令和2年1月まで) 安 田 正 秀 上川床 裕 北 堀 和 男 小 川 隆 吉 高草木 章 田 崎 崇 無 藤 龍 雄 土 肥 康 子 星 野 雄 子 厚 美 道 子 新井田 龍 一	豊島区医師会会長 豊島区医師会副会長 豊島区医師会理事 豊島区医師会理事 豊島区産婦人科医会会長 豊島区歯科医師会会長 豊島区薬剤師会常務理事 東京都柔道整復師会豊島支部長 豊島区鍼灸師会会長 東京都助産師会 豊島地区分会長 南池袋訪問看護ステーション 豊島区在宅医療連携推進会議リハビリテーシ ョン部会長

(注) 令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため休止。委員推薦依頼中。

[9] 豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会 (9人)

(任期：平成30年4月1日～令和 2年3月31日)

令和2年3月31日現在

区 分	氏 名	現 職 等
病 院 関 係 者 (感 染 症 対 応)	畑 明 宏 田 口 享 子 佐 藤 香理奈	豊島病院副院長 山口医院理事長 東京都立大塚病院 感染管理看護師長
地 域 医 療 関 係 者	湊 通 嘉 北 堀 和 男 西 野 多 聞	豊島区医師会 豊島区医師会理事 豊島区医師会理事
	高 田 靖	豊島区歯科医師会副会長
	内 山 賢 一	豊島区薬剤師会理事
区 職 員	植 原 昭 治	豊島区池袋保健所長

[10] 豊島区保健所機能拡充検討会議 (19人)

(任期：平成30年12月18日～令和2年3月31日)

令和2年3月31日現在

区 分	氏 名	現 職 等
学 識 経 験 者	富 山 順 治	都立大塚病院院長
地 域 医 療 関 係 者	高 橋 清 輝 (令和2年1月まで) 高 草 木 彰 遠 藤 信 一 郎 島 本 悦 次	豊島区医師会会長 豊島区歯科医師会会長 豊島区薬剤師会会長 大同病院院長
警 察 ・ 消 防 等 行 政 関 係 者	喜々津 和 義 世 取 治 郎 内 海 基 博	池袋警察署警備課長 池袋警察署生活安全課長 豊島消防署警防課長
公 衆 衛 生 関 係 者	稲 葉 孝 博 西 岡 孝 文	豊島区環境衛生協会会長 豊島区池袋食品衛生協会会長
関 係 団 体 委 員	田 中 幸 一 郎 川 島 外 志 美 福 田 房 子 林 洋 福 田 美 津 恵 大 澤 恵 美 子	豊島区町会連合会会長 豊島区民社会福祉協議会 豊島区民生児童委員協議会会長 豊島区商店街連合会副会長 豊島産業協会委員 豊島区消費者団体連絡会委員
区 職 員	植 原 昭 治 森 眞 理 子 関 な お み 亀 井 康 行 (令和元年8月まで) 常 松 洋 介	豊島区池袋保健所長 豊島区生活衛生課長 豊島区健康推進課長 豊島区長崎健康相談所長 豊島区保健福祉部長

(注) 現在休会中

3. 令和2年度財政補助団体一覧

団 体 名	事 業 名	令和2年度 会員数(人)
(公 社) 豊 島 区 薬 剤 師 会	使用済み注射針回収事業 お薬手帳発行事業 在宅医療に関する医療用麻薬管理及び高度管理医療機器等貸出事業	128
豊 島 区 歯 科 技 工 士 会	義歯名入れ・歯科技工啓発事業	20
東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会	覚せい剤等薬物乱用防止推進普及啓発活動事業	12
豊 島 区 救 急 業 務 連 絡 協 議 会	救急業務活動推進事業	13
豊 島 区 池 袋 食 品 衛 生 協 会	食品衛生の普及啓発と食品衛生自治指導員による巡回指導事業	569
まち・どうぶつと共に生きる会	飼い主のいない猫とペットに係る活動及び地域の見守り活動	10
NPO法人 東京キャッツアイ	地域猫活動及び飼い主への援護活動	10
目 白 ペ ッ ト 倶 楽 部	人とペットの災害対策と準備	12
としまコスモスの会	精神保健福祉ボランティアによる「フリースペース」の運営	23

豊島区の保健衛生（事業概要）

令和3年版

令和3年9月発行

発行編集	豊島区保健福祉部・池袋保健所 〒170-0013
所在地	東京都豊島区東池袋 4-42-16 電話(3987)4203
印刷	株式会社 ユニバーサル企画 (頒布価格) 750円